

令和 2 年度 鹿児島地方最低賃金審議会

第 2 回

日時 : 令和 2 年 7 月 28 日 (火)

13:30~

場所 : 鹿児島合同庁舎 第 2 会議室

鹿児島労働局

一 議 題 一

- 1 令和 2 年度 中央最低賃金審議会における目安答申伝達について
- 2 令和 2 年度 産業別最低賃金の改正に関する申出等について
 - (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - (2) 自動車（新車）小売業
- 3 令和 2 年度 産業別最低賃金改正の必要性の諮問について
- 4 令和 2 年度 運営小委員会に参加する関係労使について
- 5 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
- 6 その他

一 資 料 一

資料番号	資 料 項 目
1	令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
2	第 2 回目安に関する小委員会配付資料
3	第 3 回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料
4	就業形態別労働者一人平均 1 時間当たり賃金（鹿児島県）
5	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移（鹿児島労働局）
6	最低賃金額と生活保護費の比較（令和 2 年度）
7	令和 2 年度産業別最低賃金の改正に関する申出書 <ol style="list-style-type: none">(1) 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業(2) 自動車（新車）小売業
8	令和 2 年度鹿児島地方最低賃金改定に関する意見書
9	最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
10	月例経済報告（令和 2 年 7 月、内閣府）

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和2年7月21日

1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中にあっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があ

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は GDP 押上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても 10 月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の 1,013 円でも 2,000 時間働いて年収 200 万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に 800 円以下の地域をなくすこと、トップランナーである A ランクが 1,000 円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらかろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企

業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配意した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、

地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中にあっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超える令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、
- ④ 賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目 GDP 成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への

影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相當に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

令和2年7月10日（金）13:00～
於 労働委員会会館 講堂（7階）

第2回目安に関する小委員会配付資料

- 資料No. 1 令和2年賃金改定状況調査結果
- 資料No. 2 生活保護と最低賃金
- 資料No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率
- 資料No. 4 賃金分布に関する資料
- 資料No. 5 最新の経済指標の動向
- 資料No. 6 新型コロナウイルス感染症関係資料
- 参考資料 第1回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料

～以上～

令和2年賃金改定状況調査結果

<調査の概要>

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業、小売業
 - (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業、飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
 - (カ) 医療、福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）
3. 調査事業所
 - (1) 数 15,641 事業所
 - (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,376	27.6%
B ランク	3,306	1,068	32.3%
C ランク	4,191	1,318	31.4%
D ランク	3,162	1,034	32.7%
合計	15,641	4,796	30.7%
4. 集計労働者 30,527人
5. 調査事項【基準となる期日又は期間】
 - (1) 事業所に関する事項
 - イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和2年6月1日現在〕
 - ロ 事業所の労働者数〔令和2年6月1日現在〕
 - ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和2年6月分〕
 - ニ 事業所の年間所定労働日数〔平成30年度分、令和元年度分〕
 - ホ 賃金改定状況〔令和2年1月～6月〕
 - (2) 労働者に関する事項
 - イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和2年6月1日現在〕
 - ロ 賃金形態〔令和2年6月分〕
 - ハ 基本給額、諸手当〔令和元年6月分、令和2年6月分（見込額）〕
 - ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和元年6月分、令和2年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。令和 2 年調査の第 1～4 表及び参考 2 における当該 3 産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

（参考）令和 2 年調査における標本設計の見直しについて

産業別・事業所規模別の調査対象事業所数を母集団事業所数に比例した配分とするよう変更。

	令和元年調査	令和 2 年調査
産業別	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>E－製造業 ： I－卸売業、小売業 ： M－宿泊業、飲食サービス業 ： P－医療、福祉 ： その他のサービス業（※） = 6 : 3 : 1 : 1 : 2</p> <p>（※）その他のサービス業とは、 L－学術研究、専門・技術サービス業 N－生活関連サービス業、娯楽業 R－サービス業（他に分類されないもの） の 3 産業を合わせたもの。</p>	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>日本標準産業分類の産業大分類に基づき、 E－製造業 I－卸売業、小売業 M－宿泊業、飲食サービス業 P－医療、福祉 L－学術研究、専門・技術サービス業 N－生活関連サービス業、娯楽業 R－サービス業（他に分類されないもの） の 7 産業を選定区分とし、産業別の比率は母集団と同じとする。</p>
事業所規模	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>事業所規模 1～9 人 : 10～29 人 = E－製造業 2 : 1 I－卸売業、小売業 3 : 1 M－宿泊業、飲食サービス業 3 : 1 P－医療、福祉 3 : 1 その他のサービス業 3 : 1</p>	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>すべての産業において、事業所規模別の比率は母集団と同じとする。</p>
地域	<p>○調査対象範囲</p> <p>各都道府県の県庁所在都市に加え、製造業のみ、地方小都市も対象とする。</p>	<p>○調査対象範囲</p> <p>すべての産業について、各都道府県内の全域を対象とする。</p>

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業		
	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所
計	39.2	1.5	43.0	16.2	100.0	26.3	2.7	58.7	12.4	100.0	47.7	1.7
A	100.0	39.2	1.5	43.0	16.2	100.0	2.7	58.7	12.4	100.0	47.7	1.7
B	100.0	41.0	1.5	41.0	16.5	100.0	31.0	3.4	53.2	12.3	100.0	46.2
C	100.0	43.4	1.4	42.1	13.1	100.0	38.1	0.6	50.9	10.4	100.0	47.7
D	100.0	43.4	1.8	41.5	13.3	100.0	45.2	0.0	38.8	16.0	100.0	52.0
計	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1
R	100.0	53.6	1.1	31.5	13.8	100.0	45.8	1.1	41.2	12.0	100.0	56.0
年												

ランク	宿泊業、飲食サービス業、娯楽業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業(他に分類されないもの)		
	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所									
計	27.7	0.0	55.3	17.0	100.0	31.7	1.4	42.0	24.8	100.0	52.6	1.4
A	100.0	27.7	0.0	55.3	17.0	100.0	31.7	1.4	42.0	24.8	100.0	52.6
B	100.0	32.0	1.2	47.3	19.5	100.0	21.9	1.4	42.3	34.4	100.0	56.3
C	100.0	33.8	1.2	52.9	12.1	100.0	34.6	0.0	54.4	10.9	100.0	61.2
D	100.0	17.7	3.5	70.6	8.3	100.0	34.1	0.0	52.4	13.4	100.0	61.5
計	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7
R	100.0	50.4	1.3	27.6	20.7	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)	100.0	62.3
年												

(注) 合元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表記していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値(括弧内の数値)については「その他のサービス業」の数値を参考値として指載している。

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所										賃金引下げ実施事業所										賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計									
	産業計	製造業	卸売業	小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業	飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	サービス業(他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業	小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業	飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	サービス業(他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業	小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業	飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	サービス業(他に分類されないもの)			
A	3.0	3.3	2.7	3.5	3.7	3.4	2.6	2.5	-15.1	-20.5	-8.2	-13.6		-20.0	-28.2	-2.2	0.9	0.3	1.2	1.3	1.0	0.8	1.0	0.9						
B	2.5	2.2	2.2	4.1	2.4	3.0	2.1	3.3	-18.2	-16.1	-26.7	-19.9	-21.4	-6.0	-1.2	-33.0	0.8	0.1	0.8	1.7	0.5	0.6	1.2	1.2						
C	2.7	2.3	2.3	3.2	4.5	3.1	2.2	3.1	-6.4	-0.8	-10.2	-2.8	-4.6	-7.0	-1.8	1.1	0.9	0.9	1.3	1.5	1.1	1.2	1.2	1.2						
D	2.8	4.3	2.6	4.0	1.4	1.7	2.6	3.4	-9.4	-7.9	-15.3	-4.6	-2.1	1.0	1.9	1.2	2.1	-0.3	0.6	1.5	1.3									
計	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1						
R 1 年	2.5	2.5	2.4	(2.6)	3.2	(2.6)	1.9	(2.6)	-2.2	-5.3	-3.0	(-1.1)	-0.1	(-1.1)	0.0	(-1.1)	1.2	1.0	1.2	(1.3)	1.4	(1.3)	1.1	(1.3)						

(注) 1 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業」「娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表記していた。
 そのため、当該3産業の令和元年の数値(括弧内の数値)については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

2 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数												
A	1.0 %	2.0 %	3.0 %	0.50	1.0 %	1.8 %	3.0 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50	1.2 %	2.5 %	3.5 %	0.46
B	1.0	1.8	3.0	0.56	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.6	2.3	0.41	1.0	2.7	5.0	0.74
C	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.7	2.4	0.41	1.2	2.1	3.0	0.43
D	1.0	2.0	3.1	0.53	1.0	2.7	5.0	0.74	1.2	2.0	2.9	0.43	1.0	1.9	5.0	1.05
計	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54
R	1.1	2.0	3.6	0.63	1.1	2.1	3.9	0.67	1.3	2.0	3.3	0.50	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業(他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.9 %	2.0 %	4.3 %	0.60	1.3	2.3	4.7	0.74	1.0 %	1.7 %	2.9 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50
B	1.0	2.0	3.2	0.55	1.6	3.1	4.1	0.40	1.0	1.4	2.3	0.46	1.0	1.9	4.8	1.00
C	1.0	2.0	4.4	0.85	1.0	3.0	5.9	0.82	1.0	1.9	2.8	0.47	1.0	2.0	3.4	0.60
D	0.9	1.0	2.0	0.55	0.7	1.1	2.8	0.95	1.0	1.6	2.5	0.47	1.3	2.7	3.7	0.44
計	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58
R	1.0	3.0	4.6	0.60	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)	0.9	1.5	2.5	0.53	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}}$

3 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業」「技術サービス業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」をあわせて算計し、「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。そのため、当該3産業の令和元年の数値(括弧内の数値)については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業別		製造業				卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業				医療・福祉		サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額			
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月								
男	A 1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)
	B 1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)
	C 1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)
	計 D 1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)
女	計 1,456	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)
	A 1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)
	B 1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)
	C 1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)
男	D 1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)
	計 1,730	1,735	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,759	1,751	0.7	0.7	2,053	2,035	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)
	A 1,356	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,659	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)
	B 1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)
女	C 1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)
	D 1,047	1,050	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)
	# 1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)
	計																							

(注) 令和元調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて算計し、「その他のサービス業」として集計表に収録している。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金率		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金率		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金率		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金率																	
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月																
A	1,639	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,661	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,824	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,467	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」として集計して「その他のサービス業」として集計して算出した。
 そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

ランク	1~6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			(%)
		変わらない	早い	遅い	
A	100.0	89.1	4.3	1.2	5.4
B	100.0	88.3	5.0	1.4	5.3
C	100.0	88.1	3.1	1.6	7.2
D	100.0	89.4	4.3	0.5	5.8
計	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9
R 1 年	100.0	88.1	4.4	1.4	6.1

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5		
A	100.0	20.1	4.0	23.3	49.3	3.4	100.0	10.5	3.2	20.6	62.1	3.8	100.0	26.1	6.5	19.0	44.5	3.9		
B	100.0	19.4	3.7	27.2	44.1	5.5	100.0	11.8	2.5	31.6	49.5	4.6	100.0	24.9	3.3	26.7	41.7	3.4		
C	100.0	18.1	1.6	25.3	51.0	4.0	100.0	13.3	1.9	25.5	57.6	1.7	100.0	27.8	2.6	20.9	44.4	4.3		
D	100.0	16.1	2.8	23.8	51.9	5.3	100.0	11.9	10.8	26.4	44.4	6.5	100.0	28.4	2.9	20.7	40.9	7.0		
計	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4		
R 1年	100.0	23.6	1.5	12.7	56.8	5.4	100.0	14.8	1.4	15.0	62.5	6.2	100.0	26.1	2.1	12.9	53.5	5.4		
(注) 1 産業の令和元年の数値 (括弧内の数値) については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。	(注) 2 合和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表記していた。	(注) 3 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 4 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 5 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 6 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 7 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 8 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 9 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 10 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 11 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 12 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 13 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 14 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 15 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 16 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 17 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 18 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 19 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 20 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5		
A	100.0	18.2	2.8	27.1	49.5	2.5	100.0	28.5	5.0	33.0	29.9	3.6	100.0	28.5	2.6	32.1	33.7	3.0		
B	100.0	16.5	3.8	36.3	34.5	8.9	100.0	34.2	4.3	16.0	39.2	6.4	100.0	16.1	6.3	29.3	42.8	6.6		
C	100.0	11.3	2.0	38.8	42.7	5.3	100.0	16.7	0.0	19.5	63.7	0.0	100.0	25.9	1.3	20.6	41.4	10.7		
D	100.0	5.4	2.0	26.5	63.0	3.0	100.0	17.6	0.5	25.5	54.1	2.2	100.0	18.1	1.3	16.6	54.2	9.9		
計	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0		
R 1年	100.0	38.0	1.1	15.3	41.8	3.7	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)	100.0	26.2	1.7	9.9	55.3	7.0		
(注) 1 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定	(注) 2 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定	(注) 3 事由3 昨年は実施したが、今年は減額の予定	(注) 4 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定	(注) 5 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定	(注) 6 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 7 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 8 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 9 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 10 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 11 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 12 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 13 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 14 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 15 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 16 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 17 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 18 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 19 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	(注) 20 そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値)	

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和元年	令和2年
38.1	39.4

2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

3 年間所定労働日数（事業所平均）

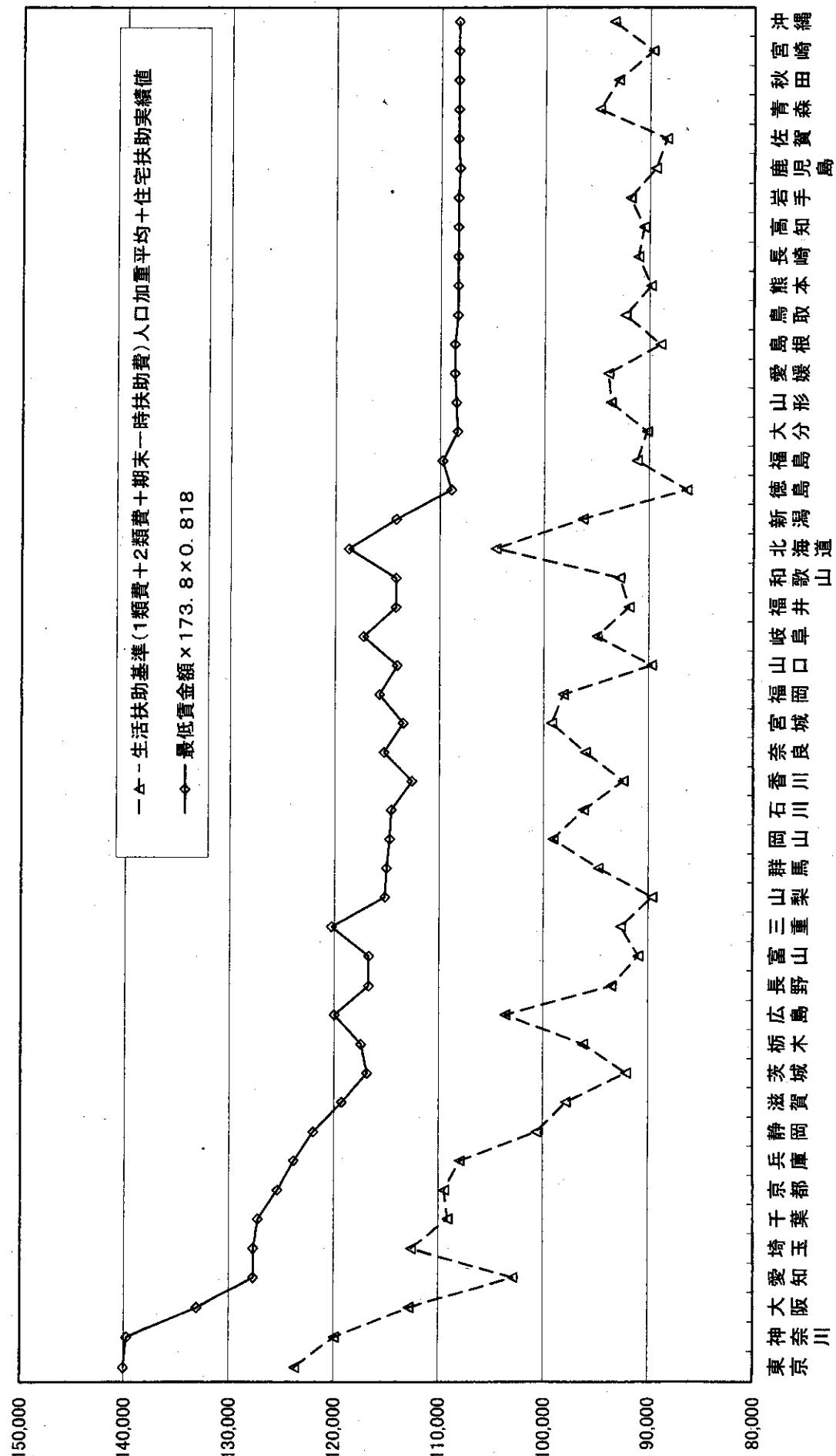
(日)	
平成30年度	令和元年度
245.0	243.7

資料No. 2

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

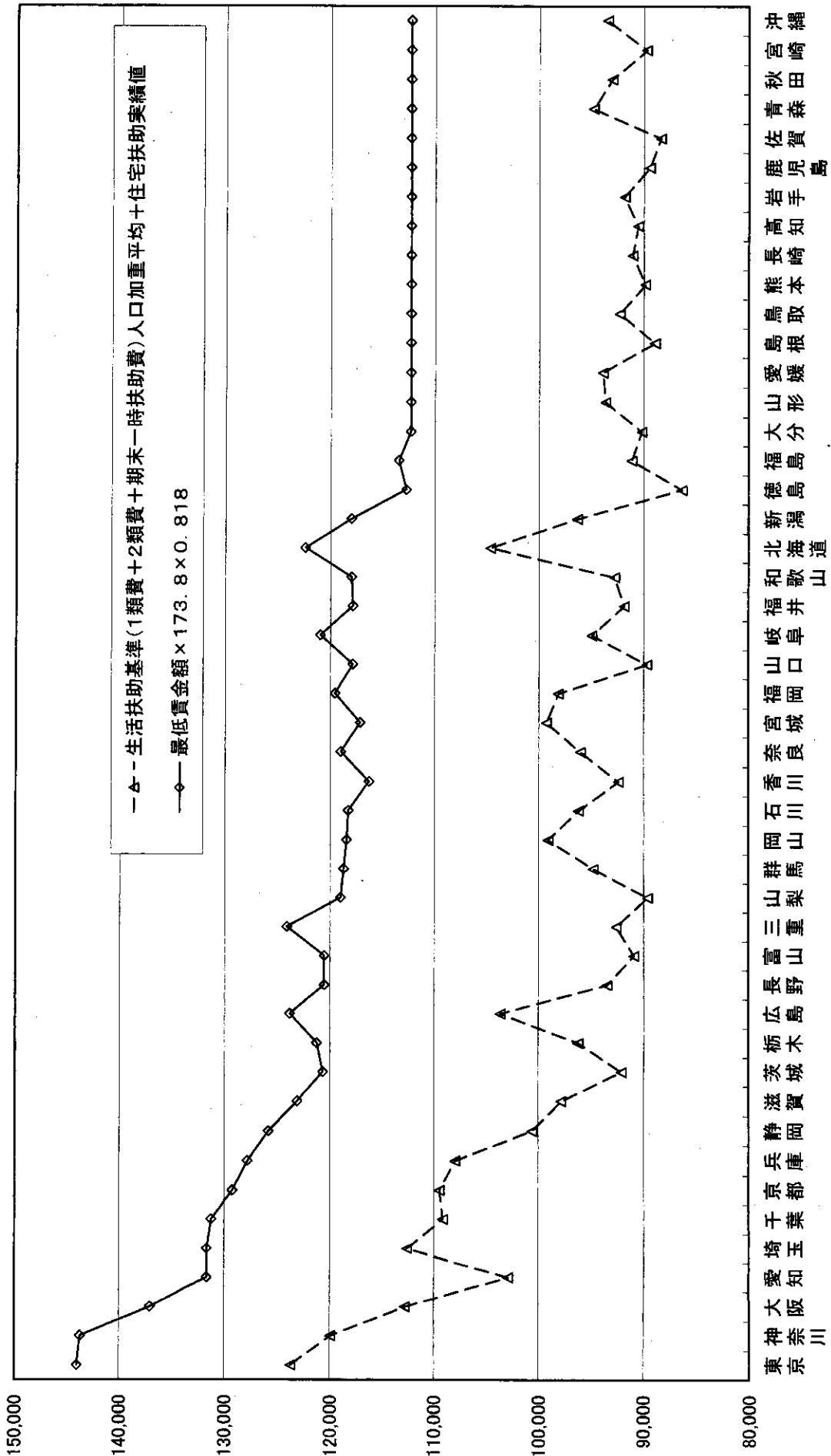
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成30年度のものである。

注4)0.818は時間額761円で月173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+1時扶助費)+住宅扶助)+最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+1時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは平成30年度、最低賃金のデータは令和元年度のもの。

注4)O.818は時間額761円で月173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成30年度 データに基づく 乖離額 (A)	令和元年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (= A - B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	乖離の変動額			
					(E) (= C - D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率が低下 (0.823→0.818) したことによる 影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)
北海道	△99	26	△125	△105	△20	△26	4	△4 6
青森	△96	28	△124	△107	△17	△28	4	0 7
岩手	△117	28	△145	△128	△17	△28	4	0 8
宮城	△100	26	△126	△107	△19	△26	4	△3 6
秋田	△108	28	△136	△120	△16	△28	4	△1 8
山形	△105	27	△132	△120	△12	△27	4	0 11
福島	△131	26	△157	△145	△12	△26	4	0 10
茨城	△175	27	△202	△187	△15	△27	4	1 7
栃木	△150	27	△177	△163	△14	△27	4	△1 10
群馬	△143	26	△169	△154	△15	△26	4	△1 8
埼玉	△107	28	△135	△124	△11	△28	5	△5 18
千葉	△128	28	△156	△142	△14	△28	5	△5 14
東京	△115	28	△143	△126	△17	△28	5	△9 15
神奈川	△140	28	△168	△140	△28	△28	5	△9 4
新潟	△126	27	△153	△135	△18	△27	4	△1 6
富山	△182	27	△209	△192	△17	△27	4	△2 9
石川	△130	26	△156	△145	△11	△26	4	△2 12
福井	△157	26	△183	△170	△13	△26	4	△1 10
山梨	△180	27	△207	△188	△19	△27	4	0 4
長野	△164	27	△191	△177	△14	△27	4	△1 10
岐阜	△158	26	△184	△167	△17	△26	4	0 6
愛知	△151	27	△178	△161	△17	△27	4	△2 7
三重	△175	28	△203	△179	△24	△28	4	△4 4
滋賀	△195	27	△222	△203	△19	△27	4	△1 5
京都	△152	27	△179	△168	△11	△27	4	△2 14
大阪	△113	27	△140	△126	△14	△27	5	△7 15
兵庫	△143	28	△171	△140	△31	△28	5	△9 1
奈良	△112	28	△140	△115	△25	△28	5	△6 5
和歌山	△136	26	△162	△145	△17	△26	4	△1 7
鳥取	△151	27	△178	△160	△18	△27	4	△1 6
島根	△113	28	△141	△124	△17	△28	4	△1 8
岡山	△139	26	△165	△148	△17	△26	4	△1 5
広島	△110	26	△136	△121	△15	△26	4	△5 11
山口	△116	27	△143	△114	△29	△27	4	△6 0
徳島	△172	27	△199	△178	△21	△27	4	△1 4
香川	△159	27	△186	△170	△16	△27	4	0 7
愛媛	△143	26	△169	△152	△17	△26	4	△1 7
高知	△104	26	△130	△115	△15	△26	4	△1 8
福岡	△126	28	△154	△131	△23	△28	4	0 2
佐賀	△124	27	△151	△130	△21	△27	4	△4 6
長崎	△141	28	△169	△150	△19	△28	4	0 5
熊本	△122	28	△150	△133	△17	△28	4	△1 7
大分	△131	28	△159	△135	△24	△28	4	0 1
宮崎	△128	28	△156	△135	△21	△28	4	△1 4
鹿児島	△132	28	△160	△141	△19	△28	4	0 6
沖縄	△133	29	△182	△144	△18	△29	4	△1 9
	△105	28	△133	△114	△19	△28	4	0 5

*1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

*2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしも $E = e① + e② + e③ + e④$ ならない。

資料 No.3

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成22～令和元年度）

		年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	730 (17)	737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	874 (26)	901 (27)	901 (27)
	未満率 (%)	1.6	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	1.7
Aランク	影響率 (%)	4.4	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	20.5
	未満率 (%)	1.7	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.7
Bランク	影響率 (%)	3.2	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	14.2
	未満率 (%)	1.4	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.5
Cランク	影響率 (%)	4.3	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	13.9
	未満率 (%)	1.5	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.2
Dランク	影響率 (%)	4.6	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.1	13.3	11.6	11.6
	未満率 (%)	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	1.6
計	影響率 (%)	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	16.3

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成22～令和元年度）

(注) 1 地域別最低賃金額(以下単に「最低賃金額」という。)は、全国加重平均である。

2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

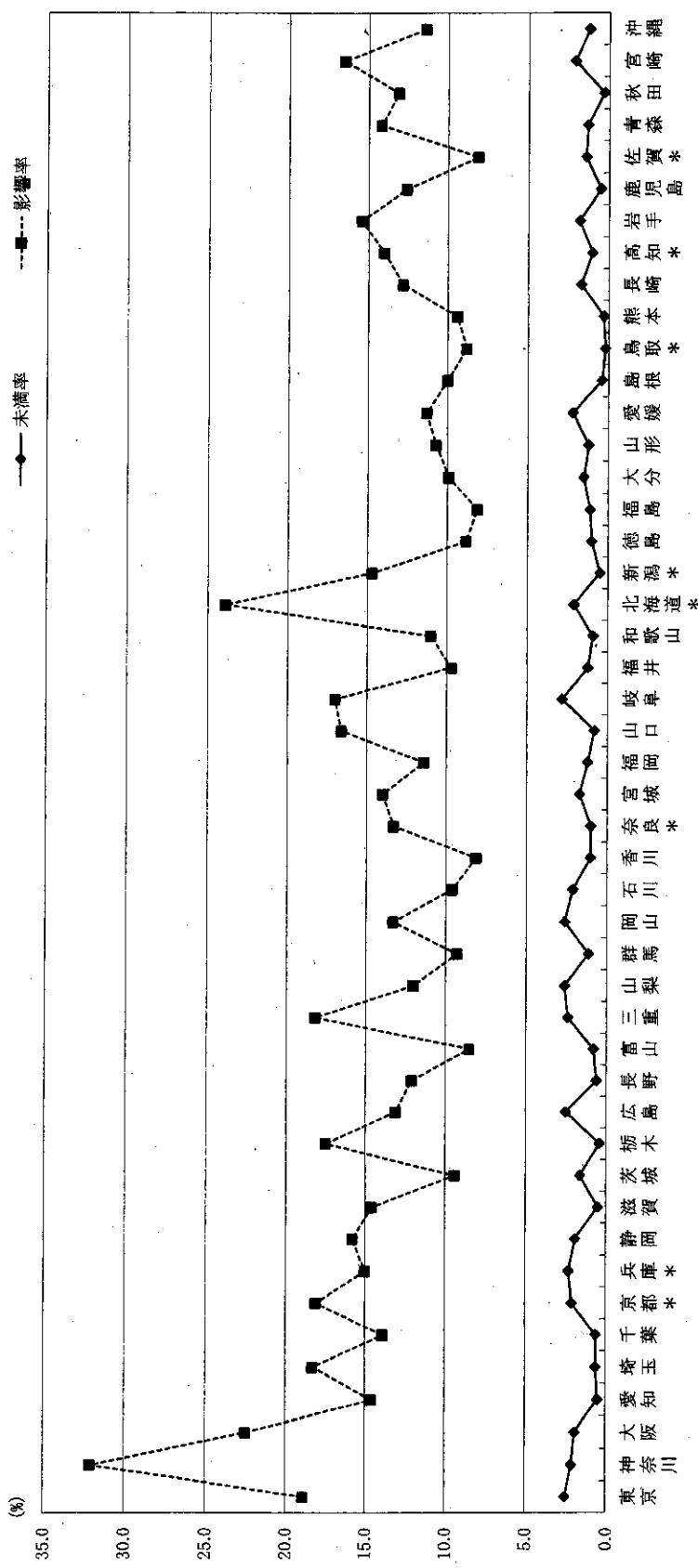
3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率
 (1) 都道府県別未満率と影響率(令和元年)

未満率(全国平均) 1.6%

影響率(全国平均) 16.3%

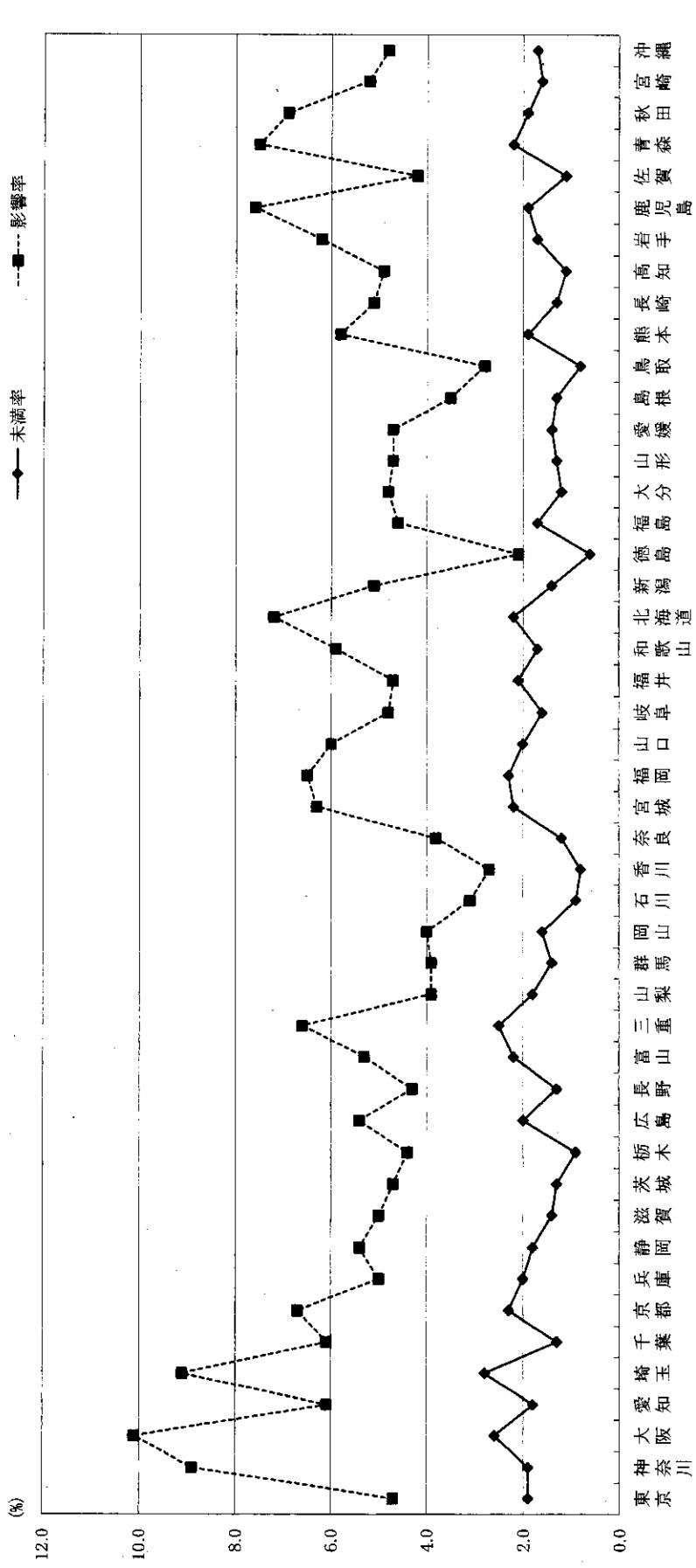


資料出所 厚生労働省「令和元年最低賃金に関する基礎調査」	
(注1) 事業所用機30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。	
(注2) 上記の影響率は、令和元年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。	
(注3) 表のうち表「*」のある県は事業所数による復元を、「*」のない県は事業所数による復元を行って集計したもの。	

(2) 貨金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和元年)

未満率(全国平均) 1.9%

影響率(全国平均) 6.0%



	東京	神奈川	埼玉	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	福井	石川	富山	新潟	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	全国平均
未満率	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	
影響率	4.7	8.9	10.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	16.1	19.1	

資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所に限る。)を対象としている。

賃金分布に関する資料

(都道府県別、総合指數順)

資料No. 4-1 時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計） …… 1 (鹿児島県 P12)

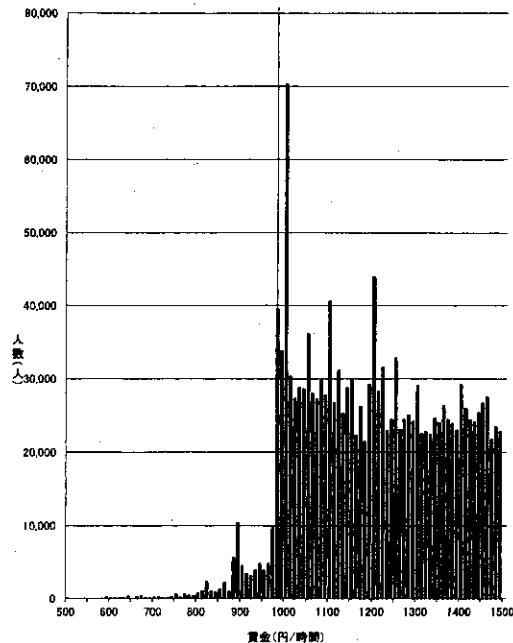
資料No. 4-2 時間当たり賃金分布（一般労働者） 14 (鹿児島県 P25)

資料No. 4-3 時間当たり賃金分布（短時間労働者） 27 (鹿児島県 P38)

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

東京(A)

985円



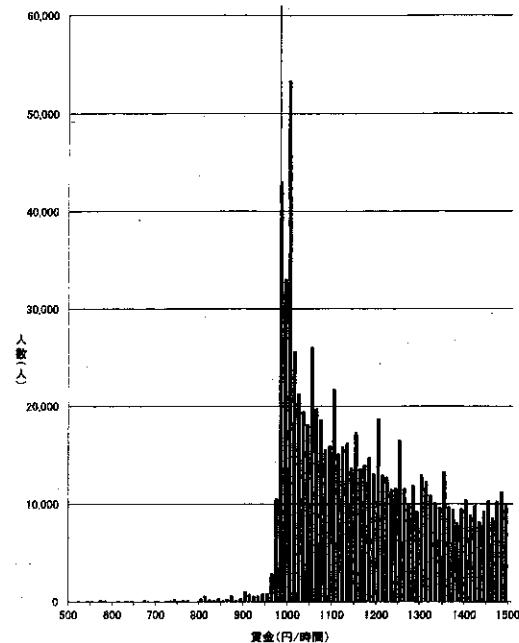
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最高賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

資料No. 4-1

神奈川(A)

983円



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

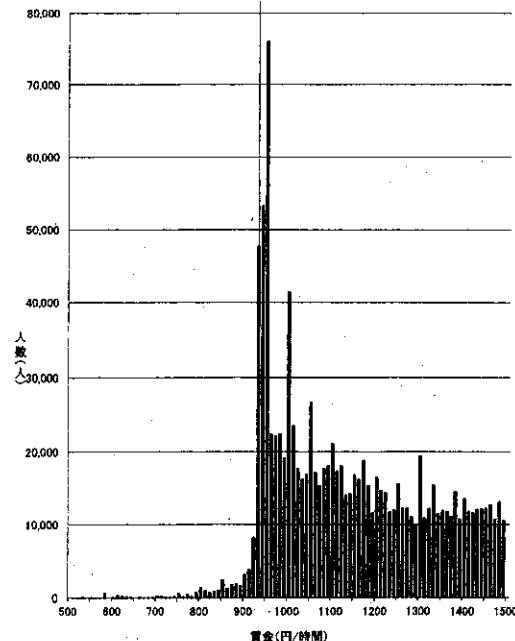
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

一般・短時間計

大阪(A)

936円



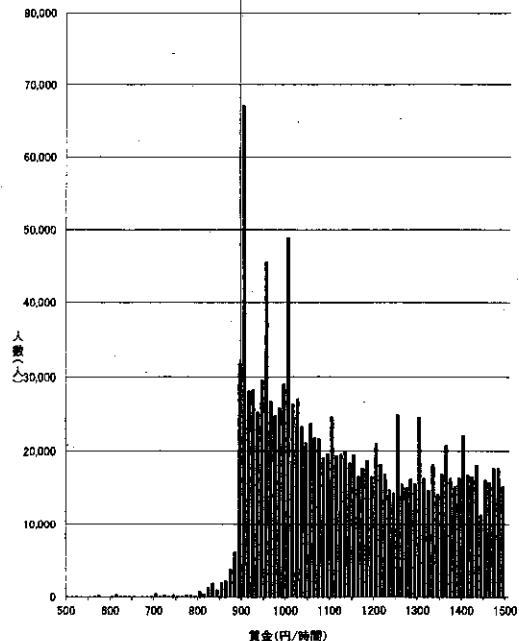
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

愛知(A)

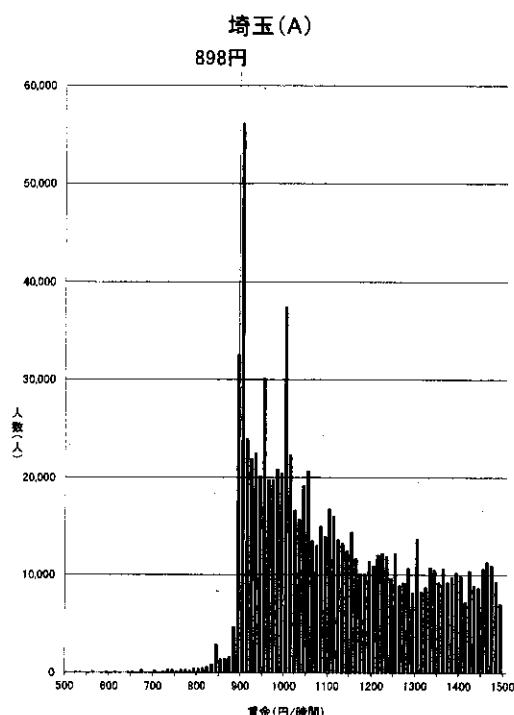
898円



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

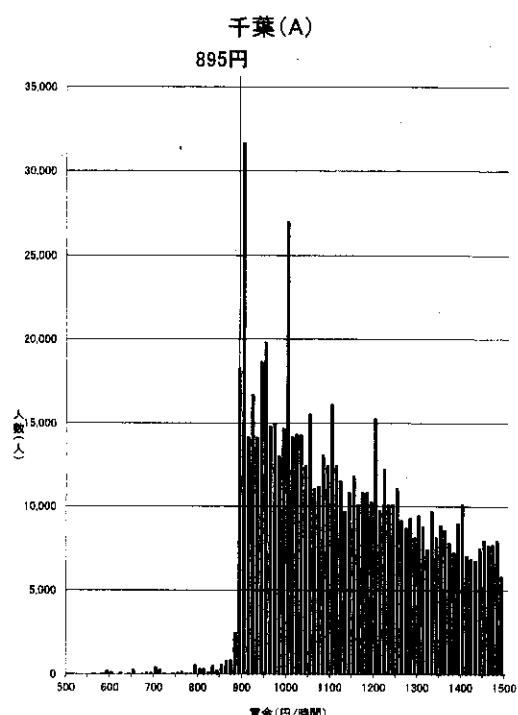
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計



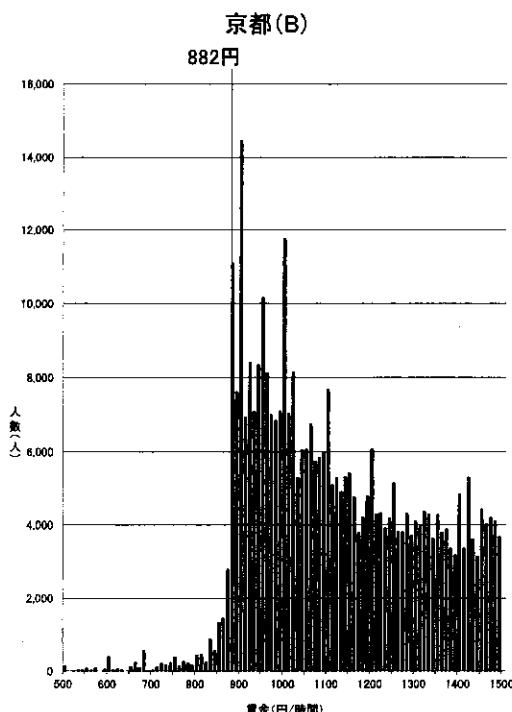
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

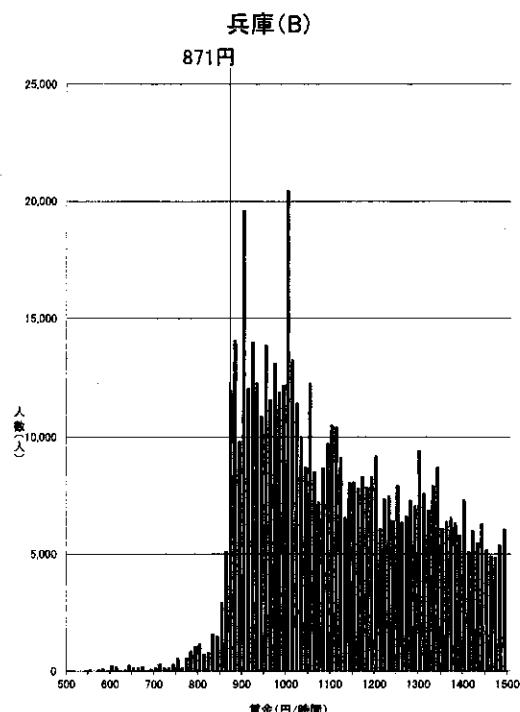


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計



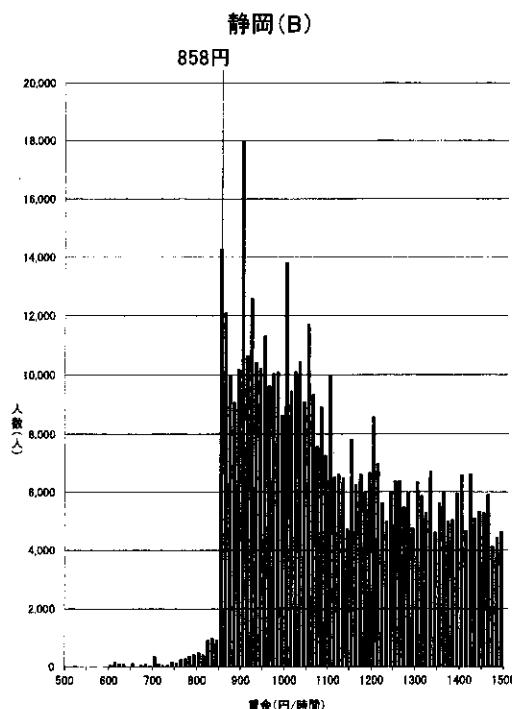
資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

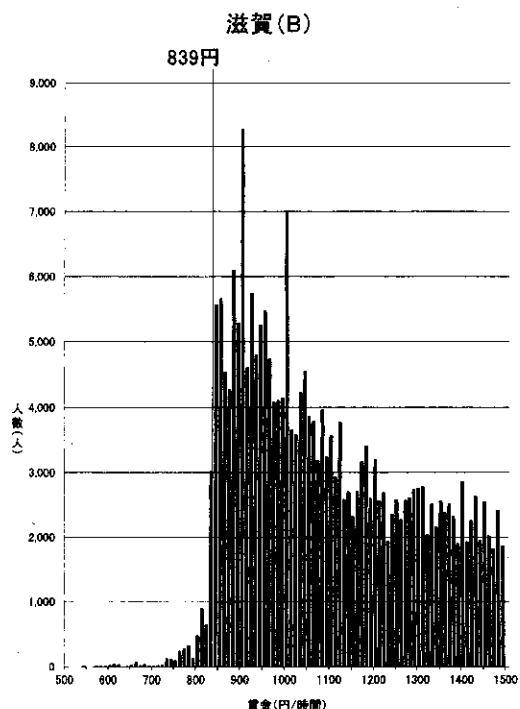
一般・短時間計

一般・短時間計



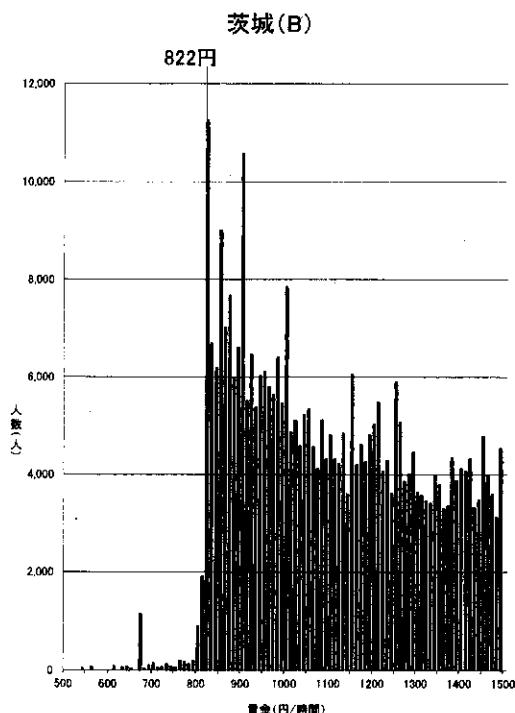
資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

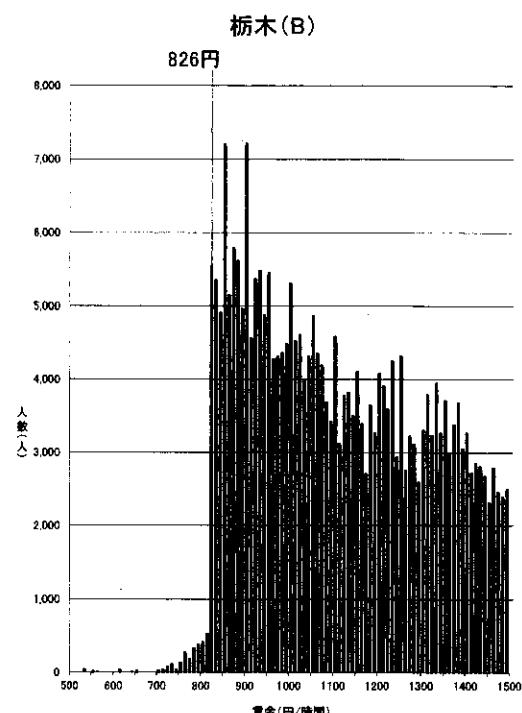


資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計



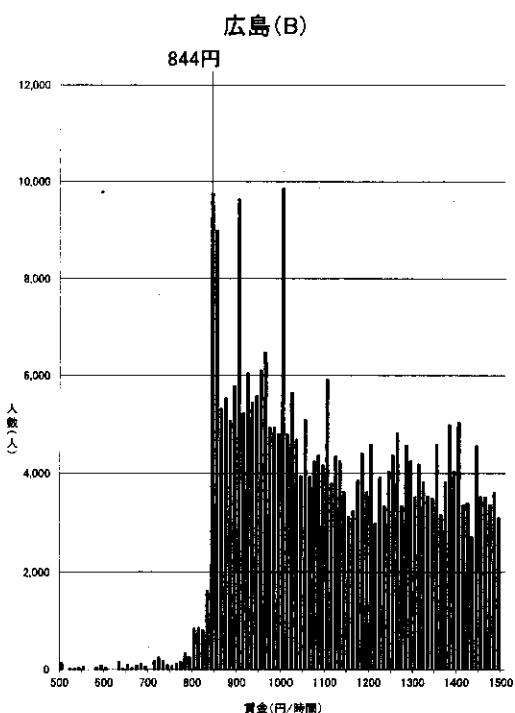
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

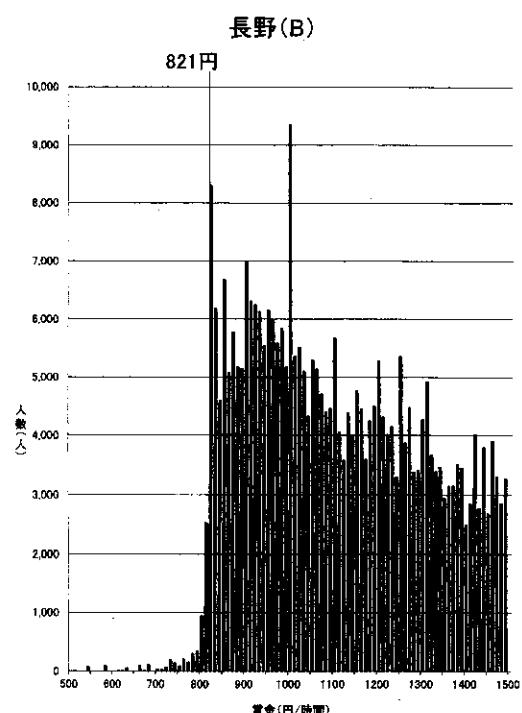
一般・短時間計

一般・短時間計



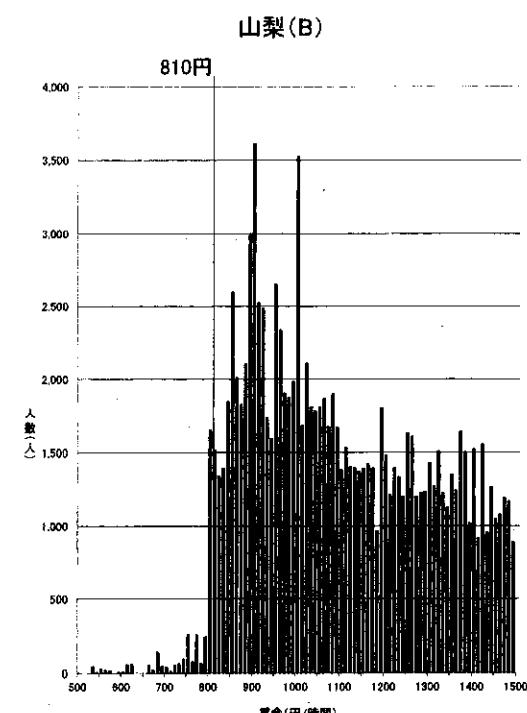
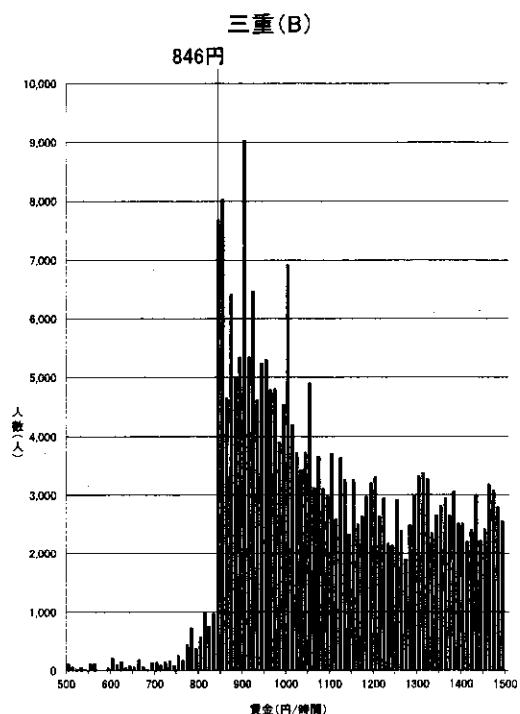
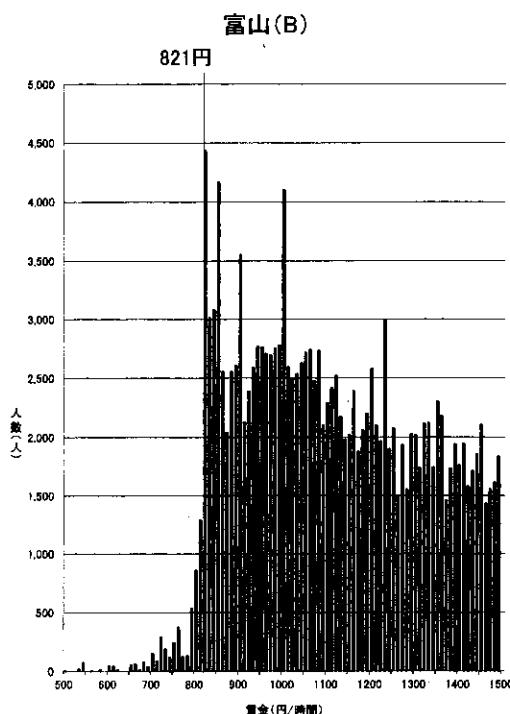
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計



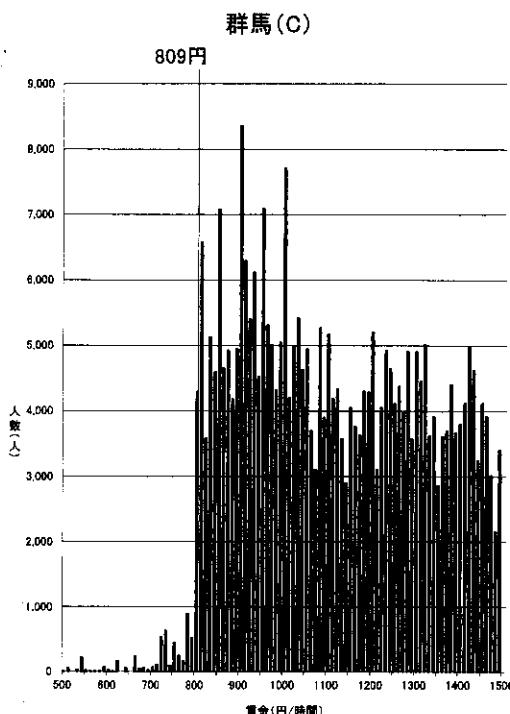
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計



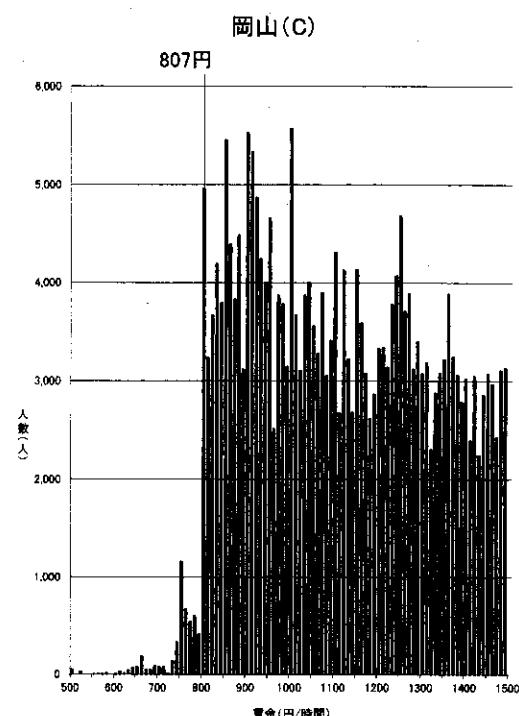
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最高賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

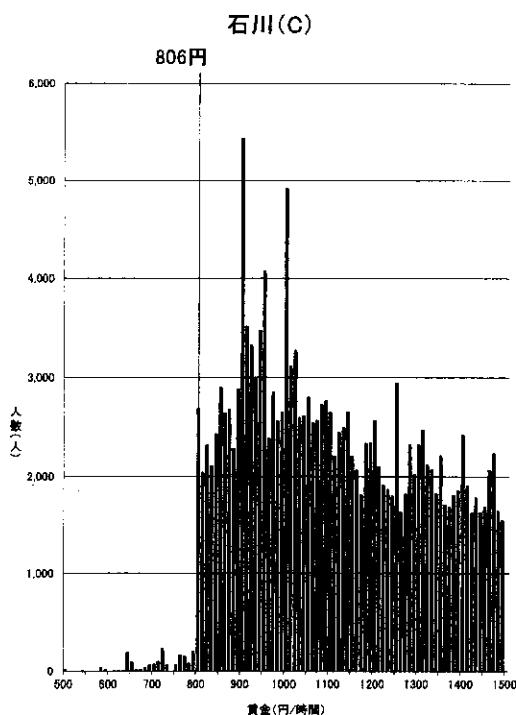


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

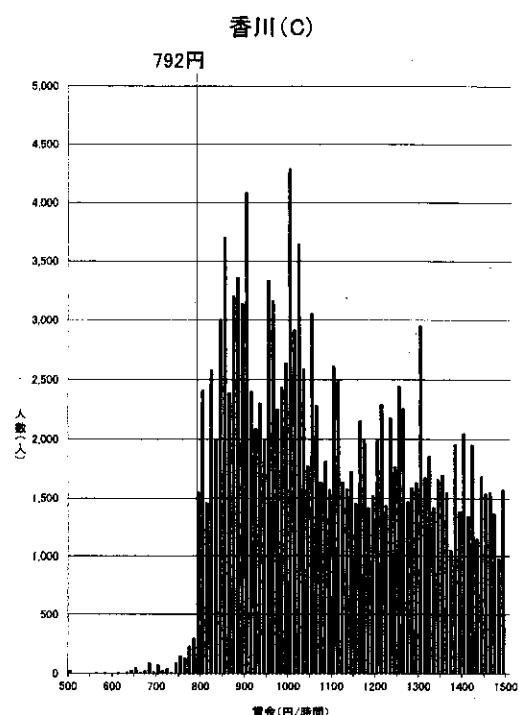
一般・短時間計



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

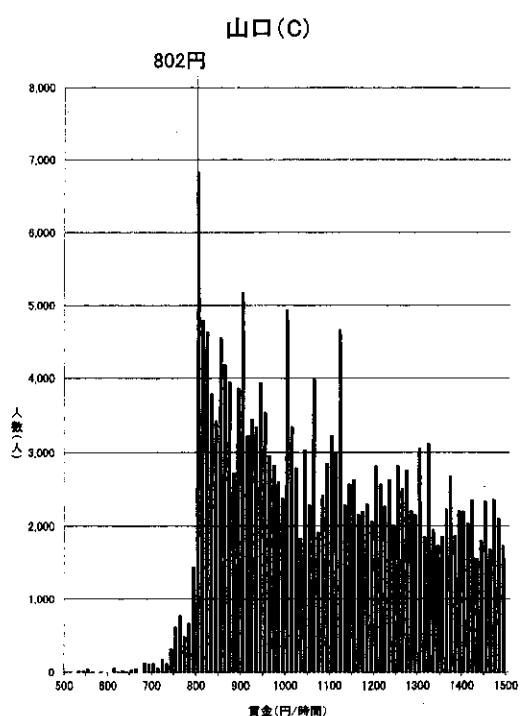
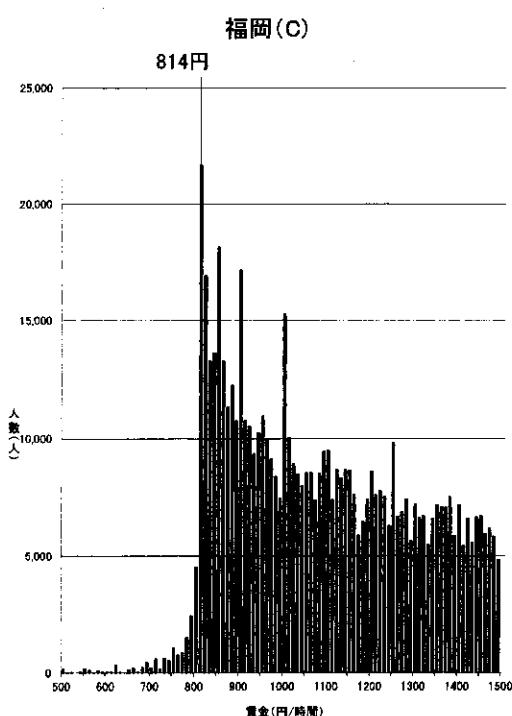
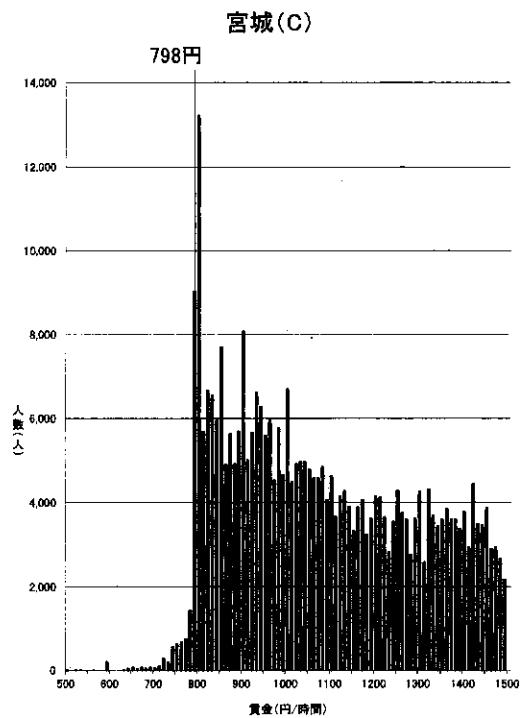
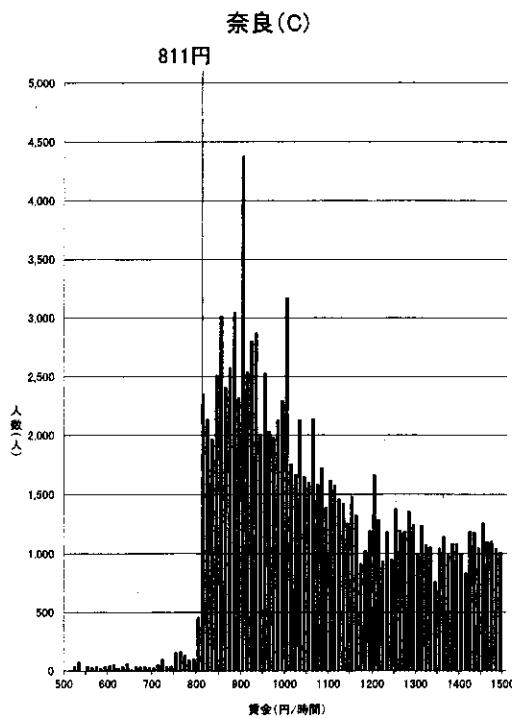
一般・短時間計



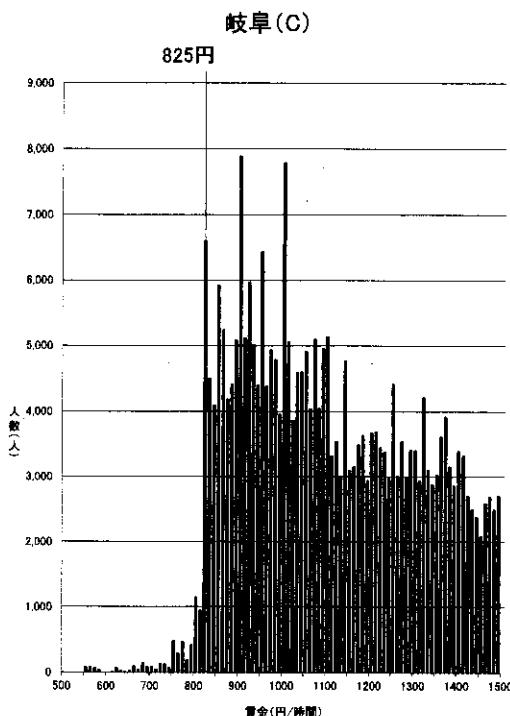
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

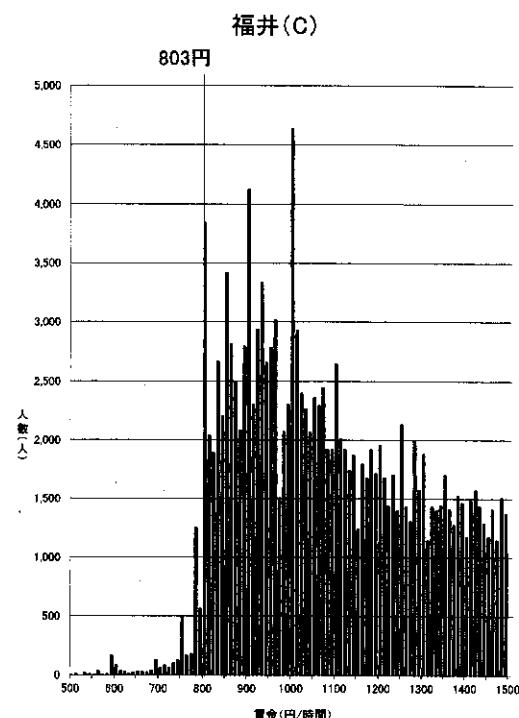
一般・短時間計



一般・短時間計

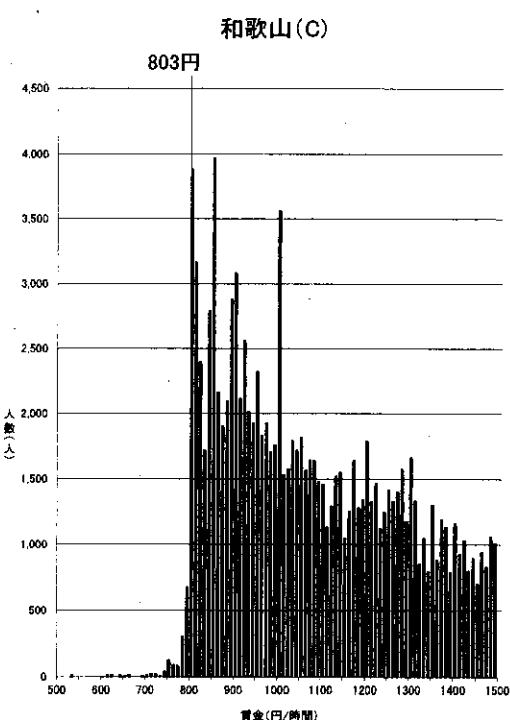


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

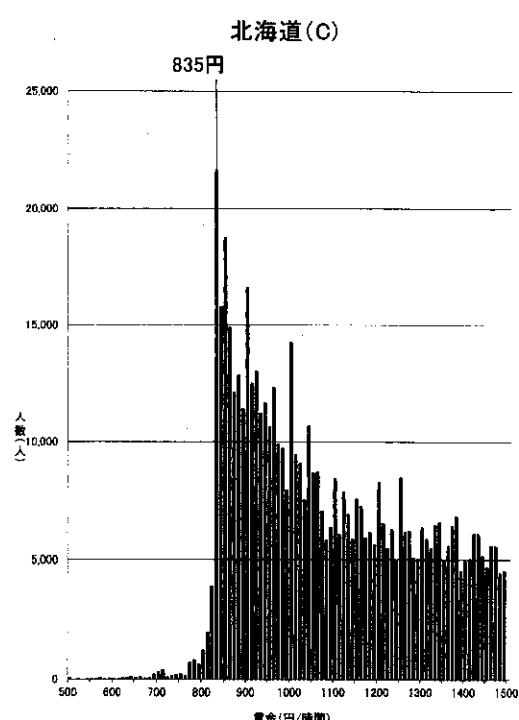


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計



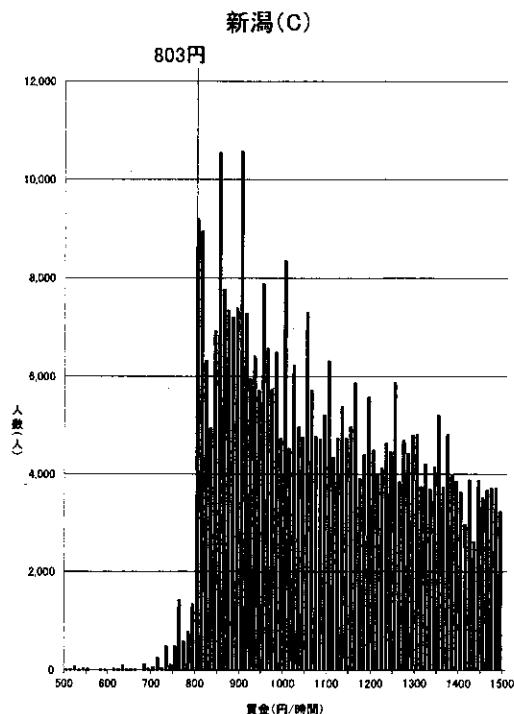
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



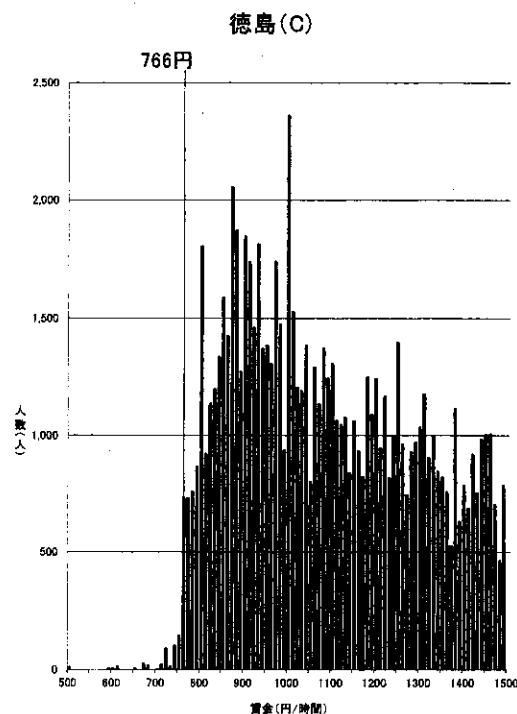
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

一般・短時間計



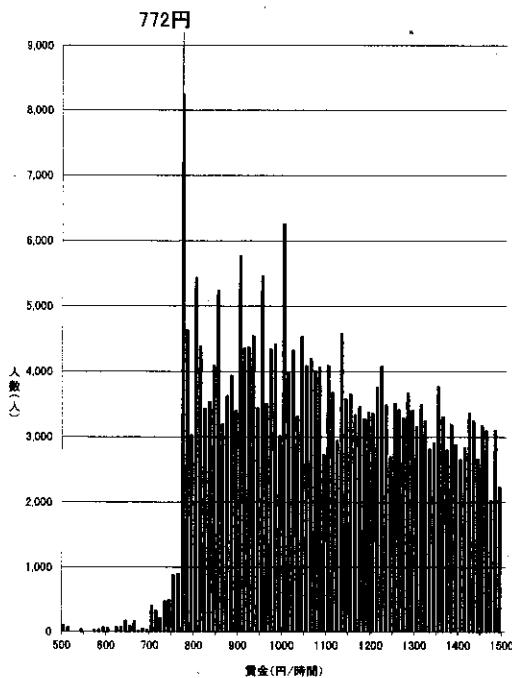
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

福島(D)

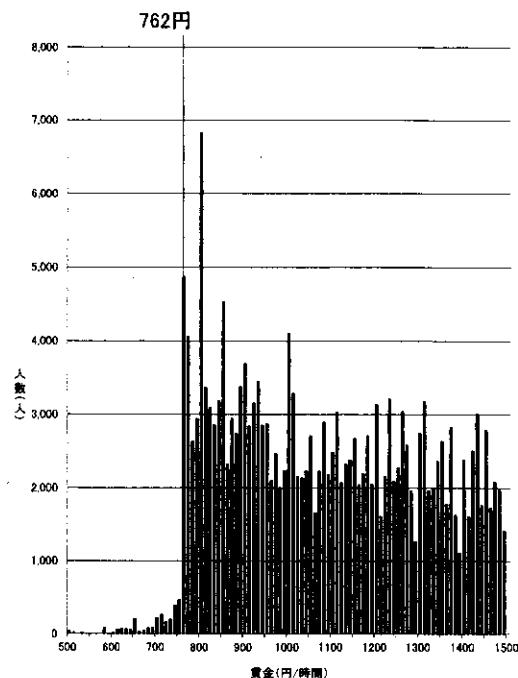


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

大分(D)

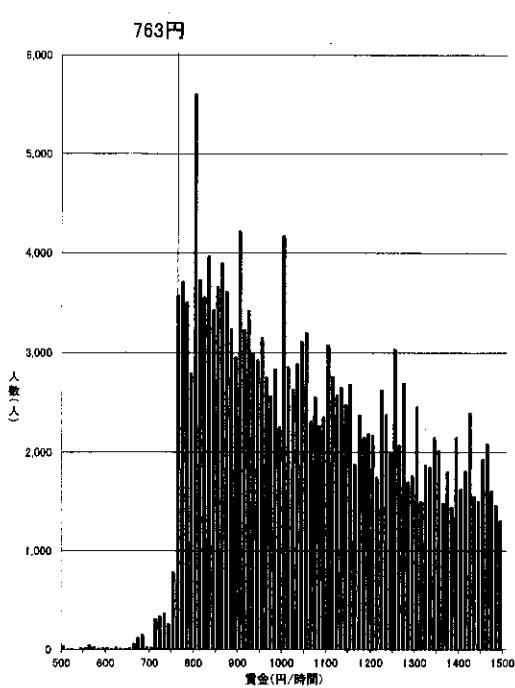


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

山形(D)

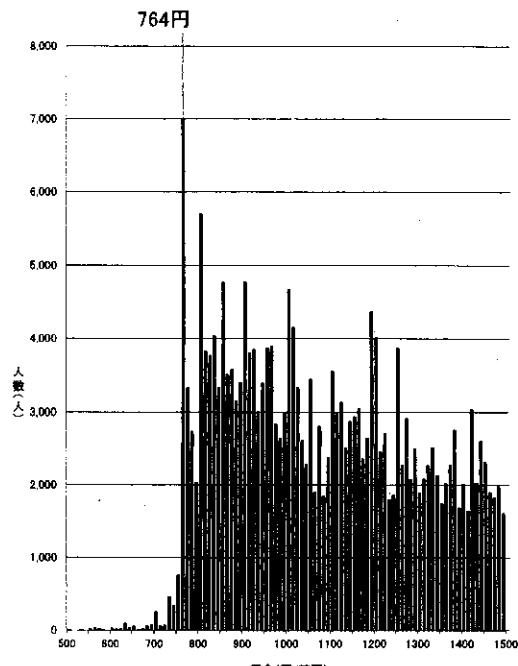


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

愛媛(D)

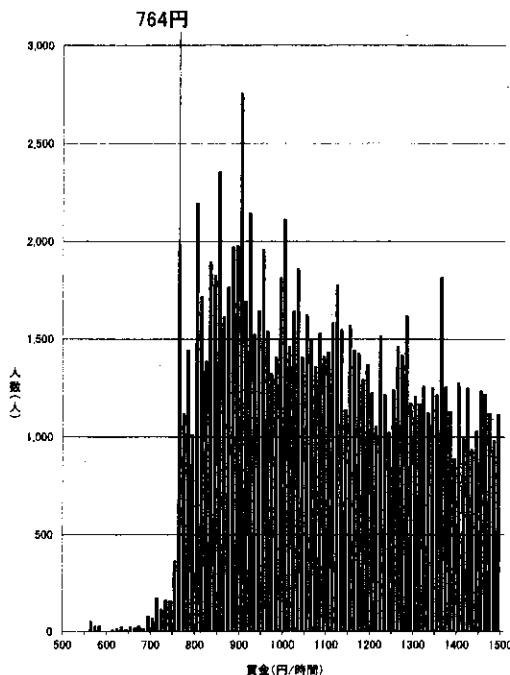


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

島根(D)

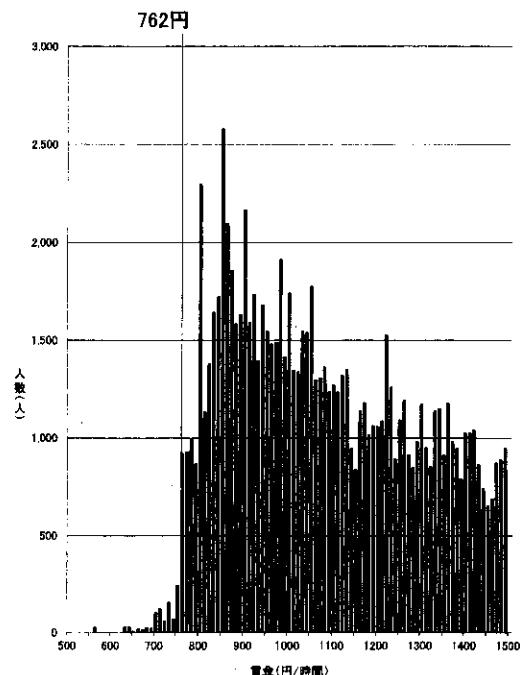


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

鳥取(D)

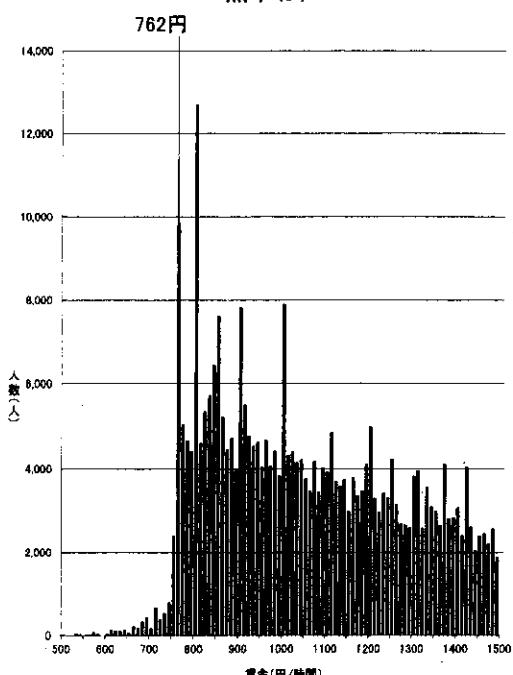


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

熊本(D)

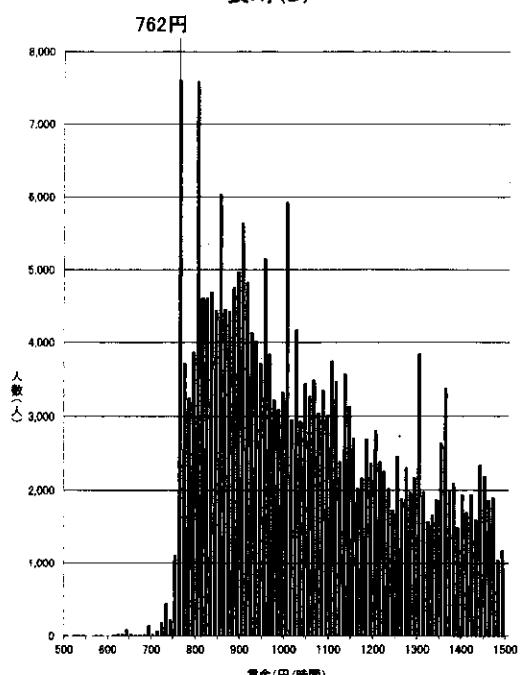


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

長崎(D)

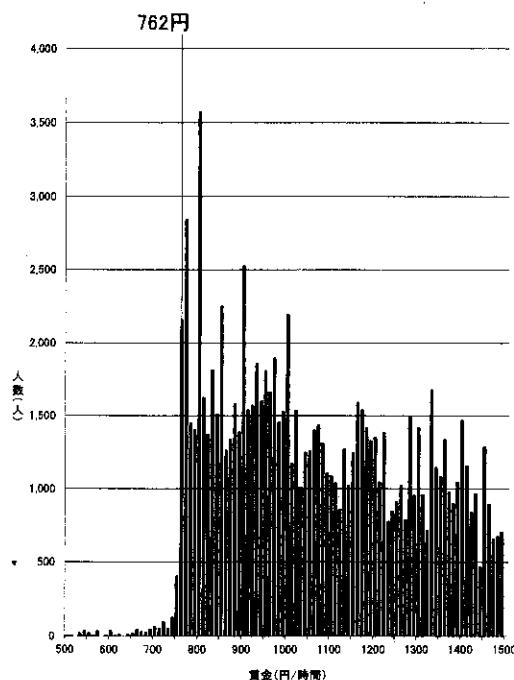


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

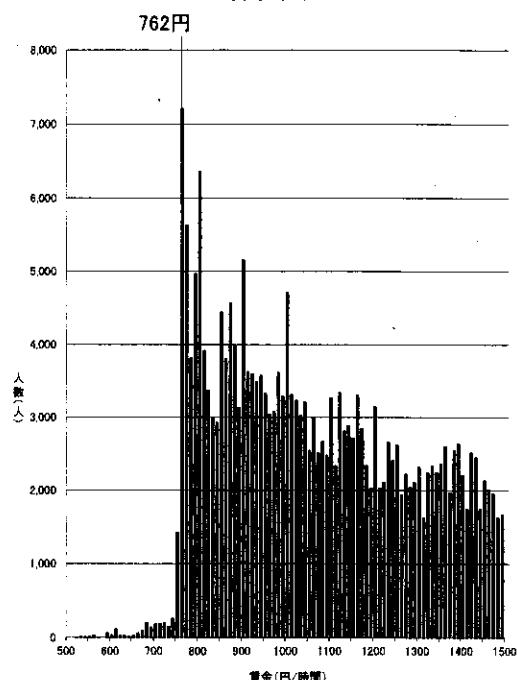
高知(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

岩手(D)



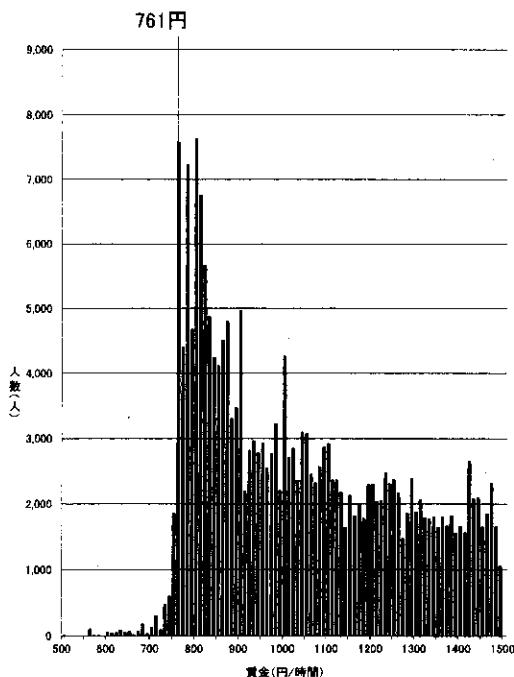
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

一般・短時間計

鹿児島(D)

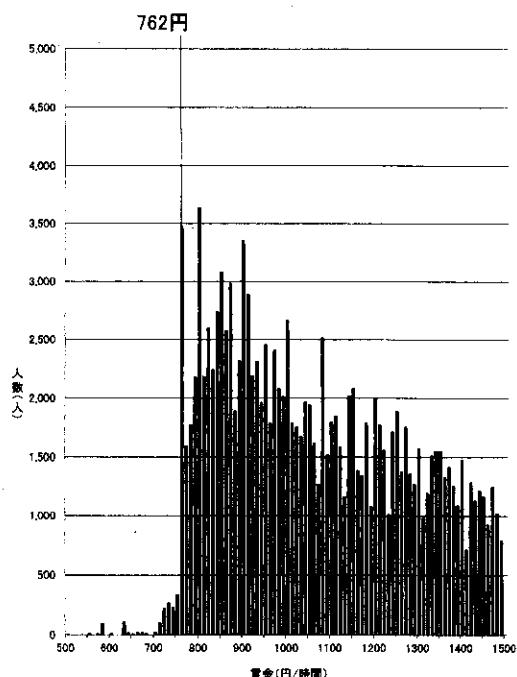


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

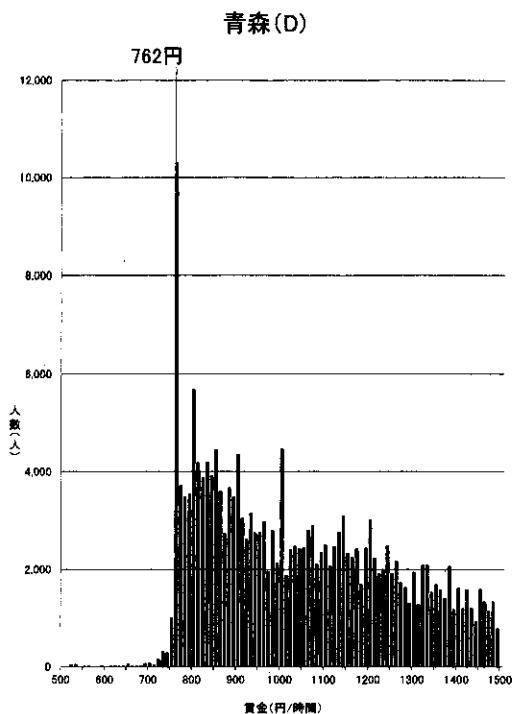
佐賀(D)



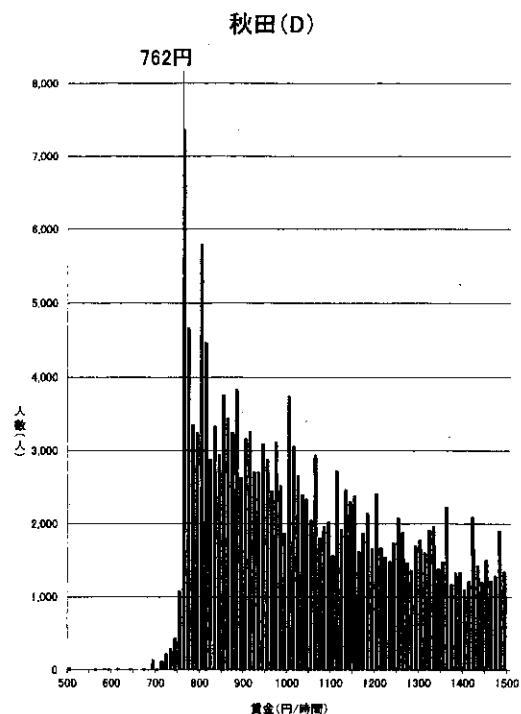
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計



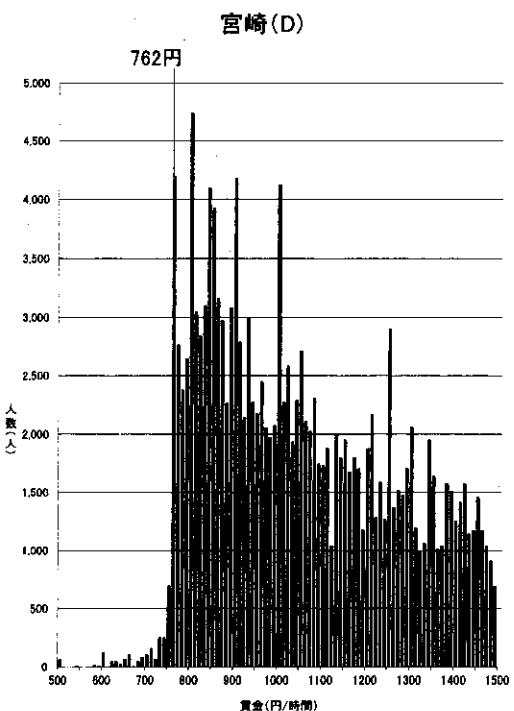
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

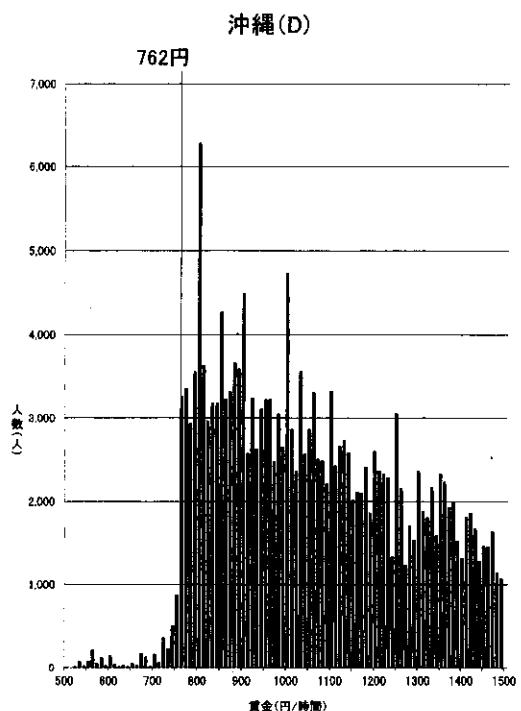
一般・短時間計

一般・短時間計



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

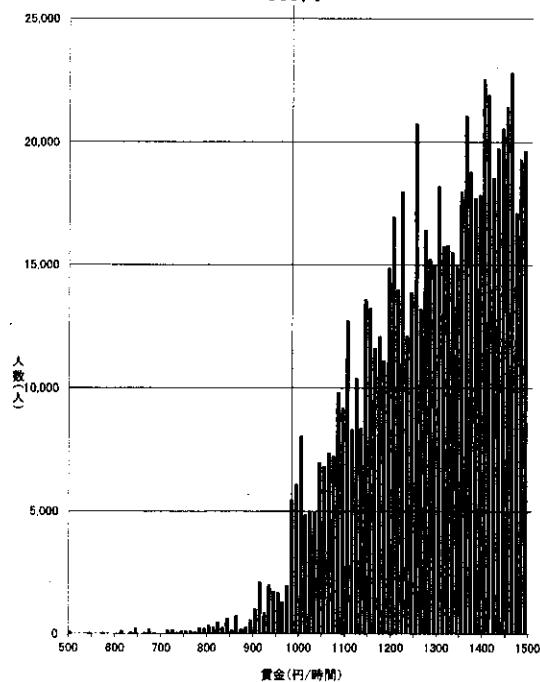
一般・短時間計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

東京(A)

985円



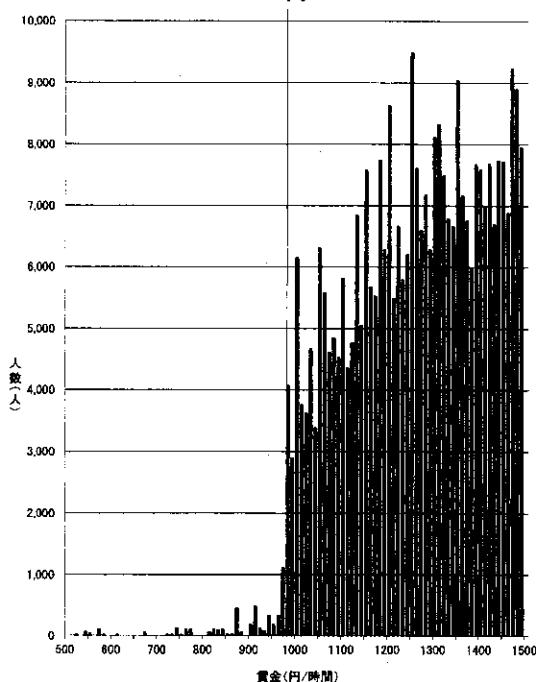
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

神奈川(A)

983円



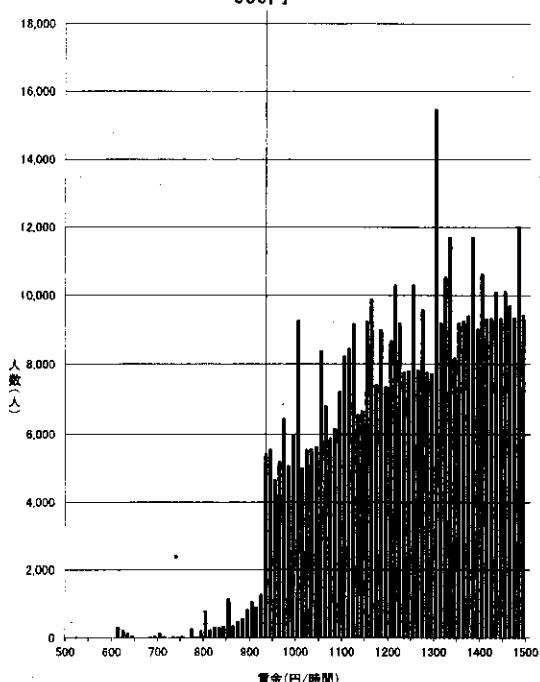
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

大阪(A)

936円



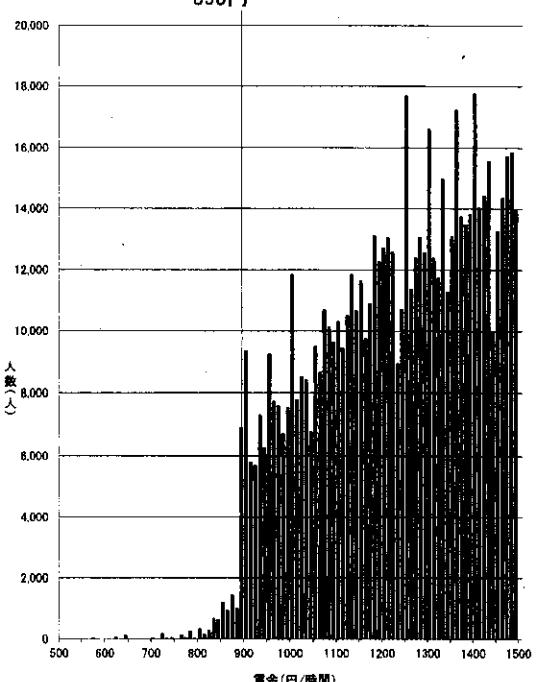
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

愛知(A)

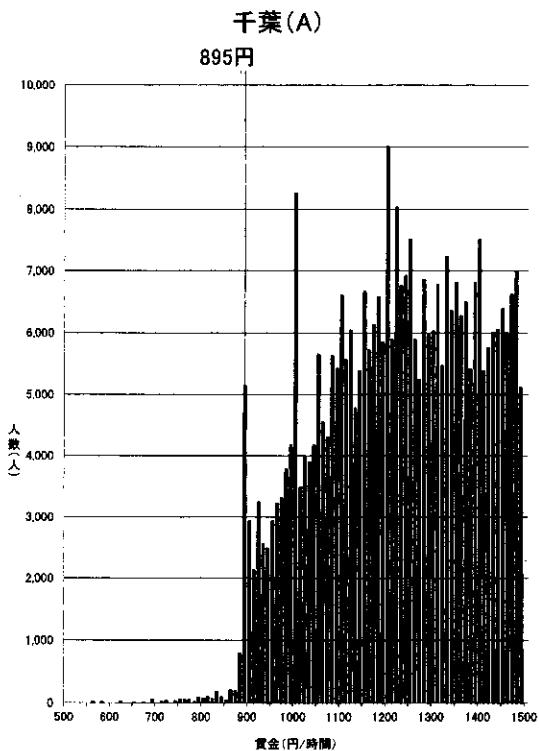
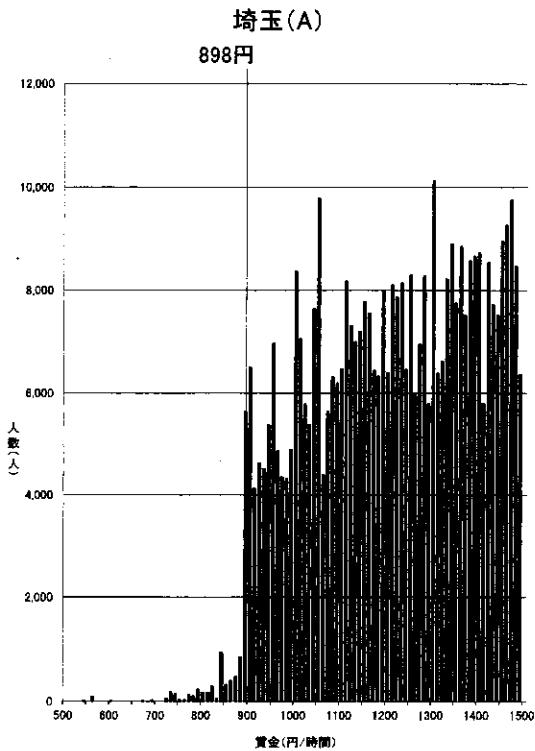
898円



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

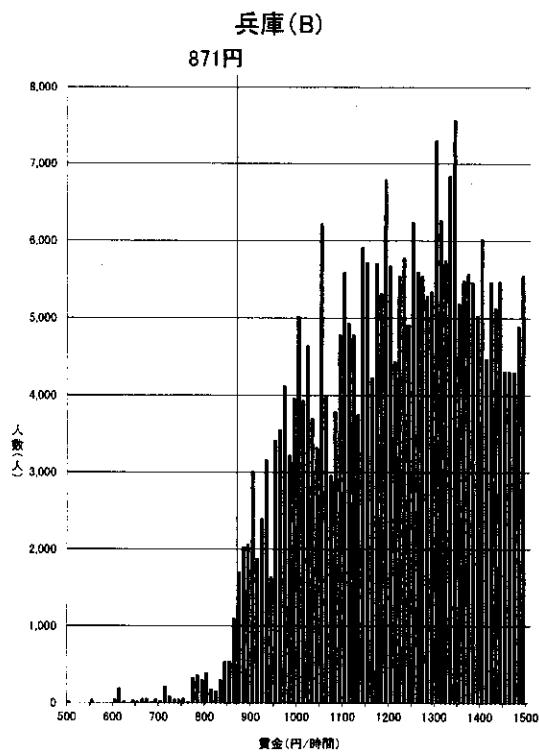
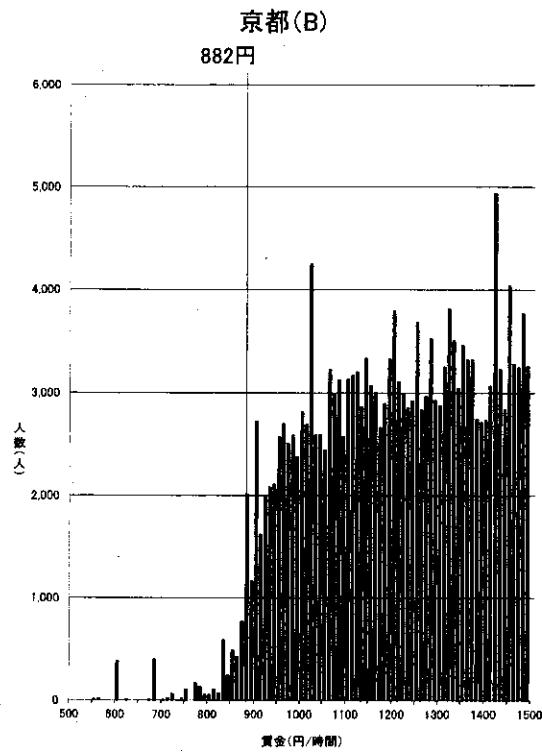
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

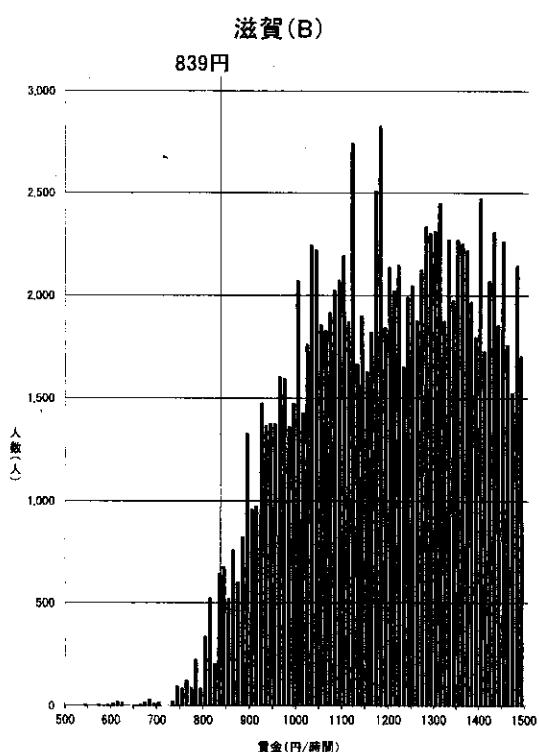
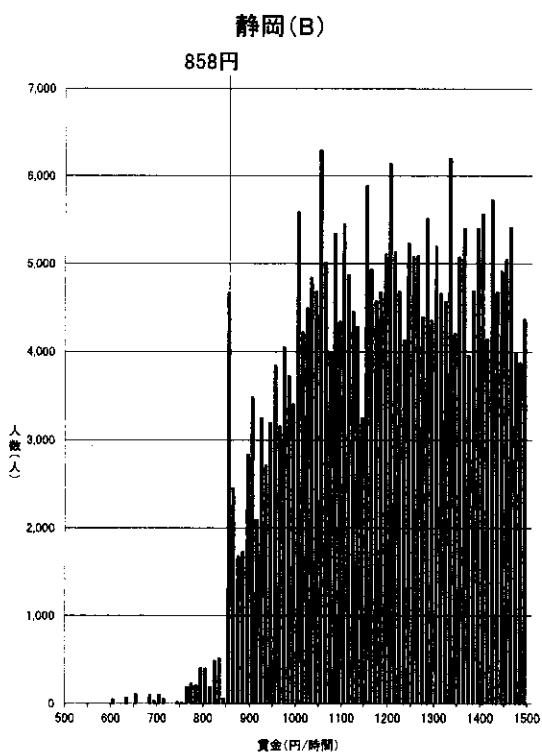
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

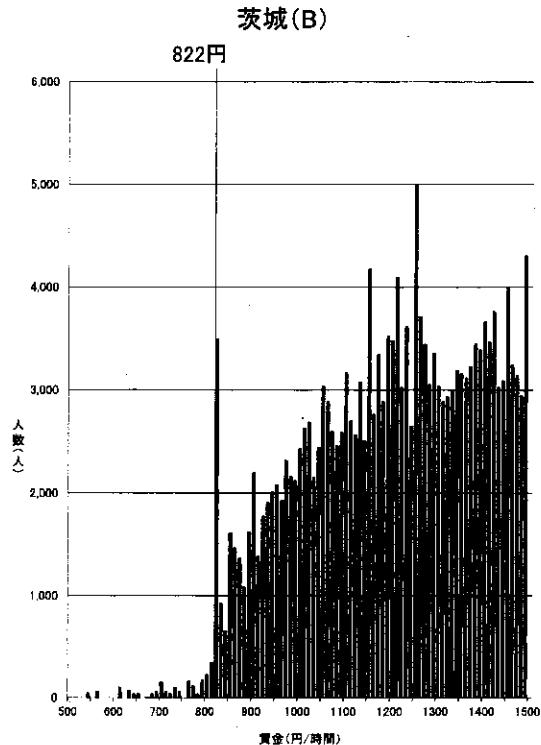
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

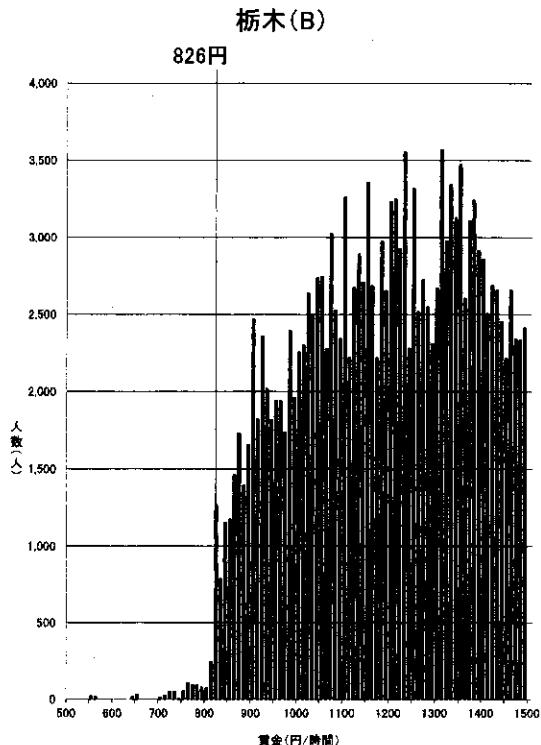
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者



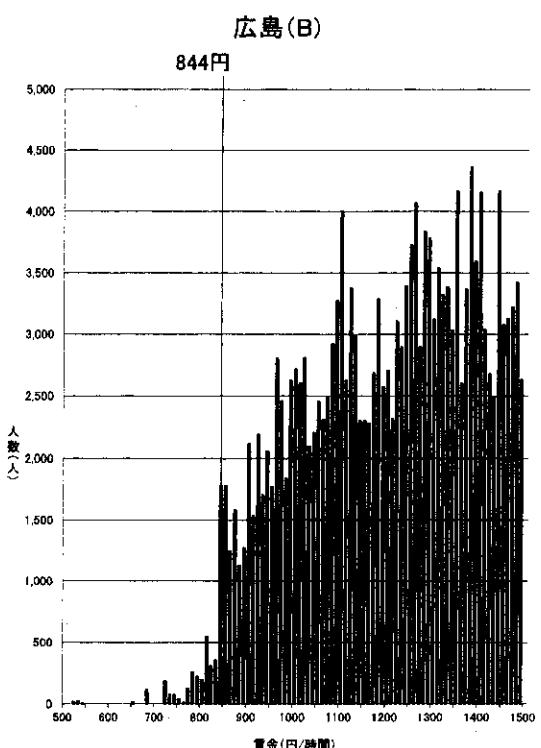
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者



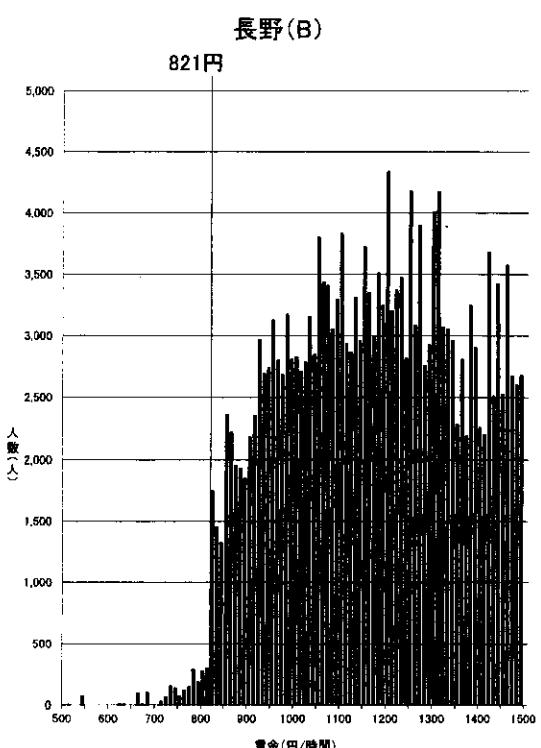
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者



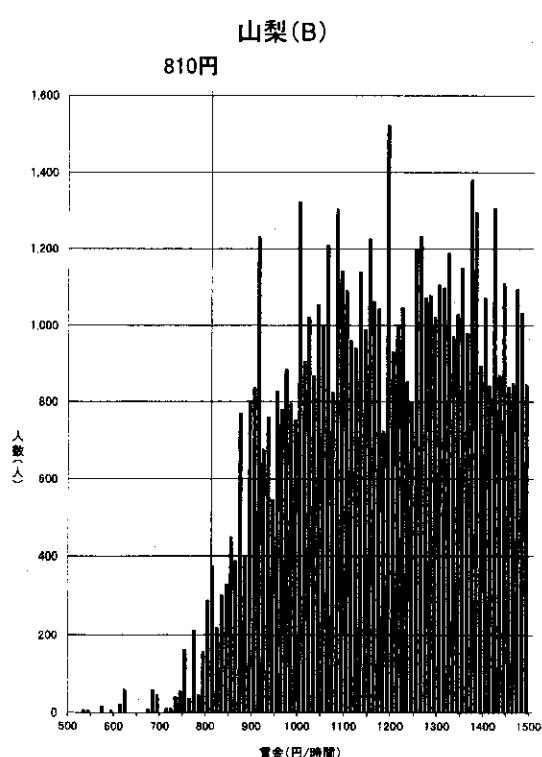
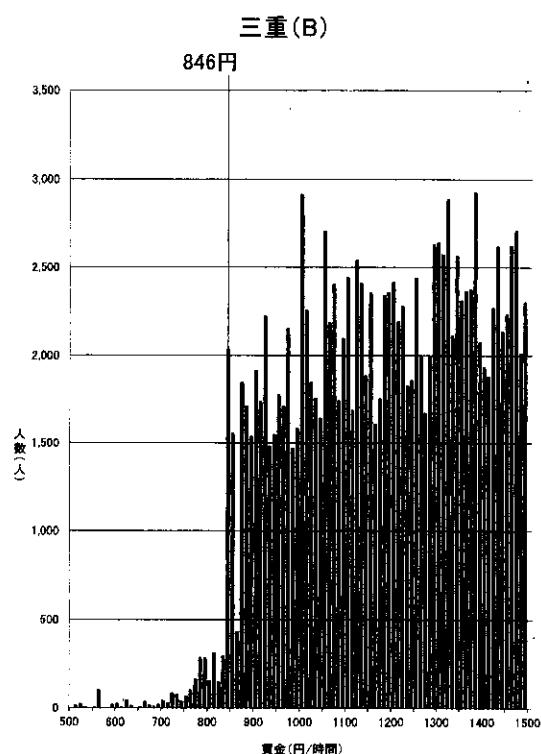
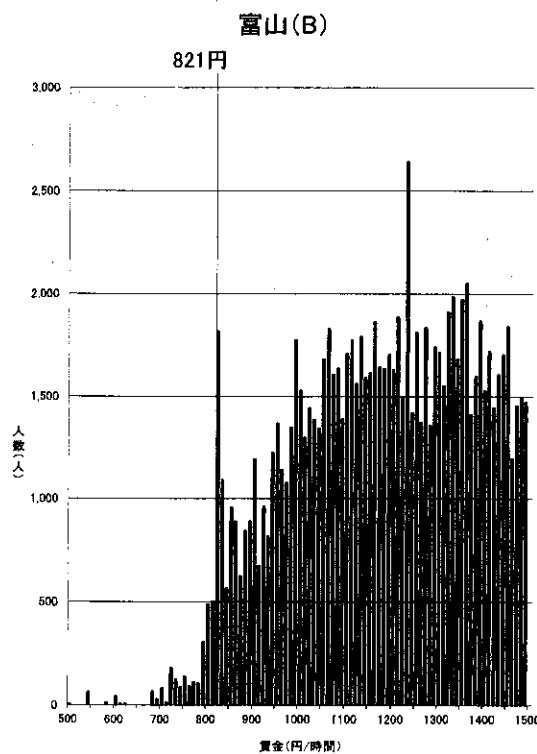
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

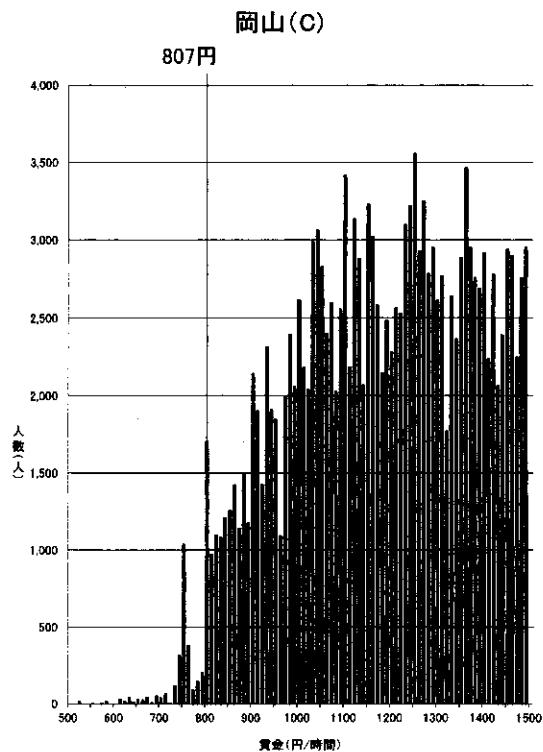
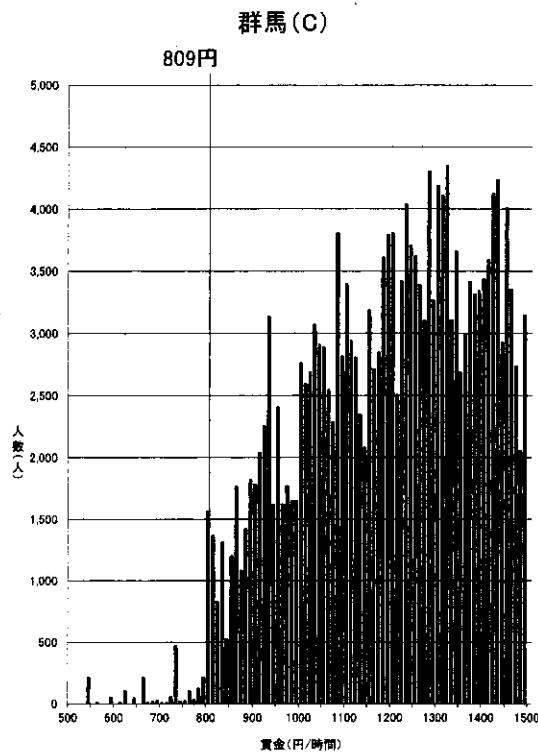
一般労働者



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者



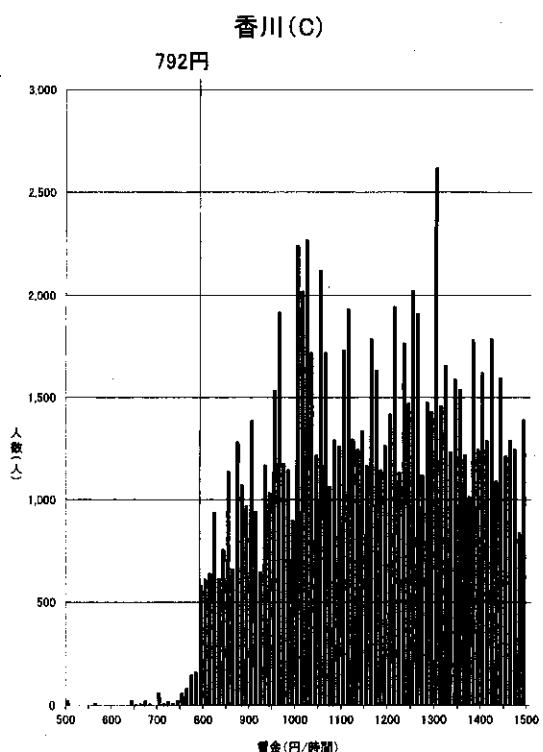
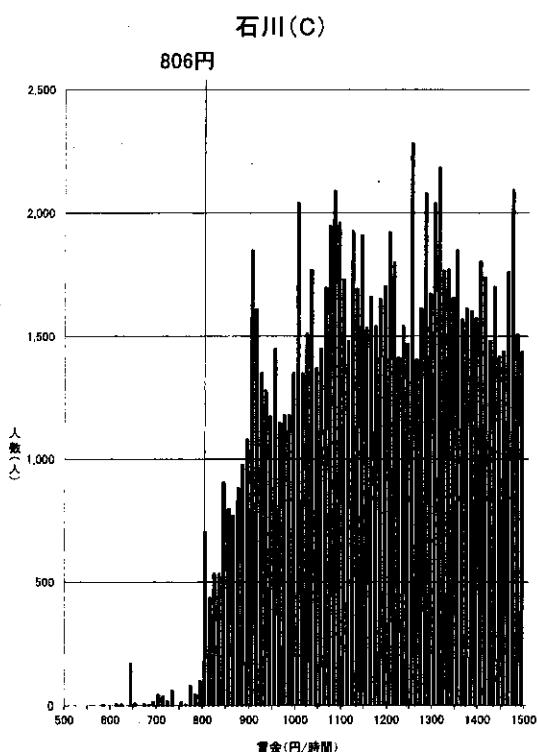


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

一般労働者



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

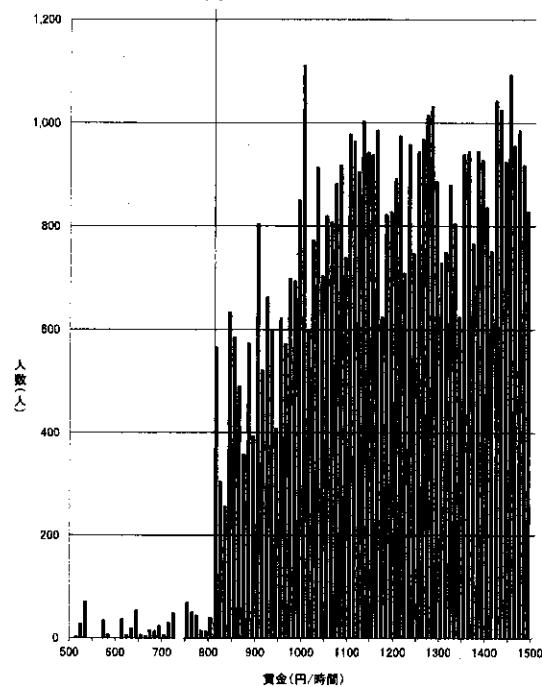
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

一般労働者

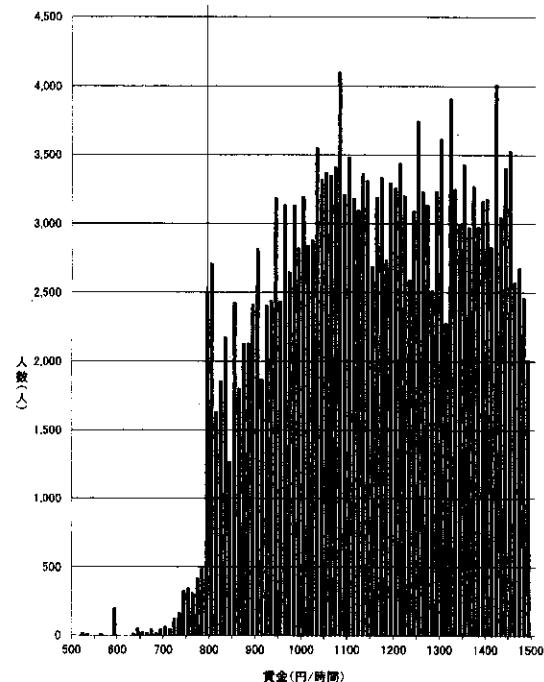
奈良(C)

811円



宮城(C)

798円



人數(人)

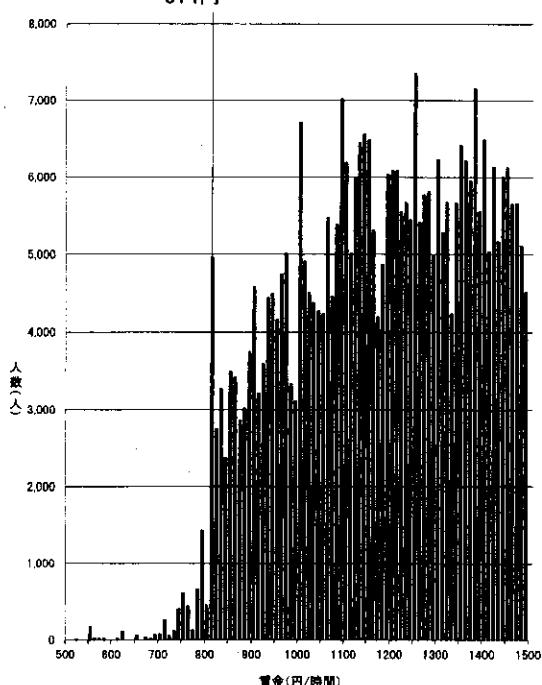
人數(人)

一般労働者

一般労働者

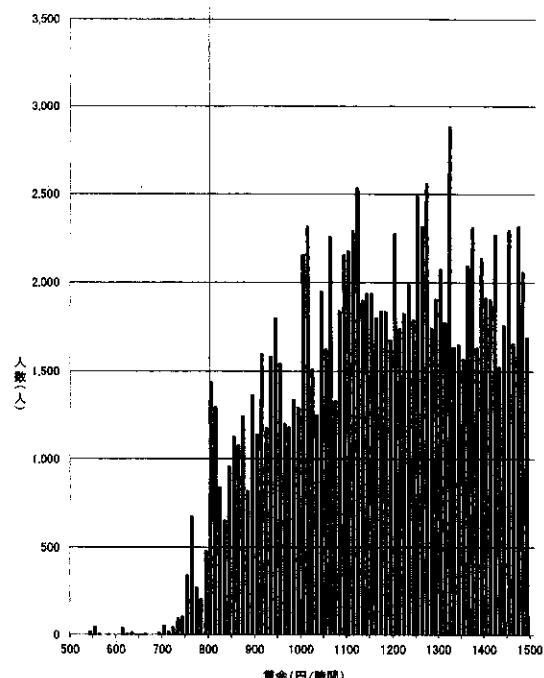
福岡(C)

814円



山口(C)

802円



人數(人)

人數(人)

一般労働者

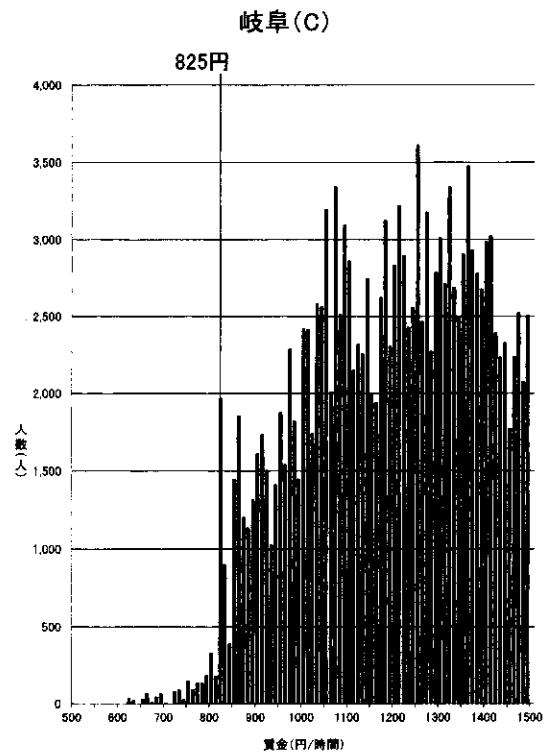
一般労働者

資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

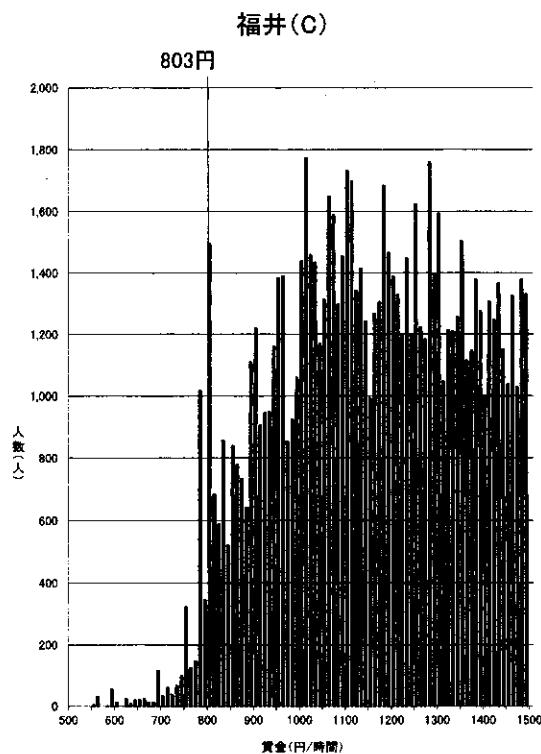
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

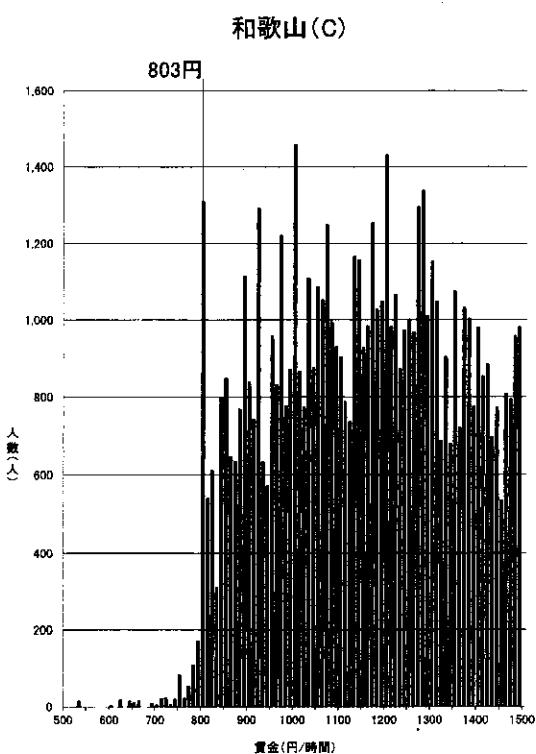
一般労働者



資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

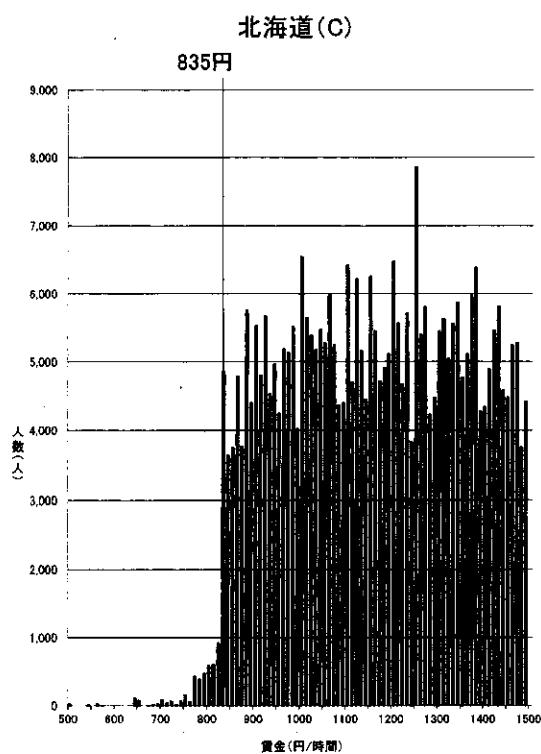
一般労働者



資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

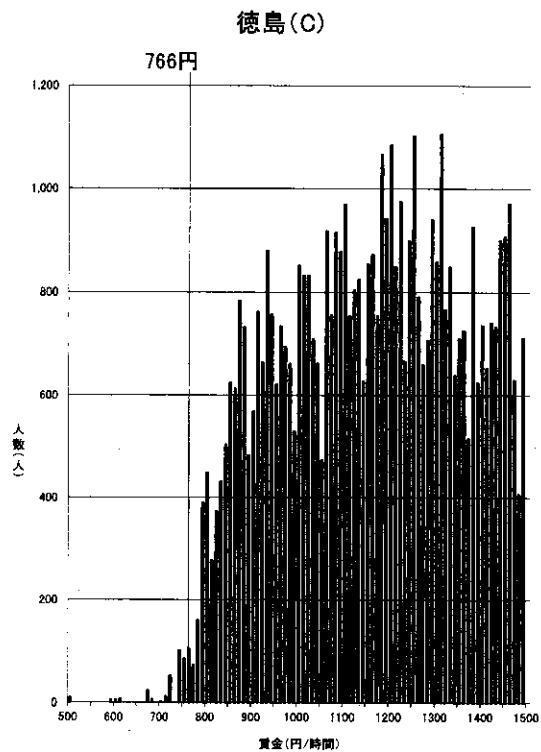
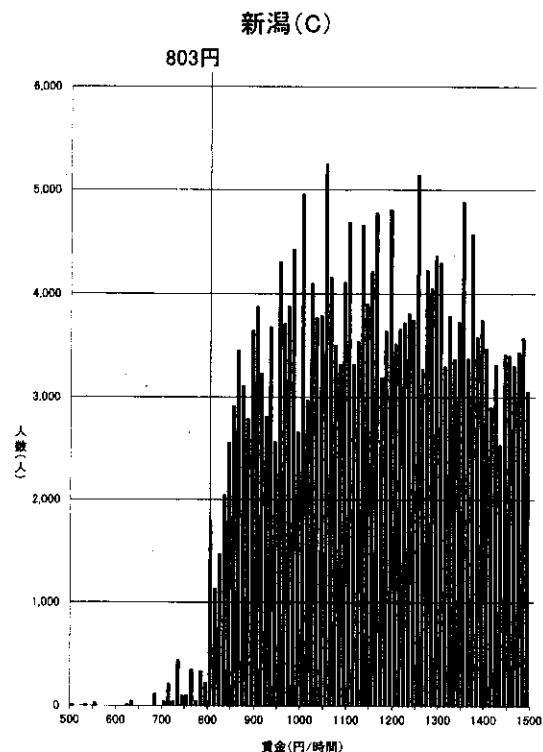
一般労働者



資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

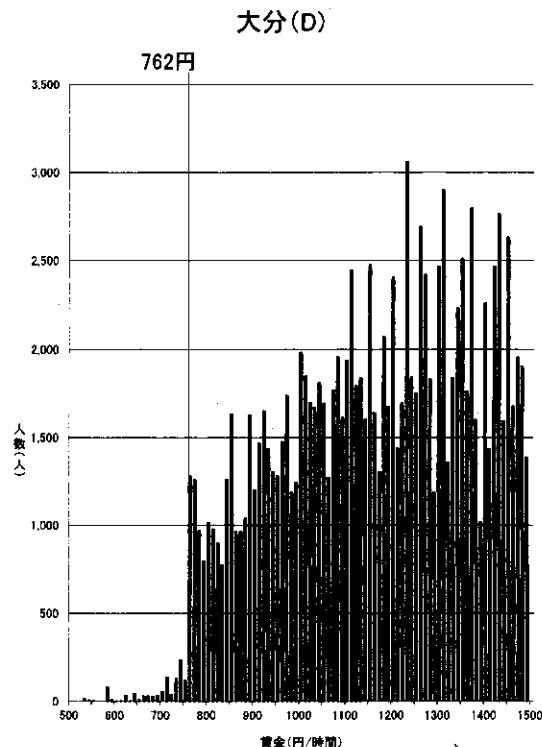
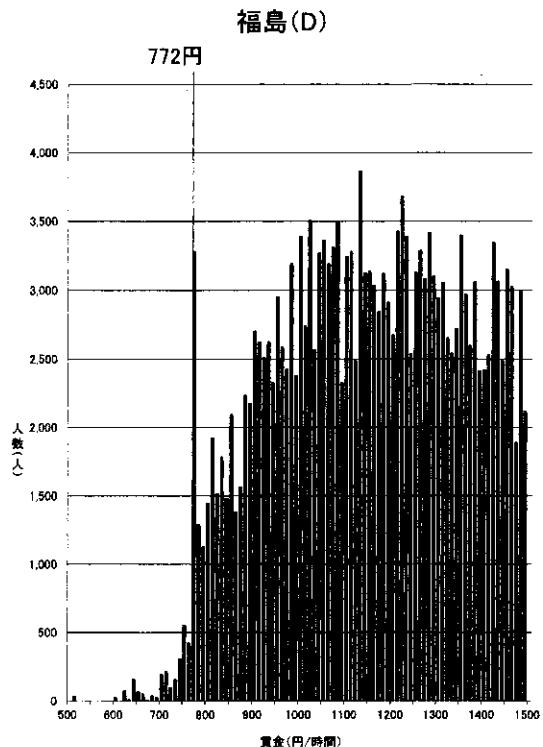
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

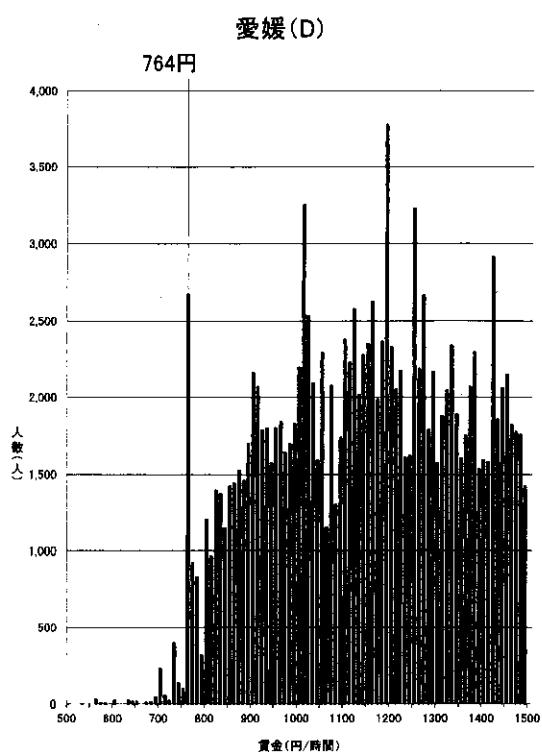
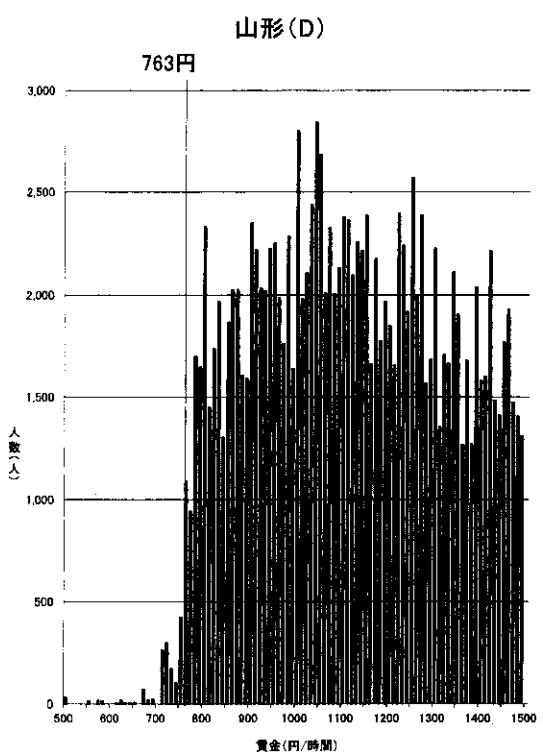


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

一般労働者



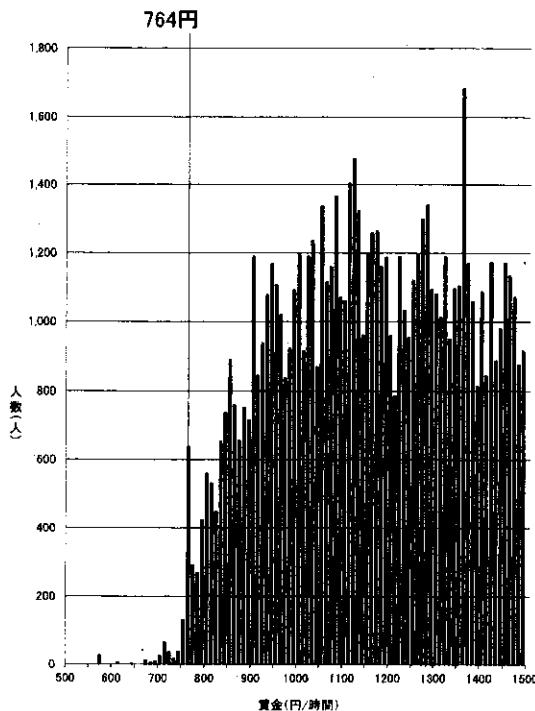
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

一般労働者

島根(D)

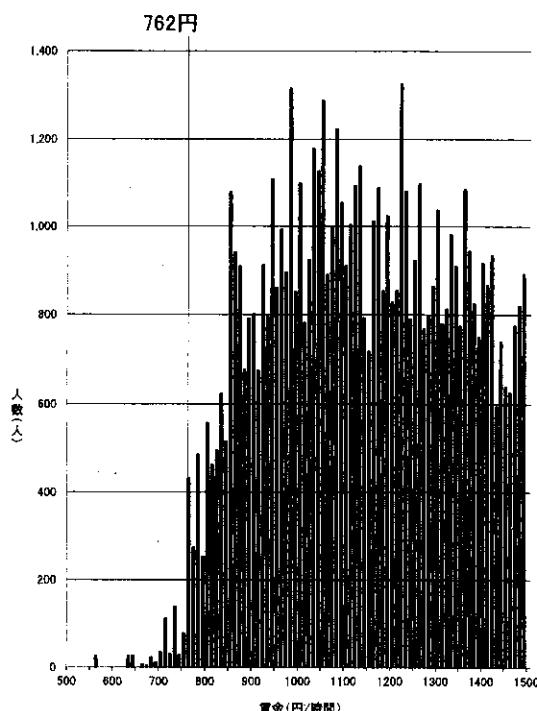


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

鳥取(D)

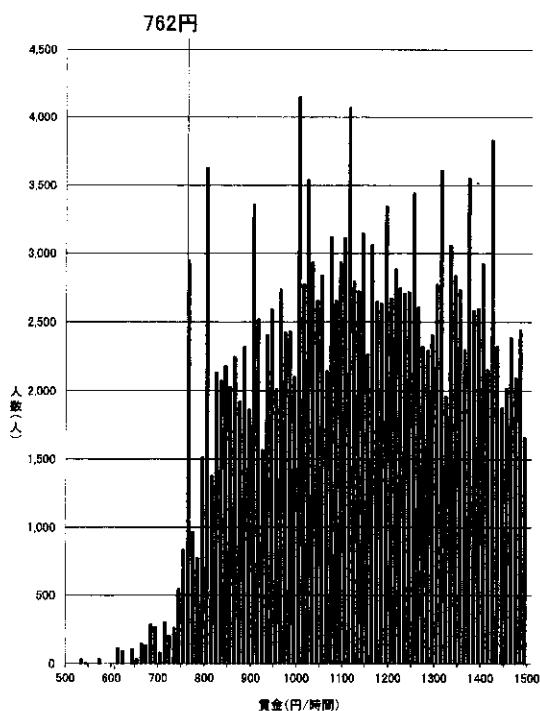


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

熊本(D)

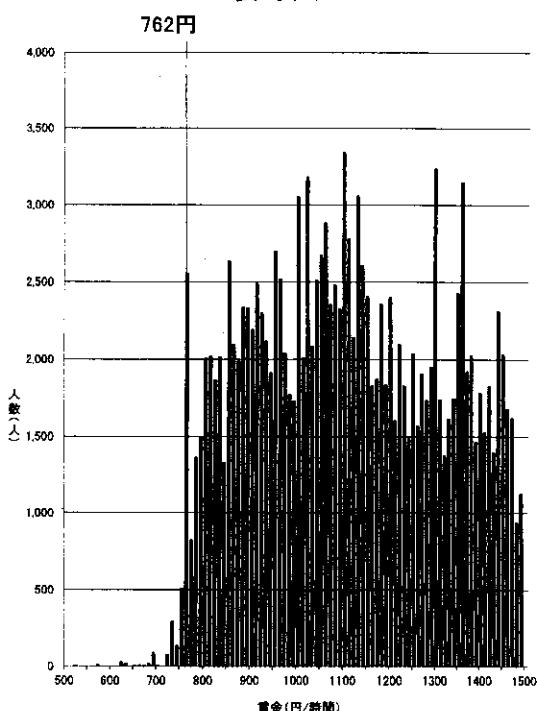


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

長崎(D)



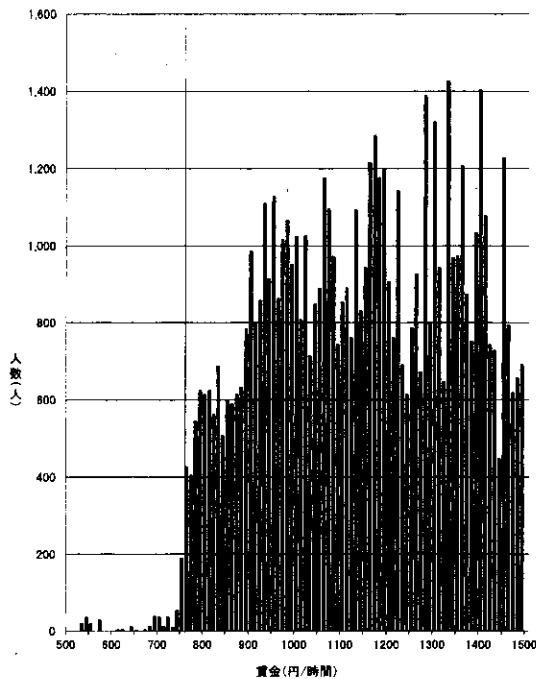
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

高知(D)

762円



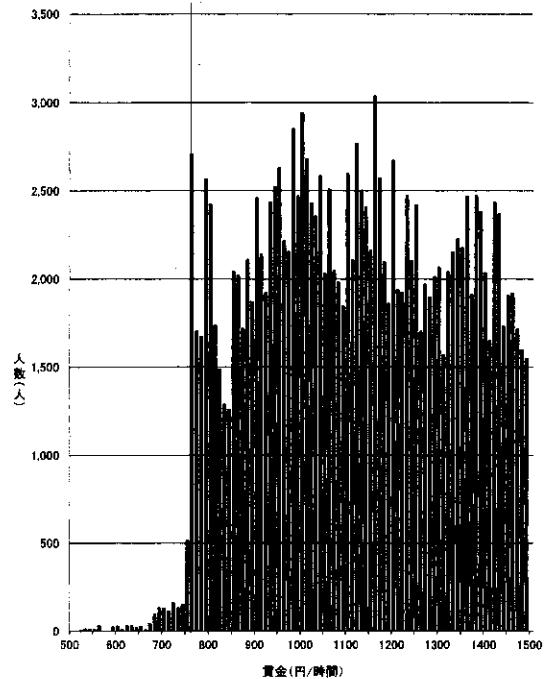
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最高賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

岩手(D)

762円



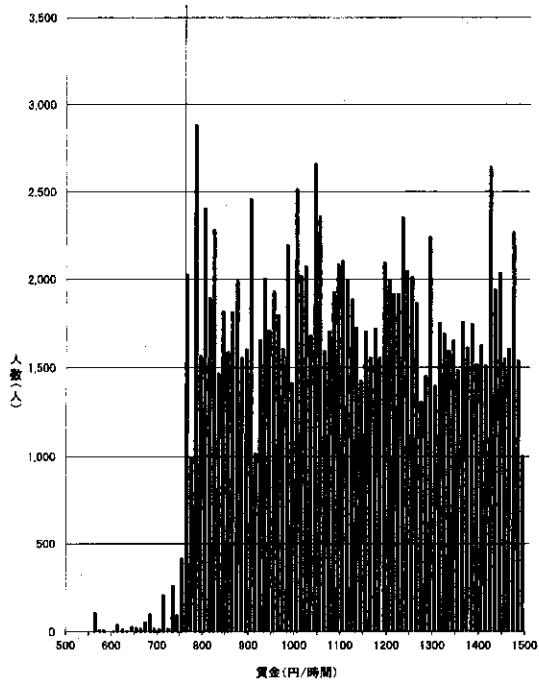
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

鹿児島(D)

761円



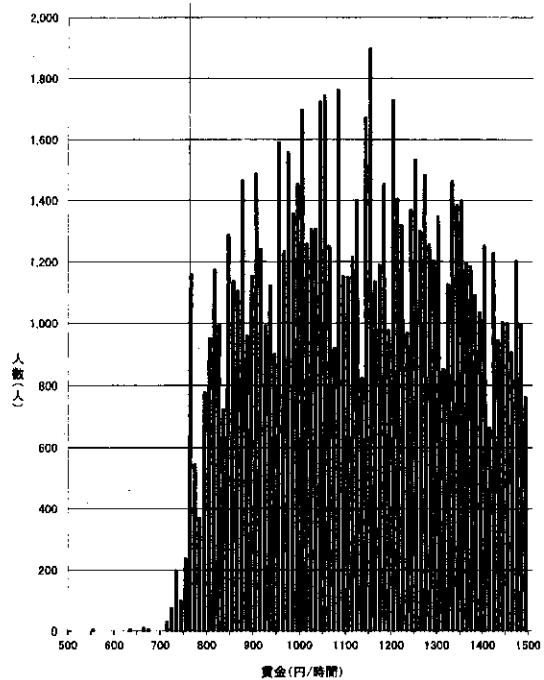
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最高賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

佐賀(D)

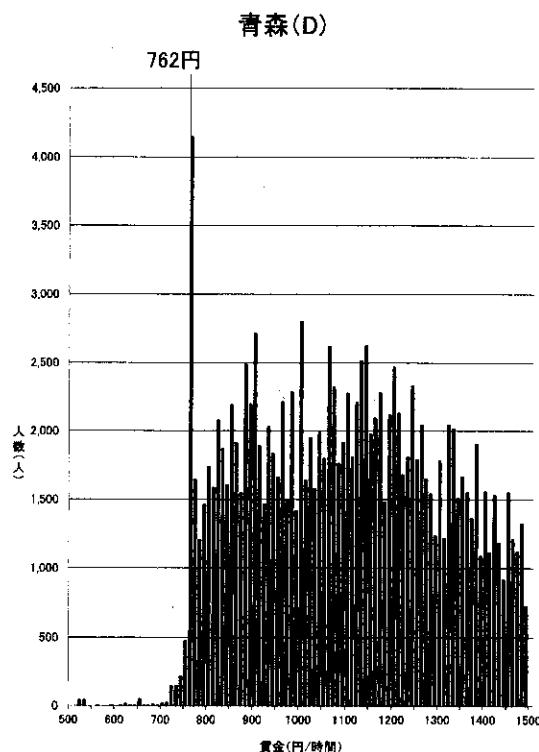
762円



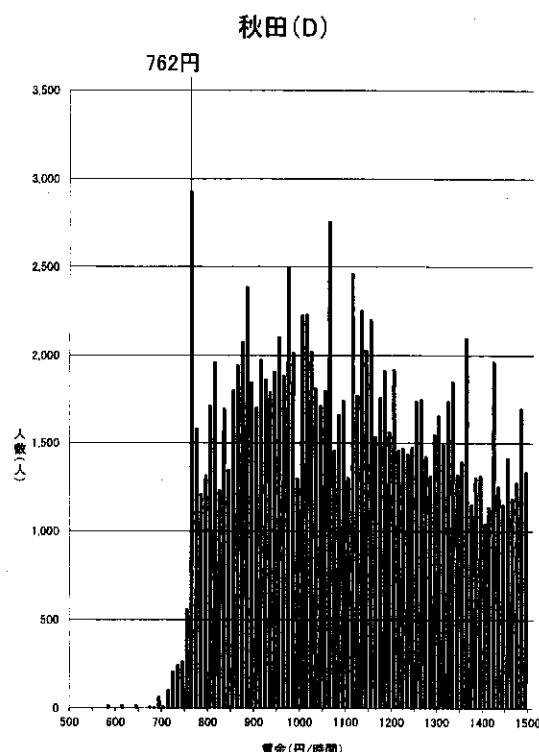
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者



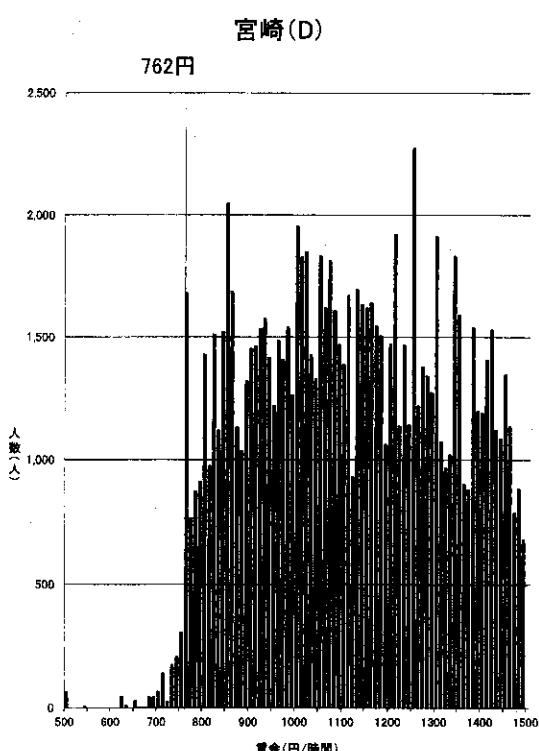
資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



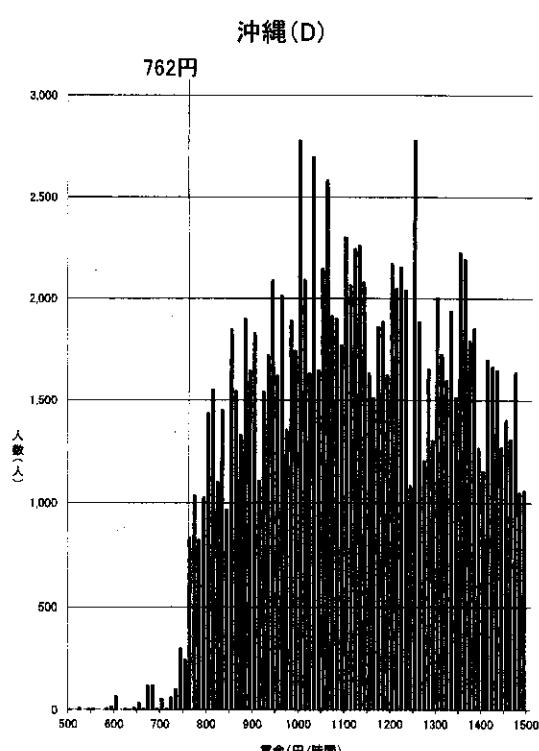
資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

一般労働者



資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

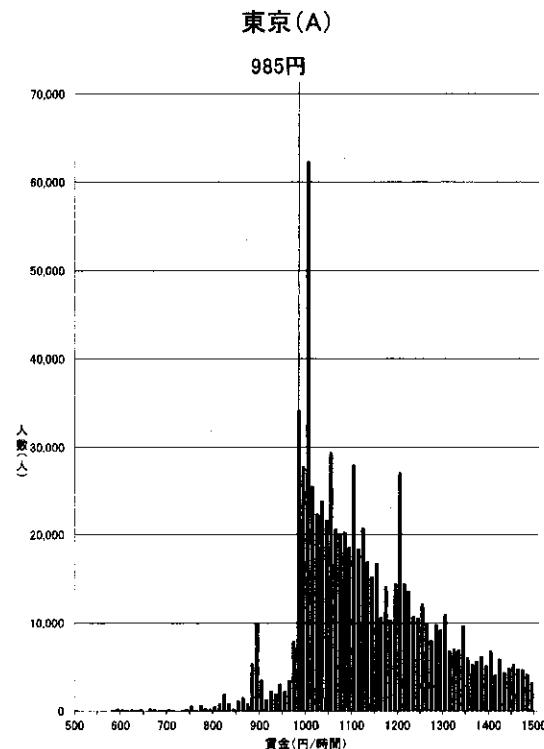


資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

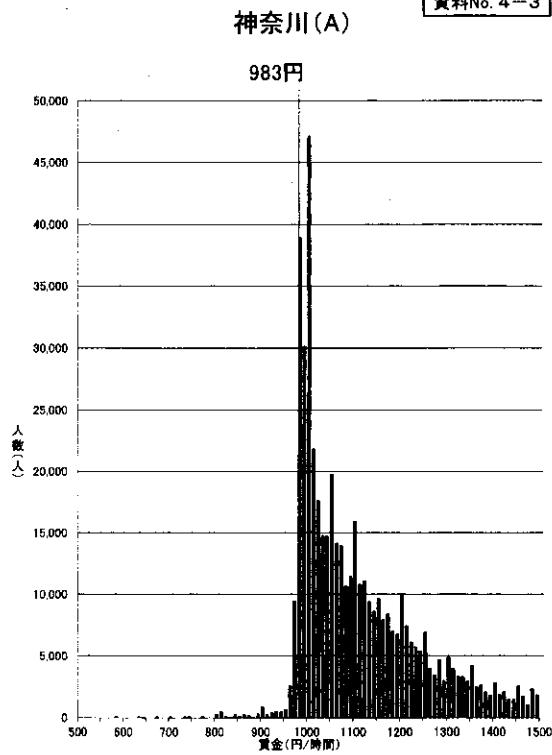
一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



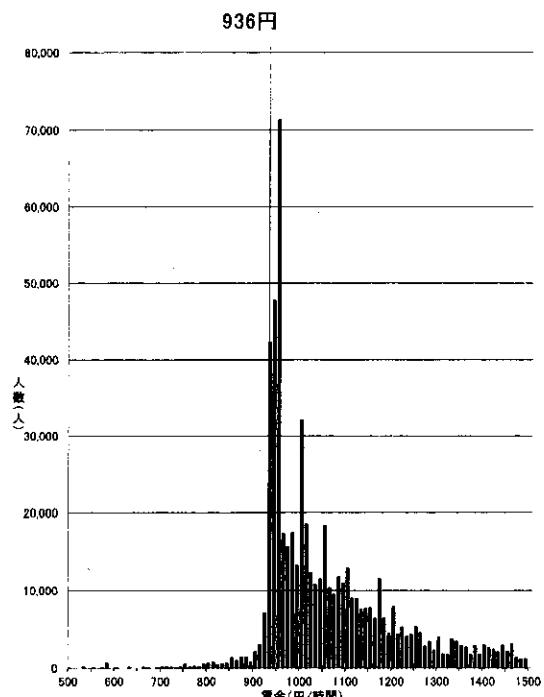
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

短時間労働者

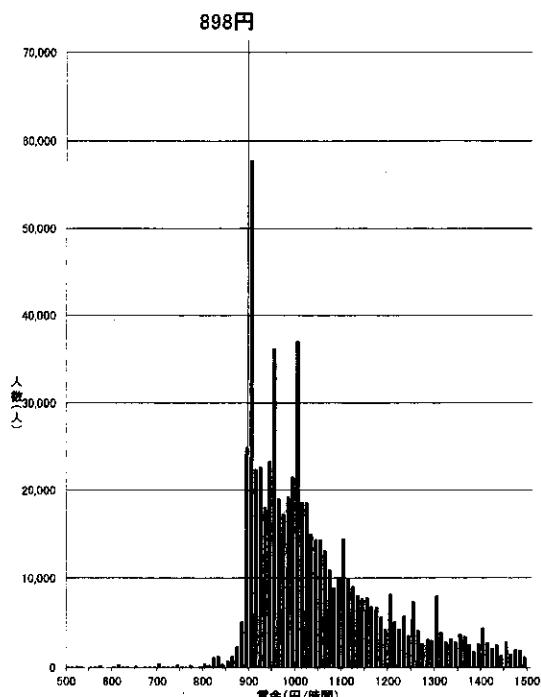
大阪(A)



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

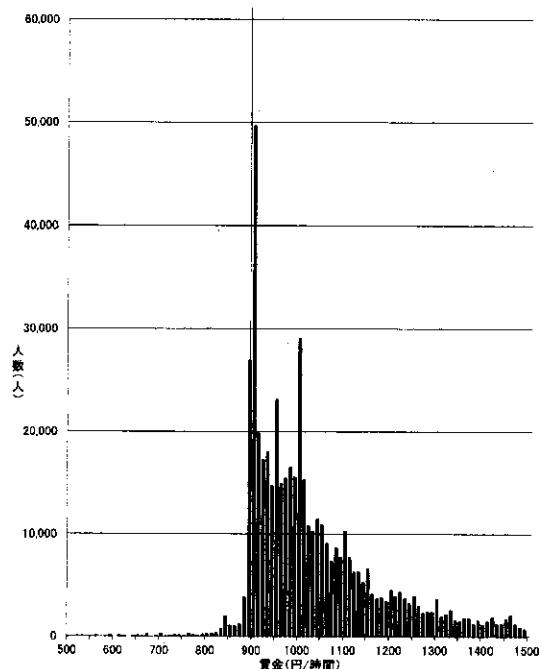
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

短時間労働者

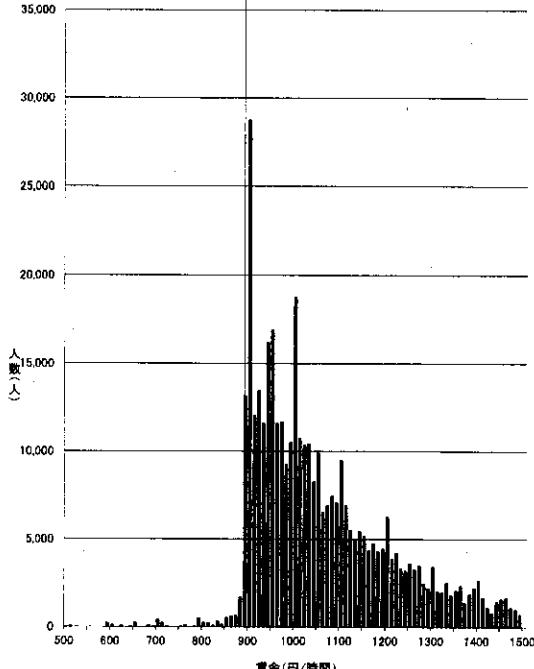
埼玉(A)

898円



千葉(A)

895円



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

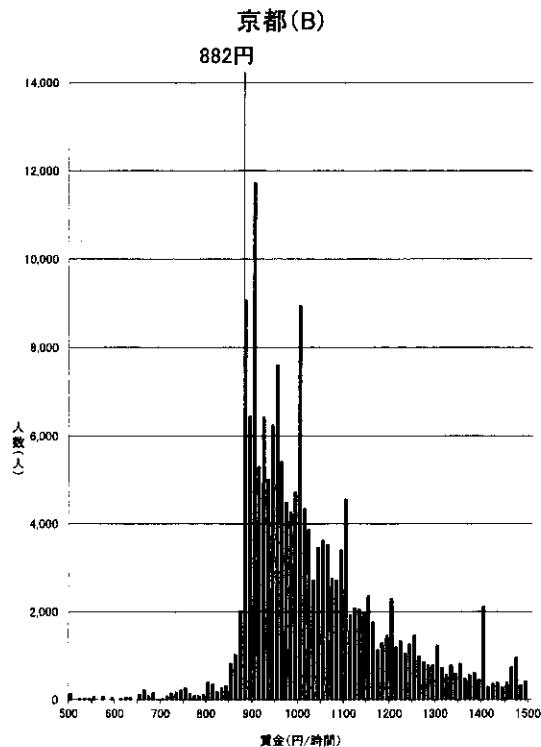
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

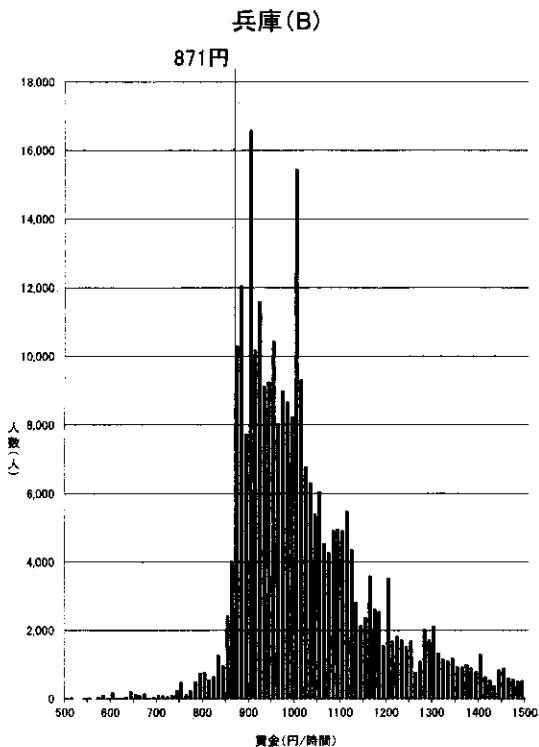
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

短時間労働者



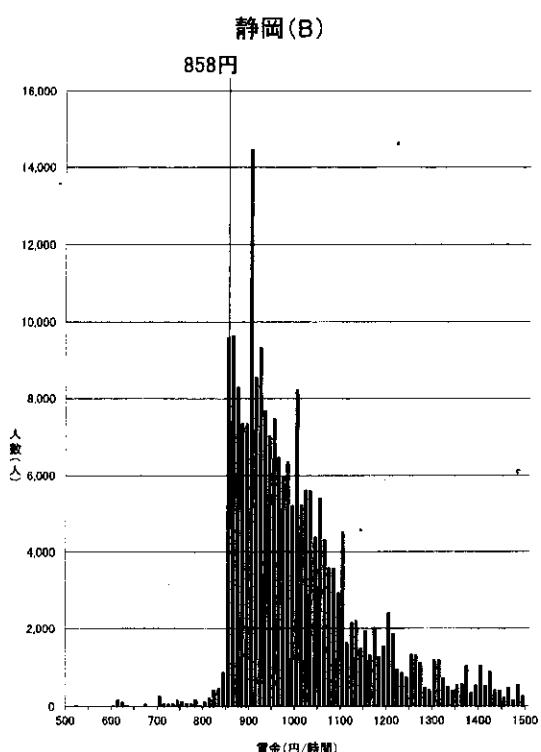
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

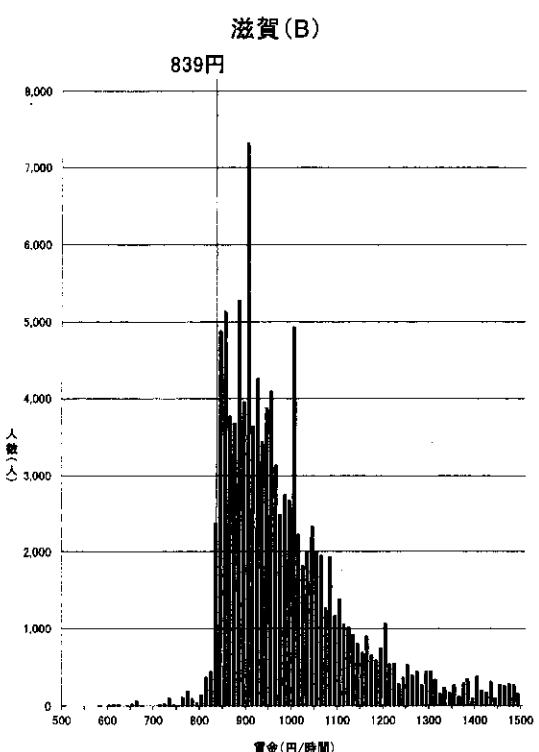
短時間労働者

短時間労働者



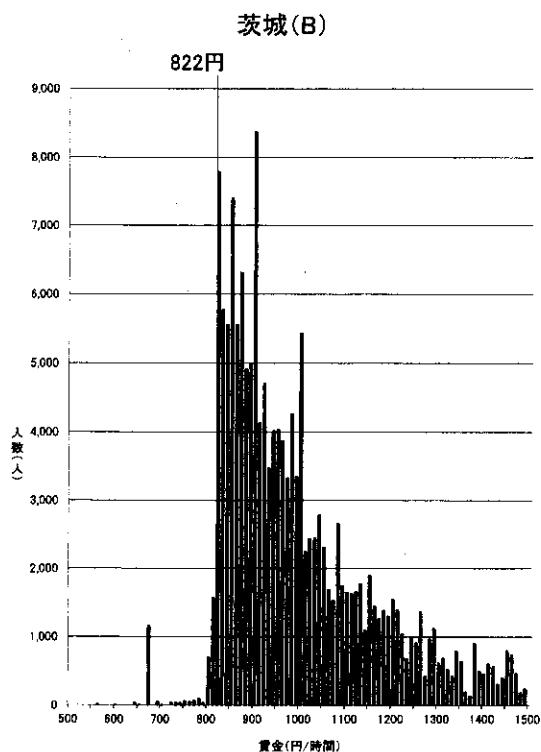
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

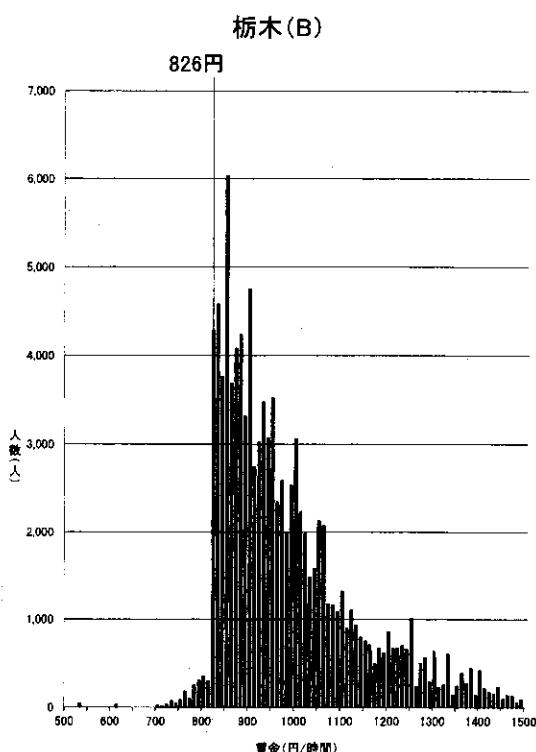


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者



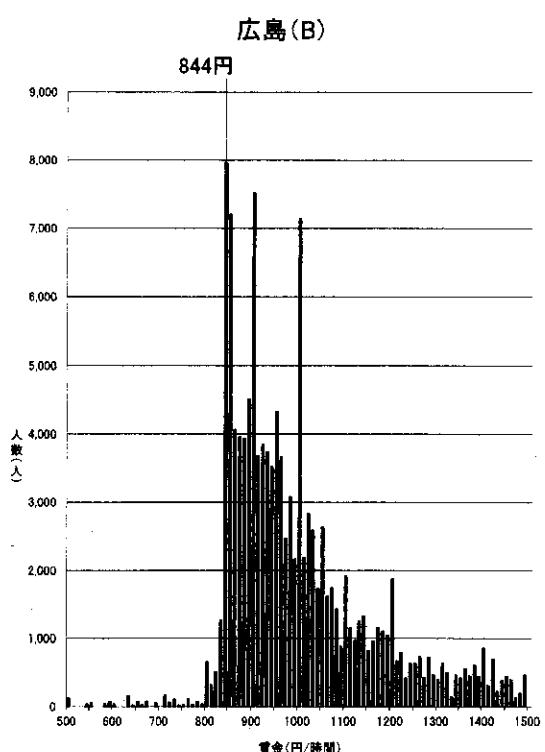
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

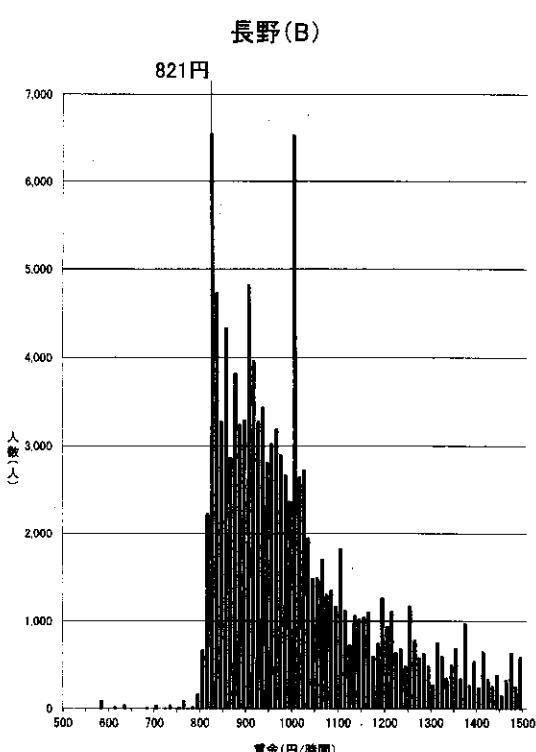
短時間労働者

短時間労働者



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

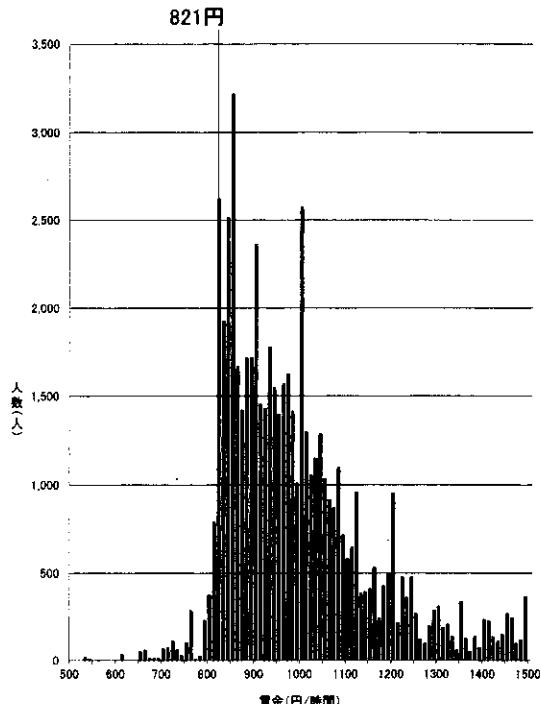
短時間労働者



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

富山(B)

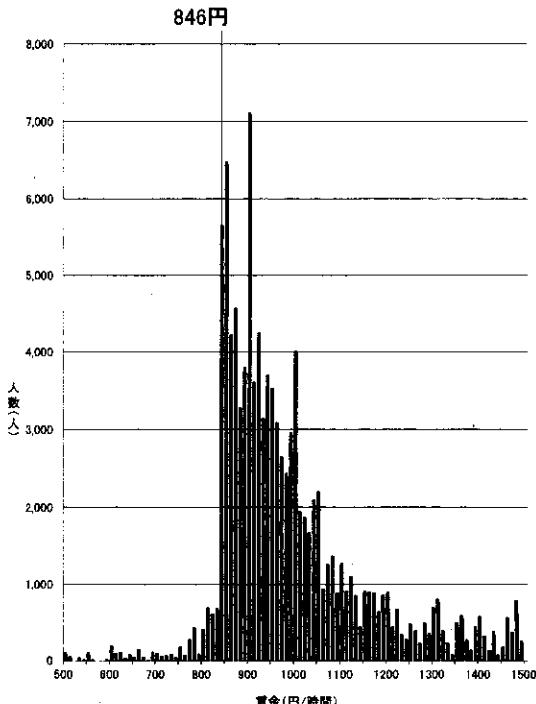


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

三重(B)

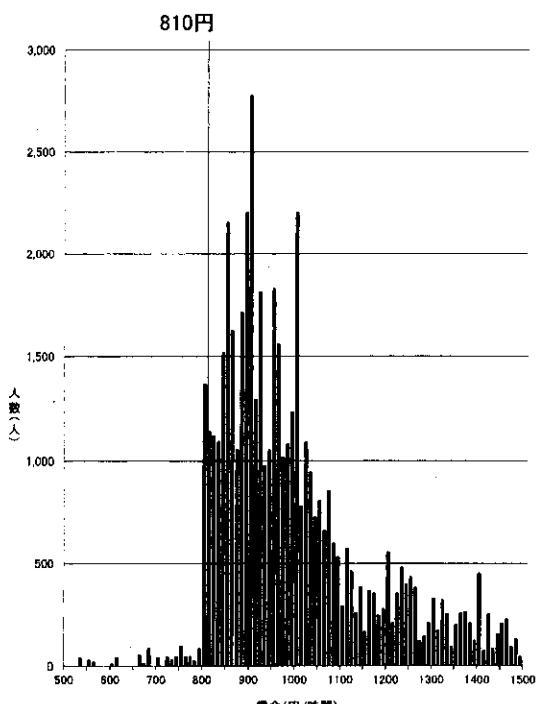


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

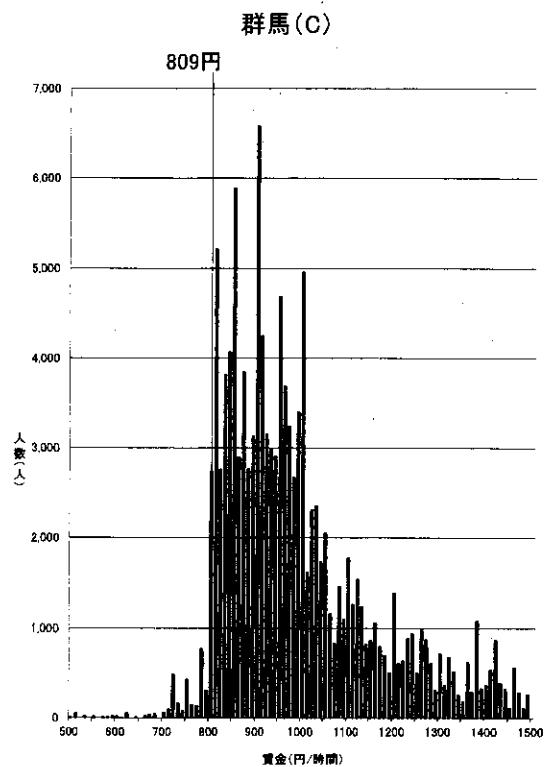
山梨(B)



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

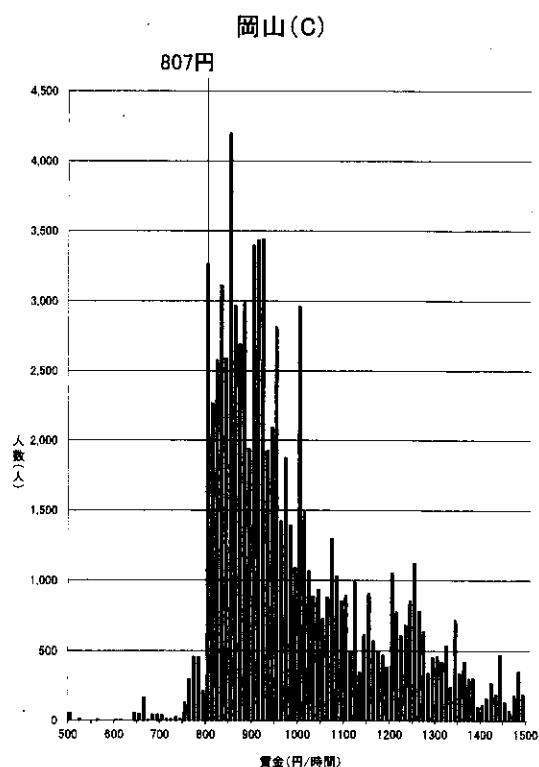
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者



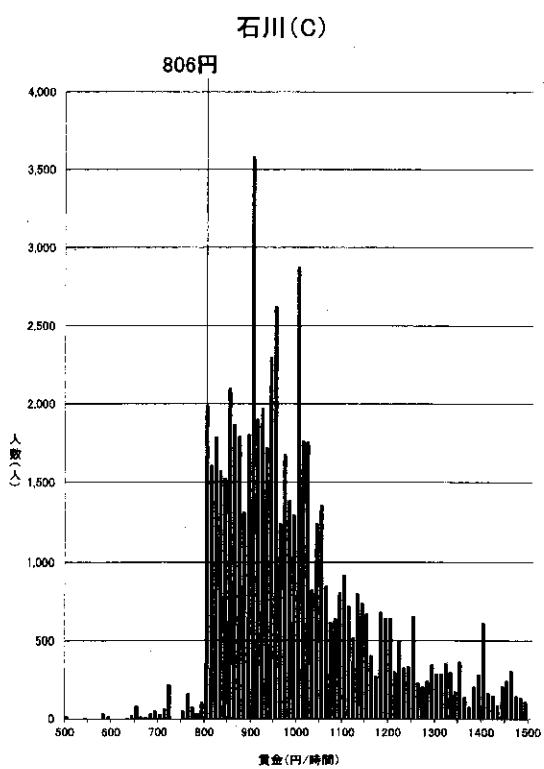
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者



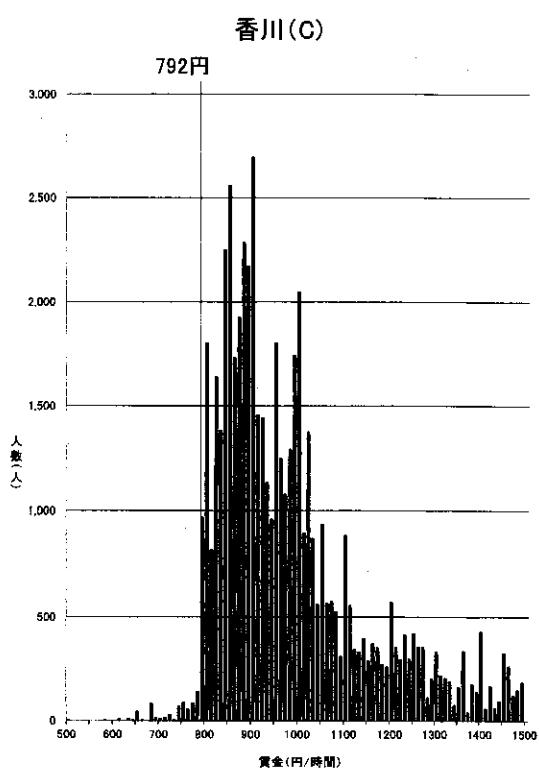
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

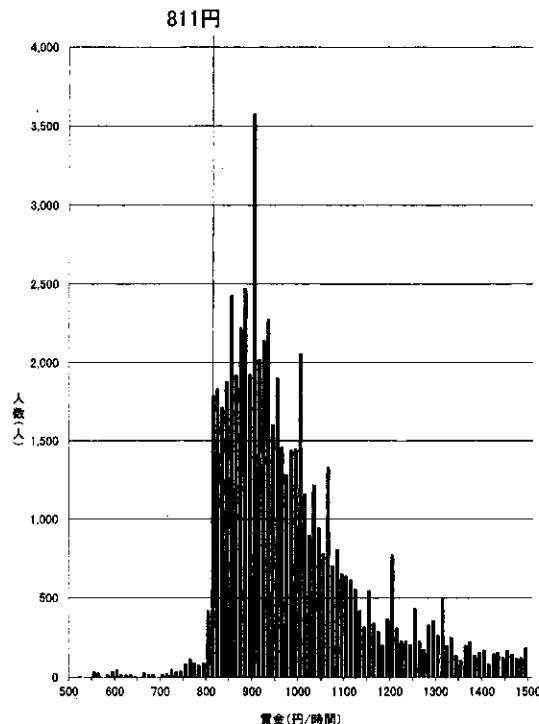
短時間労働者



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

奈良(C)

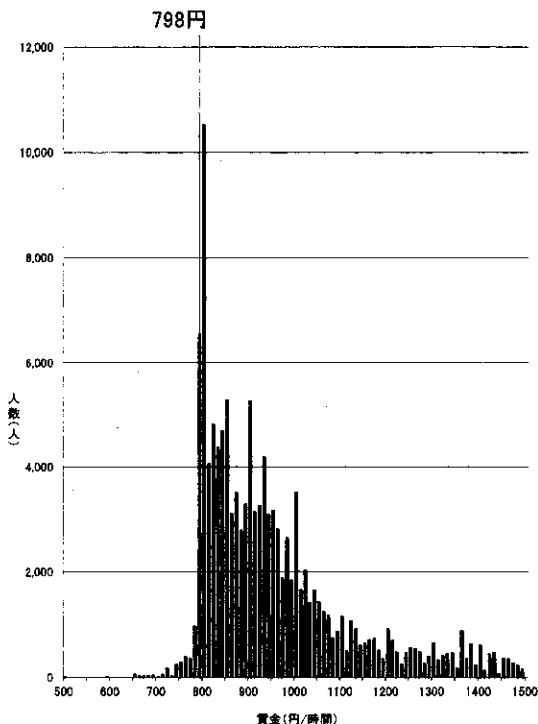


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

宮城(C)

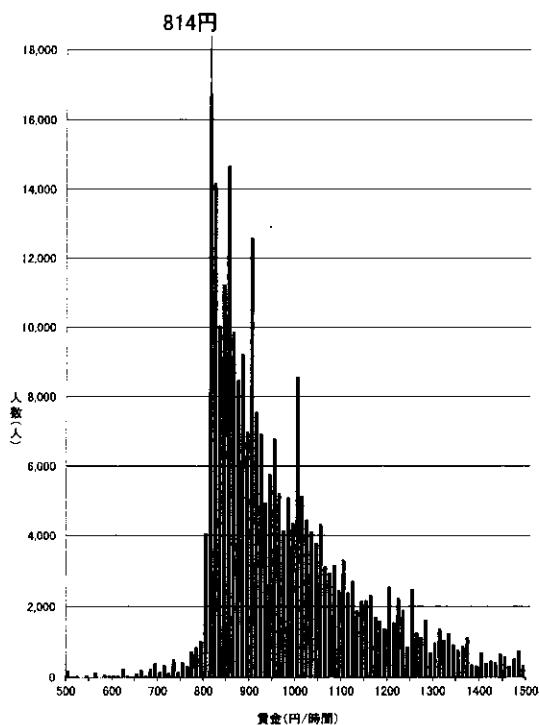


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

福岡(C)

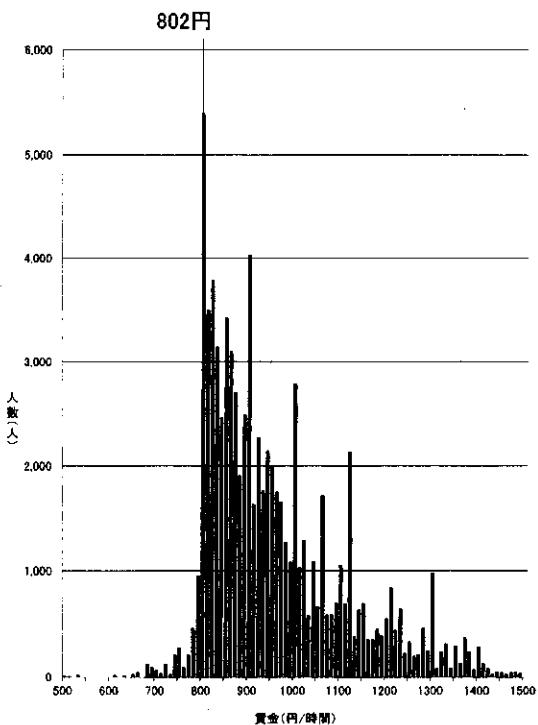


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

山口(C)

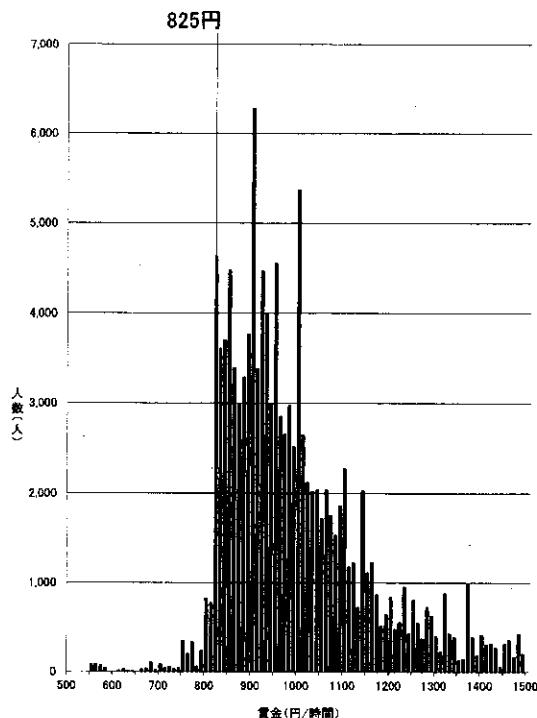


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

岐阜(C)

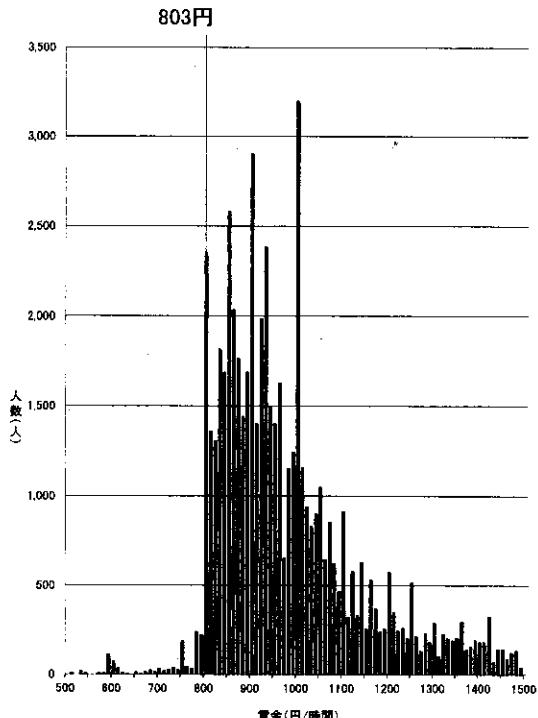


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

福井(C)

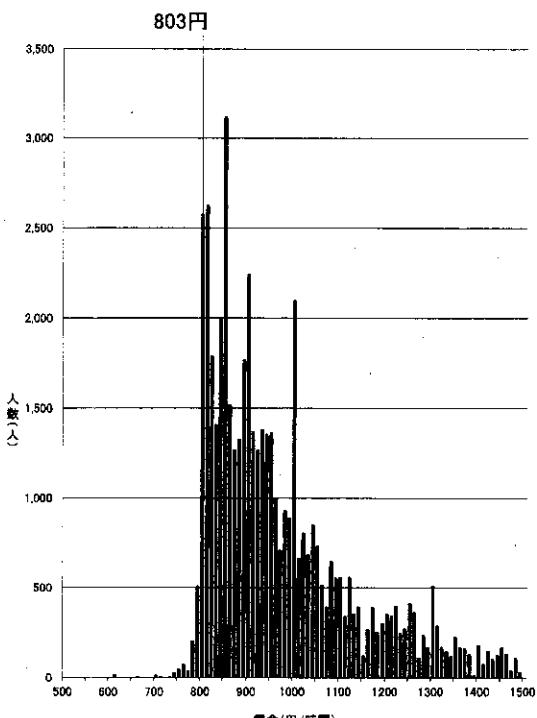


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

和歌山(C)

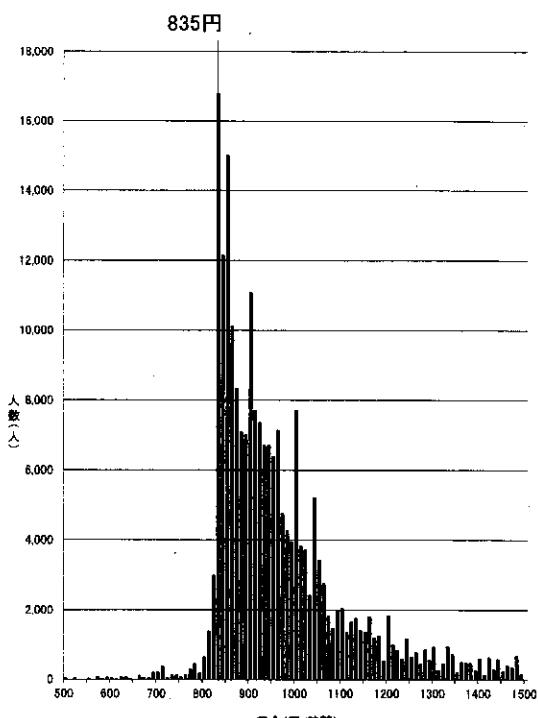


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

北海道(C)



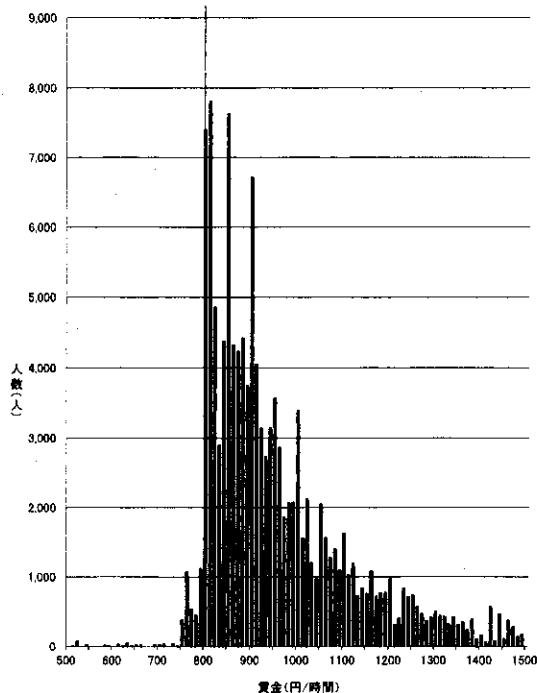
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

新潟(C)

803円



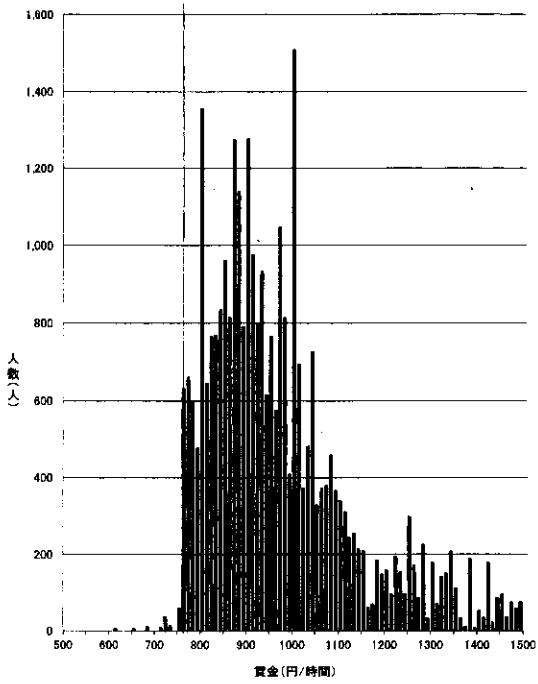
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

徳島(C)

766円

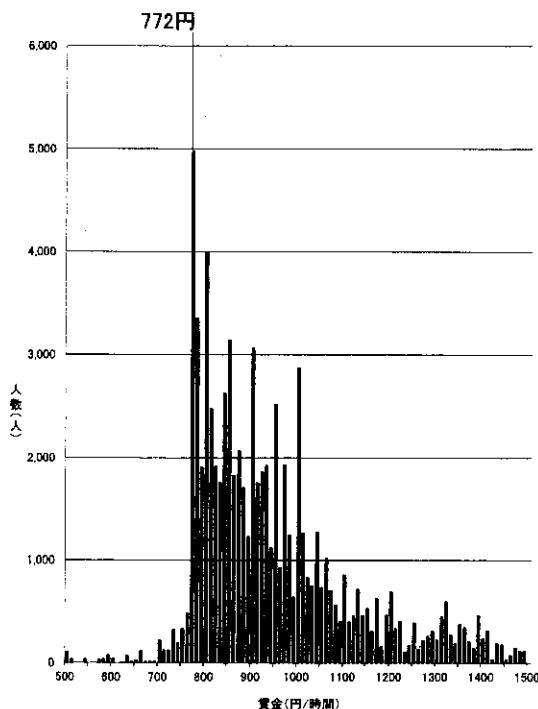


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

福島(D)

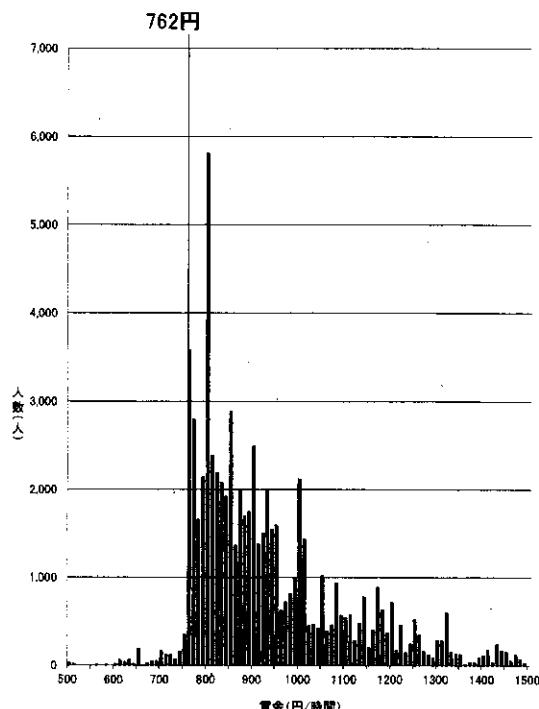


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

大分(D)

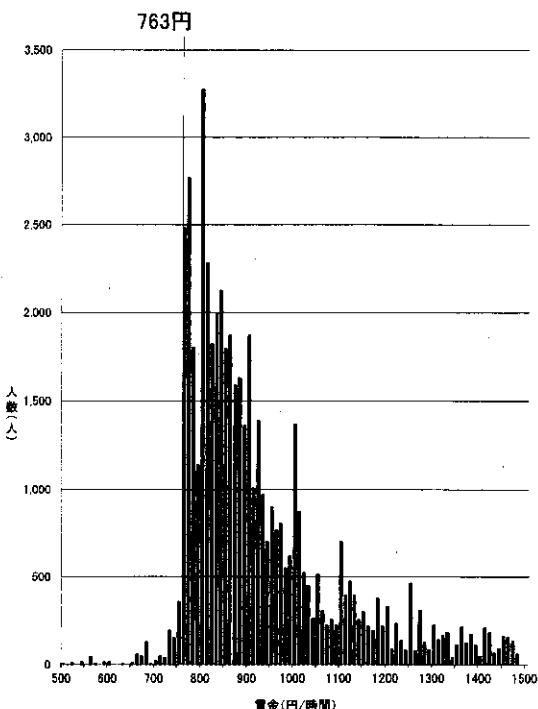


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

山形(D)

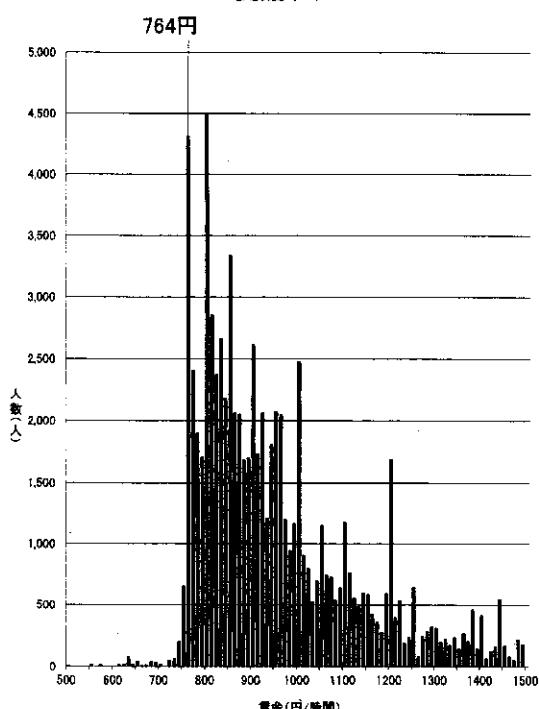


資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

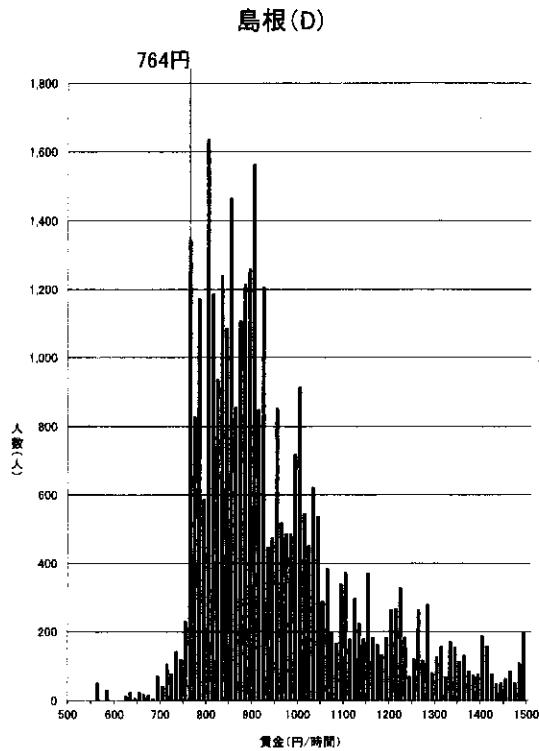
愛媛(D)



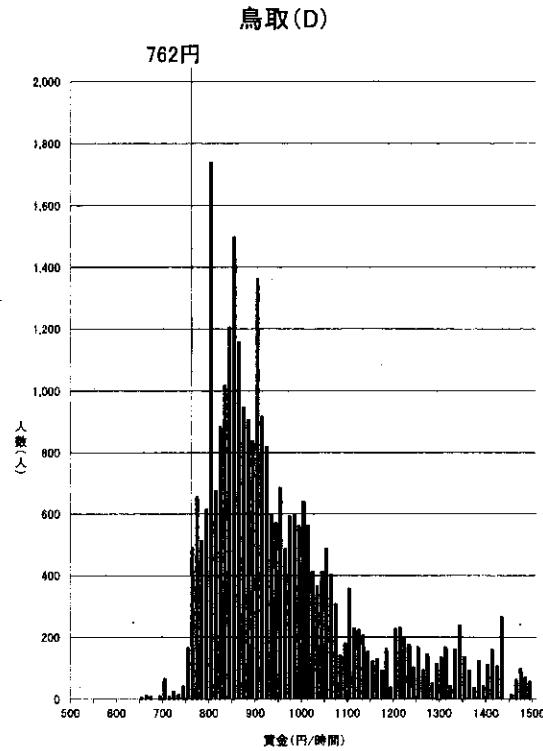
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者



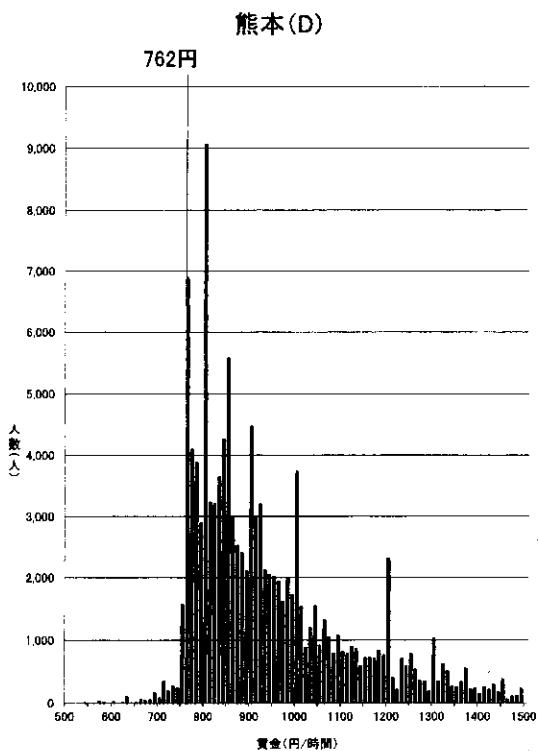
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

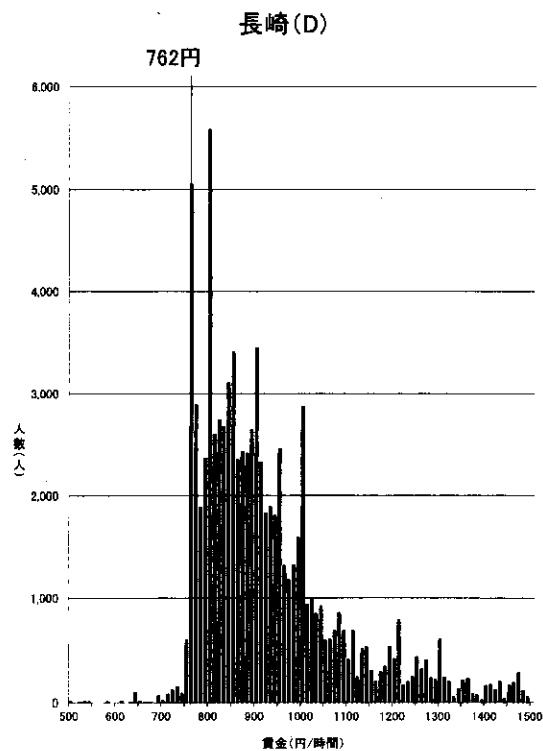
短時間労働者

短時間労働者



資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

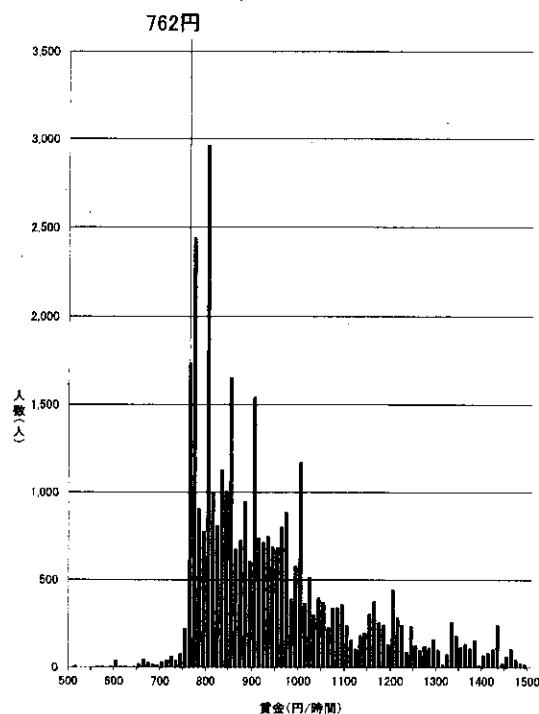
短時間労働者



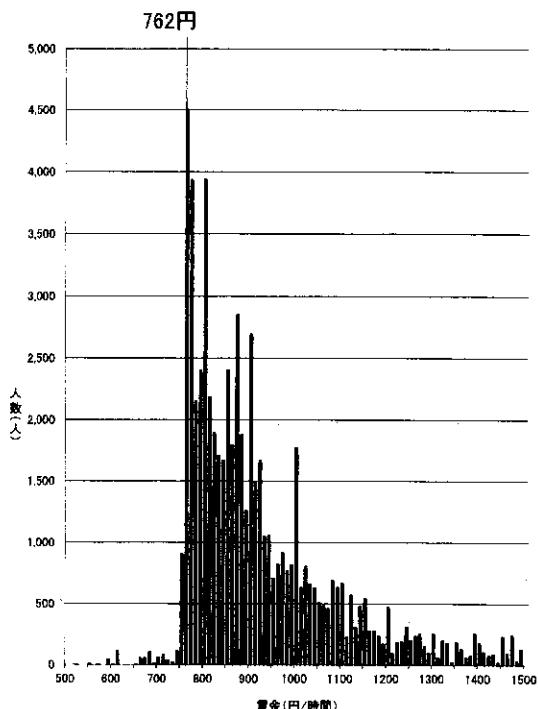
資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

高知(D)



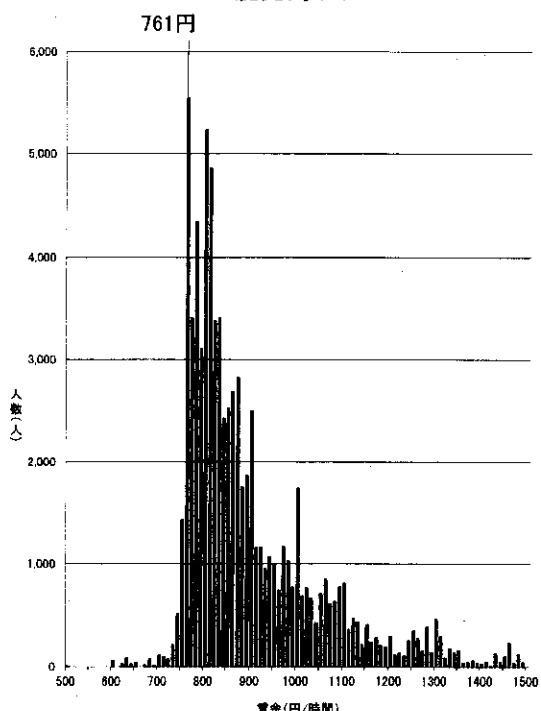
岩手(D)



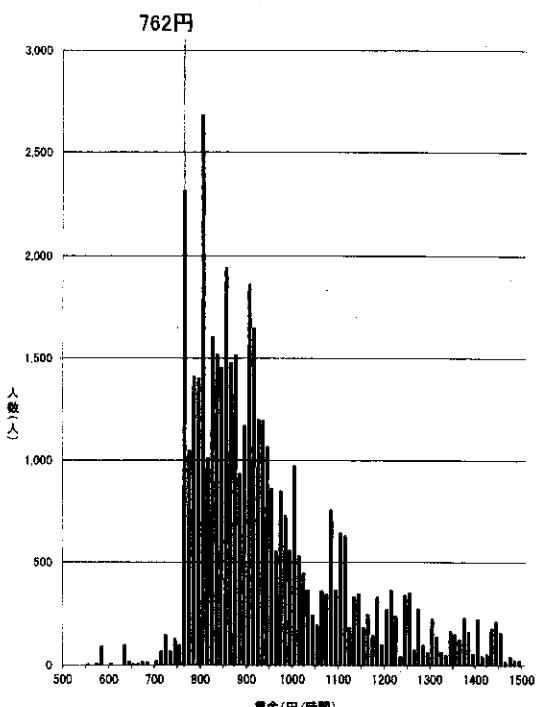
短時間労働者

短時間労働者

鹿児島(D)



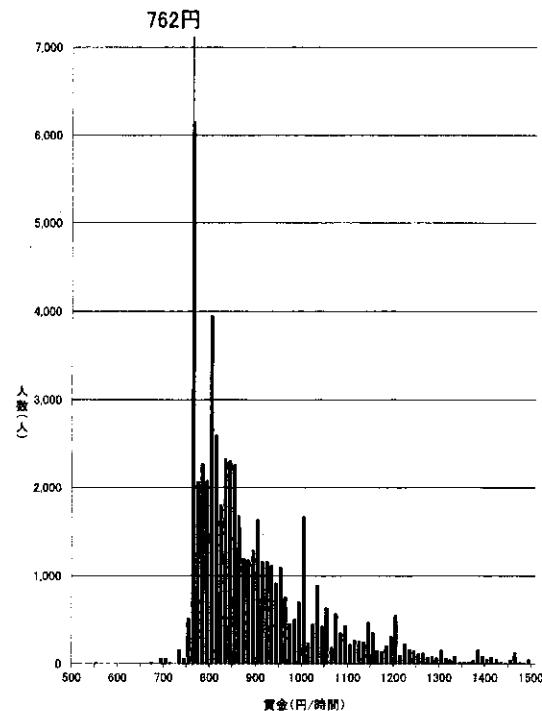
佐賀(D)



短時間労働者

短時間労働者

青森(D)

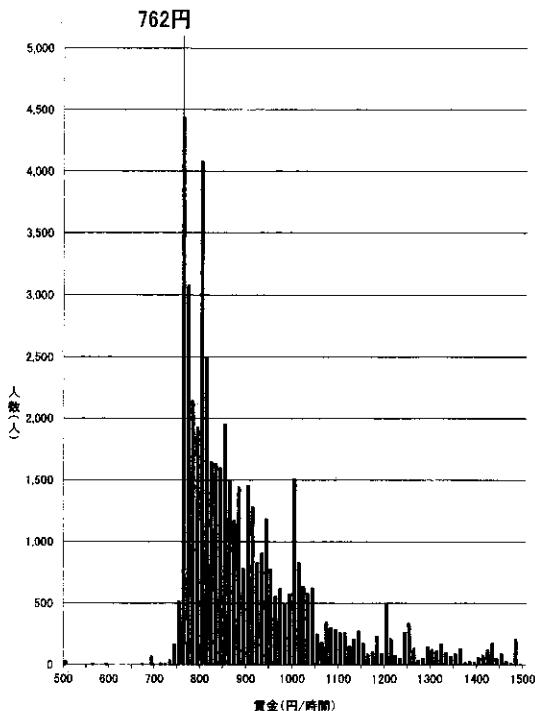


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

秋田(D)

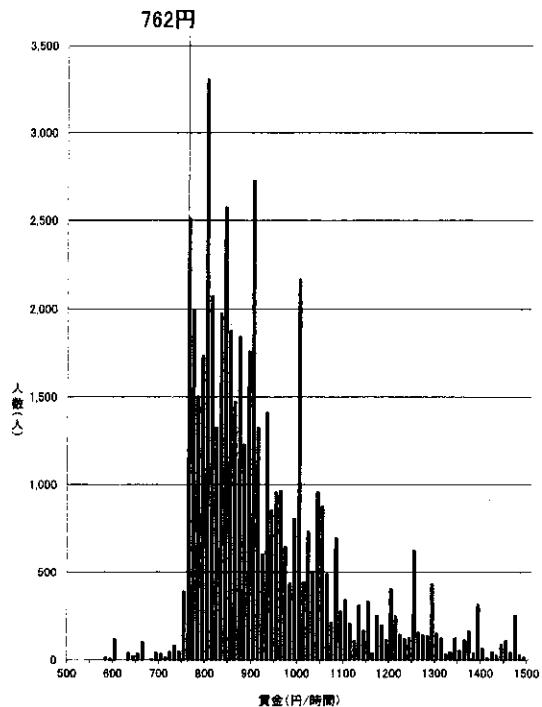


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

宮崎(D)

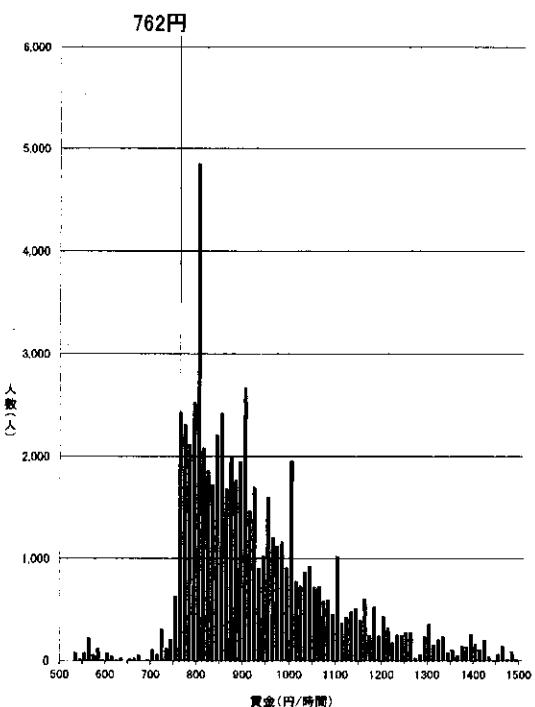


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

沖縄(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和2年6月)主要経済指標)

- | | |
|---------------|-----------|
| I 我が国経済 | II 海外経済 |
| 1 四半期 GDP 速報 | 1 アメリカ |
| 2 個人消費 | 2 アジア地域 |
| 3 民間設備投資 | 3 ヨーロッパ地域 |
| 4 住宅建設 | 4 国際金融 |
| 5 公共投資 | |
| 6 輸出・輸入・国際收支 | |
| 7 生産・出荷・在庫 | |
| 8 企業収支・業況判断 | |
| 9 倒産 | |
| 10 就用情勢 | |
| 11 物価 | |
| 12 金融 | |
| 13 景気ウォッチャー調査 | |

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報
2020年1－3月期（2次速報）の実質国内総生産は、前期比0.6%減（年率2.2%減）となつた。

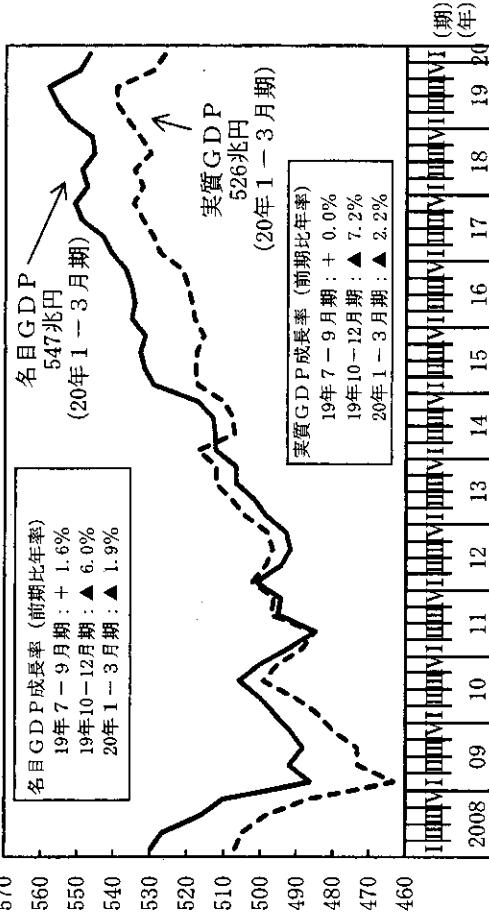
	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	(実質値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)			
					1－3月	4－6月	7－9月	10－12月
実質国内総支出(GDP)					0.6	0.5	0.0	▲ 1.9 ▲ 0.6
(前期比年率)	0.3	0.7	0.3	0.0	2.6	2.1	0.0	▲ 7.2 ▲ 2.2
(前年同期比)					0.8	0.9	1.7	▲ 0.7 ▲ 1.7
国 内 需 要	(0.3)	(0.8)	(0.4)	(0.2)	(0.1)	(0.8)	(0.2)	▲ 2.4 ▲ 0.4 ▲ 0.4
民 間 需 要	(0.1)	(0.3)	(0.2)	(0.4)	(0.1)	(0.4)	(0.1)	▲ 2.4 ▲ 0.5 ▲ 0.3
民 間 最 終 消 費 支 出	▲ 0.0	0.1	0.1	▲ 0.6	0.1	0.5	0.4	▲ 2.9 ▲ 0.8 ▲ 0.4
民 間 住 宅	▲ 6.7	2.0	▲ 4.9	0.5	1.4	▲ 0.2	1.2	▲ 2.3 ▲ 4.2 (▲ 0.1)
民 間 企 業 設 備	2.1	0.7	1.7	▲ 0.2	▲ 0.5	0.9	0.2	▲ 4.8 1.9 (0.3)
民 間 在 庫 変 動	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.0)	(▲ 0.1)	(0.1)	(0.0)	(▲ 0.3)	(0.0) — (▲ 0.1)
公 的 需 要	(0.2)	(0.5)	(0.2)	(0.6)	(0.1)	(0.4)	(0.2)	(0.1) ▲ 0.0 (▲ 0.0)
政 府 最 終 消 費 支 出	0.9	1.9	0.9	2.4	▲ 0.2	1.5	0.7	0.2 0.0 (0.0)
公 的 固 定資 本 形 成	0.3	2.9	0.6	3.3	2.4	1.7	1.0	0.5 ▲ 0.6 (▲ 0.0)
財 貨・サ ー ビス の 純 輸 出	(▲ 0.0)	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.5)	(▲ 0.3) (▲ 0.2)	(0.5)	— (▲ 0.2)
財 貨・サ ー ビス の 輸 出	3.5	▲ 1.6	1.7	▲ 2.7	▲ 1.8	0.2	▲ 0.6	0.4 ▲ 6.0 (▲ 1.1)
財 貨・サ ー ビス の 輸 入	3.7	▲ 0.7	2.5	▲ 1.7	▲ 4.5	1.8	0.7	▲ 2.4 ▲ 4.9 (0.9)
最 終 需 要	0.3	0.6	0.2	0.1	0.6	0.5	0.3	▲ 1.9 ▲ 0.5
実質国民総所得(GNI)	▲ 0.3	0.8	▲ 0.2	0.1	0.8	0.5	0.1	▲ 1.9 ▲ 0.5
実 質 就 用 者 報 酬	2.4	1.2	2.4	1.0	0.4	0.7	▲ 0.3	▲ 0.2 0.7

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2019年	2020年
	1 - 3月	4 - 6月	7 - 9月	10 - 12月	1 - 3月	(寄与度)
名目国内総支出(GDP)	0.2	1.3	0.1	0.8	1.1	0.4
(前年同期比)					▲ 1.5	▲ 0.5
(実額)	546.9	553.7	548.1	552.6	555.9	549.5
国内需 要	(0.9)	(1.2)	(0.9)	(0.7)	(0.2)	(0.4)
民間需 要	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.5)
民間最終消費支出	0.6	0.4	0.5	▲ 0.1	▲ 0.2	0.7
民間住宅	▲ 5.0	3.3	▲ 3.4	2.0	1.3	0.1
民間企業設備	2.8	1.1	2.5	▲ 0.0	▲ 0.8	0.5
民間在庫変動	(▲ 0.0)	(0.0)	(▲ 0.1)	(0.0)	(0.1)	(▲ 0.3)
公的需 要	(0.3)	(0.7)	(0.3)	(0.8)	(0.3)	(0.5)
政府最終消費支出	1.1	2.3	1.0	2.9	1.1	1.7
公的固定資本形成	2.1	4.5	2.4	4.9	2.5	2.1
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.7)	(0.0)	(▲ 0.8)	(0.1)	(1.0)	(▲ 0.4)
財貨・サービスの輸出	4.6	▲ 4.4	2.5	▲ 5.8	▲ 3.4	▲ 0.6
財貨・サービスの輸入	9.3	▲ 4.6	7.2	▲ 6.3	▲ 8.4	1.4
最終需 要	0.2	1.2	0.1	0.9	1.1	0.6
GDPデフレーター	▲ 0.1	0.6	▲ 0.2	0.8	0.5	0.1
(前年同期比)					0.2	0.4
					0.6	0.4
					1.2	1.2
					0.9	0.9
					-	-

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。
体系基準年(名目値のベンマーカとなる年) : 2011年
基準年(デフレーターにおける指標算式のウェイト統合の基準となる年) : 前曆年
実額は季節調整系列(単位:兆円)

実質・名目GDPの推移

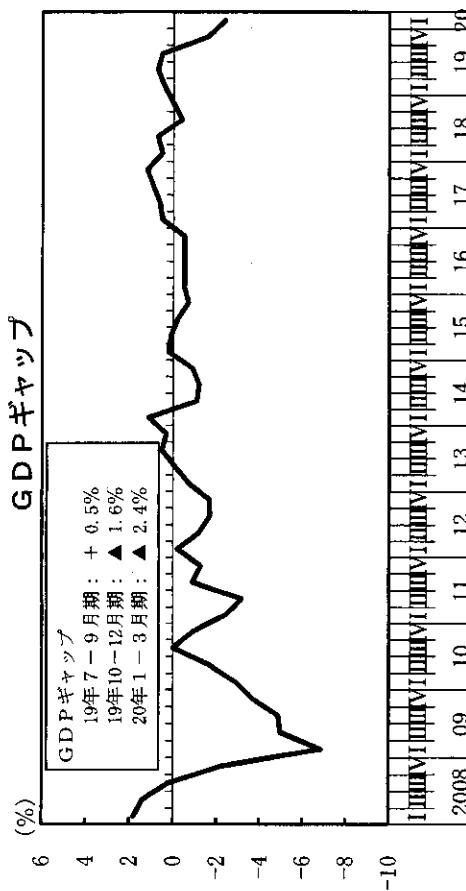


(参考) 経済見通し等

名目	2018年度 (平成30年度) 実績 (%)			2019年度 (令和元年度) 実績 (%)			2020年度 (令和2年度) 見通し (%)		
	内	総	生産	内	需	要	内	需	要
実質国内総生産		0.3	0.9		0.4	(1.2)		1.4	
国 内 需 求				0.2		(0.8)		(1.5)	
民 間 需 求					0.2				(1.0)
民 間 最 終 消 費 支 出						0.1	0.6		1.0
民 間 住 宅						▲ 4.9	1.5	▲ 1.9	
民 間 企 業 設 備						1.7	2.2		2.7
公 的 需 求						(0.2)	(0.4)	(0.5)	
政 府 最 終 消 費 支 出						0.9	1.3		1.3
公 的 固 定 資 本 形 成						0.6	3.6		3.9
財 貨・サ ー ビ ス の 純 輸 出						(▲ 0.1)	(▲ 0.3)	(▲ 0.1)	
財 貨・サ ー ビ ス の 輸 出						1.6	▲ 1.2		2.4
(控除) 財 貨・サ ー ビ ス の 輸 入						2.2	0.3	3.1	
名 目 国 内 総 生 产						0.1	1.8		2.1
G DP デ フ レ タ ー						▲ 0.2	0.9		0.8
消 費 者 物 価 上 昇 率						0.7	0.6		0.8

(備考) 内閣府「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
下図：内閣府「毎月労働統計調査」の指標については、
2011年12月以前の従来の公表値と2012年1月以降の再集計値を接続して推計を行っている。



2. 個人消費

個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる。

		(金額等)								
		[2019年] 2018年度	[2018年] 2019年度	2019年] 2019年度	2019年7～9月	2020年1～3月	2020年2月	3月	4月	5月
消費総合指數(実質)		[0.1] 0.1	[0.1] ▲0.8	(0.4)	(▲3.0)	(▲0.8)	(▲0.8)	(▲2.9)	(▲5.6)	—
実質総雇用者所得		[2.3] 2.1	[0.9] 0.8	(▲0.2)	(▲0.3)	(0.4)	(0.6)	(▲0.1)	(▲1.8)	—
名目総雇用者所得		[3.1] 2.7	[1.6] 1.6	(0.1)	(0.4)	(0.2)	(0.3)	(▲0.3)	(▲2.1)	—
消費者態度指數		—	—	—	—	—	1.8	1.0	▲1.4	—
						—	—	—	—	—
						—	—	—	—	—

		(前年同期比(%)、[]内は賃前年比(%)、()内は季調済前期比(%)、< >は季調済前月差(ポイント))								
		[2019年] 2018年度	[2018年] 2019年度	2019年7～9月	2020年1～3月	2020年2月	3月	4月	5月	
家計調査	実質消費支出	—	(▲0.4) 0.0	(0.9)	(2.5)	(▲5.2)	(▲2.3)	(0.8)	(▲4.0)	(▲6.2)
実質消費支出(除く住居等)	—	—	—	(1.8)	(▲5.1)	(▲2.7)	(0.8)	(▲4.3)	(▲6.4)	—
小売業販売額	先物(商業動態統計、名目)	[145.0兆円] 145.2兆円	[1.7] 1.6	[0.1] ▲0.4	(3.3)	(▲6.5)	(1.6)	(0.5)	(▲4.6)	(▲11.1)
百貨店販売額	(全店、名目)	[6.3兆円] 6.0兆円	[▲1.7] ▲2.1	[▲2.3] ▲5.6	(7.1)	(▲14.4)	(▲8.6)	1.6	▲4.7	(▲12.1)
スーパー販売額	(全店、名目)	[13.1兆円] 13.3兆円	[0.9] 0.5	[▲0.5] 0.2	(2.7)	(▲3.8)	(2.8)	(▲22.8)	(▲57.7)	—
コンビニエンスストア販売額	(全店、名目)	[12.2兆円] 12.2兆円	[2.0] 2.1	[1.7] 1.0	(▲0.7)	(0.9)	(▲1.7)	▲11.8	▲32.6	(▲9.9)
機械器具小売業販売額	(乗用車、軽を含む)	[6.3兆円] 6.5兆円	[1.9] 1.6	[2.0] 0.4	(9.4)	(▲20.5)	(10.6)	(1.9)	(3.1)	(▲13.9)
新車販売台数(登録・届出)		[430.1万台] 417.3万台	[0.1] 0.3	[▲2.1] ▲4.4	(3.5)	(▲20.1)	(5.1)	(3.2)	(▲4.9)	(▲10.7)
					7.5	▲16.0	▲10.0	1.9	▲7.1	▲13.5
							▲9.8	▲8.9	▲30.4	(▲19.4)
										▲46.7

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査(基本集計)」、「家計調査」、厚生労働省「毎月労働統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、

全国軽自動車協会連合会により作成。Pは運輸値。

2. 消費総合指數及び総雇用者所得の晝年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

3. 2018年1月から2019年12月の家計調査の実質消費支出は、調査方法の変更による変動を調整した推計値(変動調整値)。

実質消費支出(除く住居等)の前年同期比については、暦年、年度及び四半期の変動調整値は公表されていない。

2019年の名目消費支出は293,379円(月平均)。

4. 実質消費支出(除く住居等)は、二人以上の世帯の消費支出から「生居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。

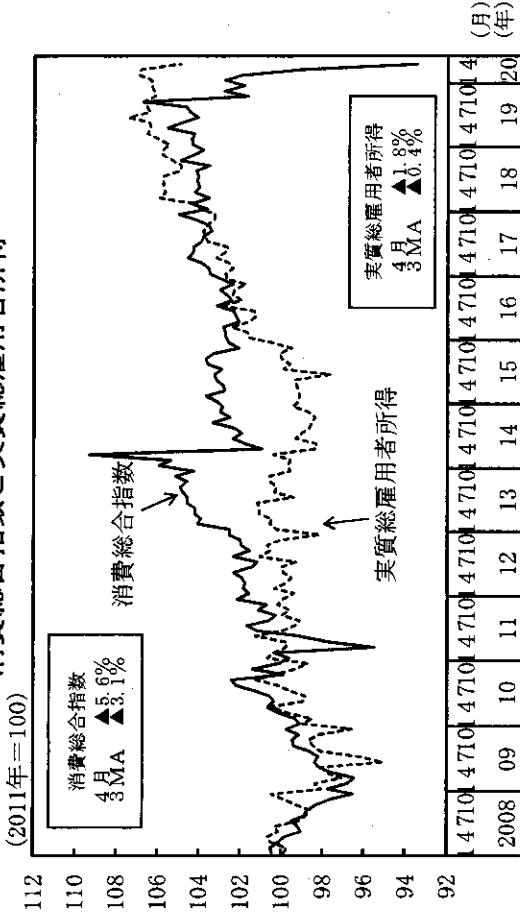
5. 消費者態度指數、小売業販売額のコンビニエンスストア販売額及び新車販売台数は、うるう年調整をしていない。

6. 小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計(経済産業省)により作成。

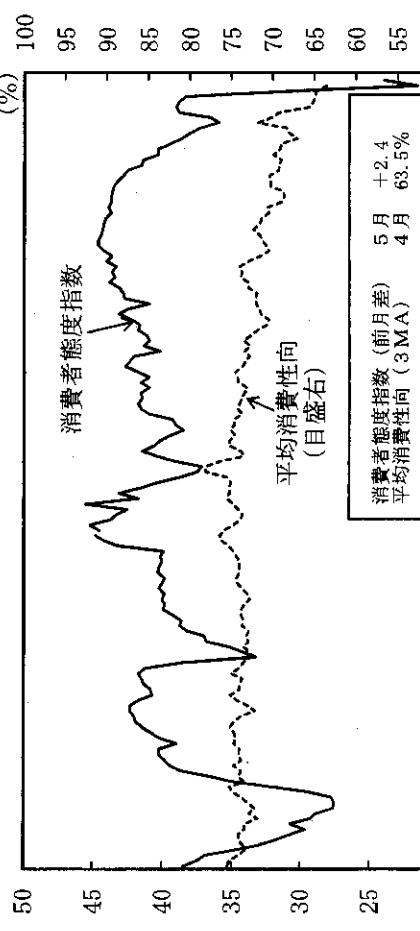
7. 消費総合指數及び総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数は内閣府に於ける。

8. 総雇用者所得については、毎月労働統計調査の再集計値(抽出調査系列)に2019年7月以降の全数調査系列を接続したものに基づいています。

消費総合指数と実質総雇用者所得



消費者態度指数と平均消費性向

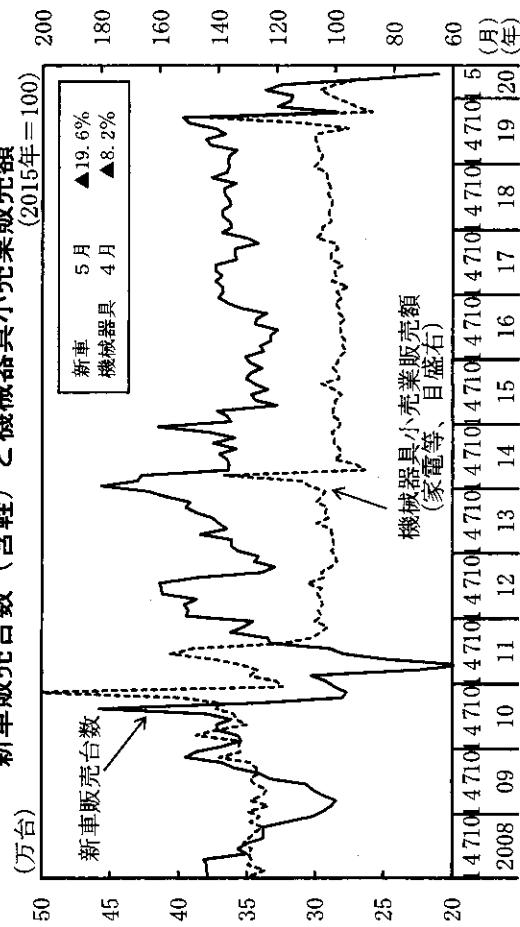


(備考) 上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整済値。
総雇用者所得は、毎月労働統計調査の再集計値（抽出調査系列）に2019年7月以降の全数調査系列を接続したものを基に推計。

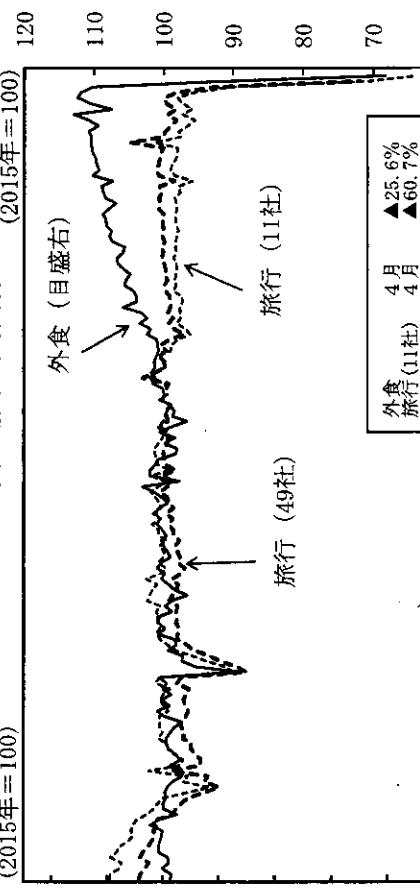
下図：内閣府「消費動向調査」により作成。平均消費性向（季節調整済値）、総務省「家計調査」は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。

消費者態度指数（季節調整済値、二人以上の世帯）は、2013年4月より郵送・オンライン併用調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額



外食売上高と旅行取扱額



(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販賣協会連合会及び全国経済自動車連合会により作成。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
外食売上高は、日本フードサービス協会による季節調整値。旅行取扱額は、日本自動車販賣協会連合会、ナシバース、機械器具小売業販売額は、内閣府「外食業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。うち11社は鉄道旅協会「販売概況」、参考（49社）は観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」により作成。49社について、は、2015年の取扱額を基準に公表値の前年比を用いて延伸および割り戻したうえで、2015年を基準に指数化。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、このところ弱含んでいます。

法人企業統計季報	[2019年実績]			[2018年度]			[2019年度]			2019年度			2019年度			(前年同期比、()内は季調済前期比、()内は季調済前期比、(%))		
	2019年度実績	2018年度	2018年度	2019年度	上期	2019年度	下期	4 - 6月期	7 - 9月期	10 - 12月期	1 - 3月期	2020年	1 - 3月期	2020年	1 - 3月期	2020年		
全産業	[50.3兆円]	[6.2]	[3.1]	7.0	P 2.5	4.6	P 0.9	(▲ 1.3)	1.9	(▲ 1.3)	(▲ 4.0)	P (6.7)	▲ 3.5	P 4.3	▲ 3.5	P 4.3		
P 50.9兆円	[17.4兆円]	[8.9]	[▲ 0.1]	10.6	P ▲ 2.2	▲ 0.1	P ▲ 3.9	(▲ 3.1)	6.9	(▲ 2.8)	(▲ 3.8)	P (6.1)	▲ 9.0	P 0.6	▲ 9.0	P 0.6		
製造業	P 17.5兆円	[4.7]	[4.8]	5.1	P 5.2	7.3	P 3.6	(6.2)	7.0	(▲ 2.8)	(▲ 4.1)	P (7.0)	7.6	P 6.2	7.6	P 6.2		
非製造業	[32.8兆円]	[5.1]	P 33.5兆円	[9.5]	P [3.1]	2.9	P 1.7	(4.5)	0.7	(▲ 0.6)	(▲ 8.6)	P (13.1)	9.4	P 7.3	5.8	P 7.3		
大中堅企業	[38.2兆円]	[10.2]	P 39.1兆円	[▲ 3.1]	P 2.3	1.4	P ▲ 2.0	(7.5)	0.7	(▲ 3.0)	(▲ 4.2)	P (▲ 7.3)	10.0	P 0.8	3.9	P 7.2		
中小企业	[12.1兆円]	P 11.8兆円	P 11.8兆円															

(備考) 1. ▲は速報値。

2. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
3. ソフトウェア投資を含む。

機関名	[2019年実績]			[2018年度]			[2019年度]			2019年度			2020年度			(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)		
	2019年度実績	2018年度	2019年度	2019年度	7 - 9月	2019年度	7 - 9月	10 - 12月	1 - 3月	2020年	1 - 3月	2020年	1 - 3月	2020年	1 - 3月	2020年		
資本財出荷指數 (除く輸送機械)	—	▲ 0.2	▲ 5.5	▲ 0.7	(▲ 7.0)	(▲ 0.4)	(▲ 0.4)	(▲ 0.4)	(1.0)	(▲ 9.1)	(▲ 9.1)	(▲ 1.4)	▲ 5.7	▲ 9.3	▲ 7.8	▲ 7.8		
資本財総供給指數 (除く輸送機械)	—	[3.7]	[▲ 3.5]	(1.4)	(▲ 6.0)	(▲ 6.0)	(▲ 6.0)	(▲ 1.3)	(▲ 9.7)	(▲ 0.7)	(▲ 0.7)	(▲ 7.3)	▲ 2.2	▲ 5.8	▲ 7.2	▲ 0.9		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.4兆円]	[3.6]	[▲ 0.7]	(▲ 4.7)	(▲ 1.8)	(▲ 0.7)	(▲ 1.8)	(▲ 0.7)	(2.3)	(▲ 0.4)	(▲ 0.4)	(▲ 12.0)	▲ 2.4	▲ 0.7	▲ 17.7	(▲ 0.9)		
建築着工工事費予定額 (民間非居住用)	[9.6兆円]	2.8	▲ 0.3	▲ 2.7	▲ 1.5	▲ 1.5	▲ 1.5	▲ 1.0	▲ 2.4	▲ 0.7	(26.1)	(▲ 10.0)	▲ 3.8	▲ 13.3	▲ 28.7	▲ 7.0		
電力	9.5兆円	[0.7]	[▲ 1.9]	(▲ 4.0)	(▲ 9.0)	(▲ 1.4)	(▲ 3.1)	(▲ 2.2)	(▲ 3.1)									

(備考) 1. ▲は速報値。

2. 建築着工工事費予定額（民間非居住用）は、建築着工統計調査報告（国土交通省）を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

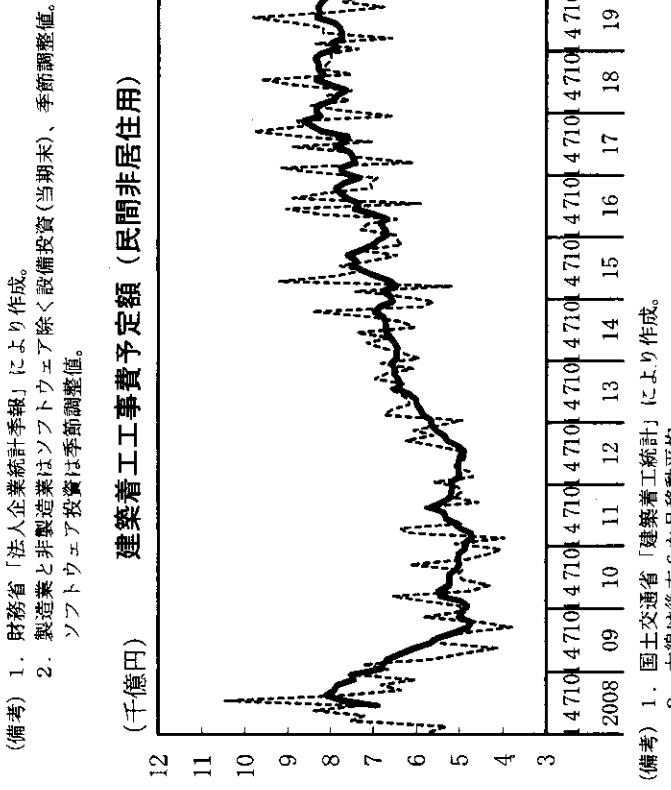
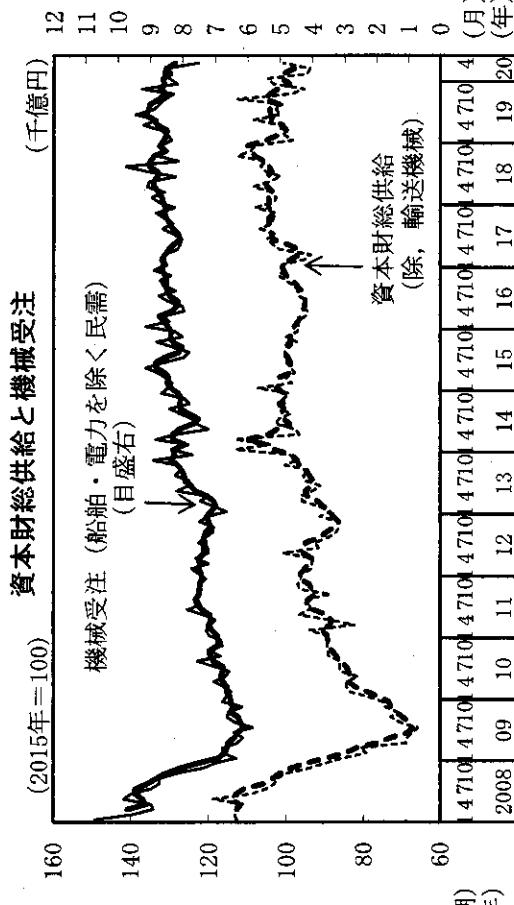
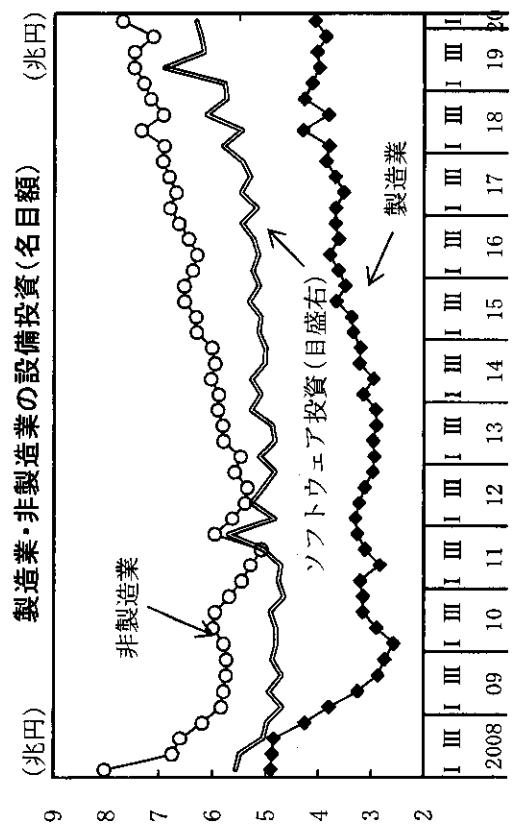
主要機関の設備投資アンケート調査結果

機関名	日本銀行			全国企業短期経済観測調査			日本政策投資銀行			日本経済新聞社			内閣府・財務省			
	調査名	全規模	大企業	中小企業	調査対象企業	年	2019年度	2020年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	年	2019年度	2020年度	
調査対象企業	全規模	2020年度	2019年度	2019年度	中小企業	資本金10億円以上	資本金10億円以上	上場企業、資本金1億円以上	上場企業、資本金1億円以上	上場企業、資本金1億円以上	上場企業、資本金1億円以上	上場企業、資本金1000万円以上	法人企業景気予測調査	設備投資動向調査	法人企業景気予測調査	
年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	中小企業											
全産業	4.2	1.2	6.1	1.9	1.2	▲ 7.3	11.4	11.5	9.4	8.6	4.5	4.4	4.4	4.5	4.5	
(除く電力)	4.0	1.4	5.9	2.2	1.2	▲ 7.3	13.7	11.6	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	3.4	2.5	5.4	2.5	▲ 1.3	▲ 3.6	12.8	13.5	10.4	9.5	0.9	▲ 1.9	—	—	—	—
非製造業	5.1	▲ 0.2	6.9	1.1	2.9	▲ 9.9	10.7	10.5	7.9	7.5	6.7	▲ 5.8	▲ 5.8	▲ 5.8	▲ 5.8	▲ 5.8
(除く電力)	4.6	0.1	6.6	1.8	3.0	▲ 9.9	14.2	10.5	—	—	—	—	—	—	—	—
電力	8.9	▲ 3.3	9.0	▲ 3.2	▲ 18.8	▲ 11.6	▲ 2.1	10.5	—	—	—	—	—	—	—	—
調査時点	2020年2月～3月	2020年4月	2019年6月	2019年8月	2019年10月	2019年12月	2020年5月	2020年6月	2019年6月	2019年8月	2019年10月	2019年12月	2020年5月	2020年6月	2020年5月	2020年6月
発表時期	9.653	1.908	5.039	2.016	1.098	10.211										

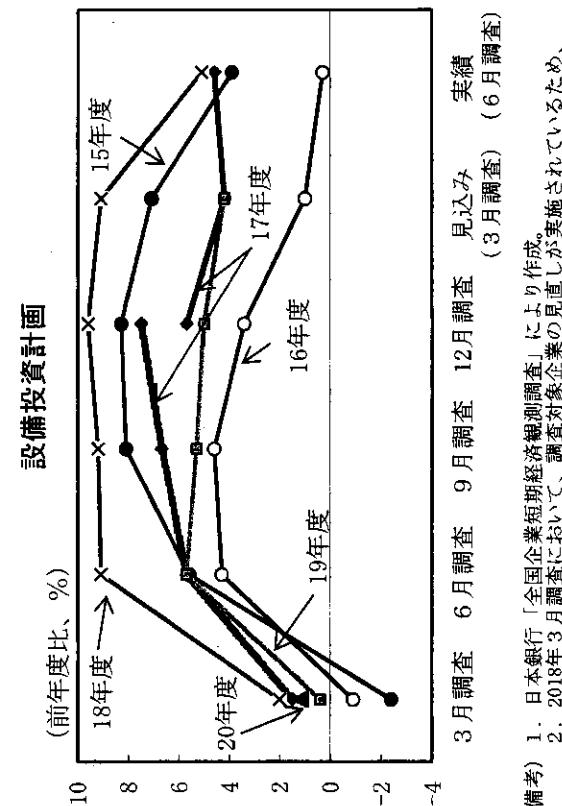
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア、研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。

2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。

3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
2. 太線は後方3か月移動平均。



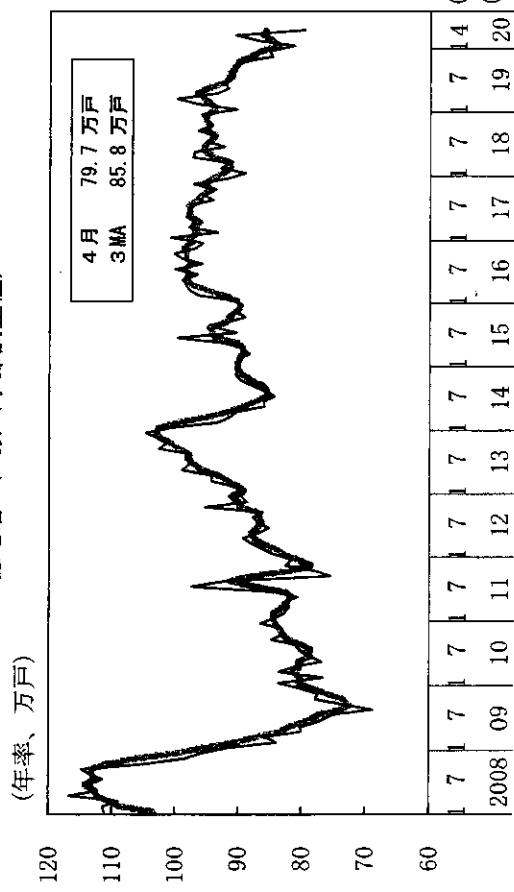
4. 住宅建設 住宅建設は、弱含んでいます。

		2018年		2019年		2020年				(前年同期(月)比、〔 〕内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)			
		2018年度		2019年度		7-9月		10-12月		2月		3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸) (戸数)	[94.2] [95.3]	[90.5] [88.4]	[90.6] [89.4]	[86.5] [84.0]	[86.3] [84.6]	[87.1] [7.2]	[90.5] [3.9]	[87.1] [12.3]	[7.2] [11.7]	[90.5] [7.6]	[90.5] [9.0]	[79.7] [12.0]	[79.7] [12.9]
建築主が民間	[▲ 2.4] [0.7]	[▲ 4.0] [▲ 7.3]	[▲ 2.0] [▲ 5.4]	[▲ 4.6] [▲ 9.4]	[▲ 0.2] [▲ 9.9]	[▲ 0.2] [▲ 10.5]	[▲ 3.9] [▲ 11.7]	[▲ 1.3] [▲ 11.1]	[▲ 1.3] [▲ 11.1]	[▲ 7.9] [▲ 10.0]	[▲ 3.5] [▲ 10.0]	[▲ 10.9] [▲ 9.0]	[▲ 10.9] [▲ 12.6]
持家	[▲ 0.4] [2.0]	[▲ 3.8] [▲ 7.3]	[▲ 1.6] [▲ 5.0]	[▲ 4.8] [▲ 9.4]	[▲ 1.3] [▲ 10.5]	[▲ 1.3] [▲ 8.3]	[▲ 10.0] [▲ 11.1]	[▲ 1.1] [▲ 8.3]	[▲ 1.1] [▲ 8.3]	[▲ 10.0] [▲ 18.9]	[▲ 6.9] [▲ 6.6]	[▲ 16.1] [▲ 6.6]	[▲ 17.4] [▲ 15.4]
賃家	[▲ 5.5] [▲ 4.9]	[▲ 13.7] [▲ 14.2]	[▲ 3.4] [▲ 16.5]	[▲ 3.9] [▲ 15.0]	[▲ 3.5] [▲ 7.2]	[▲ 1.6] [▲ 9.6]	[▲ 0.3] [▲ 18.9]	[▲ 1.1] [▲ 9.6]	[▲ 1.1] [▲ 9.6]	[▲ 0.3] [▲ 18.9]	[▲ 3.1] [▲ 6.6]	[▲ 14.3] [▲ 6.6]	[▲ 14.3] [▲ 15.4]
分譲	[0.0] [7.5]	[4.9] [▲ 2.8]	[8.0] [8.2]	[6.5] [▲ 3.1]	[4.3] [▲ 3.1]	[4.3] [▲ 11.8]	[12.8] [▲ 3.9]	[4.3] [▲ 11.8]	[4.3] [▲ 11.8]	[12.8] [▲ 3.9]	[1.3] [▲ 16.1]	[4.5] [▲ 16.1]	[4.5] [▲ 3.6]
一戸建て	[3.1] [5.1]	[3.6] [0.8]	[▲ 2.1] [3.7]	[▲ 1.7] [▲ 0.9]	[▲ 1.8] [▲ 4.2]	[0.8] [▲ 8.6]	[2.4] [▲ 1.0]	[1.7] [▲ 4.2]	[1.7] [▲ 4.2]	[0.8] [▲ 8.6]	[2.4] [▲ 1.0]	[4.5] [▲ 8.6]	[4.5] [▲ 8.6]
マンション	[▲ 3.6] [10.6]	[6.5] [▲ 7.1]	[22.4] [14.3]	[▲ 11.9] [▲ 5.9]	[▲ 7.5] [▲ 20.0]	[32.2] [2.2]	[0.1] [▲ 29.3]	[7.5] [▲ 29.3]	[7.5] [▲ 29.3]	[0.1] [▲ 29.3]	[0.1] [▲ 29.3]	[4.4] [▲ 2.3]	[4.4] [▲ 2.3]
着工床面積	[▲ 2.8] [1.0]	[▲ 0.6] [▲ 4.5]	[▲ 2.6] [▲ 0.3]	[▲ 5.1] [▲ 7.7]	[▲ 1.9] [▲ 10.0]	[8.1] [▲ 10.9]	[5.8] [▲ 7.5]	[1.9] [▲ 10.9]	[1.9] [▲ 10.9]	[8.1] [▲ 7.5]	[9.0] [▲ 12.4]	[9.0] [▲ 12.4]	[9.0] [▲ 12.4]
建築主が民間	[▲ 2.9] [1.1]	[▲ 0.4] [▲ 4.5]	[▲ 2.3] [▲ 0.0]	[▲ 5.3] [▲ 7.7]	[▲ 2.7] [▲ 10.4]	[8.6] [▲ 10.5]	[5.2] [▲ 8.6]	[2.7] [▲ 10.5]	[2.7] [▲ 10.5]	[8.6] [▲ 8.6]	[5.2] [▲ 8.6]	[8.1] [▲ 12.4]	[8.1] [▲ 12.4]
工事費予定額平米単価 (万円) (万円)	[19.3] [19.4]	[19.9] [20.0]	[20.6] [6.9]	[19.9] [3.1]	[20.1] [1.4]	[20.2] [3.8]	[20.0] [▲ 0.4]	[20.1] [1.4]	[20.2] [3.8]	[20.2] [▲ 0.4]	[20.0] [2.9]	[20.0] [2.9]	[20.0] [2.9]

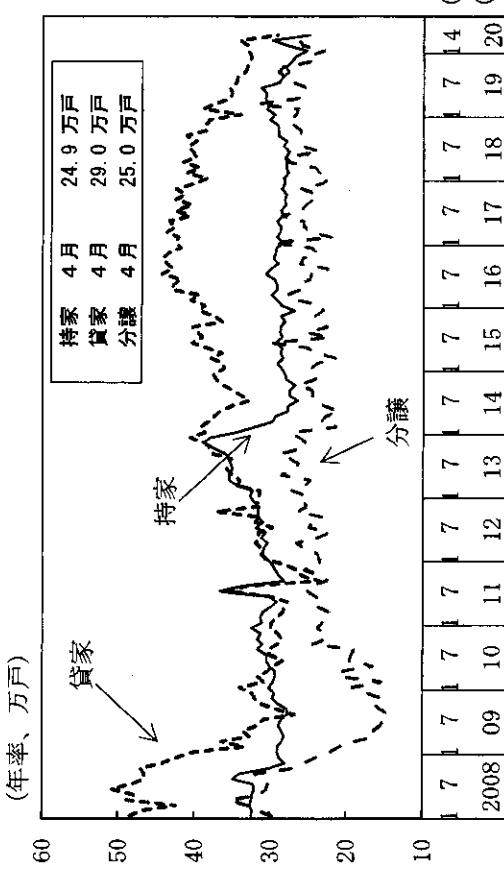
(備考) 国土交通省「建築着工統計」により作成。

なお、「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。
また、「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

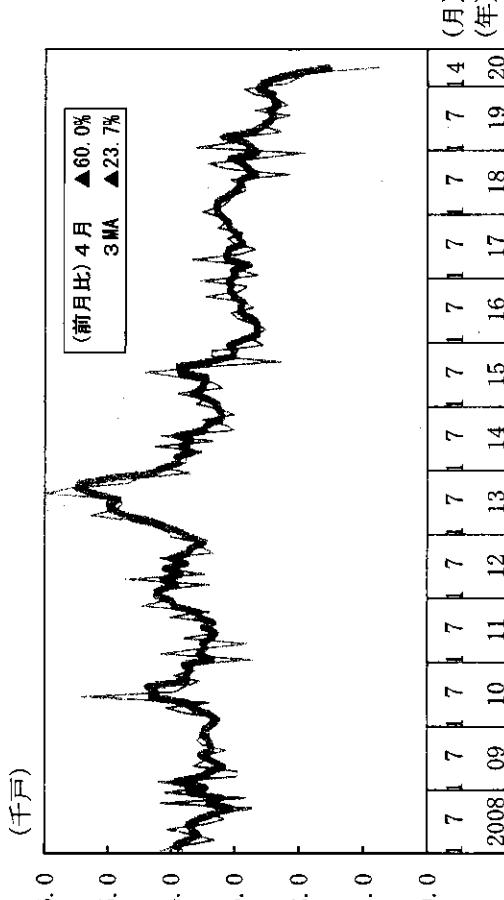
住宅着工戸数（季節調整値）



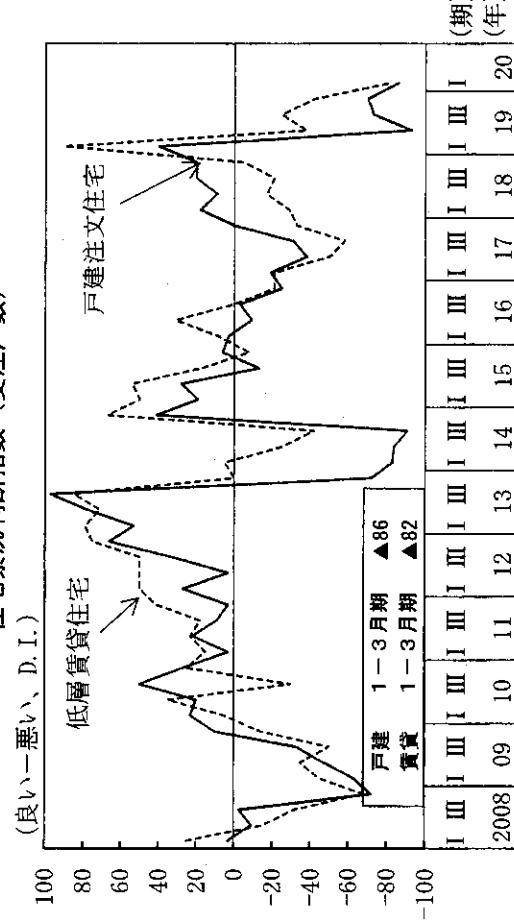
利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



住宅景況判断指數（受注戸数）



78

- (備考)
 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅景況感調査会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。
 2. 住宅景況判断指數（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値 (-100～+100)。
 3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資 公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、〔 〕内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2018年度]	[2019年度]	2019年10-12月	2020年1-3月	2020年2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[▲ 8.4] ▲ 3.2	[10.1] 7.7	(▲ 3.7) 3.9	(2.3) 2.5	(2.1) 13.0	(8.6) 8.0	(18.0) 6.0	-
公共工事受注額 (大手50社)	[▲ 16.4] ▲ 15.0	[▲ 2.2] ▲ 3.2	(6.5) 0.3	(44.6) 1.5	(5.7) 3.7	(38.4) 7.2	(▲ 30.3) 55.5	-
公共工事請負金額	[▲ 3.1] 1.1	[6.6] 6.8	(0.0) 4.4	(3.3) 7.1	(▲ 1.9) ▲ 5.4	(14.8) 12.9	(▲ 9.2) 3.2	(▲ 0.7) ▲ 6.4
公共工事出来高	[▲ 1.5] ▲ 3.6	[4.2] 7.3	(1.8) 10.6	(▲ 0.1) 7.2	(▲ 0.8) 4.4	(2.5) 9.1	(0.5) 7.0	-
公的固定資本形成 (名目)	[2.1] 2.4	[4.5] 4.9	(1.3) 7.4	(▲ 0.4) 4.2				

(備考) 1. 内閣府「四半期GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設工事受注動態統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。

3. 公共工事受注額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費（一般会計）

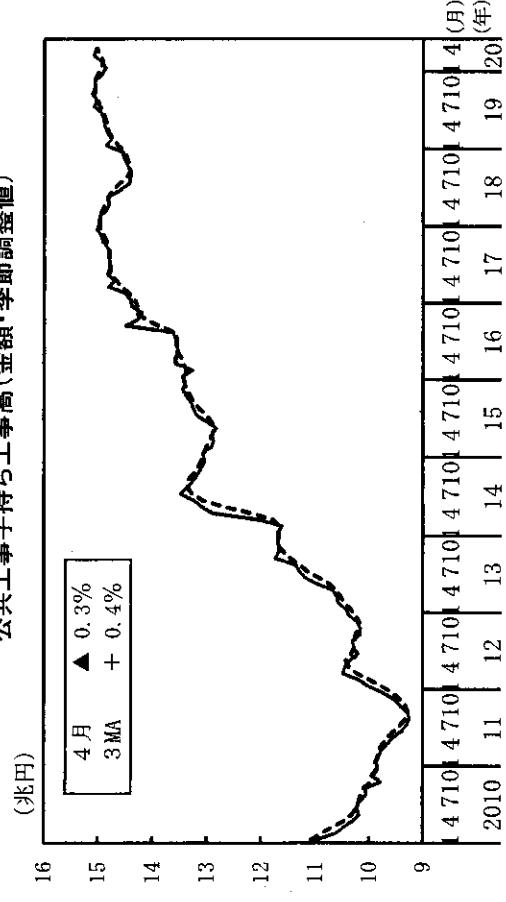
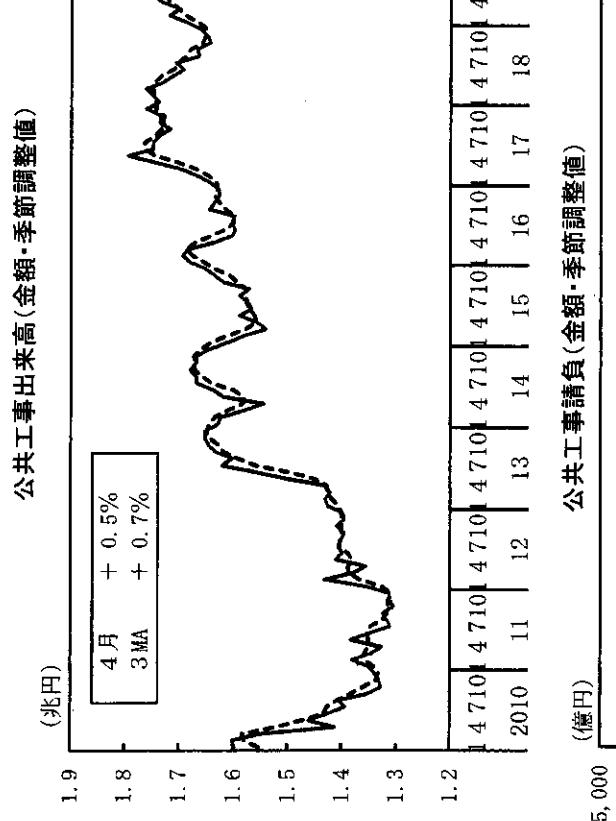
年	度	2017	2018	2019	2020
当初予算	(億円) (前年度比、%)	59,763 0.0	59,789 0.0	69,099 15.6	68,571 ▲ 0.8
補正後予算	(億円) (前年度比、%)	69,721 ▲ 7.6	75,536 8.3	84,752 12.2	68,571 ▲ 19.1

②地方の普通建設事業費

調査機関	総務省	時事通信社	日経グローバル
区分	(当初予算)	(当初予算)	(当初予算)
年	2018年度	2019年度	2020年度
普通建設事業費	59,763	59,789	69,099
うち補助事業費	0.0	0.0	15.6
うち単独事業費	69,721	75,536	84,752
普通会計、当初予算。			
都道府県及び政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	10.3	12.9	8.3
調査対象			
		一般会計、当初予算。	一般会計、当初予算。
		都道府県及び政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。

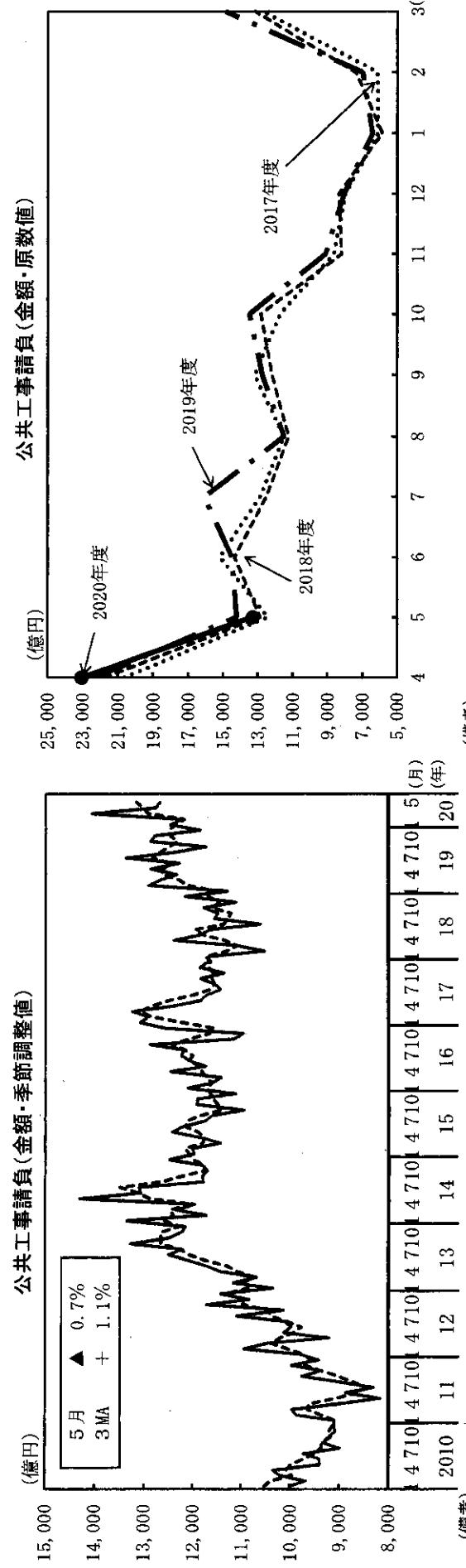
(備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。

2. ①における2019(令和元)年度、2020(令和2)年度当初予算は、公共事業関係費の通常分に加え「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」などの「臨時・特別の措置」分を含む。



公共工事請負（金額・季節調整値）

80



左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
右図：後方3か月移動平均
点線け

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

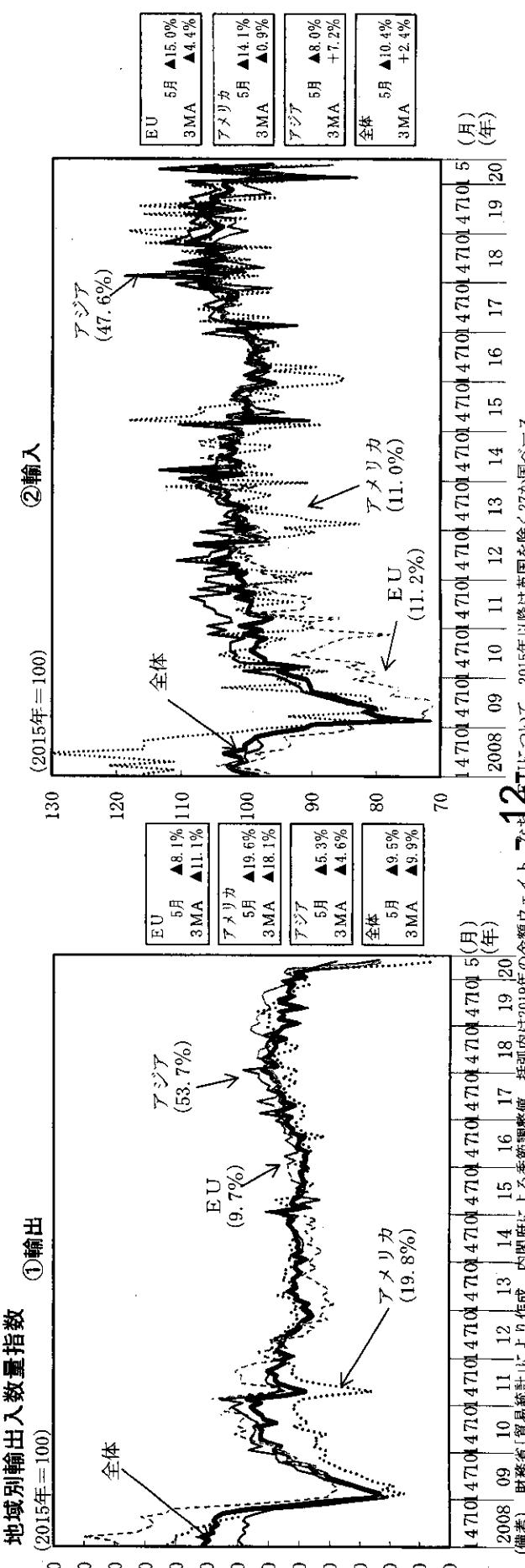
輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。

輸入は、感染症の影響は残るもの、このところ下げ止まりつつある。
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

(前年同期(月)比、〔 〕内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、%、Pは速報値)

	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年 10—12月	2020年 1—3月	2020年 3月	2020年 4月	5月
輸出数量	[1.7]▲0.6	[▲4.3]▲4.4	(▲1.3) ▲3.8	(▲4.6) ▲5.5	(▲5.5) ▲11.2	(▲15.1) ▲21.3	P (▲9.5) ▲27.3
輸入数量	[2.8]1.4	[▲1.1]▲2.4	(▲2.7) ▲4.5	(▲5.6) ▲7.0	(▲12.0) ▲2.5	P (7.7) 1.4	P (▲10.4) ▲14.9
貿易・サービス収支(億円)	[1,052]▲3,001	[5,060]P 2,336	7,005	P ▲541	P ▲4,222	P ▲12,939	—
第一次所得収支(億円)	[11,265]6,341	[3,812]P 6,478	3,876	P 5,993	P ▲1,572	P ▲10,235	—
経常収支(億円)	[212,722]215,262	[209,845]P 209,968	49,872	P 53,577	P 14,716	P 16,876	—
金融収支(億円)(原数值)	[193,743]194,848	[201,150]P 197,615	53,118	P 49,164	P 9,422	P 2,524	—
	[200,057]213,154	[243,055]P 222,993	22,347	P 68,688	P 32,096	P ▲9,490	—

地域別輸出入数量指数
(2015年=100)

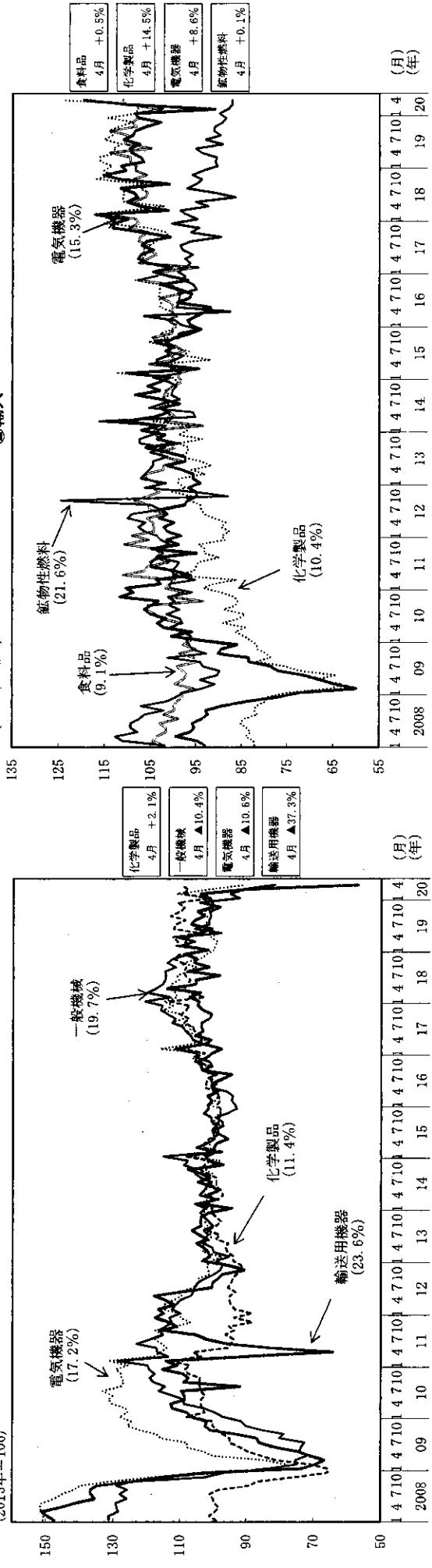


(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2019年の金額ウェイト。**12** Uについて、2015年以降は英國を除く27か国ベース。

品目別輸出入数量指標

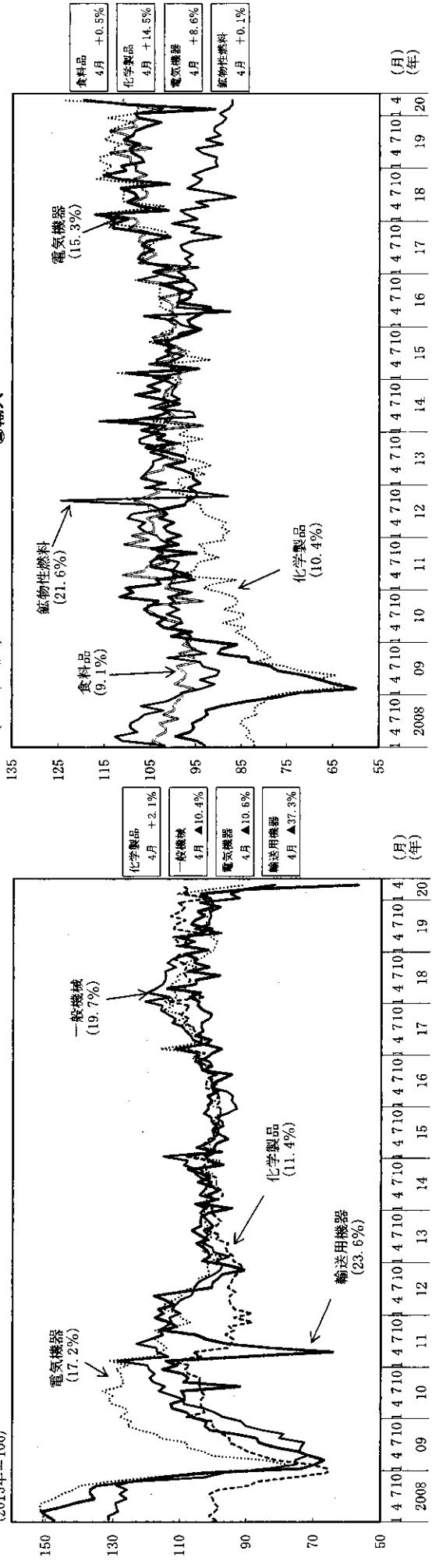
①輸出

(2015年=100)



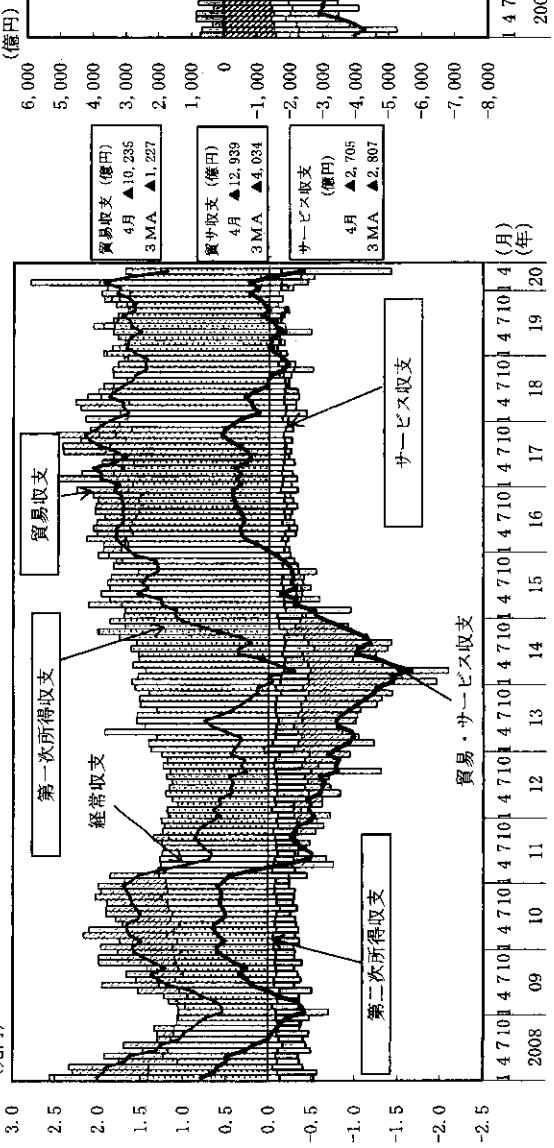
②輸入

(2015年=100)

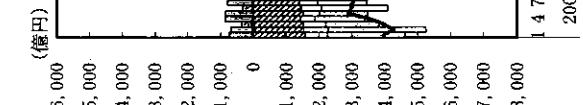


経常収支の動向

(兆円)



サービス収支の動向



7. 生産・出荷・在庫
生産は、感染症の影響により、減少している。

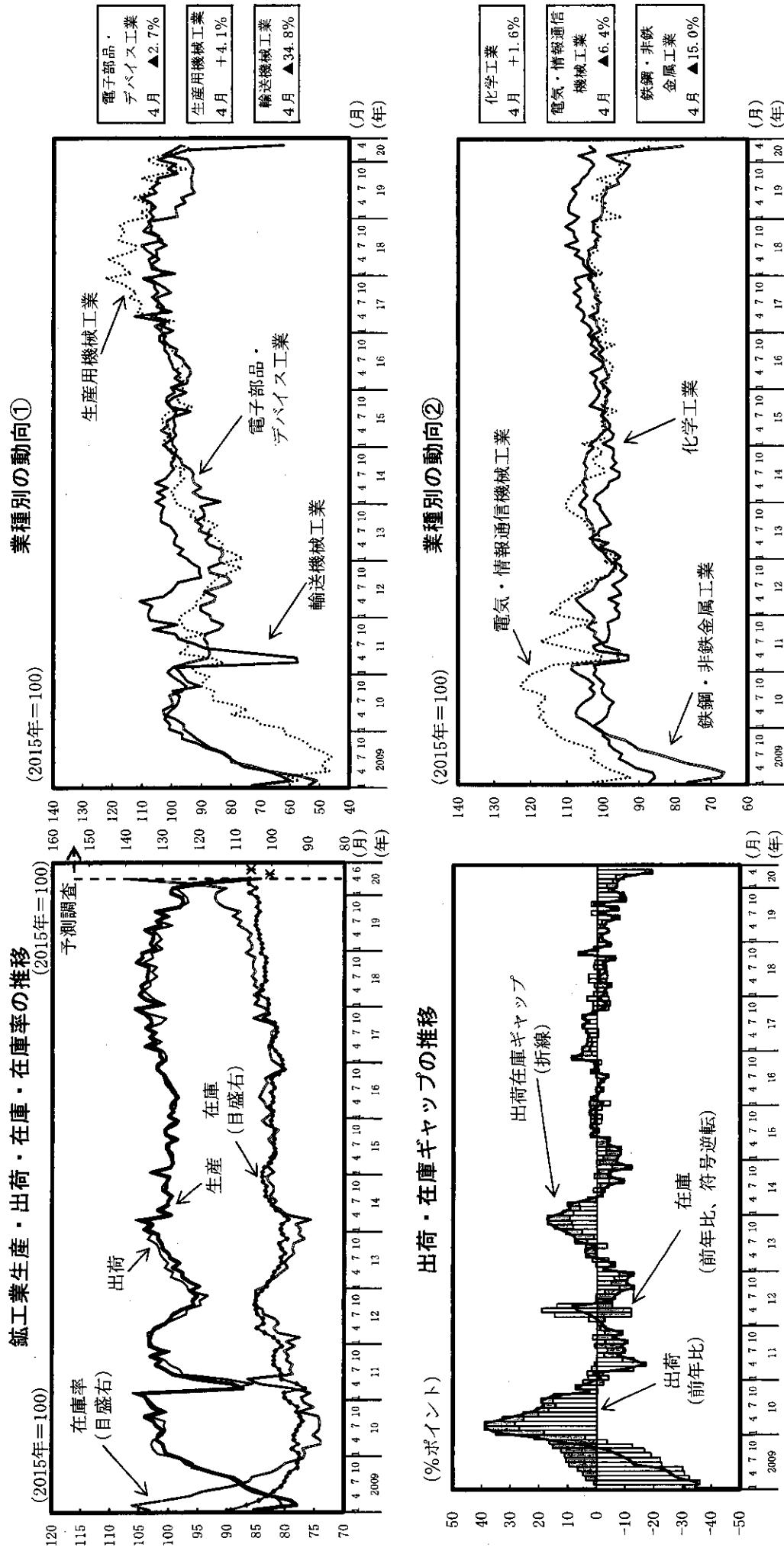
	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年 7-9月期	10-12月期	2020年 1-3月期	2020年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[1.1]	[▲ 3.0]	(▲ 1.1)	(▲ 3.6)	(0.4)	(▲ 0.3)	(▲ 3.7)	(▲ 9.8)
	0.3	▲ 3.8	▲ 1.1	▲ 6.8	▲ 4.5	▲ 5.7	▲ 5.2	▲ 15.0
鉱工業出荷指數	[0.8]	[▲ 2.7]	(▲ 0.1)	(▲ 3.9)	(▲ 0.6)	(1.0)	(▲ 5.8)	(▲ 9.5)
	0.2	▲ 3.6	▲ 0.2	▲ 6.5	▲ 5.2	▲ 5.4	▲ 6.5	▲ 16.6
鉱工業在庫指數	[1.7]	[1.2]	(▲ 1.1)	(0.7)	(2.3)	(▲ 1.7)	(1.9)	(▲ 0.3)
	0.2	2.9	0.9	1.2	2.9	1.6	2.9	2.7
製造工業生産能力指數 (2015年=100)	[98.7]	[98.2]						
	98.6	98.2	97.8	98.2	98.2	98.3	98.2	97.7
製造工業稼働率指數 (2015年=100)	[103.1]	[99.9]	(100.2)	(95.6)	(95.1)	(95.6)	(92.2)	(79.9)
	102.5	98.3						
第3次産業 活動指數	[1.3]	[0.3]	(0.8)	(▲ 3.1)	P (▲ 1.0)	(▲ 0.7)	P (▲ 3.8) P	(▲ 6.0)
	1.1	P ▲ 0.6	1.9	▲ 2.4	P ▲ 2.7	▲ 1.1	P ▲ 5.3 P	▲ 11.5

(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指數」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指數」により作成。Pは速報値。

2. 鉱工業生産・出荷・在庫指數、第3次産業活動指數の暦年・年度の下段は前年度比。四半期・月次の下段は前年同期(月)比。内は季節調整済前期(月)比。

3. 製造工業生産能力指數の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の〔〕内は原数値(暦年)。四半期次・月次は原数値。

4. 製造工業稼働率指數の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の〔〕内は原数値(暦年)。四半期次・月次は季節調整値。



出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比) - 在庫(前年比)。
「鉱工業指數」により作成。(備考) 経済産業省

8. 企業収益・業況判断
企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。
企業の業況判断は、厳しさは残るもの、改善の兆しがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2020年3月調査）」

経常利益		2017年度		2018年度		2019年度		実績見込み		2020年度 計画	
全規模	全産業	実績	実績	実績	実績	上期	下期	上期	下期	上期	下期
大企業	製造業	12.0	0.4	▲ 7.6	▲ 4.8	▲ 10.8	▲ 2.5	▲ 7.2	▲ 2.9	▲ 7.2	▲ 2.9
	非製造業	20.8	▲ 0.9	▲ 13.3	▲ 16.0	▲ 9.6	▲ 2.8	▲ 6.0	▲ 1.3	▲ 6.0	▲ 1.3
中小企業	製造業	14.3	▲ 0.1	▲ 4.5	▲ 0.8	▲ 8.8	▲ 1.2	▲ 4.2	▲ 2.4	▲ 4.2	▲ 2.4
	非製造業	4.0	▲ 1.8	▲ 18.1	▲ 12.7	▲ 23.5	▲ 0.1	▲ 13.6	▲ 15.5	▲ 13.6	▲ 15.5
		▲ 0.5	1.1	▲ 3.3	7.9	▲ 12.7	▲ 4.4	▲ 12.8	▲ 4.4	▲ 12.8	▲ 4.4

財務省「法人企業統計季報」

経常利益		2018年		2019年		2018年度		2019年度		2019年4～6月		7～9月		(前年同期比、%) 内は季調整前期比、%)	
全規模	全産業	3.7	▲ 3.5	6.2	P ▲ 14.0	▲ 12.0	(▲ 11.5)	▲ 5.3	▲ 4.6	10～12月	2020年1～3月	10～12月	2020年1～3月	(前年同期比、%) 内は季調整前期比、%)	(前年同期比、%) 内は季調整前期比、%)
製造業	製造業	2.4	▲ 17.6	3.1	P ▲ 22.4	▲ 27.9	(▲ 3.4)	▲ 15.1	▲ 7.9	(▲ 7.9)	(P ▲ 11.6)	▲ 15.0	P ▲ 29.5	(P ▲ 11.5)	(P ▲ 11.5)
	非製造業	4.4	4.6	7.9	P ▲ 9.5	▲ 1.5	(▲ 2.9)	0.5	1.1	(▲ 11.3)	(P ▲ 11.5)	0.5	P ▲ 32.9	(P ▲ 11.6)	(P ▲ 11.6)
大中堅企業	大中堅企業	6.0	▲ 6.3	8.2	P ▲ 18.3	▲ 16.5	(▲ 3.3)	(▲ 3.3)	(▲ 6.3)	(P ▲ 11.6)	(P ▲ 11.6)	▲ 10.0	P ▲ 42.0	(P ▲ 11.5)	(P ▲ 11.5)
	中小企業	▲ 2.3	4.4	0.9	P ▲ 2.0	▲ 4.4	(▲ 8.7)	(▲ 3.8)	(▲ 1.3)	(P ▲ 31.3)	(P ▲ 31.3)	8.7	P ▲ 11.5	(P ▲ 24.4)	(P ▲ 11.7)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季調整前期比は内閣府試算値。Pは速報値。

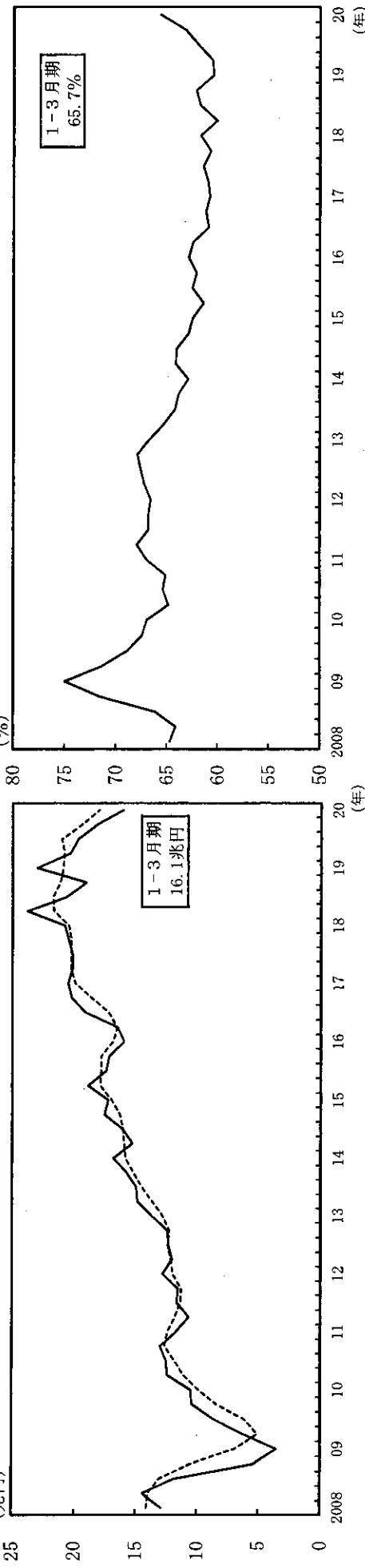
日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2020年3月調査）」

業況判断D I		2018年9月		12月		2019年3月		6月		9月		12月		2020年3月	
全規模	全産業	+ 15	+ 16	+ 16	+ 7	+ 3	▲ 1	▲ 1	▲ 4	+ 8	+ 4	+ 4	+ 4	+ 4	(%ポイント)
大企業	製造業	+ 14	+ 15	+ 15	+ 14	+ 14	+ 14	+ 14	+ 14	+ 14	+ 12	+ 12	+ 12	+ 12	▲ 22
	非製造業	+ 19	+ 19	+ 12	+ 7	+ 5	+ 5	+ 5	+ 5	+ 5	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1	▲ 14
中小企業	製造業	+ 22	+ 24	+ 21	+ 23	+ 21	+ 23	+ 21	+ 21	+ 20	+ 8	+ 8	+ 8	+ 8	▲ 11
	非製造業	+ 14	+ 14	+ 6	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1

(備考) D I = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

<企業収益>
経常利益額の推移
(兆円)

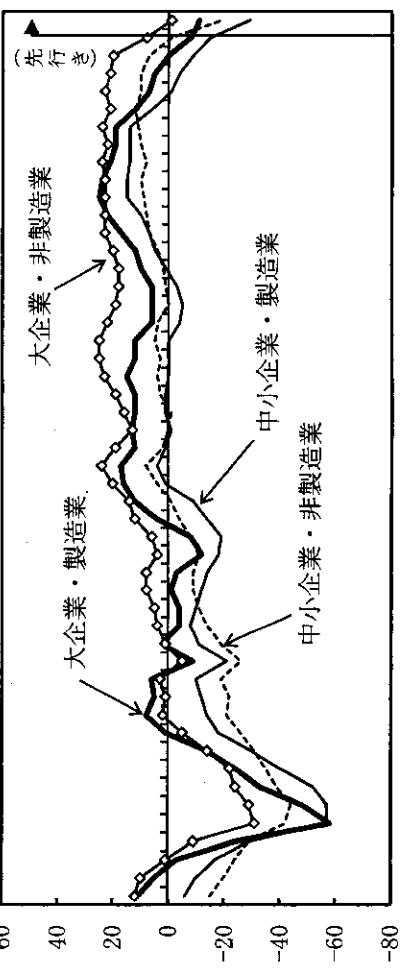
労働分配率の推移
(%)



(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

<企業の景況感>
日銀短観の業況判断DIの推移

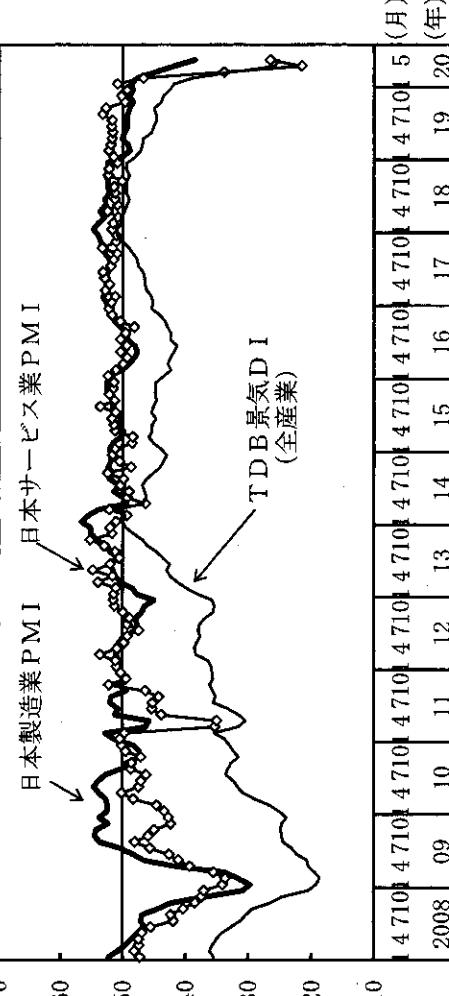
(%ポイント)



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。DIは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移

(PMI、DI)

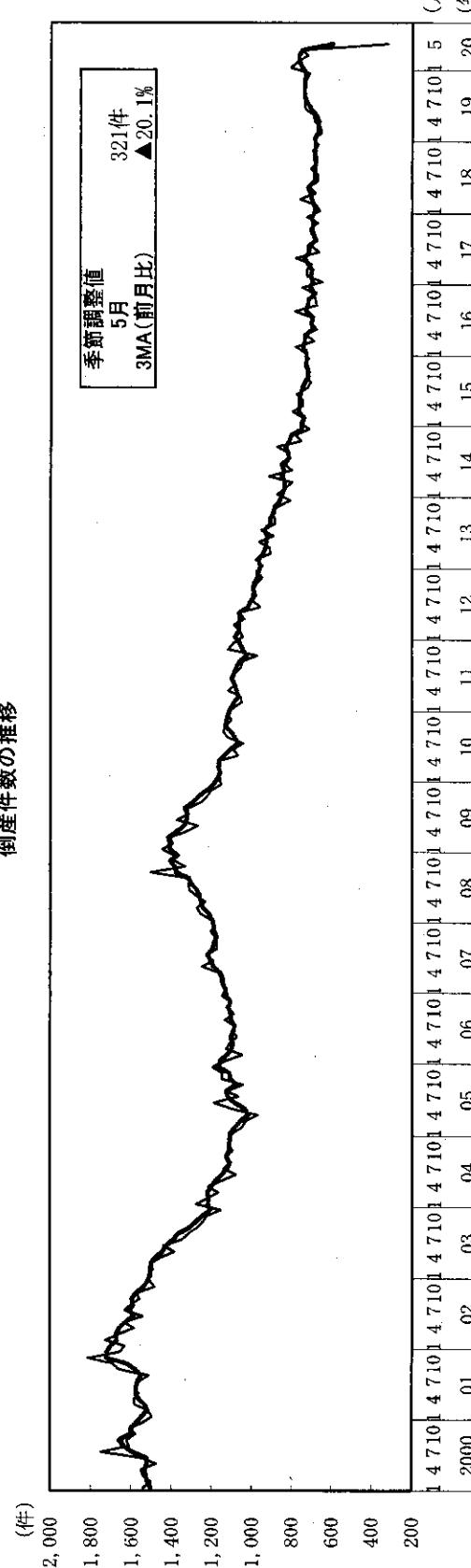


(備考) 1. IHS Markit社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。DIは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

9. 倒産 倒産件数は、増加がみられる。

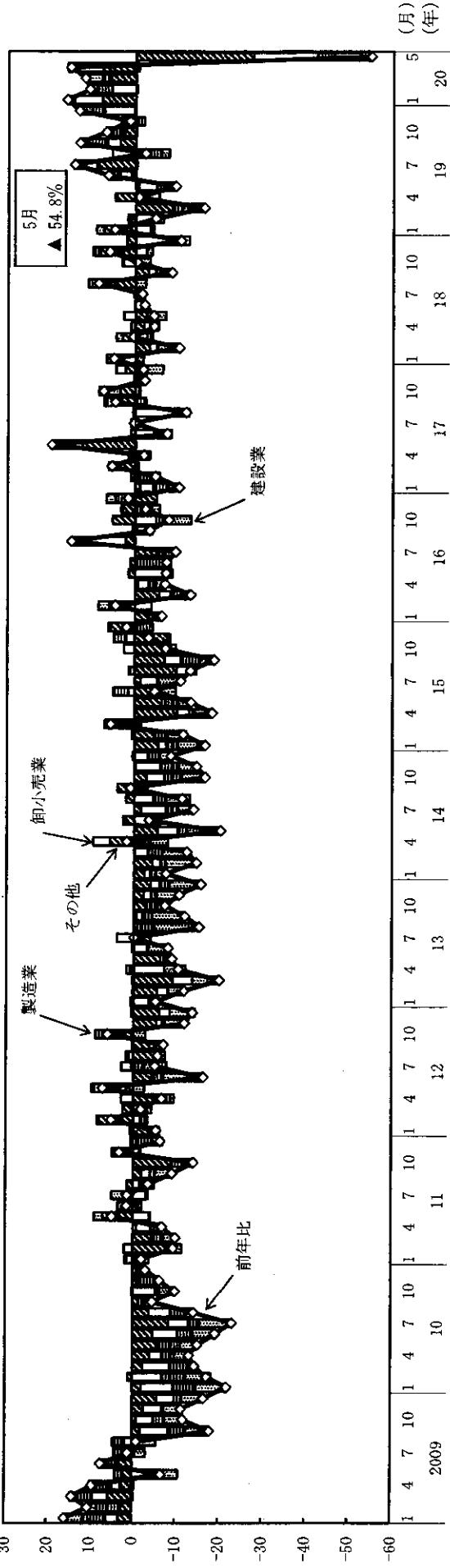
(株) 東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」		〔前年比は原数值、〔 〕内は賃年前年比、() 内は季調済前期(月)比、%〕							
		[2017年]	[2018年度]	[2019年度]	2019年10-12月期	2020年1-3月期	2020年3月	4月	5月
企業倒産件数		[8,405] 8,367 [▲0.4] ▲0.1	[8,235] 8,110 [▲2.0] ▲3.0	[8,383] 8,631 [1.7] 6.4	2,211 6.8 (▲1.4) (5.5)	2,164 12.9 (▲1.4) (5.5)	740 11.7 (▲6.8) (4.4)	743 15.1 (▲54.8) (4.4)	314 ▲54.8 (▲57.3) 813
前年比 (%)									
前月比 (%)									
負債金額 (億円)		[31,676] 30,837 [57.8] 58.0	[14,854] 16,187 [▲53.1] ▲47.5	[14,232] 12,647 [▲44.1] ▲21.8	3,678 14.7 ▲34.4	3,019 9.0	1,059 35.6	1,449 ▲24.3	
前年比 (%)									
大型倒産件数 (億円)		[6,980] 7,089 [▲8.6] ▲2.6	[6,967] 6,922 [▲0.1] ▲2.3	[6,958] 7,065 [▲0.1] 2.0	1,794 1.7 6.2	1,829 ▲1.3	625 10.0	632 ▲43.9	331 331
前年比 (%)									

倒産件数の推移



(備考) 1. (株)東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

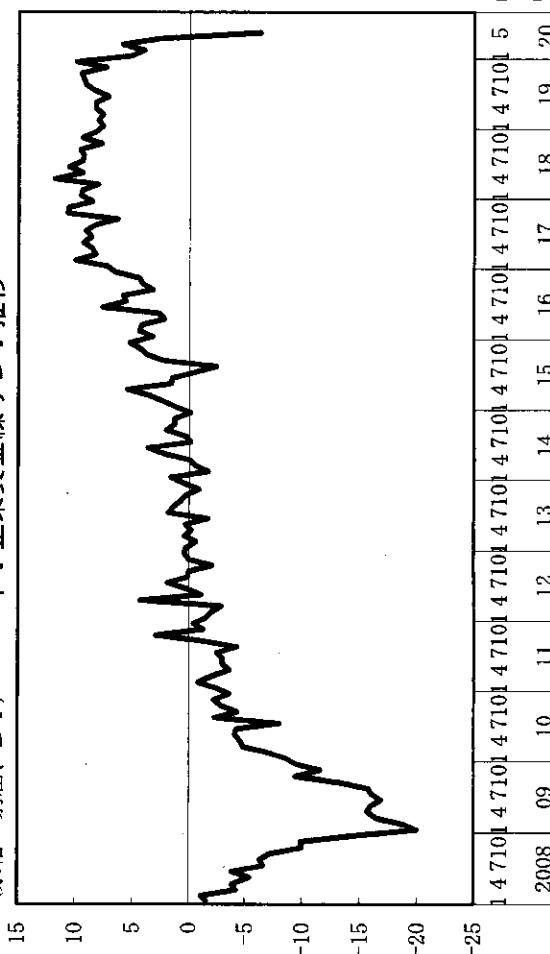
倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



(備考) (株)東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」により作成。

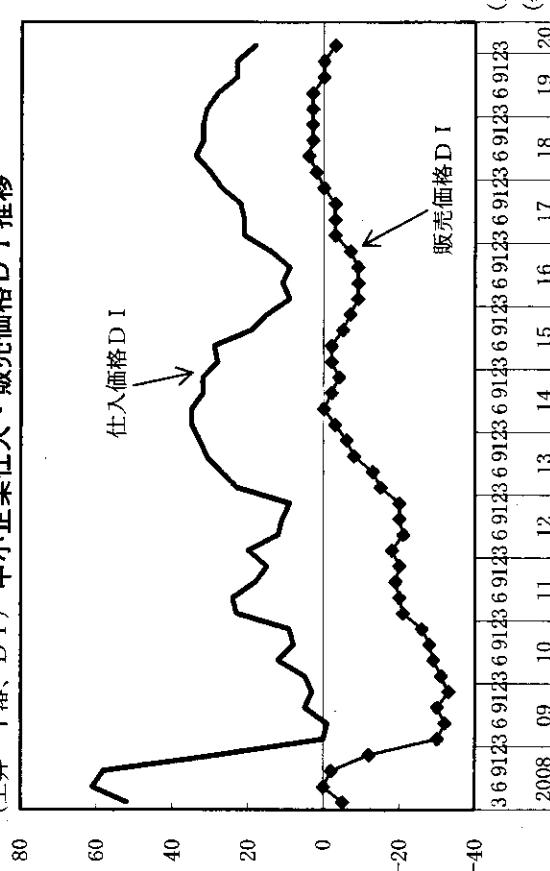
88

中小企業資金繰りDI推移



(備考) (株)日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

(上昇一下落、DI) 中小企業仕入・販売価格DI推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。

(前年同期(月)比、〔〕内は毎年ベース、○ 内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

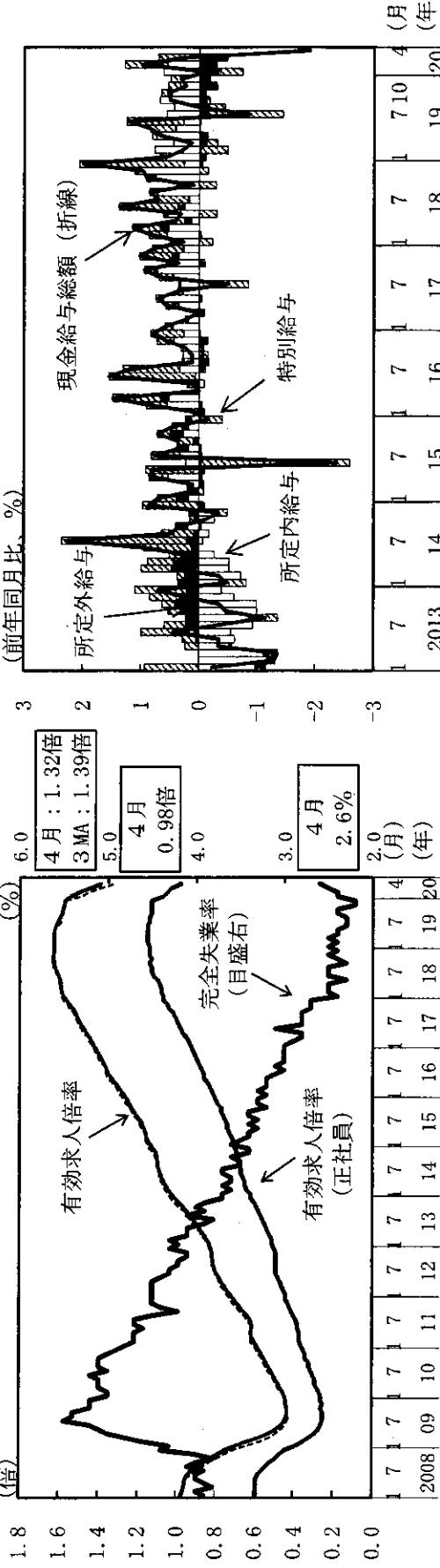
	2018年度[年]	2019年度[年]	2019年度[年]	2019年7~9月	2019年7~9月	2019年7~12月	2020年1月~3月	2020年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.4 [2.4]	2.3 [2.4]	2.3 [2.4]	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6
うち15~24歳	3.6 [3.6]	3.8 [3.8]	4.0 [3.8]	4.0	3.9	3.9	4.2	4.2	3.8	4.9
完全失業者数 (万人)	166 [166]	162 [162]	159 [162]	156	167	166	172	172	178	178
うち非自発的な離職による者	40 [40]	37 [37]	36 [37]	35	41	41	45	45	45	45
雇用者数	1.8 [2.0]	1.1 [1.1]	1.1 [0.3]	1.1 (0.2)	1.1 (0.2)	1.1 (0.3)	1.1 (0.4)	1.0 (0.0)	0.6 (▲0.6)	(▲1.7)
常用労働者数 (労働者計)	1.2 [1.1]	1.9 [2.0]	2.0 (0.6)	2.3 (0.6)	1.8 (0.6)	1.8 (0.6)	1.8 (0.3)	1.8 (0.0)	1.4 P (▲0.5)	
※全数調査	—	—	2.0 (0.6)	2.2 (0.6)	1.9 (0.6)	1.9 (0.6)	1.9 (0.4)	1.9 (0.0)	1.5 P (▲0.5)	
新規求人数	0.9 [1.5]	▲5.4 [▲1.8]	▲1.7 (▲1.4)	▲3.1 (▲0.0)	▲13.9 (▲12.1)	▲13.5 (7.1)	▲12.1 (▲5.1)	▲12.1 (▲5.1)	▲31.9 (▲22.9)	
有効求人倍率	2.1 [3.1]	▲4.3 [▲1.6]	▲1.4 (▲0.9)	▲3.7 (▲1.5)	▲10.4 (▲7.3)	▲10.2 (▲2.2)	▲13.6 (▲5.9)	▲13.6 (▲5.9)	▲20.6 (▲8.5)	
有効求人倍率 (倍)	1.62 [1.61]	1.55 [1.60]	1.59	1.57	1.44	1.45	1.45	1.39	1.32	
正社員 (倍)	1.13 [1.11]	1.12 [1.14]	1.14	1.13	1.05	1.05	1.05	1.03	0.98	
求人広告掲載件数 (万件)	128.5 [120.4]	150.9 [147.5]	146.9	149.5	153.0	164.6	148.6	148.6	99.4	
所定外労働時間 (残業時間等)	▲1.7 [▲1.5]	▲2.6 [▲2.0]	▲1.0 (▲0.6)	▲2.4 (▲1.6)	▲4.1 (▲2.1)	▲3.8 (0.0)	▲6.5 (▲5.1)	▲6.5 (▲5.1)	▲18.9 P (▲12.4)	
※全数調査	—	—	▲1.0 (▲0.8)	▲2.4 (▲1.8)	▲4.1 (▲1.9)	▲3.8 (▲0.2)	▲6.5 (▲5.1)	▲6.5 (▲5.1)	▲18.9 P (▲12.3)	
製造業	▲0.8 [1.5]	▲9.4 [▲8.4]	▲7.4 (▲2.6)	▲12.6 (▲4.8)	▲10.5 (▲2.7)	▲10.5 (▲1.8)	▲11.7 (▲2.4)	▲11.7 (▲2.4)	▲25.0 P (▲14.2)	
※全数調査	—	—	▲7.6 (▲2.9)	▲13.3 (▲5.1)	▲10.7 (▲2.2)	▲10.5 (▲1.8)	▲12.4 (▲3.2)	▲12.4 (▲3.2)	▲25.0 P (▲13.5)	
現金給与総額 (1人当たり・名目)	0.9 [1.4]	▲0.2 [▲0.5]	▲0.5 (▲0.4)	▲0.3 (0.8)	0.3 (▲0.9)	0.5 (▲0.5)	▲0.1 (▲0.7)	▲0.1 (▲0.7)	▲0.7 P (▲0.6)	
※全数調査	—	—	▲0.3 (▲0.2)	▲0.1 (0.7)	0.6 (▲0.8)	0.7 (▲0.3)	0.1 (▲0.7)	0.1 (▲0.7)	▲0.6 P (▲0.8)	
※共通事業所	—	—	—	—	—	—	1.0	0.2	P ▲1.9	
定期給与 (名目)	0.5 [0.9]	▲0.1 [▲0.3]	▲0.1 (0.3)	0.1 (0.3)	0.1 (0.7)	0.2 (0.0)	0.2 (0.0)	0.2 (0.0)	▲1.1 P (▲0.6)	
※全数調査	—	—	0.2 (0.5)	0.0 (0.1)	0.4 (▲0.6)	0.5 (0.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.9 P (▲0.6)	
※共通事業所	—	—	—	—	—	0.3	0.2	0.2	P ▲1.7	

(備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与の事業所について東京都の「500人以上規模の事業所」についても復元して再集計した抽出調査系列。なお、2018年1月に標本の部分

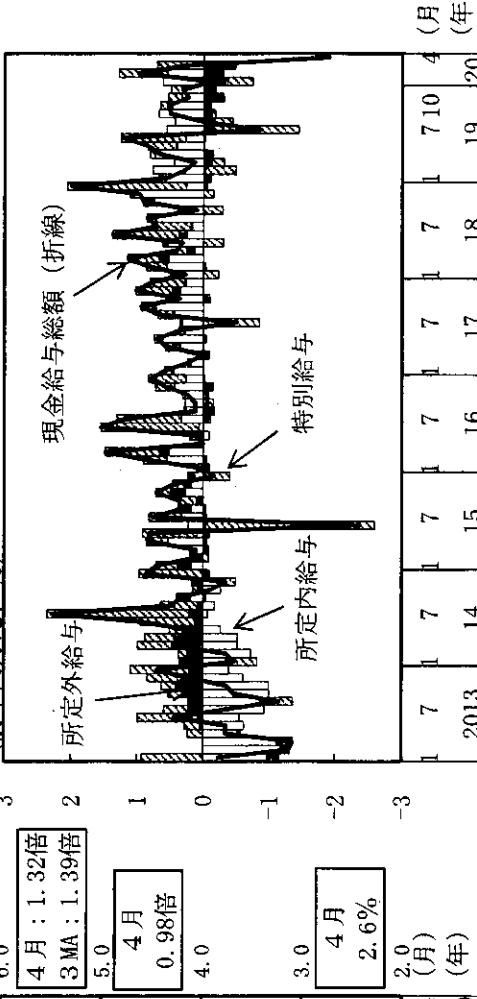
入替えや基準とする母集団の更新を行ったことにより、2018年の賃金と労働時間には、一定の断層が生まれる。また、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」についても復元して再集計した抽出調査から全数調査へへの変更を行ったことにより、2019年の賃金と労働時間にも、一定の断層が生まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値を掲載している。なお、2019年6月以降は調査手法の変更に伴い、全数調査系列についても掲載している。Pは速報値。

2. 定期給与とは、きまつて支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。2018年1月より集計開始。
3. 求人広告掲載件数(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。

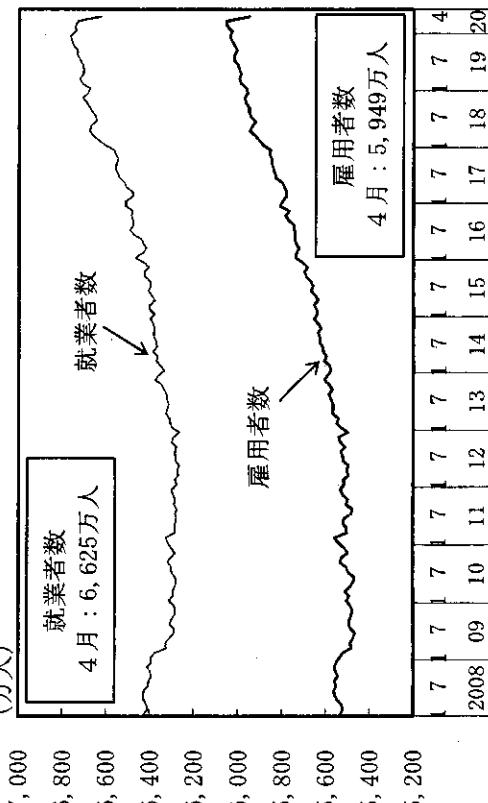
完全失業率と有効求人倍率の推移



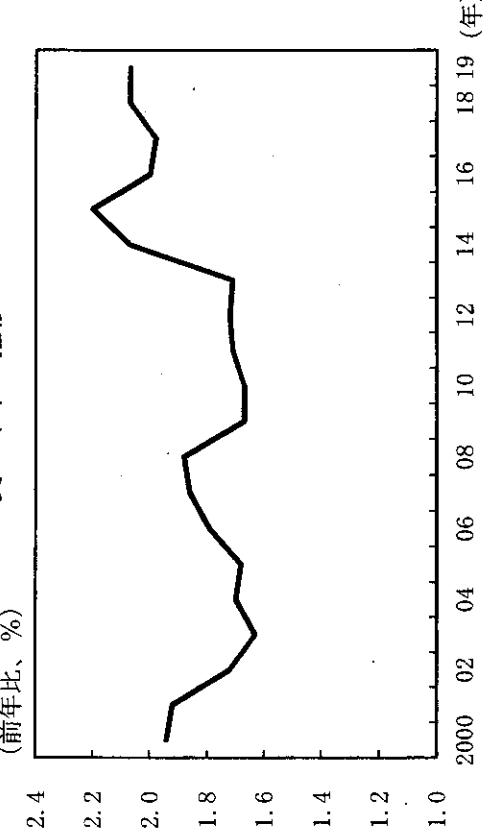
現金給与総額 (2018年1月以降: 共通事業所) の推移



雇用者数、就業者数の推移



賃上げ率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補正した全国の推計値。
3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

(備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月労働統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争(最終)回答集計結果」により作成。
2. 2018年1月以降の現金給与総額の前年比は、共通事業所によるもの。
3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定期相当込の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、下落している。消費者物価は、横ばいとなっている。

(前年同期(月)比、〔〕内は堅年前年比、() 内は前期(月)比、< >内は季節調整済前期(月)比、%)

	[2018年度]	[2019年度]	2019年 7-9月	2020年 1-3月	3月	4月	5月
	2018年度	2019年度	2019年 7-9月	2020年 1-3月	3月	4月	5月
国 内 企 業 物 価	[2.6]	[0.2]	(▲ 0.6)	(- 1.2)	(▲ 0.4)	(▲ 0.9)	(▲ 1.6) P (▲ 0.4)
夏 季 電 力 料 金 調 整 後	[2.5]	[0.2]	(▲ 0.9)	(- 1.5)	(▲ 0.4)	(▲ 0.9)	(▲ 1.6) P (▲ 0.4)
(参考指數(消費税抜き))	[2.2]	[0.1]	(▲ 0.9)	(- 0.3)	(▲ 0.4)	(▲ 0.4)	(▲ 2.4) P (▲ 2.7)
輸 出 物 価	[1.4]	[3.8]	(▲ 2.8)	(- 0.2)	(▲ 0.3)	(▲ 0.9)	(▲ 1.5) P (▲ 0.4)
輸 入 物 価	[0.8]	[4.1]	(▲ 5.8)	(- 5.5)	(▲ 3.0)	(▲ 2.0)	(▲ 3.8) P (▲ 4.1)
契 約 一 通 債	[7.6]	[5.3]	(▲ 4.0)	(- 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 4.7)	(▲ 5.8) P (▲ 5.6)
企 一 業 ビ ズ 向 け 価 格	[6.5]	[6.1]	(▲ 8.9)	(- 9.6)	(▲ 3.4)	(▲ 7.7)	(▲ 13.3) P (▲ 17.6)
国 際 運 輸 を 除 く ベ ー ス	[8.7]	[4.2]	(▲ 2.3)	(- 0.8)	(▲ 0.2)	(▲ 3.2)	(▲ 6.2) P (▲ 5.3)
企 一 業 ビ ズ 向 け 価 格	[6.6]	[4.5]	(▲ 6.2)	(- 7.0)	(▲ 2.5)	(▲ 5.2)	(▲ 11.1) P (▲ 16.5)
合 讈	[1.2]	[1.1]	(▲ 0.1)	(- 2.0)	(▲ 0.1)	(- 0.2)	P (▲ 0.8)
国 定 基 準	[1.1]	[1.4]	(- 0.5)	(- 0.5)	(- 2.0)	(- 1.6)	P (1.0)
連 鎮 基 準	[1.1]	[1.4]	(▲ 0.1)	< 2.0 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.5 >	P < ▲ 0.6 >
生 鮮 食 品 固 定 基 準	[1.0]	[0.5]	< 0.1 >	< 0.2 >	< 0.1 >	< 0.0 >	4月 5月 (P) < 0.0 > < 0.1 >
エ ネ ル キ ー 固 定 基 準	[0.7]	[0.5]	(- 0.3)	(- 0.5)	(- 0.5)	(- 0.4)	0.2 0.4
連 鎮 基 準	[0.9]	[0.5]	—	—	—	< 0.0 >	< ▲ 0.2 >
生 鮮 食 品 固 定 基 準	[3.8]	[3.1]	(- 3.2)	(- 0.6)	(▲ 1.4)	(▲ 0.5)	(5.2)
エ ネ ル キ ー 固 定 基 準	[1.5]	[0.9]	(▲ 2.6)	(▲ 0.4)	(▲ 1.2)	(- 0.3)	6.7
連 鎮 基 準	[7.0]	[1.4]	(▲ 1.8)	(- 0.6)	(▲ 0.3)	(▲ 0.8)	(▲ 3.1)
生 鮮 食 品 固 定 基 準	[0.9]	[0.6]	< 0.1 >	< 0.3 >	< 0.1 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.5 >
エ ネ ル キ ー 固 定 基 準	[0.8]	[0.6]	(- 0.5)	(- 0.6)	(- 0.6)	(- 0.4)	—
連 鎮 基 準	[0.8]	[0.6]	—	—	—	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.5 >
消 費 生 鮮 物 価	固 定 基 準	[6.5]	0.1	(▲ 0.5)	(▲ 1.8)	(▲ 0.4)	(▲ 4.7)
連 鎮 基 準	固 定 基 準	[0.9]	[0.6]	< 0.1 >	< 0.3 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.5 >
連 鎮 基 準	固 定 基 準	[0.8]	[0.6]	(- 0.5)	(- 0.6)	(- 0.6)	—
連 鎮 基 準	連 鎮 基 準	[0.8]	[0.6]	—	—	—	—
生 鮮 食 品 及びエネルギー	固 定 基 準	[0.4]	[0.6]	< 0.2 >	< 0.3 >	< 0.0 >	< ▲ 0.3 > < 0.3 >
及びエネルギー	連 鎮 基 準	[0.3]	[0.5]	(- 0.6)	(- 0.8)	(- 0.7)	0.2 0.5
(消費税率引上げ等の影響を除く)	連 鎮 基 準	—	[0.5]	—	—	—	—

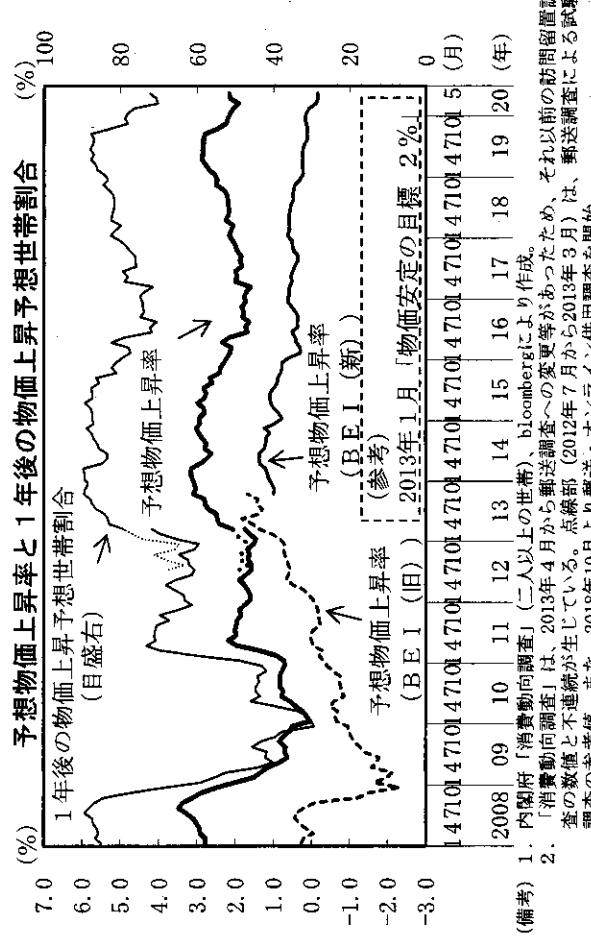
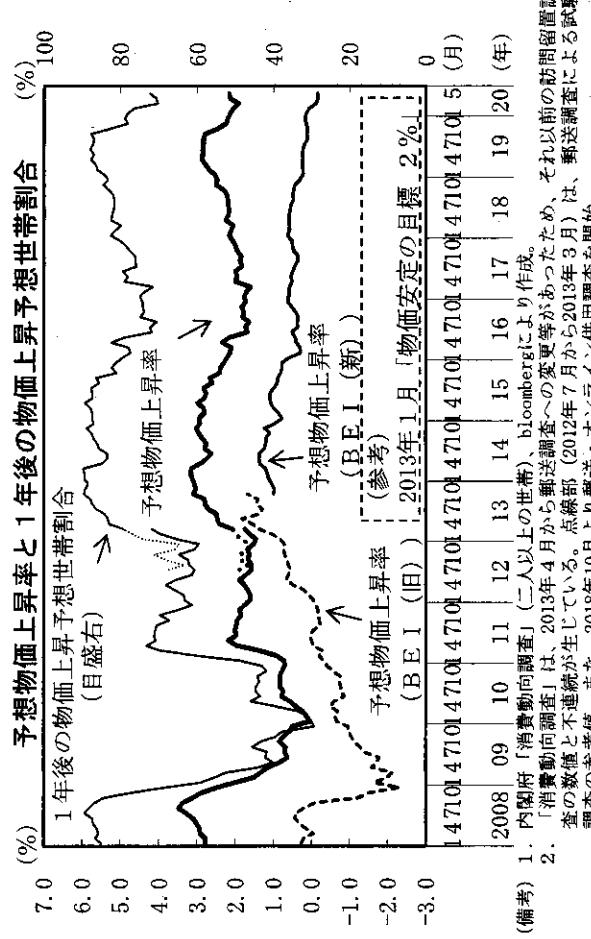
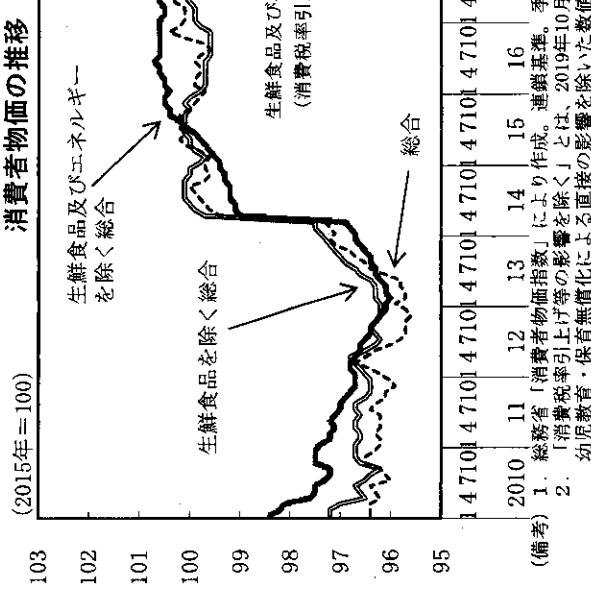
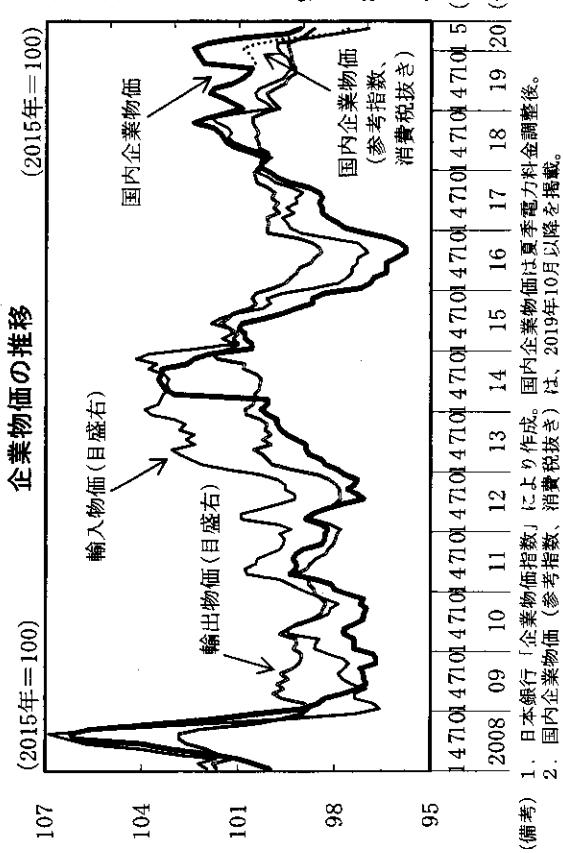
(備考) 1. 消費者物価、国内企業物価並びに企業向けサービス価格は2015年基準。Pは運賃値。

2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航貨物輸送(除外航タンカー)。

3. 「企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」の季節調整済前月比及び消費者物価の「生鲜食品」、「生鲜食品」、「生鲜食品」の四半期前期比及び消費者物価の「生鲜食品」、「生鲜食品」、「生鲜食品」の四半期前年同期比は内閣府試算値。

4.

「消費税率引上げ等の影響を除く」とは、消費税率引上げ及び効用教育、保育無償化の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



12. 金融 株価（日経平均株価）は、21,800円台から23,100円台まで上昇した後、21,500円台まで下落し、その後22,400円台まで上昇した。その後107円台まで円安方向に推移した。
その後107円台まで円安方向に推移した。

	2018年	2019年	2018年度	2019年度	2019年			2020年			(%、ポイント、円)
					7 - 9月	10 - 12月	1 - 3月	3月	4月	5月	
コールレート (無担保翌日物)	-0.061	-0.052	-0.062	-0.046	-0.059	-0.034	-0.033	-0.047	-0.036	-0.047	-0.055
ユーロ円(月物)	0.072	0.031	0.064	0.027	0.032	0.015	0.017	0.010	-0.002	-0.042	-0.053
国債流通利回り	0.071	-0.101	0.051	-0.105	-0.201	-0.093	-0.038	-0.034	-0.006	-0.006	0.015
株式相場 東証株価指数(TOPIX)	1,729	1,595	1,680	1,596	1,550	1,679	1,583	1,385	1,412	1,488	1,587
円相場 (対米ドル)	22,310	21,697	21,995	21,890	21,264	23,041	21,808	18,974	19,208	20,533	22,455
(対ユーロ)	110.40	108.99	110.90	108.65	107.31	108.72	108.79	107.29	107.93	107.31	107.34
(対円)	130.35	122.02	128.46	120.80	119.39	120.33	120.10	119.06	117.21	116.91	120.94
(韓国ウォン・1円当たり)	9.97	10.70	10.04	10.88	11.13	10.81	10.95	11.30	11.34	11.46	11.30
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	3,830,017	3,969,189	3,869,696	3,999,624	4,015,036	4,023,727	3,961,565	3,956,147	4,089,780	4,195,810	5.8
マネタリーベース (億円、前年比)	4,914,988	5,090,077	4,966,863	5,128,020	5,141,174	5,158,360	5,108,709	5,078,486	5,189,225	5,308,787	(32.4)
マネーストック (億円、前年比)	10,024,525	10,269,920	10,082,592	10,345,637	10,300,911	10,369,228	10,426,361	10,454,323	10,640,580	10,822,331	3.9
マネーストック (億円、前年比)	17,734,174	18,077,138	17,811,752	18,200,253	18,123,173	18,259,910	18,345,043	18,343,072	18,467,377	18,624,658	(8.8)
普通社債発行額 (億円、前年比)	2.1	1.9	1.9	2.2	1.8	2.3	2.3	2.8	2.7	2.4	3.0
銀行貸出額	2.1	2.3	2.2	2.3	2.4	2.6	2.6	2.1	2.2	3.1	5.1
普通社債発行額	▲1.7	28.5	15.4	28.2	41.2	25.4	23.9	61.9	▲42.4	▲40.0	

(備考) 1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日々データの平均値。

2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。

3. 円相場(対米ドル)はインターバンク直物17時時点。円相場(韓国ウォン)はインターネットバンク直物NY17時時点。

4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。

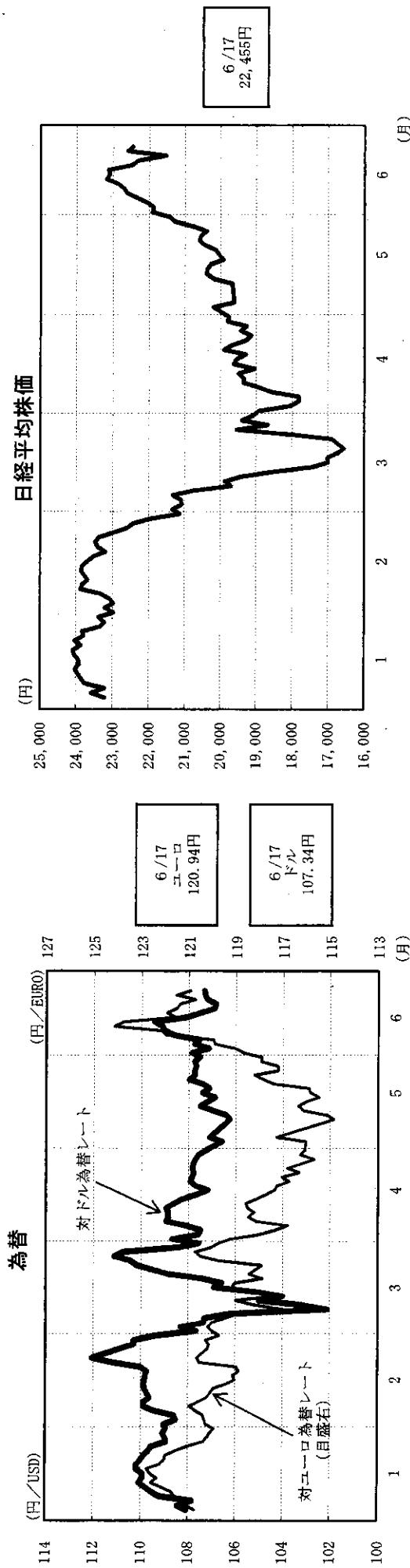
5. マネーストックは、季調済前年同期(月)比。()内は季調済前年同期比。

6. マネーストックは、平均残高。()内は季調済前年同期比。

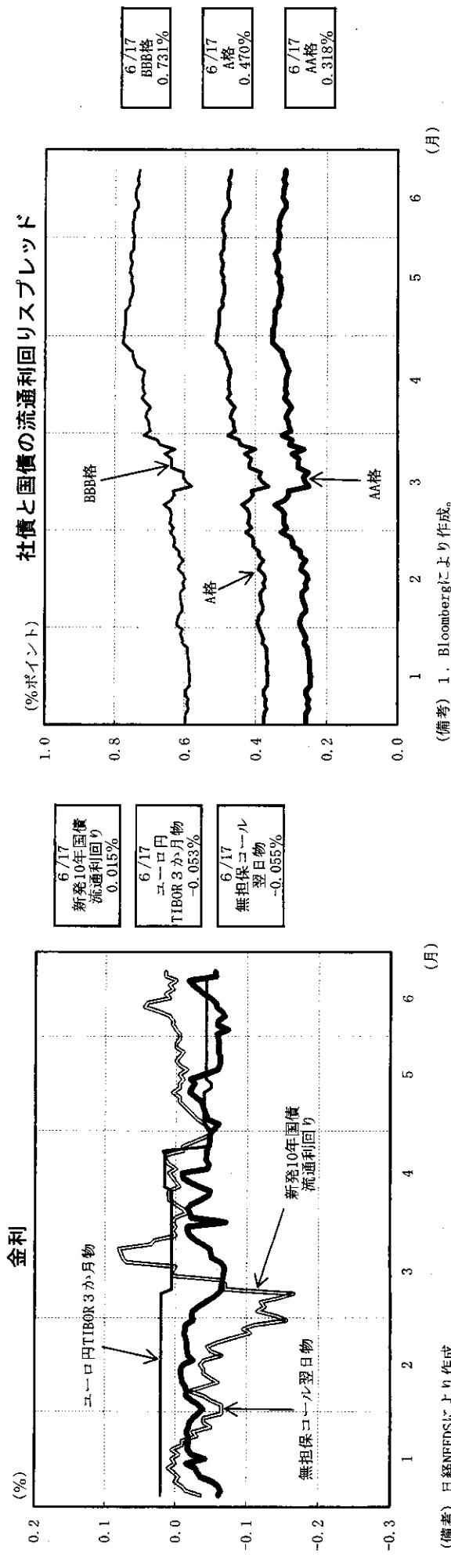
7. 銀行貸出額(都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計)の平均残高の前年同期(月)比。

8. 普通社債発行額は、国内発行分(元建て外債及び資産担保型社債を含む)の前年同期(月)比。

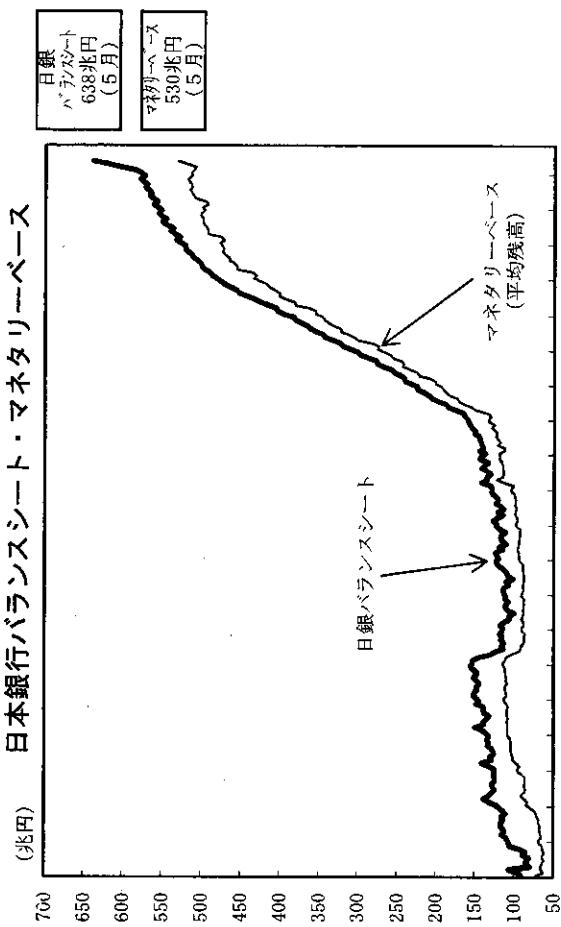
9. マネーストック(広義流動性)は、IMF国際取引支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負残高」等の公表に伴い廃止実施。



(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインター・バンク直物中心相場。
3. 対ユーロ為替レートはインター・バンク直物17時時点。

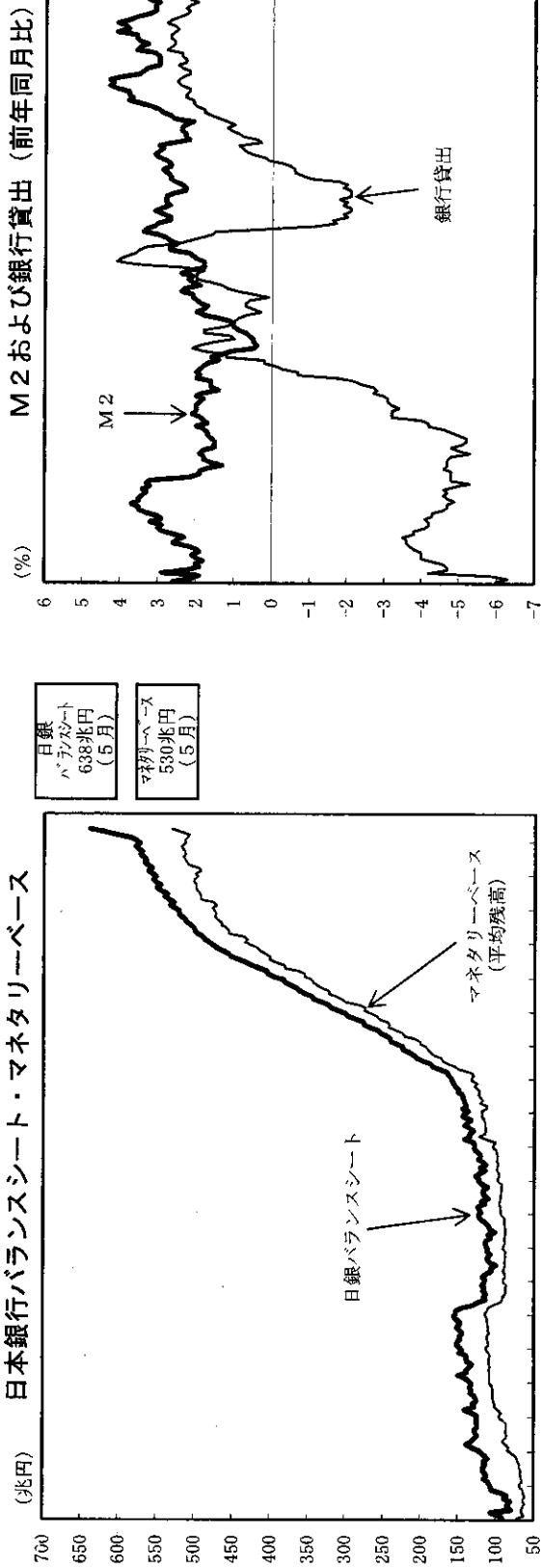


(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター(R&I)ベース。



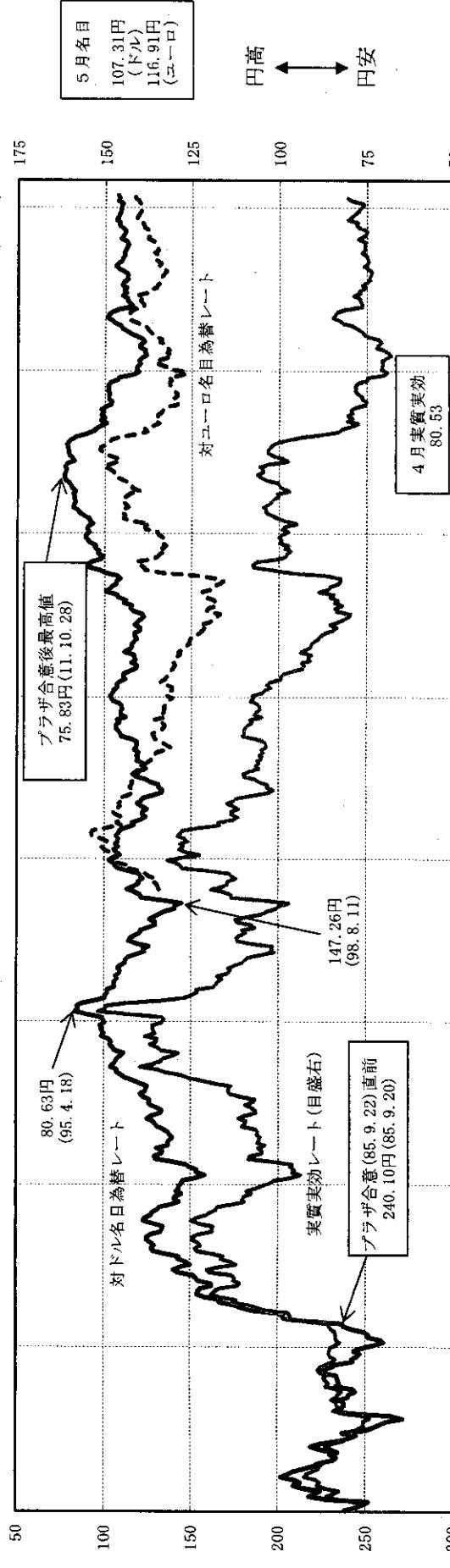
(備考) 日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行勘定」により作成。

95



(参考) 日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行勘定」により作成。

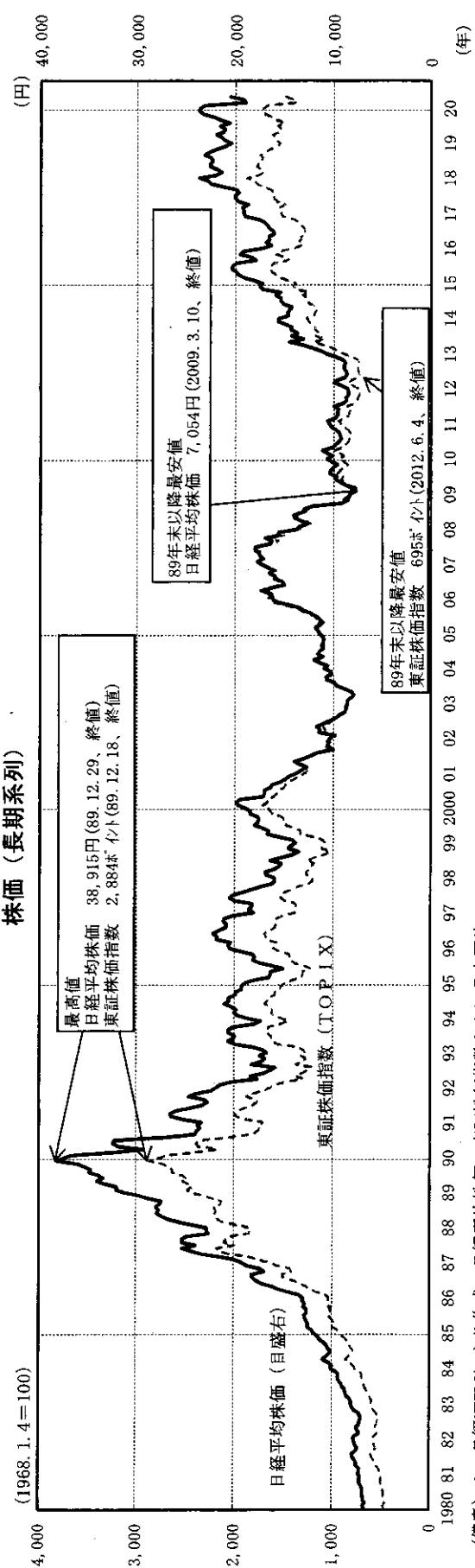
95



(備考) 1. 日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
 2. 対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場(月中平均)。対ユーロ名目
 ただし、対ドル名目為替レートの月次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

(備考) 1. 日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
 2. 対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場（月中平均）。対ユーロ名目為替レートは直物の二ユーローク17時時点（月中平均）。
 3. 対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物の二ユーローク17時時点。
 4. 対ユーロ名目為替レートは日本銀行公表値より作成。

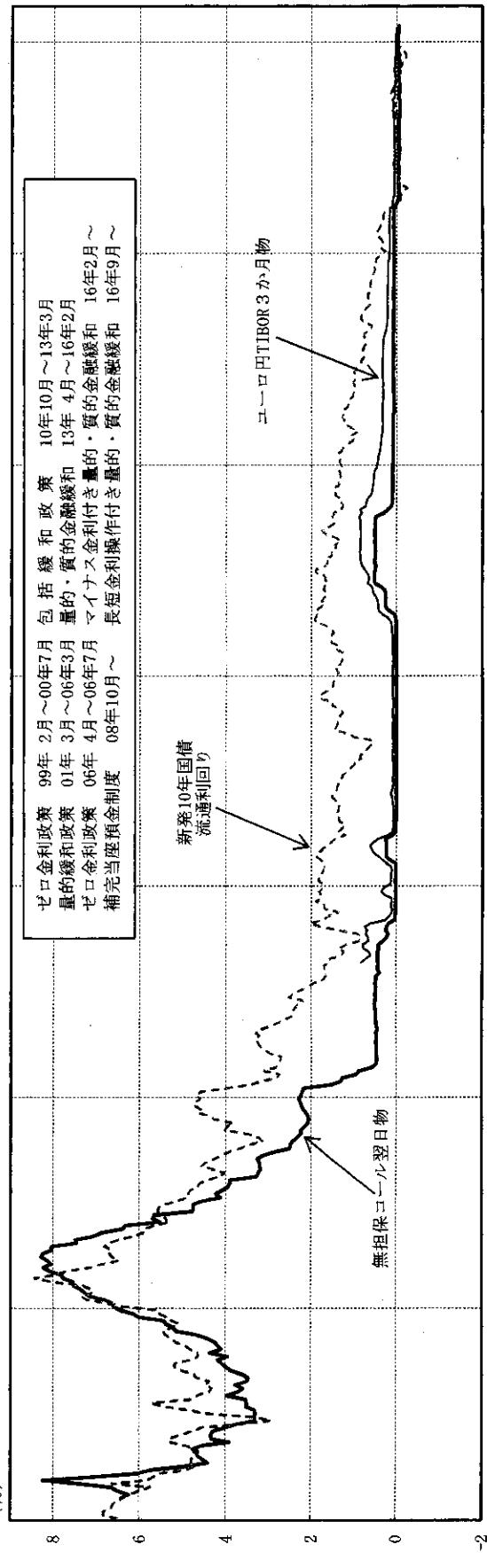
株価（長期系列）



(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点を100として算出。

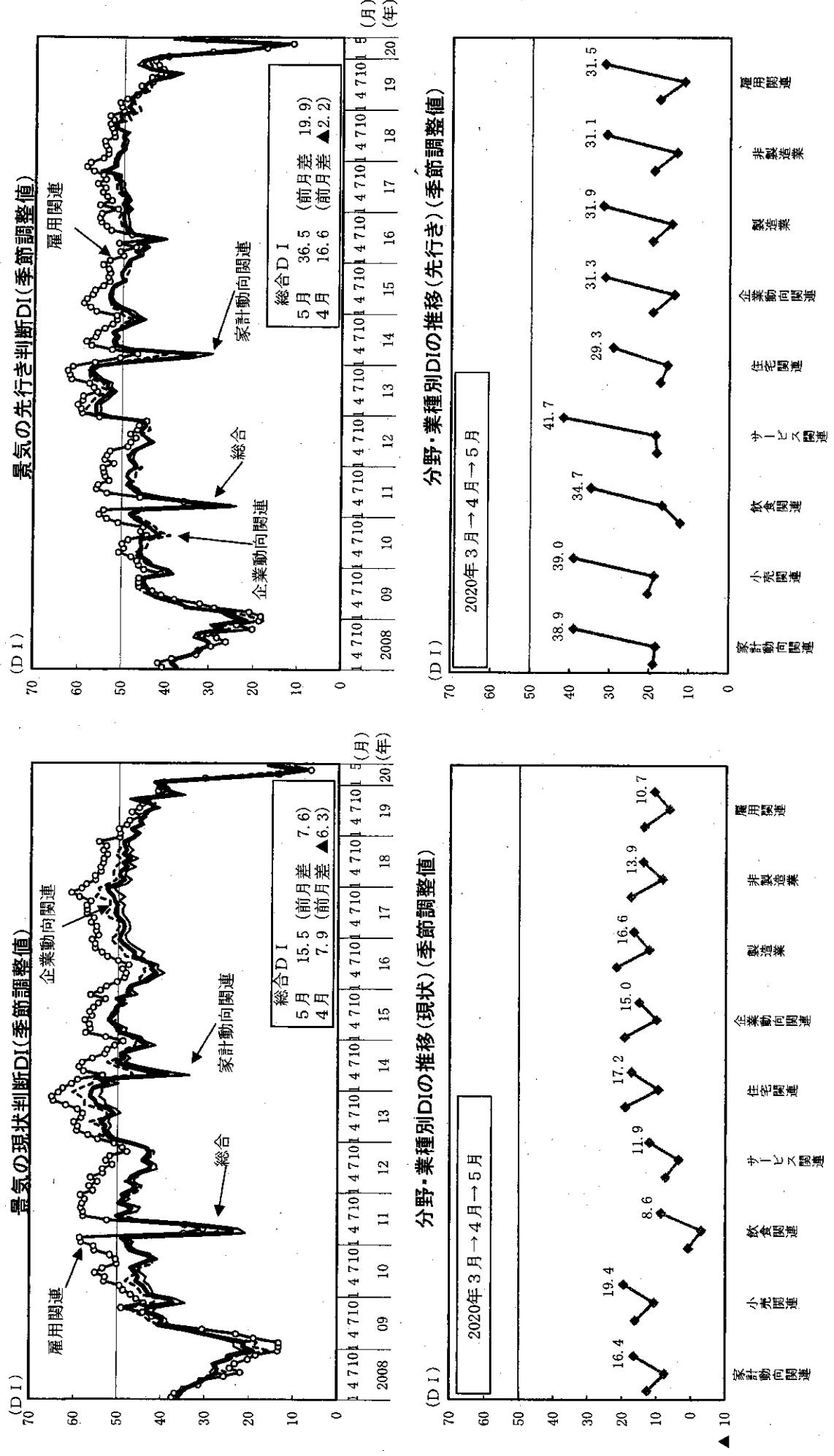
96

金利（長期系列）



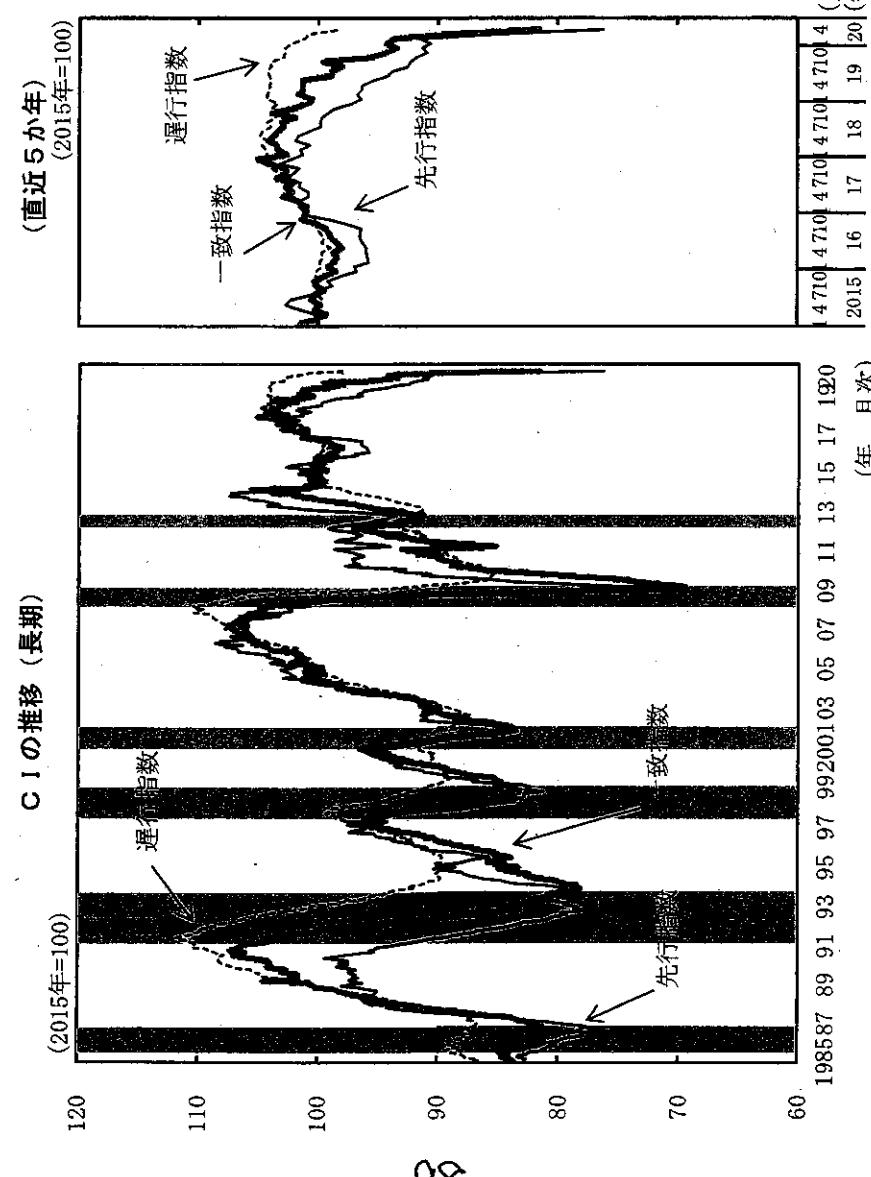
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新券10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物とともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査



(備考) 現状判断DI、先行き判断DIは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月先の景気の良し悪しの判断である。

(参考1) 景気動向指数



(備考) 内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。

ただし、「神武(景気)」「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
なお、グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。

一致指数採用系列の寄与度

	20年1月	2月	3月	4月
一致指数	94.3	93.7	88.8	81.5
生産指数(鉱工業)	0.25	-0.04	-0.47	-1.27
鉱工業用生産財出荷指數	0.23	0.24	-0.54	-1.29
耐久消費財出荷指數	0.42	-0.08	-0.61	-1.42
所定外労働時間指數(調査産業計)	0.48	-0.12	-0.79	-0.02
寄与度	-0.13	0.14	-0.72	-0.55
投資財出荷指數(除輸送機械)	0.20	0.19	-0.57	-0.97
商業販売額(小売業、前年比)	0.02	-0.01	-0.19	-0.79
商業販売額(卸売業、前年比)	-0.24	-0.30	-0.30	-0.03
営業利益(全産業)	-0.32	-0.53	-0.73	-1.00
有効求人倍率(除学年)				

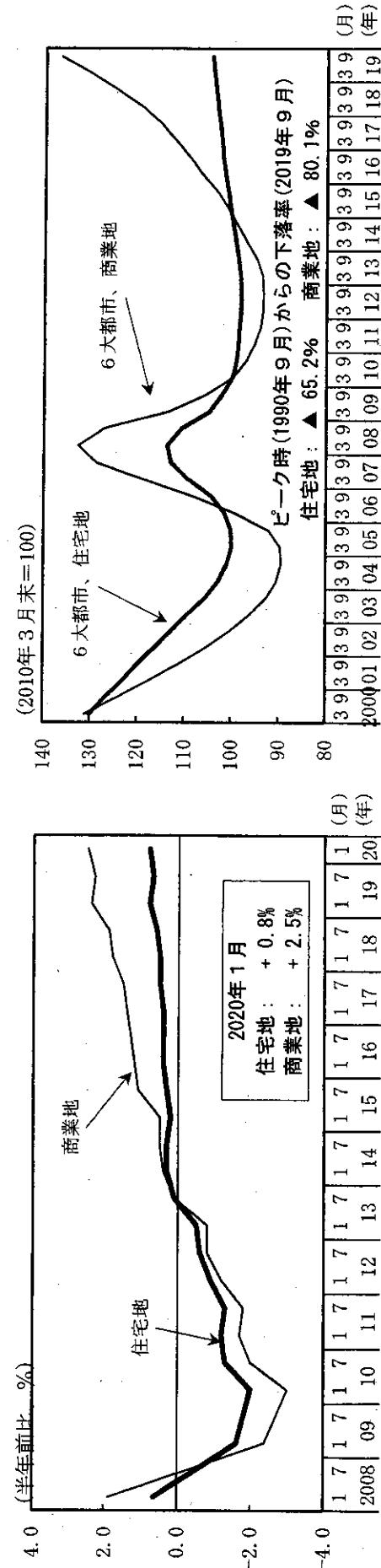
循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)		
				拡張	後退	全循環
1	1951/6	51/10	51/10	27	10	37
2	51/10	54/1	54/1	31(神武)	12	43
3	54/11	57/6	58/6	42(岩戸)	10	52
4	58/6	61/12	62/10	24	12	36
5	62/10	64/10	65/10	57(いざなぎ)	17	74
6	65/10	70/7	71/12	23	16	39
7	71/12	73/11	75/3	22	9	31
8	75/3	77/1	77/10	28	36	64
9	77/10	80/2	83/2	28	17	45
10	83/2	85/6	86/11	51(ペブル)	32	83
11	86/11	91/2	93/10	43	20	63
12	93/10	97/5	99/1			
13	99/1	2000/11	02/1			
14	02/1	08/2	09/3			
15	09/3	12/3	12/11			
16	12/11					

第2～第15循環の平均

(備考) 第18回景気動向指數研究会(2018年12月13日開催)において、
第15循環の景気の谷(2012年11月)以後、景気の山はつかなかった。
との結論となつた。

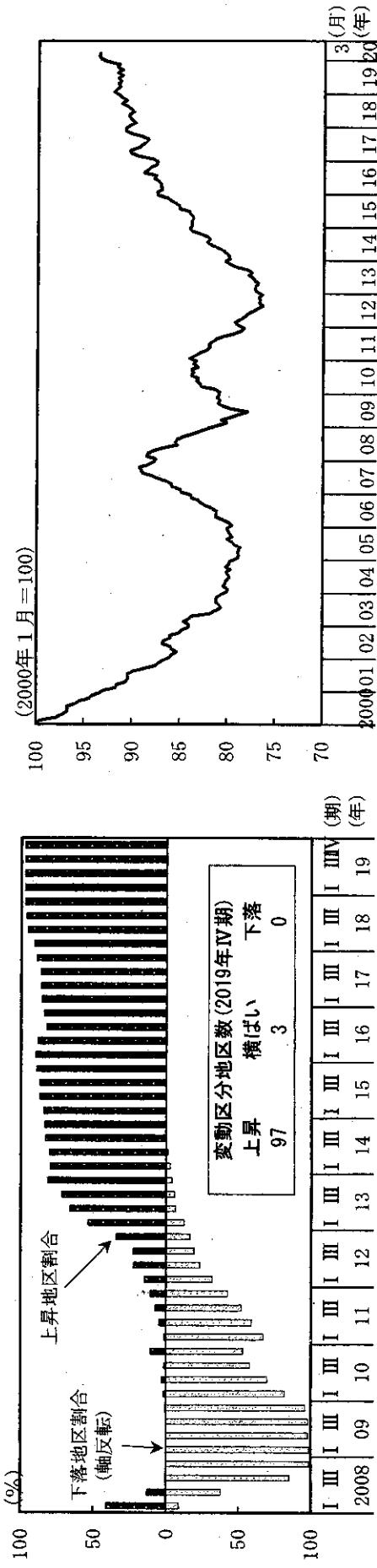
(参考2) 地価・住宅価格の推移

地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



20

不動研住宅価格指數（既存マンション・首都圏総合）



(備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地価動向報告～地価100Kレポート～」、
財)日本不動産研究所「市街地価格指數」、「不動研住宅価格指數」により作成。

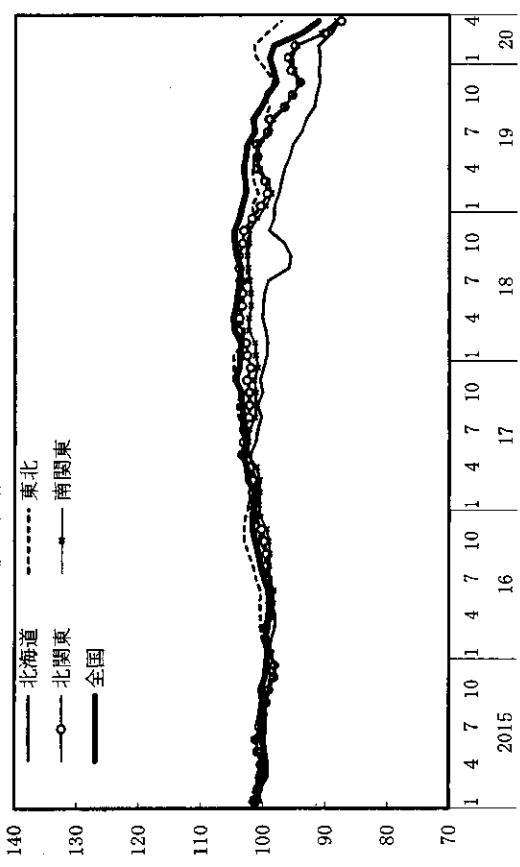
2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。

3. 6大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指數（6大都市）のピークは1990年9月。

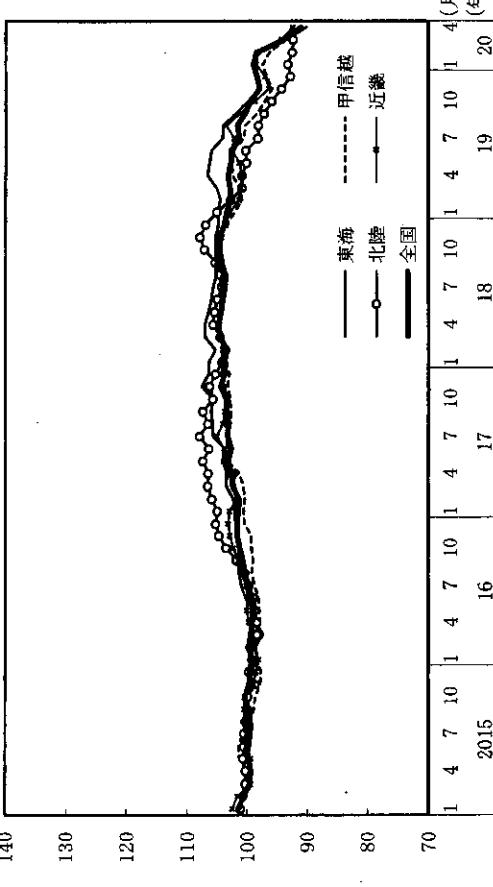
4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

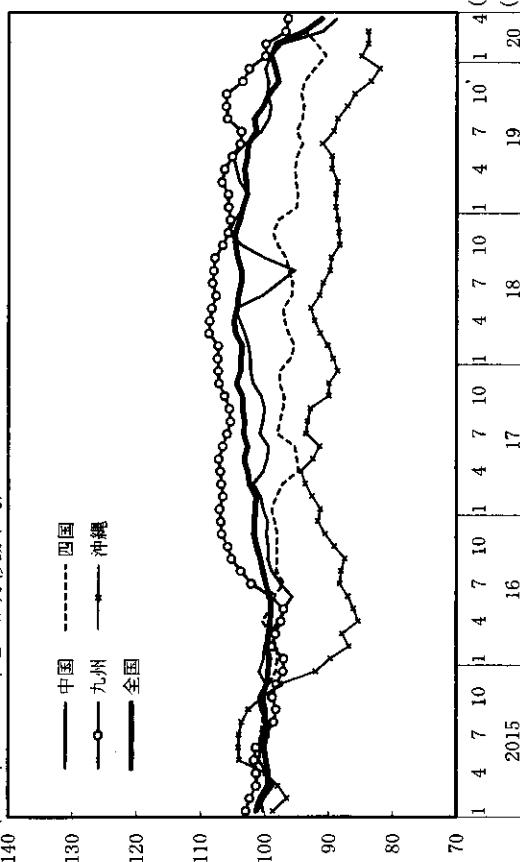
(2015年=100・中心3か月移動平均)



(2015年=100・中心3か月移動平均)



(2015年=100・中心3か月移動平均)

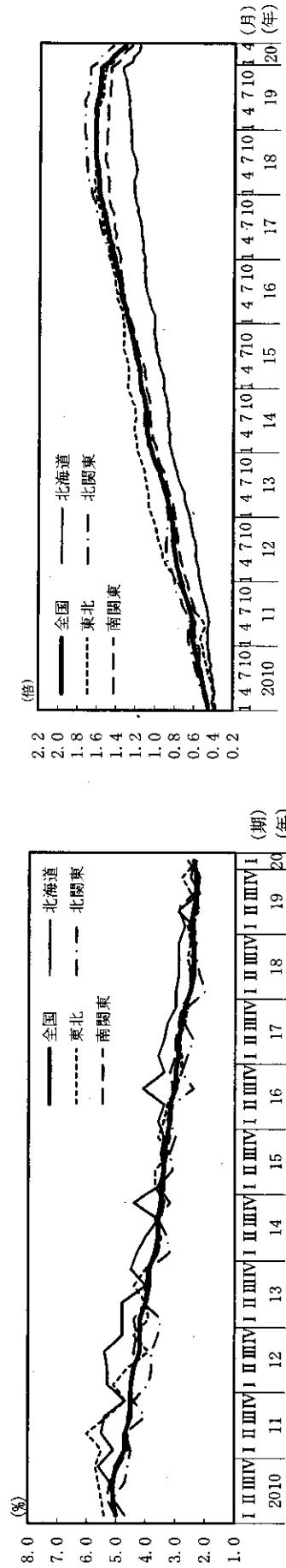


(備考)

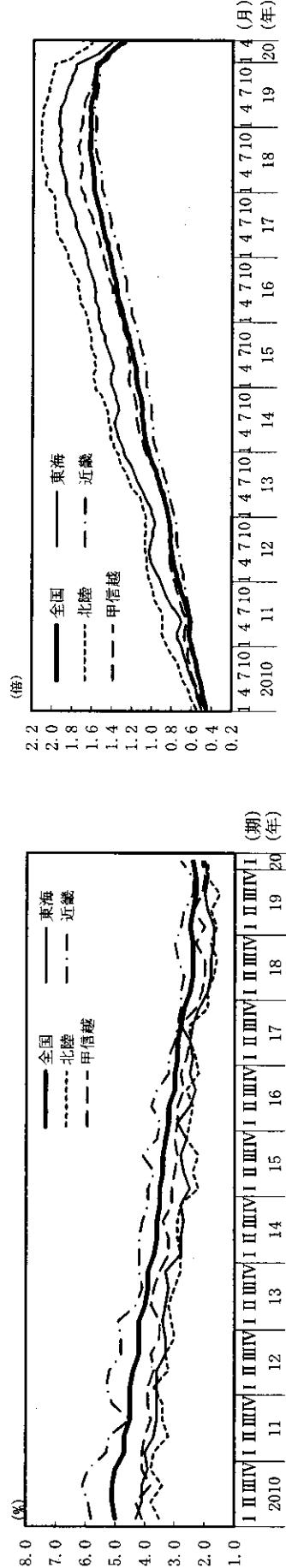
1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指標の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指標の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指標の算出方法について」を参照。
3. 基準年は平成22年。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 北陸、四国、沖縄県は、3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 完全失業率

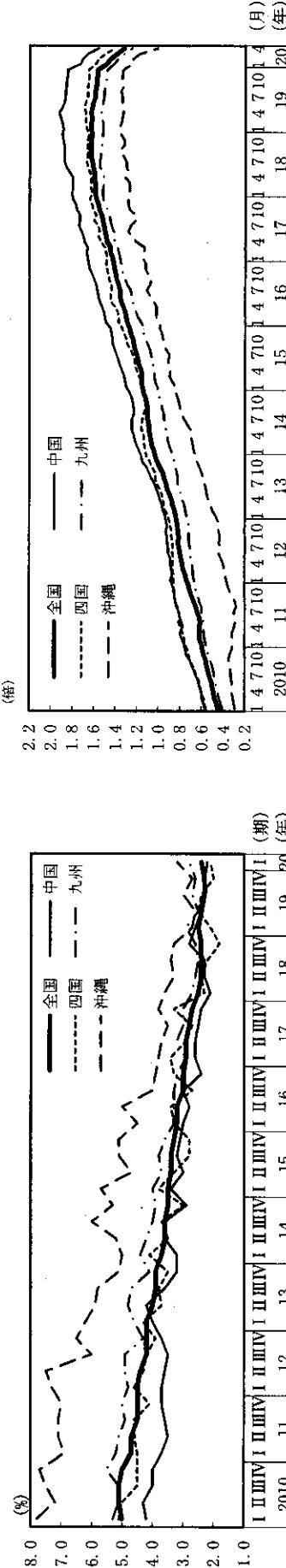


(3) 有效求人倍率



The graph illustrates the projected percentage of the population aged 65 and over in four regions from 2010 to 2020. The Y-axis represents the percentage (%) from 2.0 to 8.0. The X-axis shows the years from 2010 to 2020, with vertical grid lines every two years. Four lines represent the projected growth for each region: National (solid line), East China Sea (dashed line), North China (dash-dot line), and Shandong (dash-dot-dot line). All regions show a significant increase in the elderly population percentage over the decade.

年	全国 (%)	東海 (%)	北陸 (%)	甲信越 (%)
2010	1.1	1.1	1.1	1.1
2012	1.2	1.2	1.2	1.2
2014	1.3	1.3	1.3	1.3
2016	1.4	1.4	1.4	1.4
2018	1.5	1.5	1.5	1.5
2020	1.6	1.6	1.6	1.6



(卷四)

卷八

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
 2. 北陸東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人
 3. 口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乘じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
 4. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、レーザー、内閣府に月次値を四半期平均化。北関東、四国は四半期値で算出。

II. 海外経済

	5月月例	6月月例
世界経済	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、急速な悪化が続いている。先行きには、経済活動の再開が段階的に進められるが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、極めて厳しい状況にあるが、 <u>下げ止まりつつある</u> 。先行きには、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アメリカ	アメリカでは、景気は急速な悪化が続いている。先行きには、経済活動の再開が段階的に進められているが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は極めて厳しい状況にあるが、 <u>下げ止まりつつある</u> 。先行きには、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、 <u>国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある</u> 。
中国	中国では、景気は引き続き厳しい状況にあるものの、足下では持ち直しの動きもみられる。先行きには、感染症の影響が遅らいでいくことが期待されるが、感染症が国内外の経済に与える影響によつては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動等の影響に留意する必要がある。	中国では、景気は厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが続いている。 <u>先行きには、持ち直していくことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある</u> 。
その他アジア地域	韓国では、景気は厳しい状況にある。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。インドネシアでは、景気は極めて厳しい状況にある。	韓国では、景気は厳しい状況にある。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。インドネシアでは、景気は極めて厳しい状況にある。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏では、景気は急速な悪化が続いているが、極めて厳しい状況にある。ドイツにおいても、景気は急速な悪化が続いている。先行きには、経済活動の再開が段階的に進められるが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	ユーロ圏では、景気は極めて厳しい状況にあるが、 <u>下げ止まりつつある</u> 。先行きには、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、 <u>国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある</u> 。
英国	英国では、景気は急速な悪化が続いているが、極めて厳しい状況である。先行きには、経済活動の再開が段階的に進められているが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	英国では、景気は極めて厳しい状況にあるが、 <u>下げ止まりつつある</u> 。先行きには、経済活動の再開が段階的に進められるが、 <u>国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある</u> 。

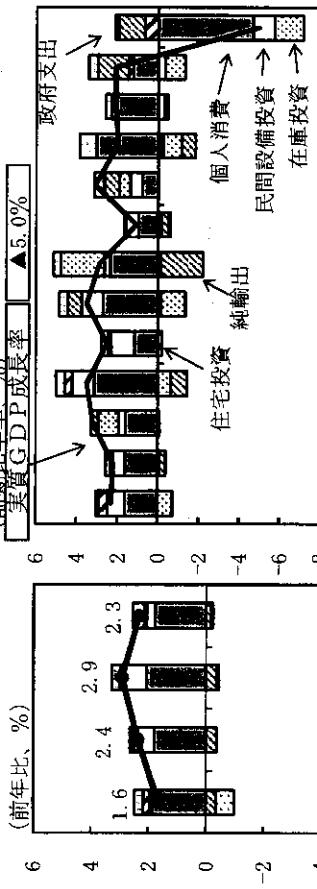
(注) 下線部は先月から変更した部分。

1. アメリカ

○アメリカでは、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。

①実質GDP成長率（2次推計値）

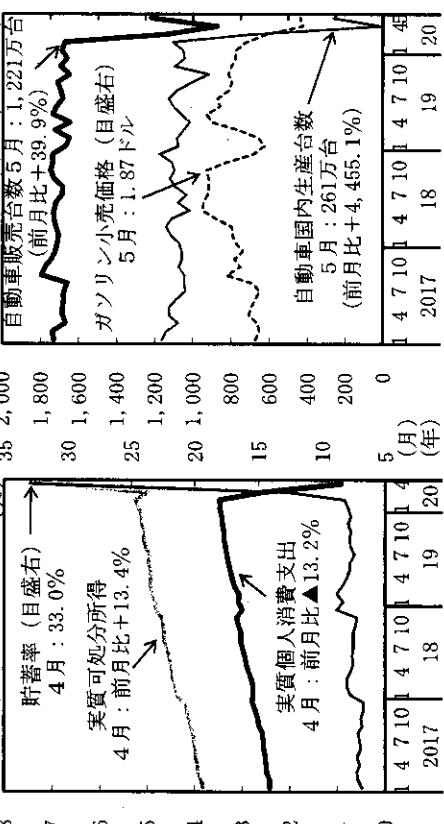
2020年1～3月期は前年率▲5.0%成長



(備考) 2020年1～3月期の寄与度(%)は以下のとおり。個人消費：▲1.4、政府支出：0.2、純輸出：▲1.1、住宅投資：0.7、在庫投資：▲1.4、民間設備投資：0.2、総輸入：1.3。

②消費は持ち直しの動きがみられる

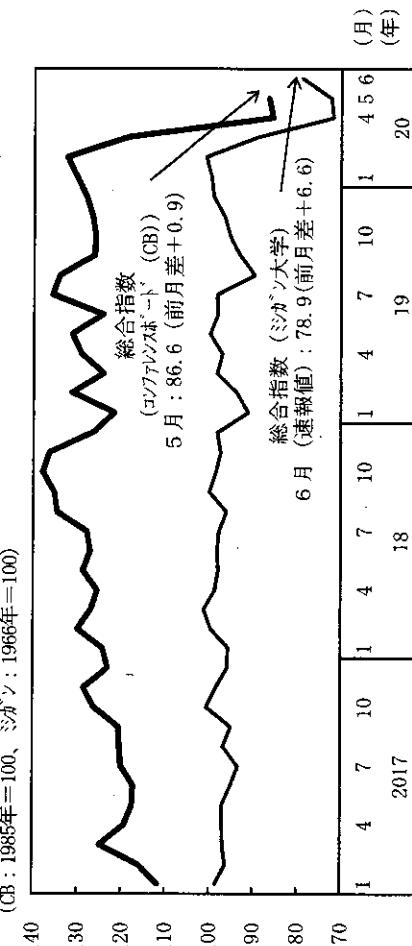
自動車販売台数



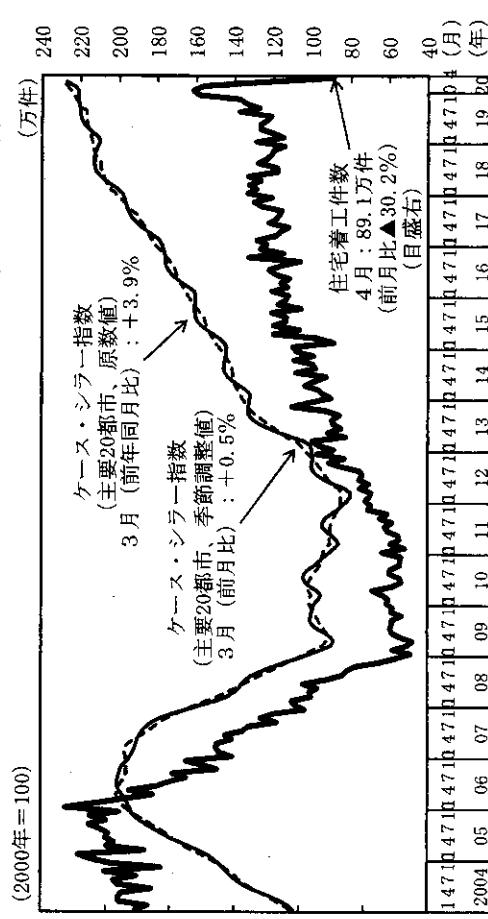
(備考) 月次の値は年率換算。

消費者信頼感指数

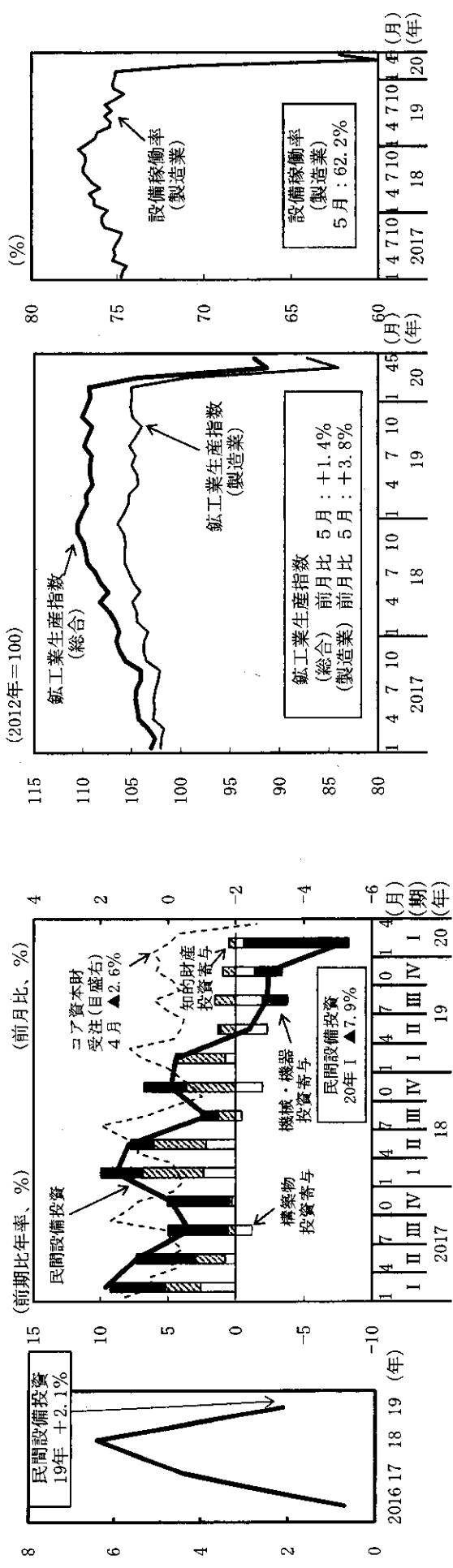
(CB : 1985年=100、シガソ：1966年=100)



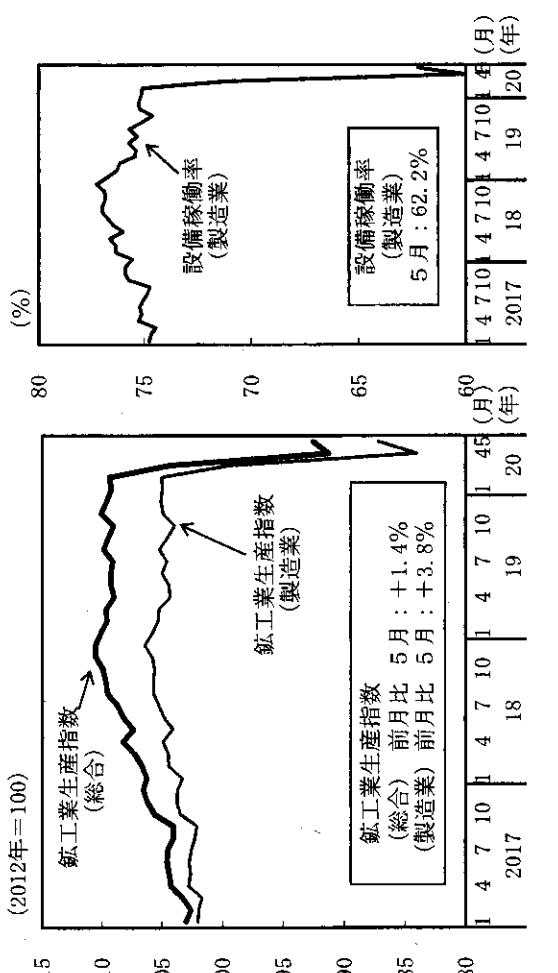
③住宅着工は急速な減少が続いている、住宅価格は緩やかに上昇



④設備投資は大幅に減少



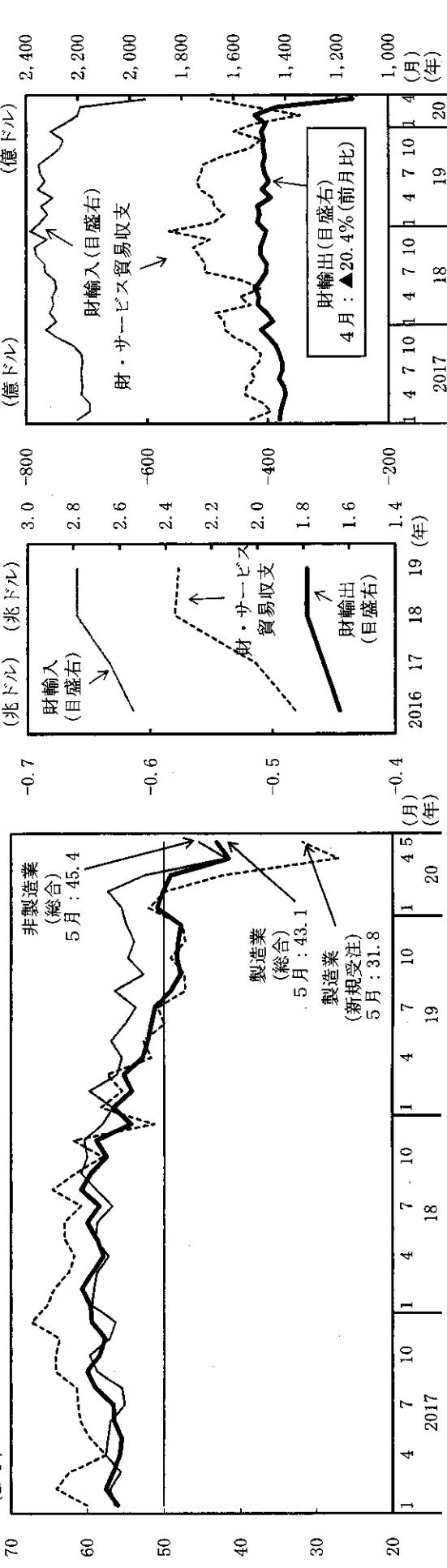
⑤生産は持ち直しの動きがみられる



(D I) 製造業 : 景況指數は持ち直しの動きがみられる

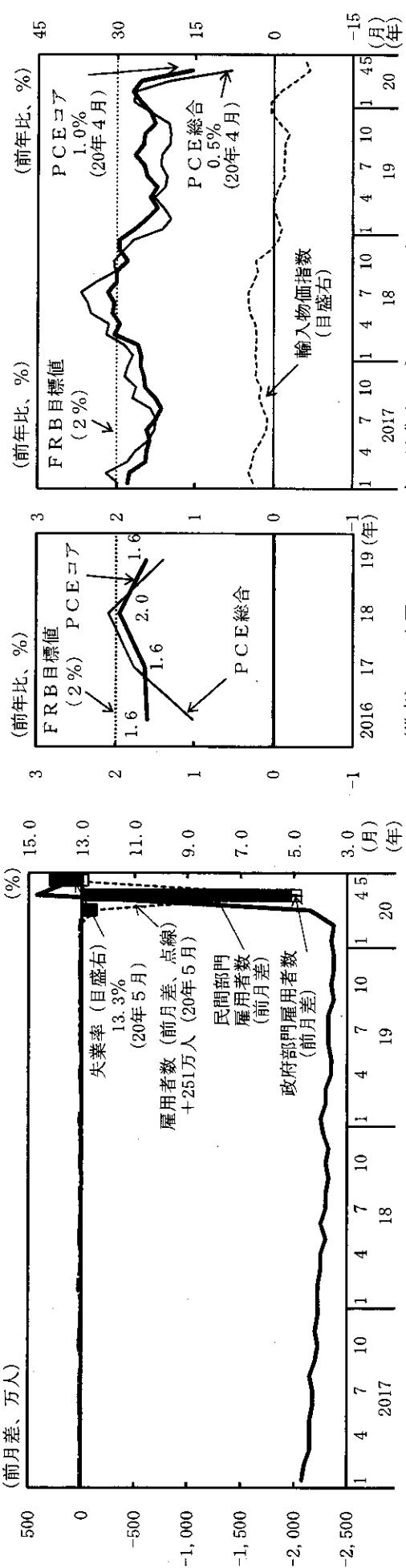
非製造業 : 景況指數は持ち直しの動きがみられる

⑥財輸出は大幅に減少



(備考) 財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際取支ベース(名目)。

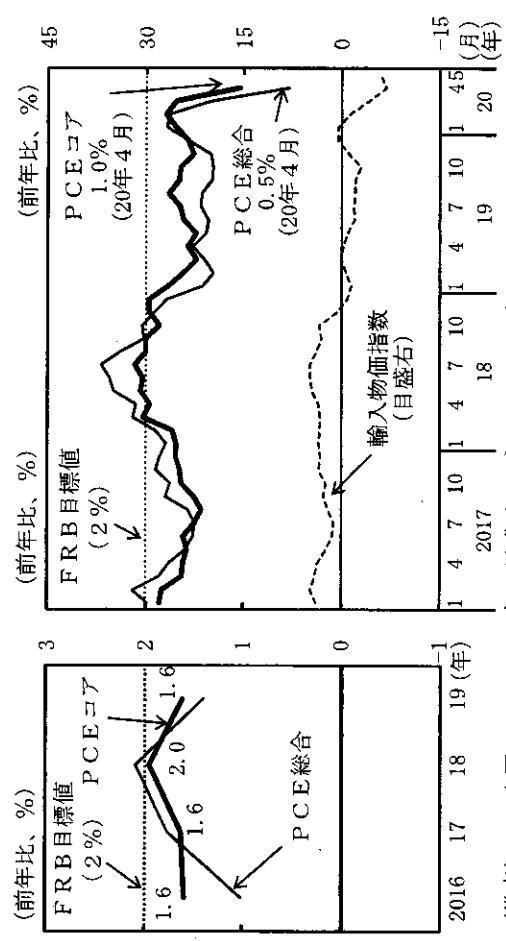
⑦雇用者数は増加に転じており、失業率は低下している



(備考) 雇用者数は非農業部門。

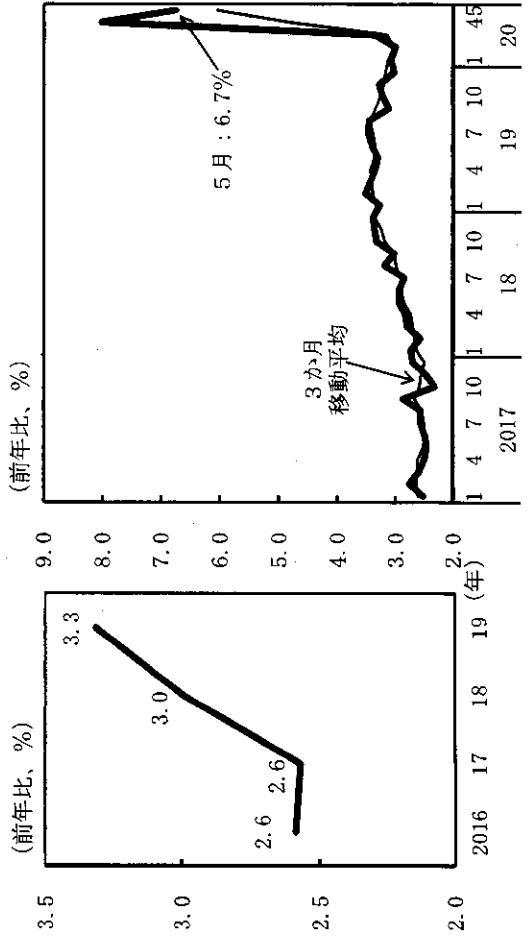
105

⑧コア物価上昇率は急速に低下



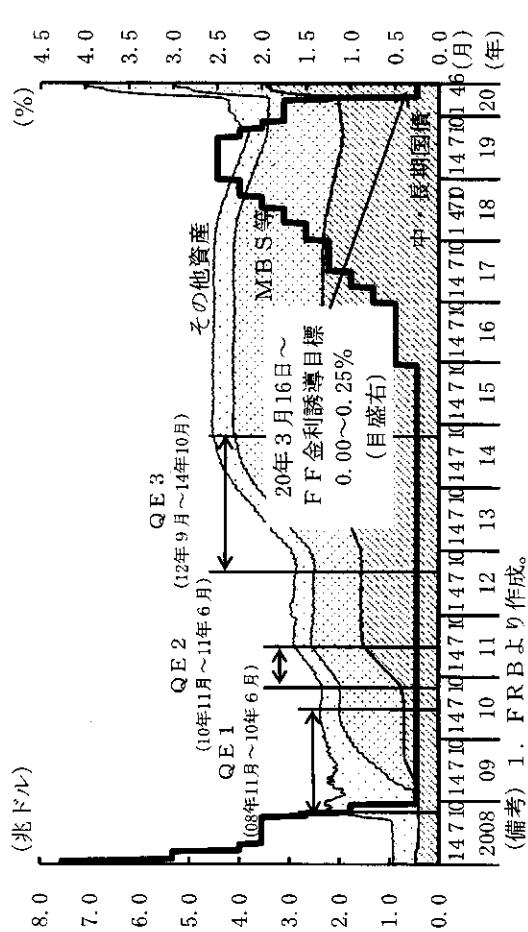
(備考) 1. 上図のP C Eは、個人消費支出デフレーターと食品を除いた指標。
2. コア指標は、総合指標からエネルギーと食品を除いた指標。

賃金の伸び率は低賃金労働者の増加により低下



(備考) 賃金の伸び率は全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策

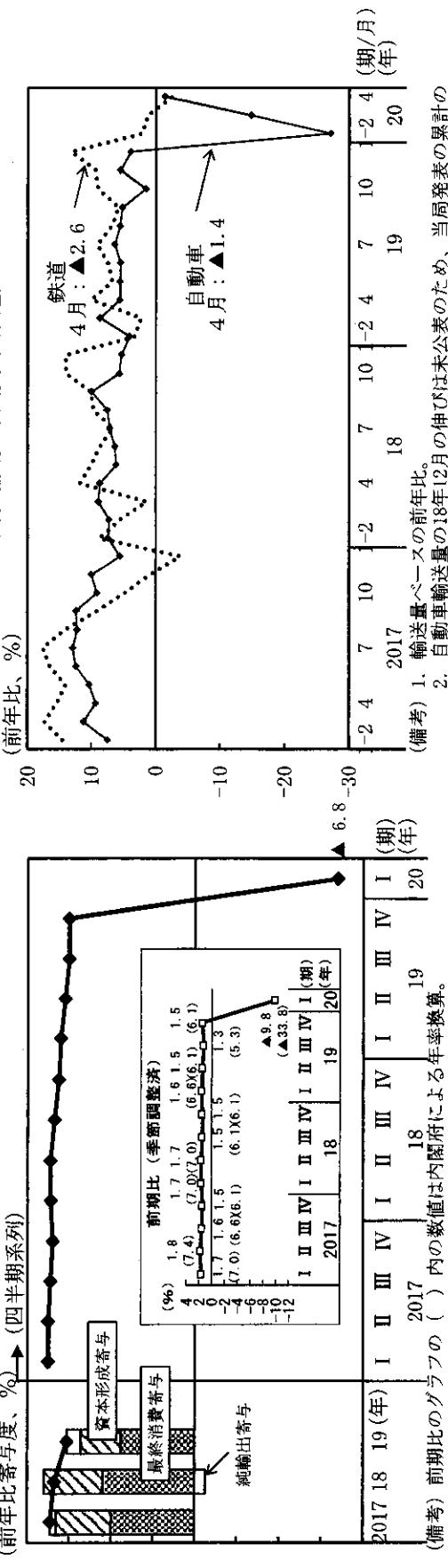


(備考) 1. F R Bより作成。
2. F F 金利誘導目標については、上限を指す。

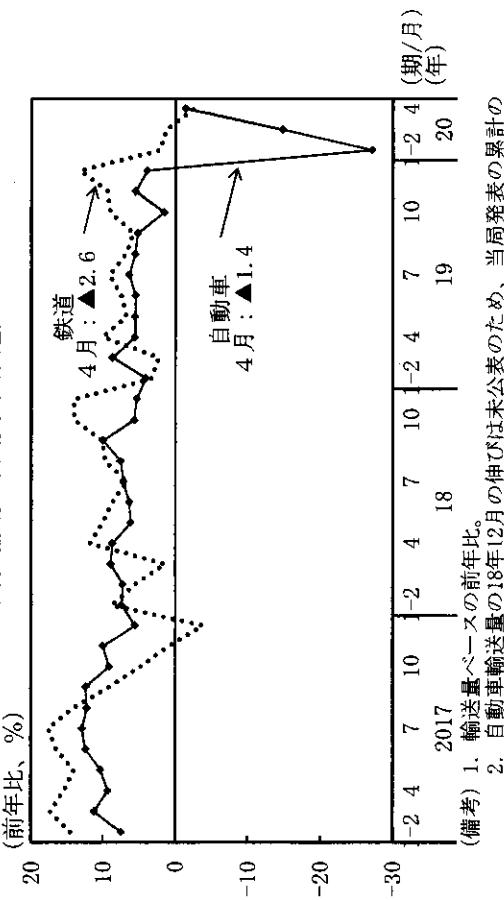
2. アジア地域

○中国では、景気は厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが続いている。

① 実質 GDP 成長率 (四半期系列)

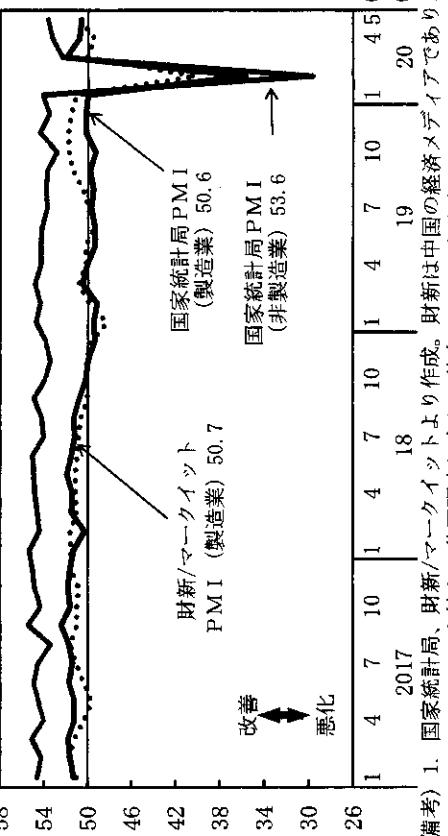


貨物輸送（自動車、鉄道）

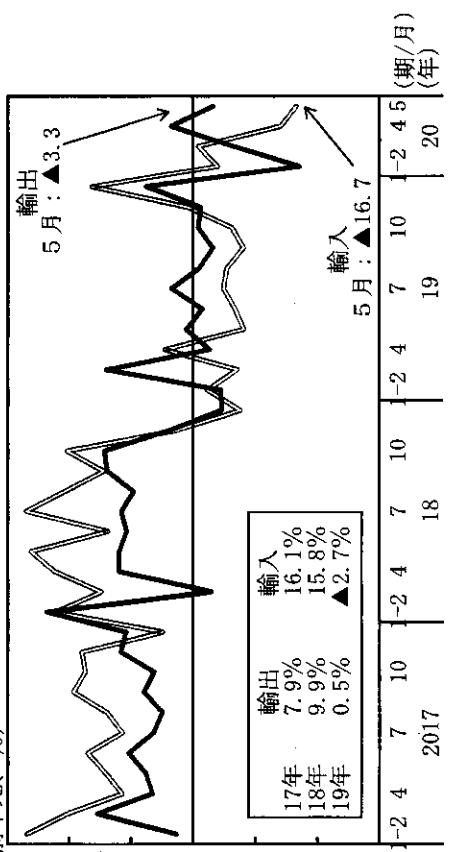


製造業購買担当者指數 (PMI) はおおむね横ばい

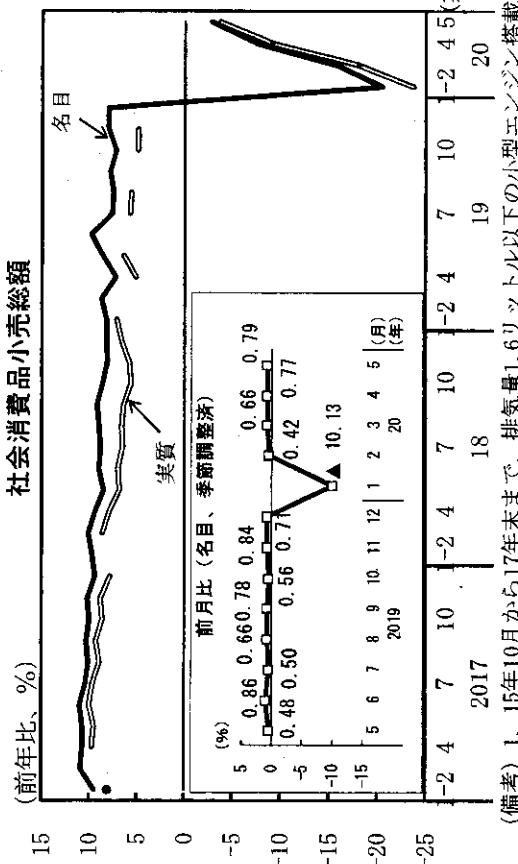
(ポイント)



② 輸出は減少



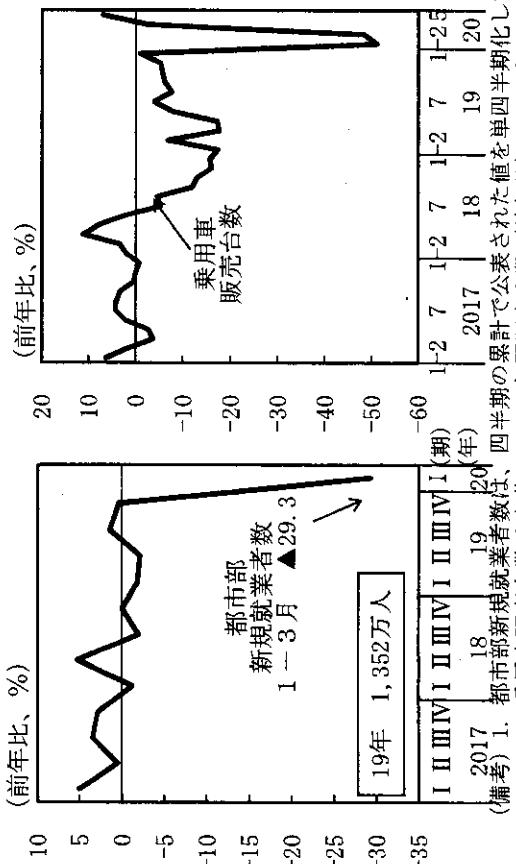
③消費は大幅な減少からは持ち直している



(備考) 1. 15年10月から17年未まで、排気量1.6リットル以下の小型エンジン搭載車に対する車両購入税(10%)の引下げを実施。税率は16年末未では5%、17年末未では7.5%。

2. 17年3月、18年1~2月、19年3月、6月、9月、12月の実質値は未公表。

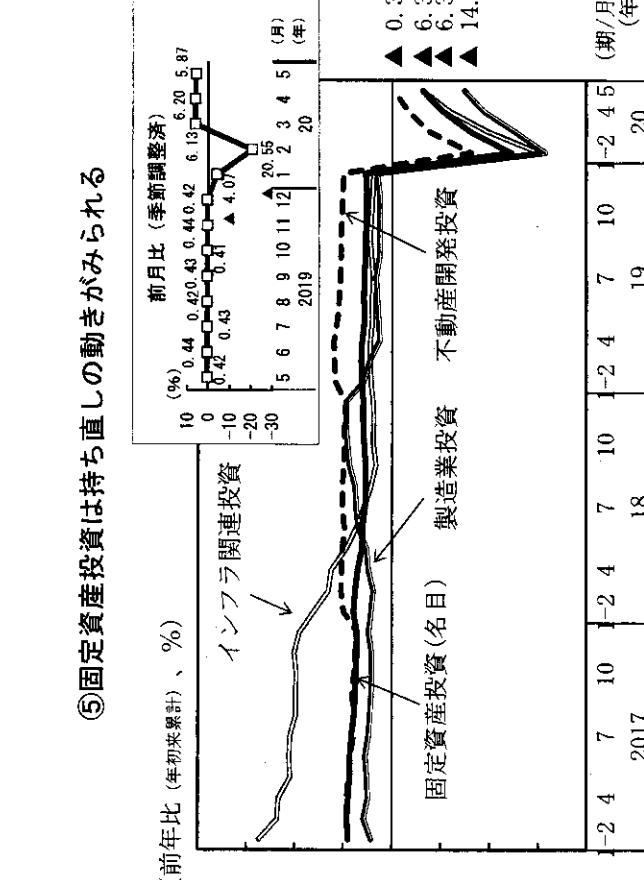
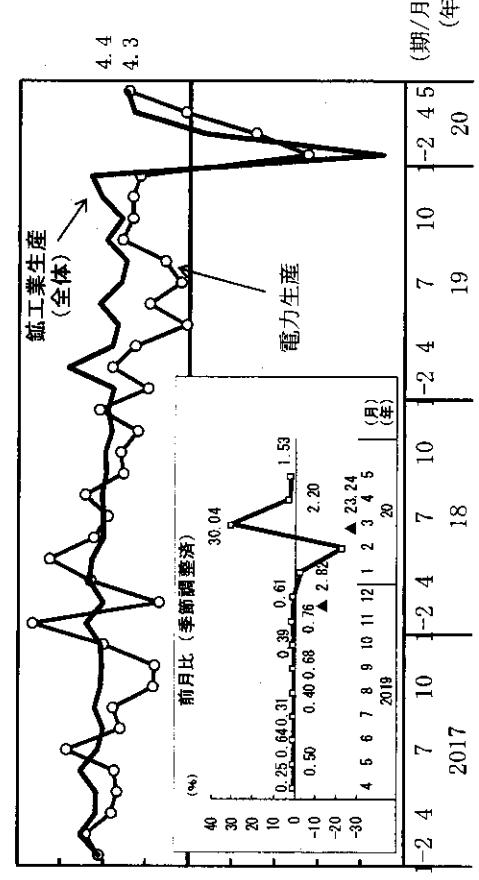
○
④乗用車販売台数は大幅に減少からは持ち直している



(備考) 1. 都市部新規就業者数は、四半期の累計で公表された値を単四半期化した。
2. 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数(前年比)は、17年1.4%増、18年4.1%減、19年9.6%減。

④生産は持ち直しの動きが続いている

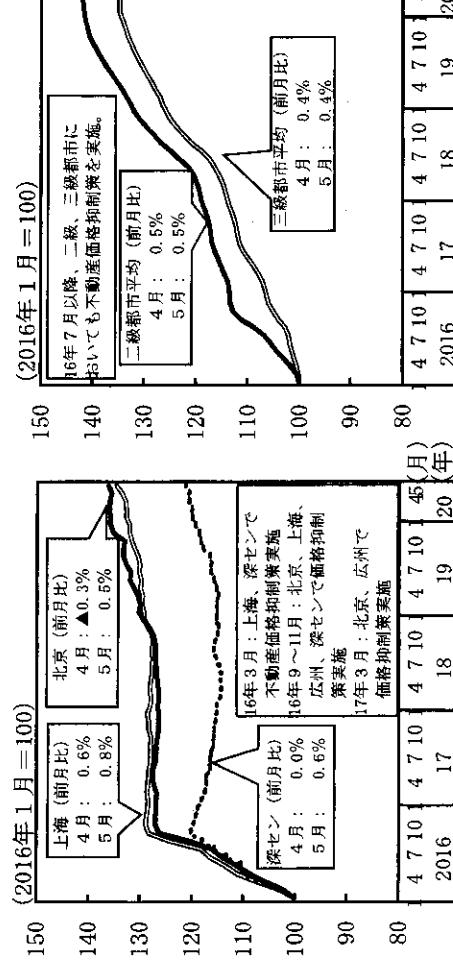
○
⑤固定資産投資は持ち直しの動きがみられる



(備考) 前月比(季節調整済) (%)

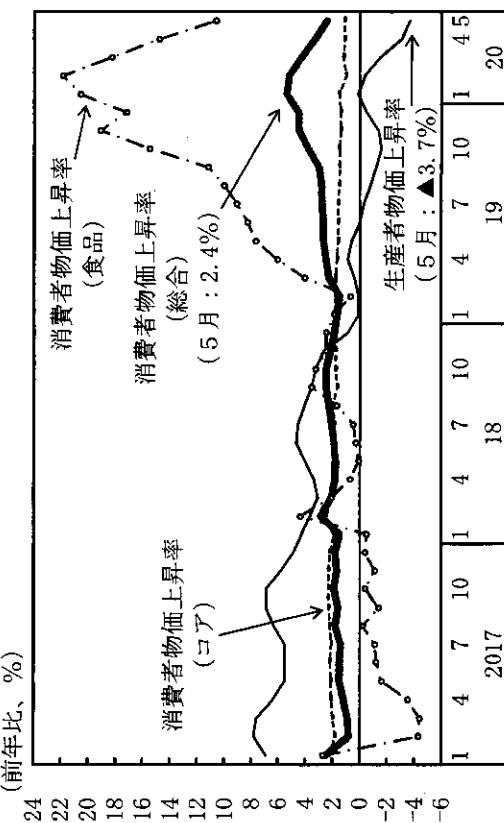
1. 0.44 0.49 0.43 0.44 0.42 6.13 5.87
2. 0.42 0.43 0.43 0.41 4.07

新築住宅販売価格はおおむね横ばい



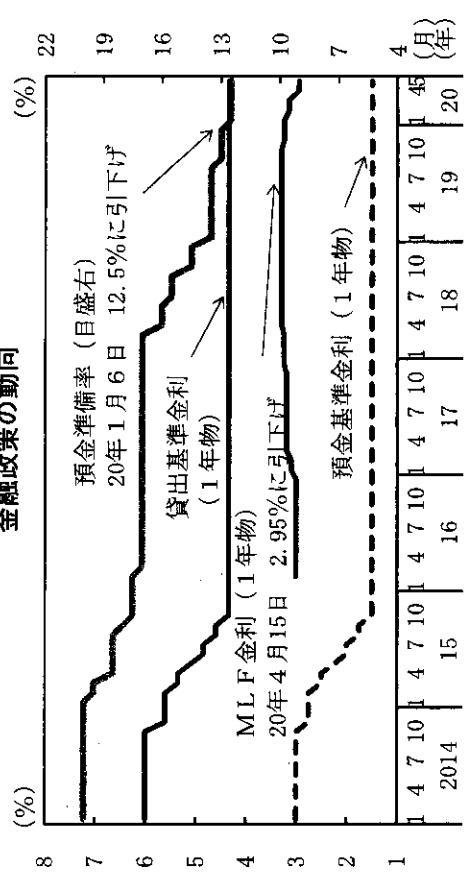
(備考) 1. 価格水準は、16年1月の1m²当たりの価格を100として指数化。
2. 二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指數の単純平均。

⑥消費者物価上昇率はやや低下している

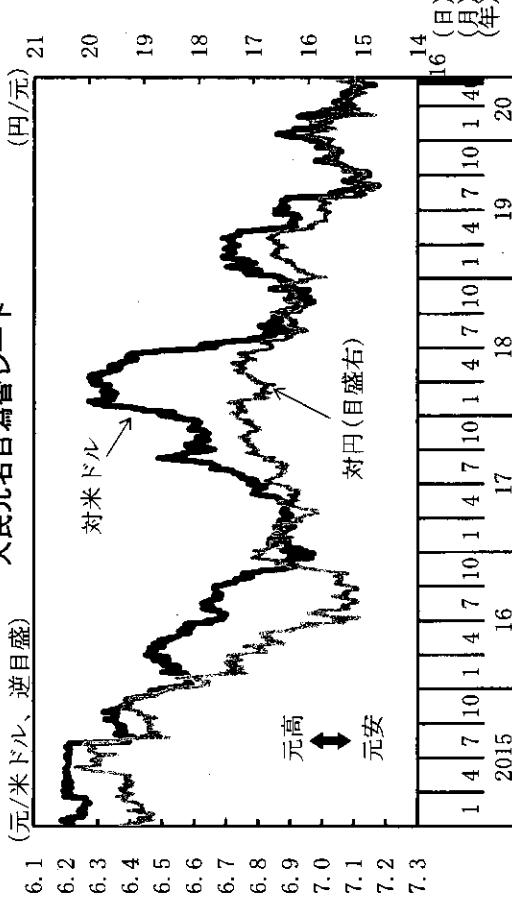


(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

金融政策の動向



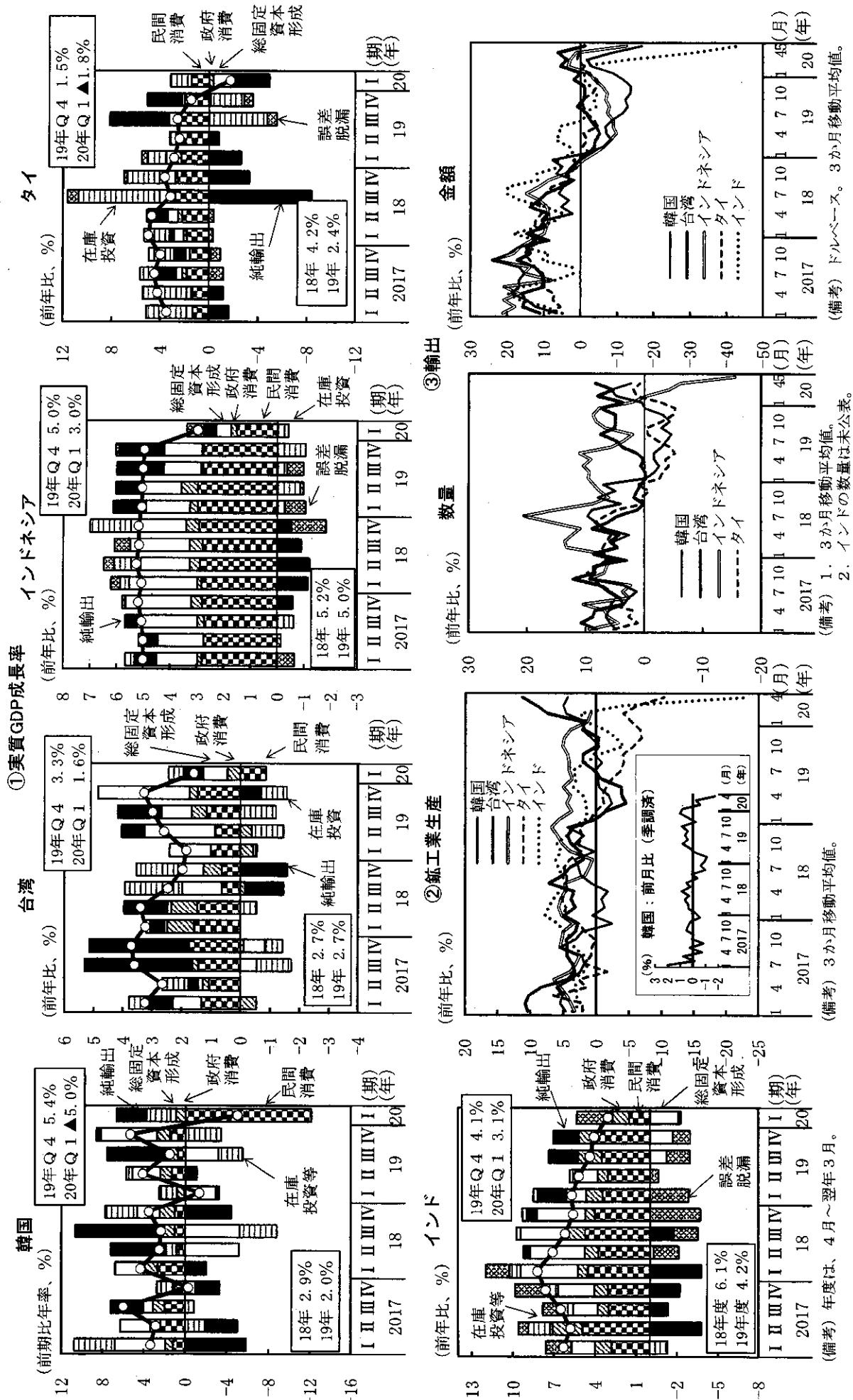
(備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. MLFとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。
3. 小企業・農家等に対する融資が一定割合以上等の条件を満たした金融機関の預金準備率を18年1月25日以降引き下げた(0.5%ポイント)または1.5%ポイント)。



(備考) 15年8月11日-13日、中国人民銀行は人民元取引基準値を前日比▲4.5%引下げ。元安誘導を実施。

その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）

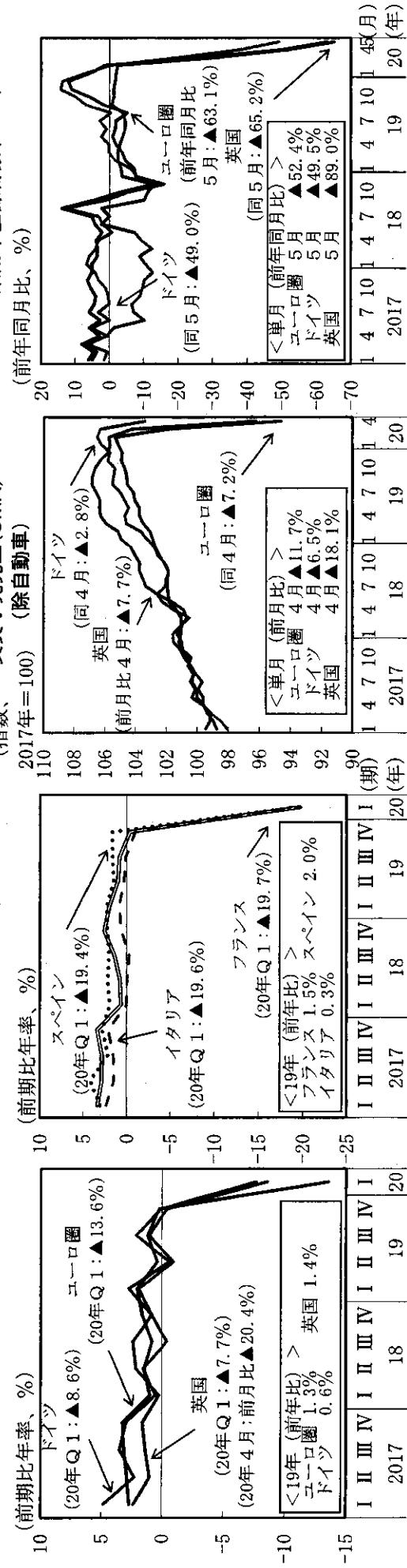
○韓国では、景気は厳しい状況にある。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。
タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。



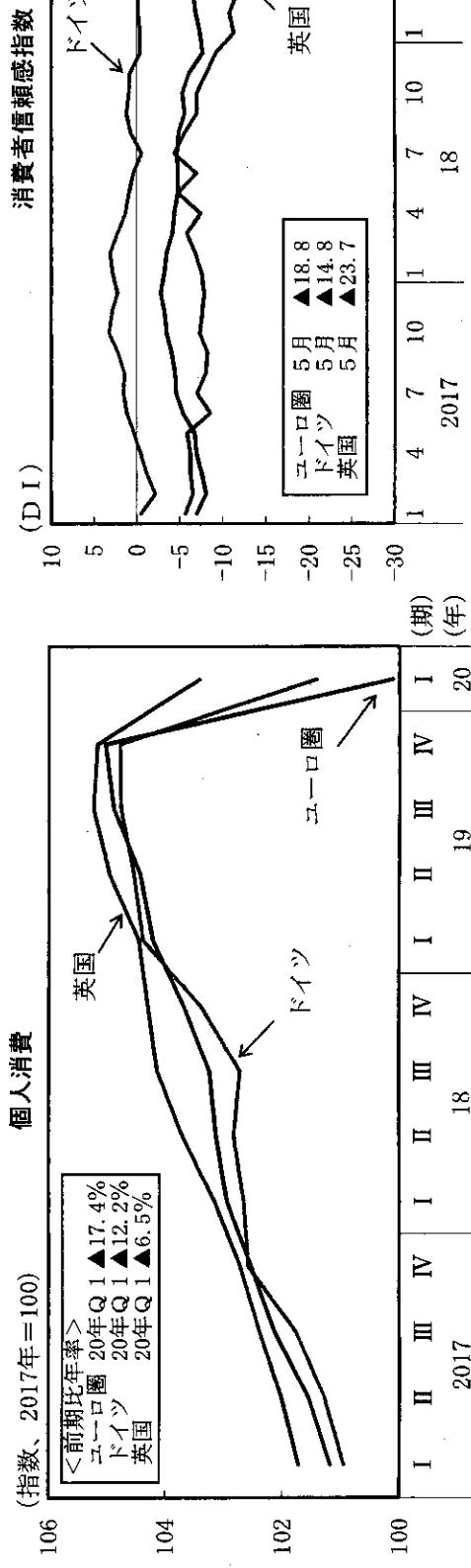
3. ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。
ドイツにおいても、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。
英国では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。

①GDP ヨーロ圏：2020年1-3月期は前期比年率▲13.6%成長
英 国：2020年1-3月期は前期比年率▲7.7%成長

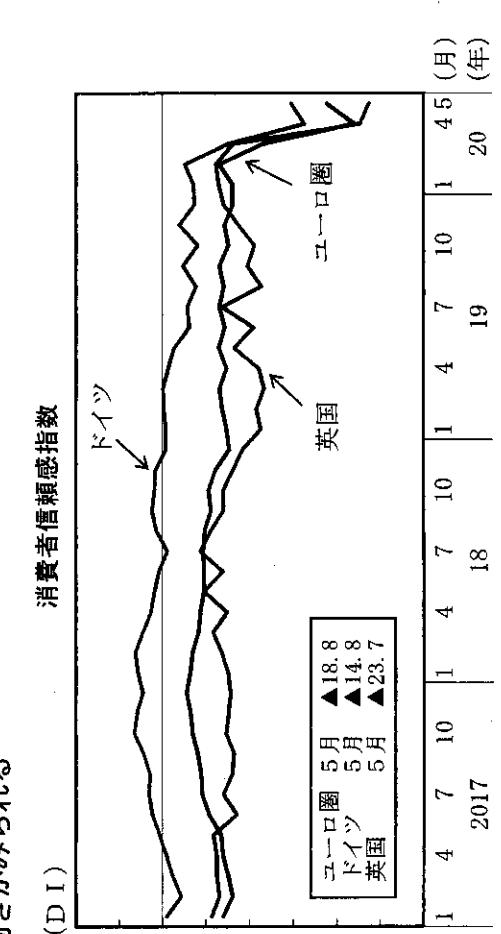


②個人消費 ヨーロ圏：大幅に減少しているが、一部に持ち直しに向かう動きがある
英 国：大幅に減少しているが、一部に持ち直しに向かう動きがある



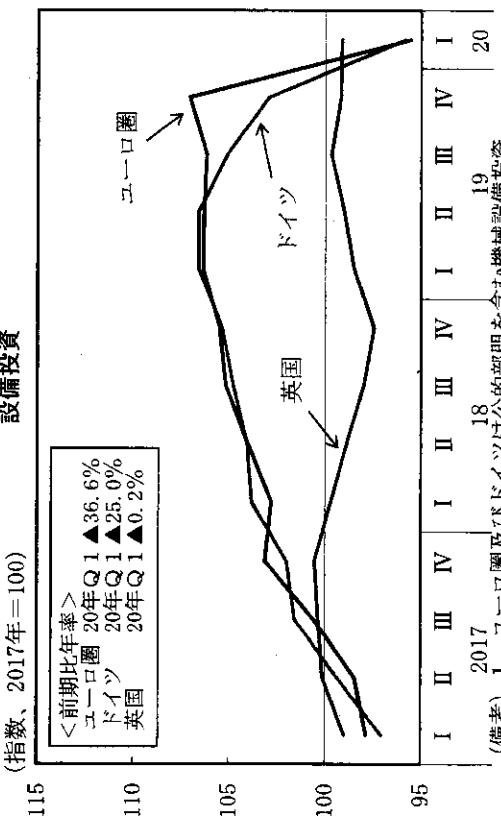
(備考) ヨーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

(備考) ヨーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。



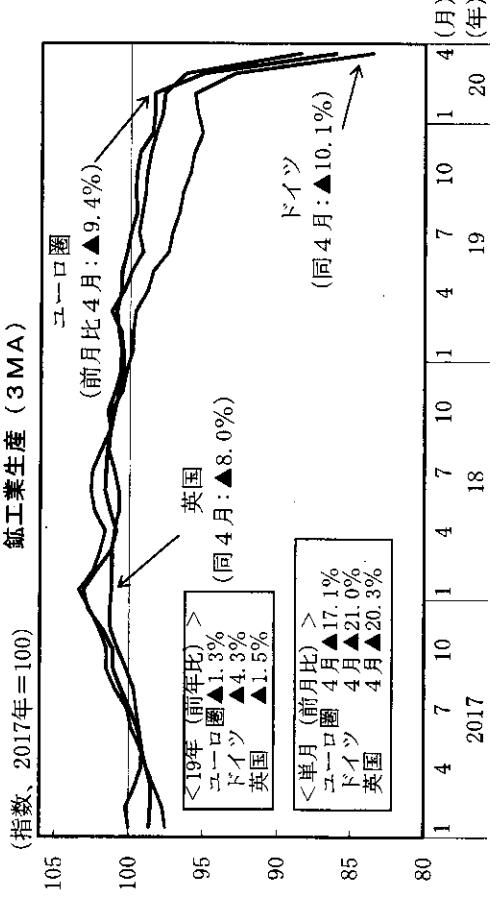
(備考) 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。

③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は大幅に減少している
英　国：設備投資は弱い動き

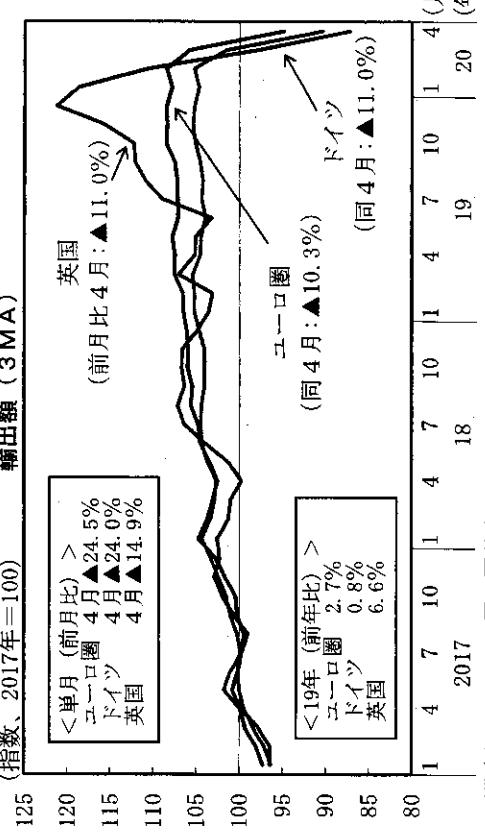


二

⑤生産 ユーロ圏：生産は大幅に減少している
英　国：生産は大幅に減少している

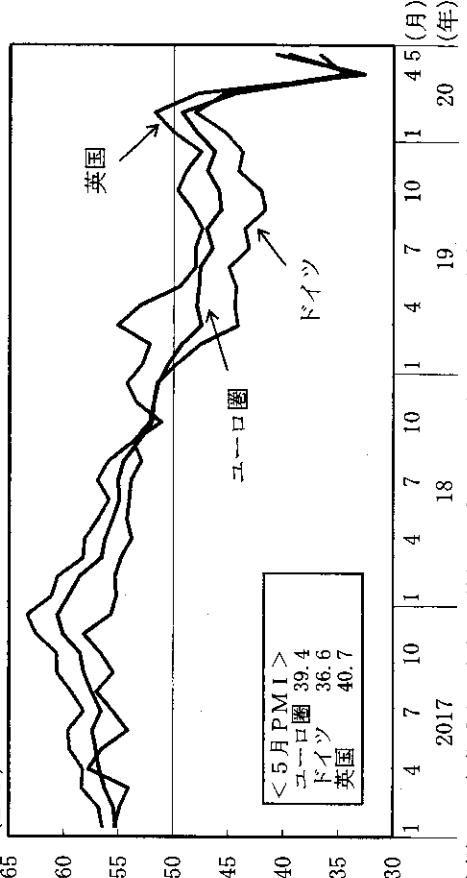


④輸出 ユーロ圏：輸出は大幅に減少している
英　国：輸出は大幅に減少している

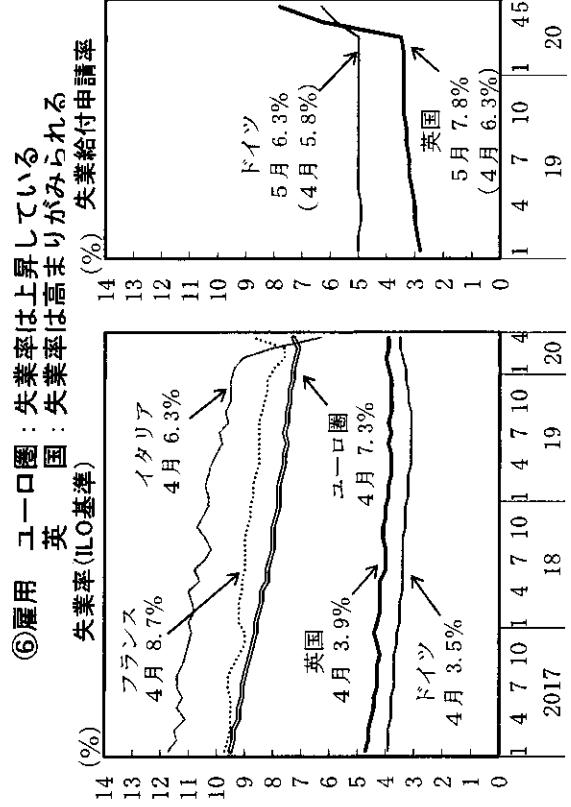


(備考) 1. ユーロ圏は国外向けのみ。
2. 英国における19年半ば以降の輸出増は非貿易用金の輸出によるもの。

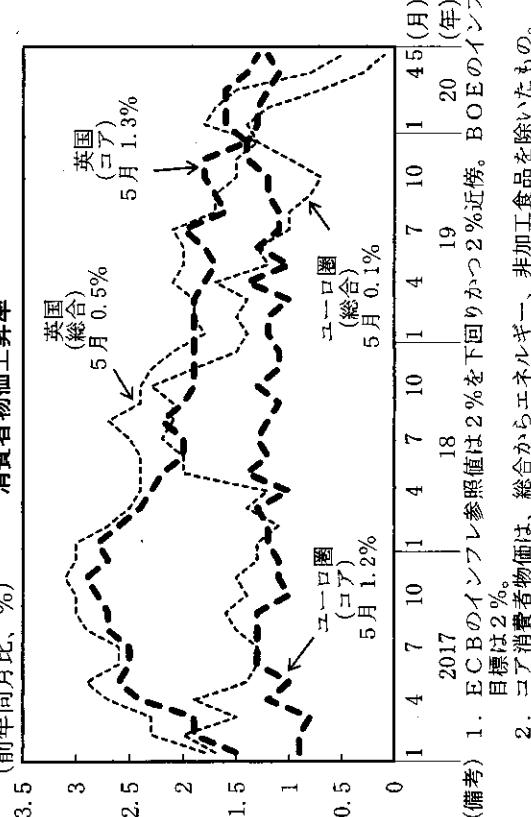
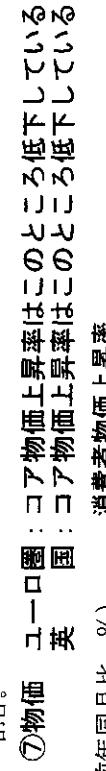
④製造業購買担当者指数 (PMI)



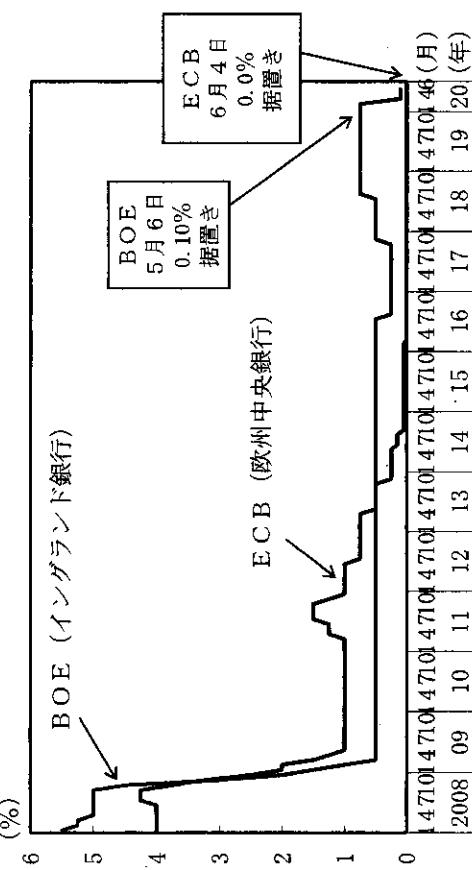
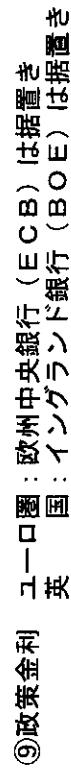
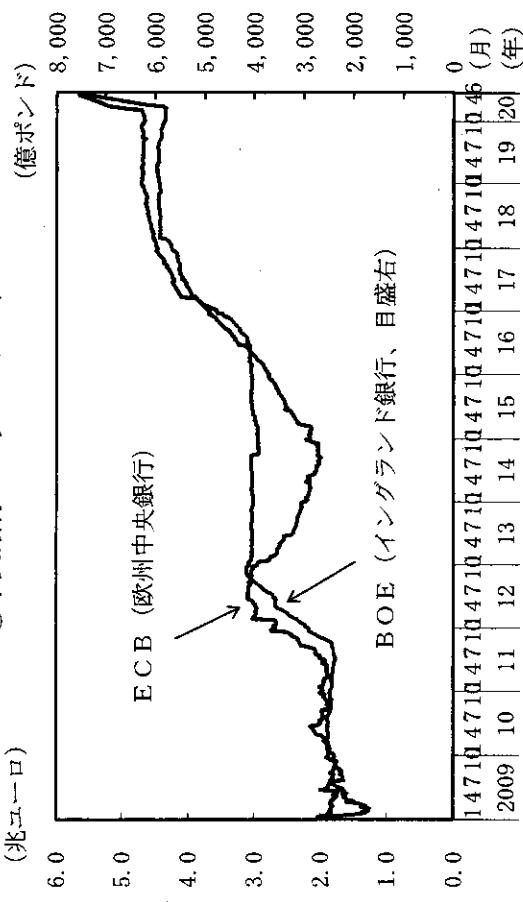
(備考) 1. 新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫につき前月と比べた当月の変化を調査し、「改善(1p)」、「悪化(0.5p)」として指數化。
2. ユーロ圏は、圏内3,000社の製造業購買担当者を対象にしている。



(備考) 失業給付申請率は、ドイツは失業登録者数が就業者数及び同申請件数の合計に占める割合、
英國は失業開連給付申請件数が就業者数及び同申請件数の合計に占める割合。



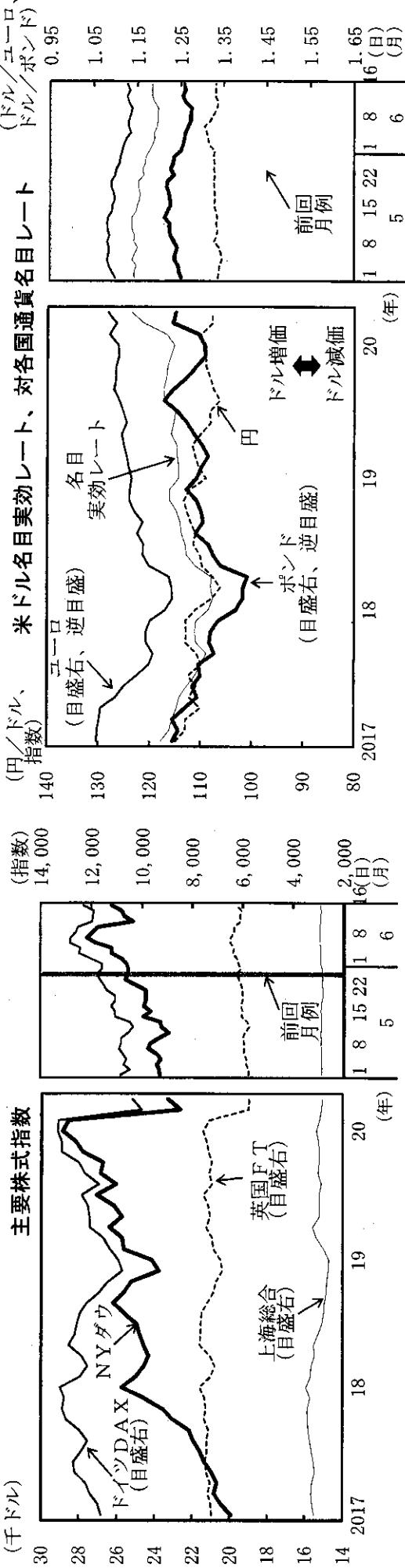
⑧中央銀行のバランスシート



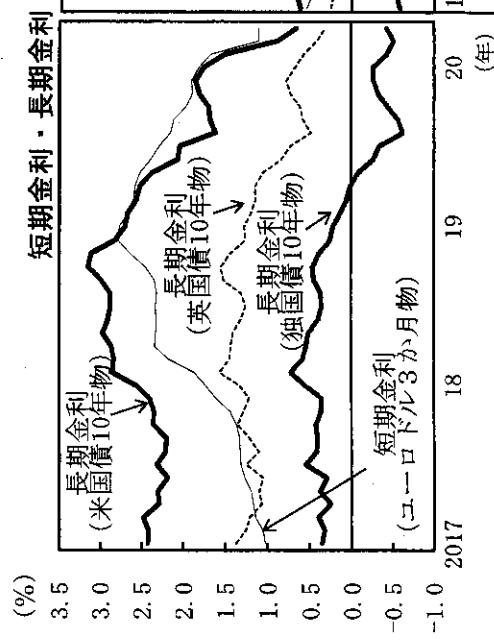
(備考) ECBでは、2014年6月より中銀預金利にマイナス金利を適用（現在▲0.50%）。
その他のに、スイス、スウェーデン、デンマーク等で中銀預金利にマイナス金利が適用されている。

4. 国際金融

株価：アメリカ及び中国ではやや上昇、
英國ではおおむね横ばい、ドイツでは上昇

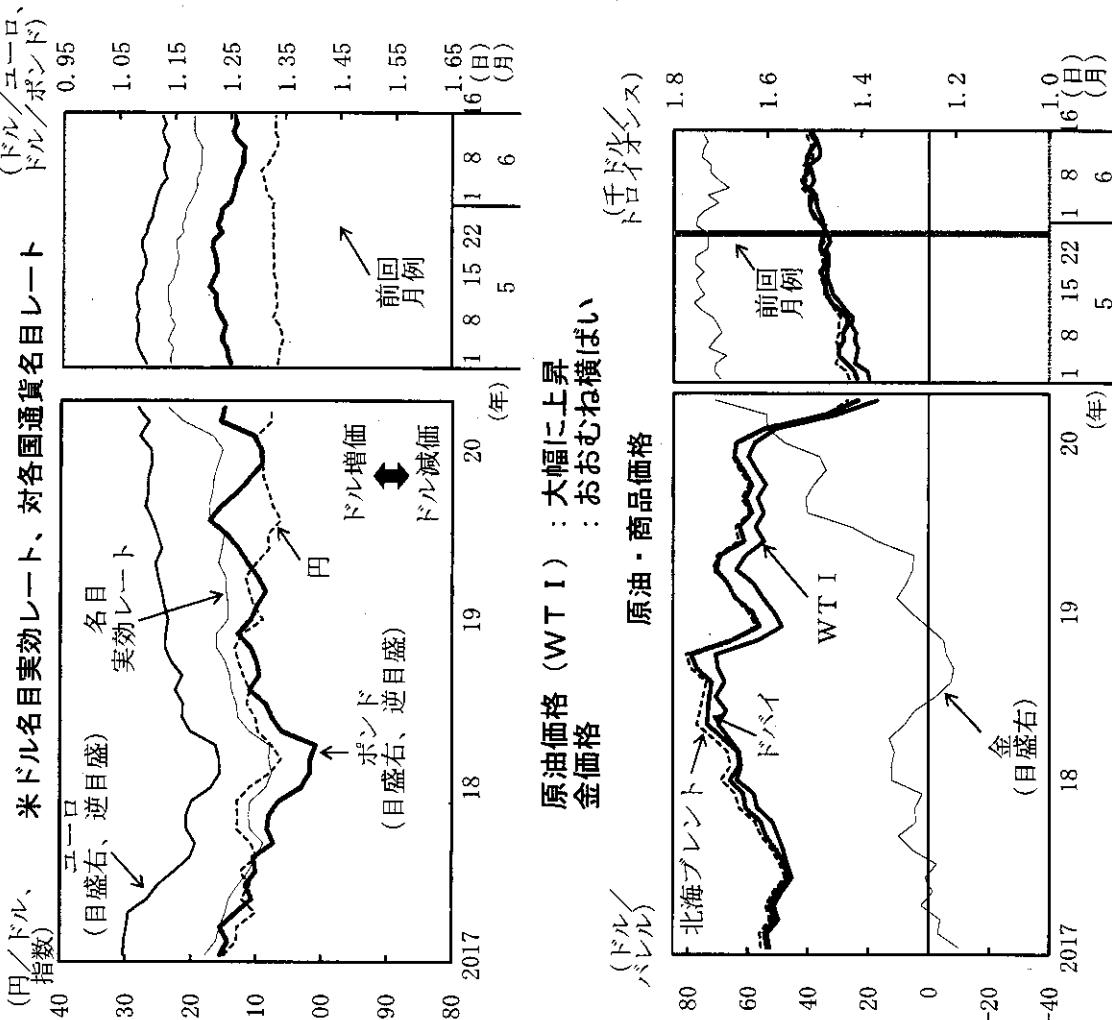


短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ及びドイツではおおむね横ばい

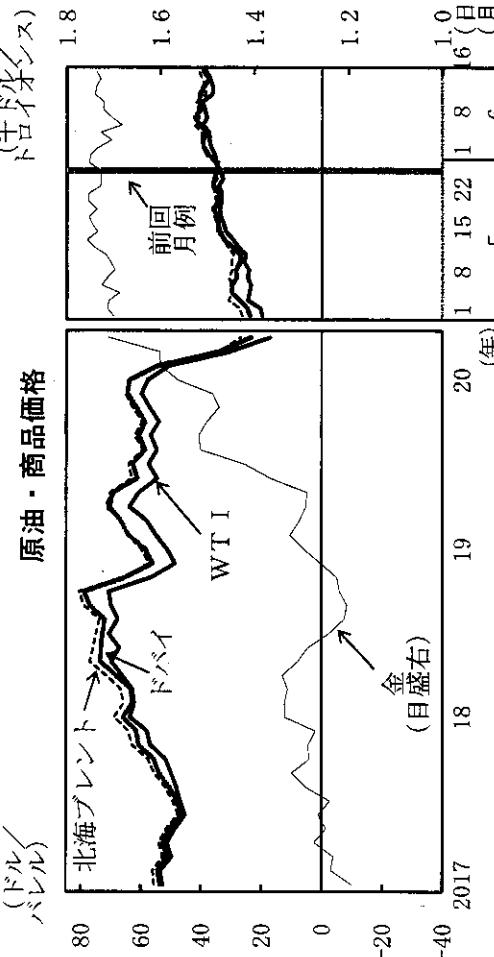


(備考) いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

為替：ドルは、ユーロ及びポンドに対して減価、
円に対しておおむね横ばい



原油価格 (WTI)：大幅に上昇
金価格：おおむね横ばい



主要経済指標の国際比較(1)

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)		実質GDP成長率(%)		鉱工業生産(%)					失業率(%)					
		2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	
日本	12,650	4,972	39.3	0.3	0.7	▲7.2	▲2.2	前期比年率	1.1	▲3.0	▲3.7	▲9.8	—	前期比	2.4	2.4
アメリカ	32,735	20,580	62.9	2.9	2.1	▲5.0	—	前期比年率	3.9	0.9	▲4.6	▲11.2	—	前期比	3.9	3.7
カナダ	3,699	1,712	46.3	2.0	1.7	0.6	▲8.2	前期比年率	3.1	▲0.9	▲5.2	—	前期比	5.8	5.7	
ユーロ圏	34,115	13,639	40.0	1.9	1.3	0.2	▲13.6	前期比年率	0.7	▲1.3	▲11.9	▲17.1	—	前期比	8.2	7.6
ドイツ	8,290	3,951	47.7	1.5	0.6	▲0.4	▲8.6	前期比年率	1.0	▲4.3	▲10.7	▲21.0	—	前期比	3.4	3.2
フランス	6,473	2,780	43.0	1.8	1.5	▲0.4	▲19.7	前期比年率	0.4	0.4	▲16.2	▲20.1	—	前期比	9.0	8.5
イタリア	6,048	2,076	34.3	0.7	0.3	▲1.0	▲19.6	前期比年率	0.6	▲1.1	▲28.4	▲19.1	—	前期比	10.6	10.0
スペイン	4,645	1,428	30.7	2.4	2.0	1.7	▲19.4	前期比年率	0.3	0.7	▲13.2	▲21.8	—	前期比	15.3	14.1
英國	6,644	2,829	42.6	1.3	1.4	0.1	▲7.7	前期比年率	0.8	▲1.5	▲4.2	▲20.3	—	前期比	4.1	3.8
イスラエル	848	706	83.2	2.7	1.0	1.4	▲10.0	前期比年率	5.5	4.5	—	—	—	前年比	2.6	2.3
ロシア	14,680	1,657	11.3	2.5	1.3	2.1	1.6	前年比	3.5	2.3	0.3	▲6.6	▲9.6	前年比	6.5	6.5
オーストラリア	2,517	1,420	56.4	2.8	1.8	0.5	▲0.3	前年比	3.8	2.3	—	—	—	四半期のみ	5.3	5.2
中国	139,538	13,368	9.6	6.7	6.1	6.0	▲6.8	前年比	6.2	5.7	▲1.1	3.9	4.4	前年比	3.8	3.6
韓国	5,164	1,720	33.3	2.9	2.0	5.4	▲5.0	前期比年率	1.5	▲0.0	4.7	▲6.0	▲0.1	前期比	3.8	3.8
台湾	2,359	590	25.0	2.7	2.7	3.3	1.6	前年比	3.6	▲0.3	0.7	▲4.6	—	前期比	3.7	3.7
香港	749	363	48.5	2.8	▲1.2	▲1.9	▲19.6	前期比年率	1.3	0.4	▲4.6	—	—	前年比	2.8	2.9
シンガポール	564	364	64.6	3.4	0.7	0.6	▲4.7	前年比	7.0	▲1.5	21.7	3.6	—	前年比	2.1	2.3
インドネシア	26,416	1,022	3.9	5.2	5.0	3.0	3.0	前年比	4.5	4.0	—	—	—	四半期のみ	5.3	5.3
マレーシア	3,239	359	11.1	4.8	4.3	3.6	0.7	前年比	3.1	2.3	▲8.9	▲27.5	—	前年比	3.3	3.3
ブルガリア	10,660	331	3.1	6.3	6.0	7.6	▲19.1	前年比	8.2	▲7.0	▲12.4	▲61.4	—	前年比	5.3	5.1
タイ	6,779	505	7.4	4.2	2.4	▲0.8	▲8.5	前年比	3.7	▲3.6	▲10.5	▲17.2	—	前年比	1.1	1.0
ベトナム	9,458	241	2.6	7.1	7.0	3.8	3.8	前年比	10.2	9.1	5.4	▲10.6	▲3.1	前年比	2.2	2.2
インド	133,422	2,719	2.0	6.1	4.2	4.1	3.1	前年比	3.8	▲0.8	▲18.3	▲55.5	—	前年比	—	—
ブラジル	20,850	1,868	90	1.3	1.1	1.7	▲0.3	前年比	10	▲1.1	▲3.8	▲27.2	—	前年比	—	—
メキシコ	12,474	1,222	9.8	2.2	▲0.3	▲0.7	▲1.4	前年比	0.5	▲1.6	▲4.9	▲29.3	—	前年比	3.3	3.5
アルゼンチン	4,456	519	11.7	▲2.5	▲2.2	▲1.1	—	前年比	▲4.6	▲6.2	▲16.5	▲33.5	—	前年比	9.2	9.8
トルコ	8,200	771	9.4	2.8	0.9	6.0	4.5	前年比	1.6	▲0.7	▲1.7	▲31.1	—	前年比	60	56
サウジアラビア	3,341	787	23.5	2.4	0.3	0.3	—	前年比	—	—	—	—	—	前年比	11.0	13.7
南アフリカ	5,794	368	6.4	0.8	0.1	3.1	▲5.6	前年比	▲0.4	1.1	—	—	—	前年比	27.1	28.7

(備考)1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDP(1,000ドル)についてIMF、ユーロスタットにより作成。

2. インドは年度(4月～3月)の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前年(期)比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

主要経済指標の国際比較(2)

国・地域名	消費者物価(前年比%)					一般政府財政収支(名目GDP比%)					一般政府債務残高(名目GDP比%)					経常収支(名目GDP比%)						
	2018年	2019年	19年 7-9月	10-12月	20年 1-3月	20年 3月	20年 4月	20年 5月	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2020年	2021年	IMF、2020年4月	OECD、2020年6月		
日本	1.0	0.5	0.3	0.5	0.5	0.4	0.1	-	▲2.4 (▲1.9)	▲2.8 (▲2.7)	23.7 (192.1)	23.7 (192.4)	3.5	3.6	▲5.2	3.0	▲7.3 / ▲6.0	▲0.5 / 2.1				
アメリカ	2.4	1.8	1.7	2.1	2.1	1.5	0.3	0.1	▲5.7 ▲0.4	▲5.8 ▲0.4	104.3 89.9	106.2 87.5	▲2.4 ▲2.5	▲2.3 ▲2.0	▲5.9	4.7	▲8.5 / ▲7.3	1.9 / 4.1				
カナダ	2.3	1.9	1.9	2.1	1.8	0.9	▲0.2	-	▲0.5 ▲2.2	▲0.7 ▲1.6	85.4 132.2	83.9 133.2	3.1 2.5	2.7 3.0	▲6.2	4.2	▲9.4 / ▲8.0	1.5 / 3.9				
ユーロ圏	1.7	1.2	1.0	1.0	1.1	0.7	0.3	0.1	▲0.5 ▲0.2	▲0.7 ▲0.2	61.7 132.2	58.6 133.2	74 2.5	71 3.0	▲7.5	4.7	▲11.5 / ▲9.1	3.5 / 6.5				
ドイツ	1.8	1.4	1.5	1.2	1.6	1.4	0.9	0.6	1.9 0.2	1.4 0.2	98.4 132.2	99.3 133.2	▲0.6 2.5	▲0.8 3.0	▲7.2	4.5	▲14.1 / ▲11.4	5.2 / 7.7				
フランス	1.8	1.1	1.0	1.1	1.2	0.7	0.3	0.4	▲2.3 ▲2.2	▲3.0 ▲1.6	86.8 132.2	85.6 133.2	▲3.9 2.5	▲3.8 3.0	▲9.1	4.8	▲14.0 / ▲11.3	5.3 / 7.7				
イタリア	1.2	0.6	0.4	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	▲2.2 ▲2.2	▲2.6 ▲1.6	97.1 132.2	96.4 133.2	1.9 2.5	2.0 3.0	▲8.0	4.3	▲14.4 / ▲11.1	5.0 / 7.5				
スペイン	1.7	0.7	0.3	0.4	0.6	▲0.0	▲0.7	▲0.9	▲0.9 ▲0.5	▲2.5 ▲1.1	140.5 133.2	138.6 133.2	8.2 12.2	12.2 16.0	▲6.5	4.0	▲14.0 / ▲11.5	5.0 / 9.0				
英國	2.5	1.8	1.8	1.4	1.7	1.5	0.8	0.5	▲2.2 ▲1.5	▲2.1 ▲1.3	40.5 133.2	38.6 133.2	14.0 16.5	12.2 16.5	▲10.0	3.8	▲10.0 / ▲7.7	2.3 / 5.7				
イスラエル	0.9	0.4	0.3	▲0.1	▲0.1	▲0.5	▲0.5	▲1.1	▲1.3 ▲0.0	14.0 1.9	134.0 133.2	132.2 133.2	14.0 16.5	12.2 16.5	▲10.0	3.5	▲10.0 / ▲8.0	4.9 / 6.0				
ロシア	2.9	4.5	4.3	3.4	2.4	2.5	3.1	3.1	2.9 1.9	1.9 1.4	146 133.2	146 133.2	6.8 16.5	3.8 16.5	▲6.7	6.1	▲6.3 / ▲5.0	10 / 4.1				
オーストラリア	1.9	1.6	1.7	1.8	2.2	-	-	-	▲0.9 ▲0.3	▲3.7 2.6	41.4 50.6	41.8 50.6	▲2.1 55.6	0.5 0.4	1.0	1.2	9.2	▲3.7 / ▲2.6	4.5 / 6.8			
中国	2.1	2.9	2.9	4.3	5.0	4.3	3.3	2.4	▲4.7 ▲1.0	▲6.4 0.9	50.6 39.0	50.6 40.1	4.5 3.9	3.7 4.5	▲1.2	3.4	▲2.5 / ▲1.2	14 / 3.1				
韓国	1.5	0.4	0.0	0.3	1.2	1.0	0.1	0.1	▲0.3 ▲1.0	▲4.7 ▲0.9	40.1 39.0	39.0 40.1	4.5 3.9	3.7 4.5	▲1.2	3.4	▲1.2 / 1.2	14 / 3.1				
台湾	1.3	0.6	0.4	0.7	0.5	▲0.0	▲0.0	▲1.0	▲1.0 ▲1.2	▲1.9 2.4	35.1 133.2	33.6 133.2	11.6 10.0	10.5 6.3	▲4.0	3.5	-	-				
香港	2.4	2.9	3.3	3.0	2.0	2.3	1.9	1.9	2.4 1.5	1.5 0.1	0.1 0.0	0.0 3.7	0.0 3.8	3.7 3.8	3.7 3.8	▲4.8	3.9	-	-			
シンガポール	0.4	0.6	0.4	0.6	0.4	0.6	0.4	0.4	▲0.0 ▲0.0	▲0.7 ▲0.7	114.1 113.6	114.1 113.6	17.0 11.6	17.0 11.6	▲3.5	3.0	-	-				
インドネシア	3.2	2.8	3.0	2.7	3.0	2.7	3.0	2.7	2.2 ▲0.5	▲2.2 ▲3.0	30.1 33.2	30.3 33.2	▲2.9 2.1	▲2.7 ▲2.7	0.5	0.5	8.2	▲3.9 / ▲2.8	2.6 / 5.2			
マレーシア	10	0.7	1.3	1.0	0.9	▲0.2	▲2.9	▲0.2	▲0.2 ▲0.5	▲3.4	38.9 33.2	39.3 33.2	▲2.7 2.1	▲2.7 2.1	▲1.7	9.0	-	-				
フィリピン	5.2	2.5	1.7	1.5	2.7	2.5	2.2	2.1	▲1.6 ▲0.4	▲1.9 0.1	42.1 ▲0.8	42.4 42.1	5.6 4.0	6.9 4.0	0.6	7.6	-	-				
タイ	1.1	0.7	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	▲0.5 ▲3.5	▲3.4 ▲3.5	42.1 33.2	42.4 33.2	5.6 4.0	6.9 4.0	▲6.7	6.1	-	-				
ベトナム	3.5	2.8	2.2	3.7	5.6	4.9	2.9	2.4	▲3.5 ▲6.3	▲3.3 ▲7.4	55.6 68.1	54.3 69.0	1.9 ▲2.1	1.9 ▲1.1	2.7	7.0	-	-				
インド	3.4	4.8	3.5	5.8	6.7	5.8	6.7	6.7	▲1.6 ▲1.6	▲1.9 1.9	39.3 38.9	39.3 38.9	▲2.7 ▲2.7	▲0.1 ▲0.1	1.9	7.4	▲7.3 / ▲3.7	8.1 / 7.9				
ブラジル	3.7	3.7	3.2	3.4	3.8	3.3	2.4	2.4	1.9 ▲0.1	▲7.2 ▲0.8	87.9 42.1	91.6 42.4	▲2.2 5.6	▲2.7 5.6	▲5.3	2.9	▲9.1 / ▲7.4	2.4 / 4.2				
メキシコ	4.9	3.6	3.3	2.9	3.4	3.3	2.2	2.8	▲2.2 ▲5.5	▲2.3 ▲3.9	53.6 86.1	53.8 93.3	▲1.9 ▲5.2	▲0.2 ▲0.8	▲6.6 ▲5.7	3.0 4.4	▲8.6 / ▲7.5	2.0 / 3.0				
アルゼンチン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲10.1 / ▲8.3	1.7 / 4.1				
トルコ	16.3	15.2	13.5	10.3	12.1	11.9	10.9	11.4	▲3.7 ▲4.1	▲5.3 ▲6.3	30.2 56.7	30.1 59.9	▲2.7 ▲3.5	1.1 ▲3.5	▲5.0	5.0	▲8.1 / ▲4.8	2.0 / 4.3				
サウジアラビア	15	▲1.4	▲1.8	▲0.6	1.1	1.5	1.3	▲4.1	▲4.1 ▲6.3	▲4.5 ▲6.3	19.0 56.7	23.2 59.9	90 59.9	6.3 ▲3.5	▲2.3 ▲3.0	2.9 ▲3.0	▲8.2 / ▲7.5	0.6 / 2.5				
南アフリカ	5.3	4.7	5.0	4.9	4.2	4.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
世界																			▲3.0	5.8		
																			▲7.6 / ▲6.0	2.8 / 5.2		

(備考)1. 各国統計により作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFにより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度(4月～3月)の値。内閣府により作成。

3. インドは年度(4月～3月)の数値。

(参考)国際機関の実質GDP見通し(%)

(出所)IMF“World Economic Outlook”(20年4月)

OECD“Economic Outlook”(20年6月)

※OECDは(第2波襲来シナリオ) / (第2波なしシナリオ)
での見通し

○統計の主な出所一覧

国・地域	指標	作成機関
アメリカ	①GDP	商務省 商務省、連邦準備制度理事会、コンファレンス・ボード、エネルギー省、ミシガン大学
	②消費	商務省、スタンダード・アンド・プアーズ
	③住宅	商務省、全米供給管理協会
	④設備投資	連邦準備制度理事会
	⑤生産	商務省
	⑥貿易	商務省
	⑦雇用	労働省
	⑧物価	労働省、商務省
中国	①～⑥主要指標	国家統計局、海關総署、汽車工業協会 交通運輸部、鐵道総公司、財新/マーケット
	貨幣・金融等	人民銀行、ブルームバーグ
	①GDP	韓國銀行、台灣行政院主計處、イトネイ中央統計局 韓國統計局、台灣經濟部、イトネイ中央統計局
	②生産	タイ中央銀行、インド中央統計局 韓國貿易協会、台灣財政部、イトネイ中央統計局
その他アジア	③輸出	二
	その他	株価、国債利回り、為替レート、ブルームバーグ、データストリーム、商品相場

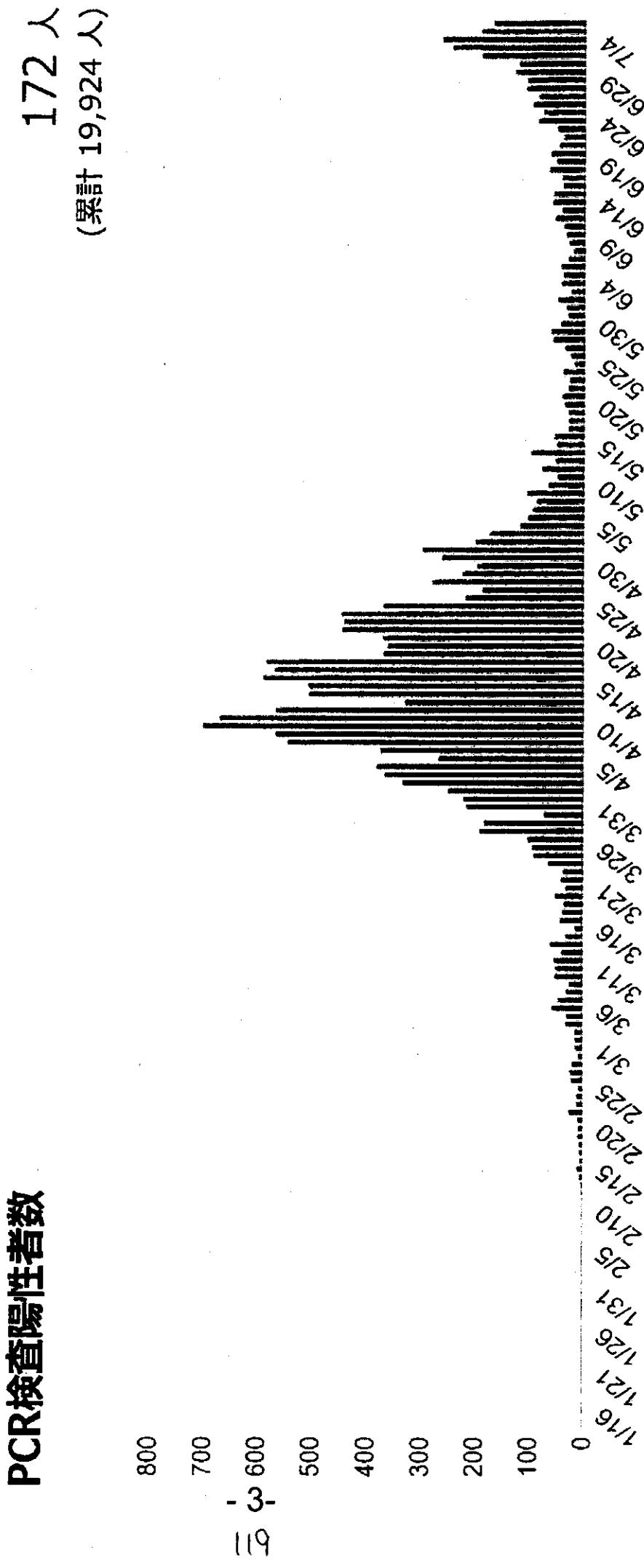
国・地域	指標	作成機関
欧洲	①GDP	ユーロスタット、ドイツ連邦統計局、フランス統計経済研究所、イタリア国家統計局、スペイン国家統計局
	②個人消費	欧州委員会、ユーロスタット、ドイツ連邦統計局、英國統計局
	③設備投資	ユーロスタット、ドイツ連邦統計局、英國統計局
	④輸出	ユーロスタット、ドイツ連邦統計局、英國統計局
	⑤生産	ユーロスタット、ドイツ連邦統計局、英國統計局、マーケット
	⑥雇用	ユーロスタット、英國統計局、ギリシャ政府統計局
	⑦物価	ユーロスタット、英國統計局
	⑧B.S.、⑨政策金利	歐洲中央銀行、イングランド銀行
その他		

新型コロナウイルス感染症関係資料

1 感染症の発生状況

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

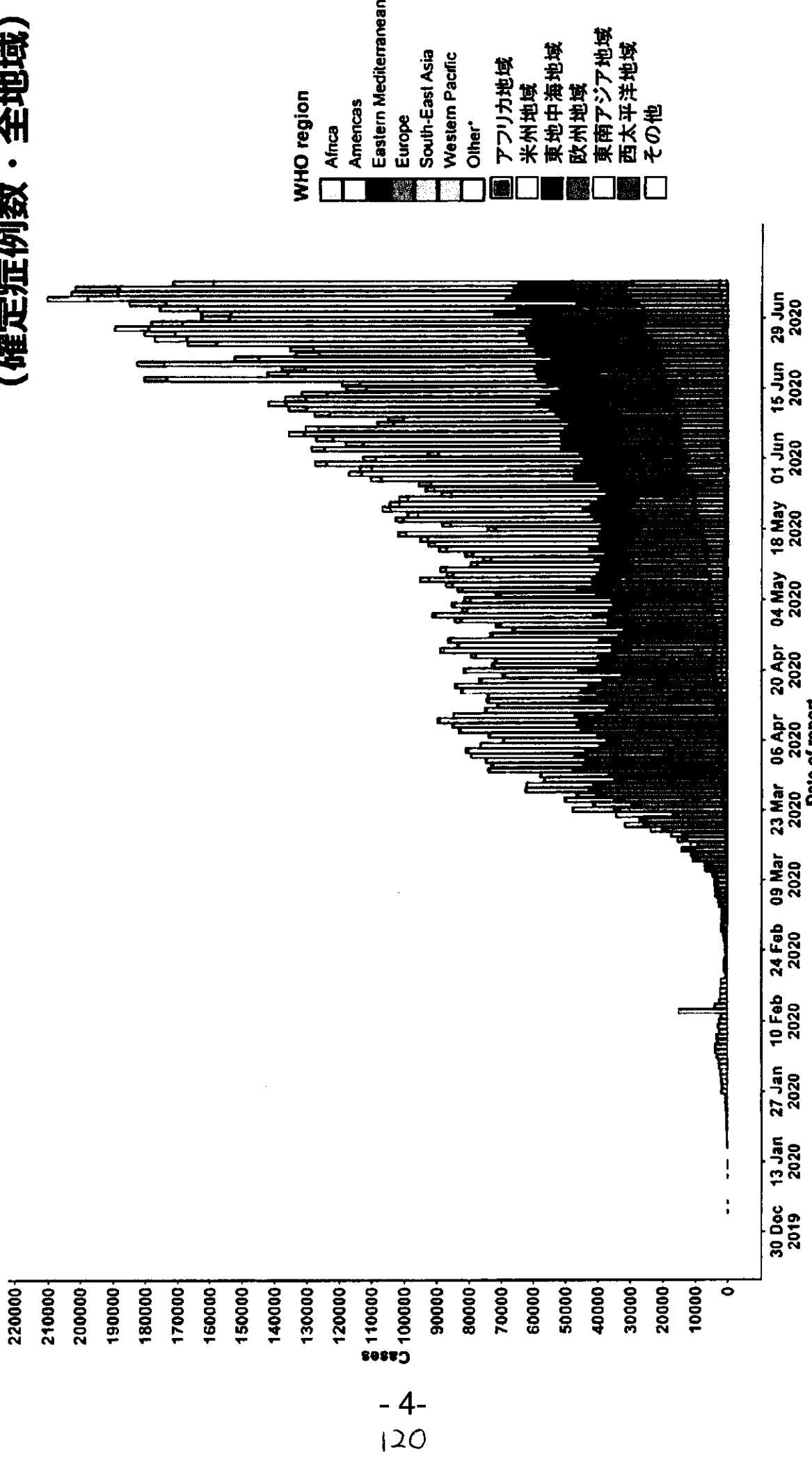
(令和2年7月6日時点)



(資料出所)厚生労働省HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html(令和2年7月8日閲覧)

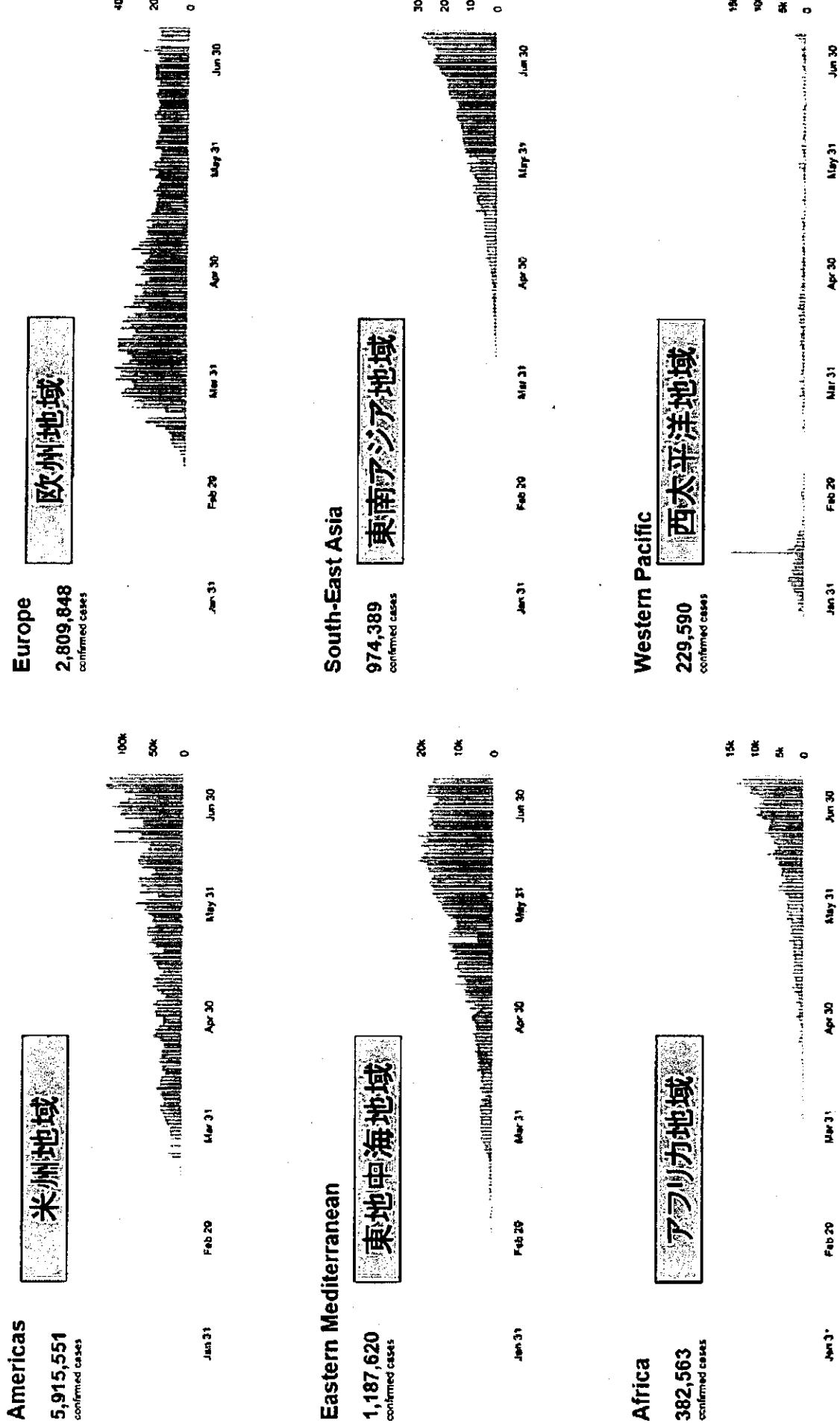
新型コロナウイルス感染症の海外発生動向

(確定症例数・全地域)



新型コロナウイルス感染症の海外発生動向

(確定症例数・地域別)



2 經濟・雇用指標等

月例経済報告

令和2年6月

総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げる止まりつつある。

- ・個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・設備投資は、このところ弱含んでいる。
- ・輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。
- ・生産は、感染症の影響により、減少している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るもの、改善の兆しがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年(2016年)熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。

新型コロナウイルス感染症に対しては、引き続き感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく。こうした下で、雇用・事業・生活を守り抜き、経済の力強い回復と社会変革の推進を実現するため、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(4月20日閣議決定)及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行する。

新型コロナウイルス感染症による国民意識や世界情勢の変化を踏まえた、我が国が目指すべき経済社会の姿の基本的な方向性を示すべく、7月半ばを目途に、「経済財政運営と改革の基本方針2020(仮称)」等を取りまとめる。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市场の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

各 論

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる。

需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指數等）を合成した消費総合指數は、4月は前月比5.6%減となった。個別の指標について最近の動きをみると、「家計調査」（4月）では、実質消費支出は前月比6.2%減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」（4月）では、小売業販売額は前月比9.9%減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得はこのところ弱い動きとなっているが、消費者マインドは悪化傾向に歯止めがかかりつつある。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、選択的支出については、感染症とそれに伴う自粛の影響が残るものもあるが、5月の緊急事態宣言解除に伴う変化が生じている。旅行は、2月以降、大幅に減少しており、極めて低い水準が続いている。新車販売台数は、2か月連続で前月比2割減となり、減少が続いている。他方で、外食は、徐々に営業が再開され、このところ持ち直しの動きがみられる。家電販売も、5月は前年比プラスとなり、このところ持ち直しの動きがみられる。

総じてみると、個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、持ち直していくことが期待される。

設備投資は、このところ弱含んでいる。

設備投資は、このところ弱含んでいる。需要側統計である「法人企業統計季報」（1～3月期調査、含むソフトウェア）でみると、2020年1～3月期は前期比6.7%増となった。業種別みると、製造業は同6.1%増、非製造業は同7.0%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、このところ弱い動きとなっている。ソフトウェア投資は、おおむね横ばいとなっている。

「日銀短観」（3月調査）によると、全産業の2020年度設備投資計画は、増加が見込まれているが、「法人企業景気予測調査」（4～6月期調査）によると、2020年度の計画は、減少が見込まれている。

「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業で過剰感が高まっており、全体でも不足感が和らいでいる。先行指標をみると、機械受注は、このところ弱含んでいる。建築工事費予定額は、弱含んでいる。

先行きについては、企業収益の減少や先行き不透明感の高まりにより、当面、慎重な動きが続くと見込まれる。

住宅建設は、弱含んでいる。

住宅建設は、弱含んでいる。持家の着工は、一部に弱さが残るもの、このところ横ばいとなっている。貸家の着工は、弱含んでいる。分譲住宅の着工は、弱含んでいる。総戸数は、4月は前月比12.0%減の年率79.7万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、感染症の影響による取引の抑制もあり、減少している。

先行きについては、弱含みで推移していくと見込まれる。

公共投資は、底堅く推移している。

公共投資は、底堅く推移している。4月の公共工事出来高は前月比0.5%増、5月の公共工事請負金額は同0.7%減、4月の公共工事受注額は同18.0%増となった。

公共投資の関連予算をみると、国の令和元年度一般会計予算では、補正予算において約1.6兆円の予算措置を講じており、補正後の公共事業関係費は、前年度を上回っている。令和2年度当初予算では、公共事業関係費について、一般会計では前年度当初予算比0.8%減（臨時・特別の措置分を含む）としている。令和2年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比0.1%増としている。

先行きについては、関連予算の執行により、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。輸入は、感染症の影響は残るもの、このところ下げ止まりつつある。貿易・サービス收支は、赤字となっている。

輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。地域別にみると、アジア向けの輸出は、減少している。アメリカ、EU及びその他地域向けの輸出は、急速に減少している。また、感染症によるインバウンドへの影響については、5月の訪日外客数は99.9%減となった。先行きについては、海外経済が持ち直しに向かうなかで下げ止まることが期待される。ただし、海外経済の更なる下振れリスクに十分注意する必要がある。

輸入は、感染症の影響は残るもの、このところ下げ止まりつつある。地域別にみると、アジアからの輸入は、このところ下げ止まっている。アメリカ及びEUからの輸入は、このところ弱含んでいる。先行きについては、海外の経済活動の再開が段階的に進められているが、当面は感染症による供給制約の影響が残ることが見込まれる。

貿易・サービス收支は、赤字となっている。

4月の貿易収支は、輸出金額が減少したことから赤字幅が拡大した。また、サービス收支は、赤字幅が拡大した。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、感染症の影響により、減少している。

鉱工業生産は、感染症の影響により、減少している。鉱工業生産指数は、4月は前月比9.8%減となった。鉱工業在庫指数は、4月は前月比0.3%減となった。また、製造工業生産予測調査によると5月は同4.1%減、6月は同3.9%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は大幅に減少している。生産用機械は減少している。電子部品・デバイスは持ち直している。

生産の先行きについては、下げ止まることが期待される。ただし、海外経済の更なる下振れリスク及び感染症によるサプライチェーンを通じた影響に十分注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、減少が続いている第3次産業活動は、一部に下げ止まりの動きもみられる。

企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るもの、改善の兆しがみられる。倒産件数は、増加がみられる。

企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。「法人企業統計季報」(1~3月期調査)によると、2020年1~3月期の経常利益は、前年比32.0%減、前期比11.6%減となった。業種別にみると、製造業が前年比29.5%減、非製造業が同32.9%減となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比42.0%減、中小企業が同11.5%減となった。「日銀短観」(3月調査)によると、2020年度の売上高は、上期は前年比0.7%減、下期は同0.8%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比7.2%減、下期は同2.9%増が見込まれている。

企業の業況判断は、厳しさは残るもの、改善の兆しがみられる。「日銀短観」(3月調査)によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」では低下した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べ慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」(5月調査)の企業動向関連DIによると、現状判断及び先行き判断は上昇した。

倒産件数は、増加がみられる。4月は743件の後、5月は314件となった。負債総額は、4月は1,449億円の後、5月は813億円となった。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。完全失業率は、4月は前月比0.1%ポイント上昇し、2.6%となった。労働力人口及び就業者数は減少し、完全失業者数は増加した。

雇用者数は大幅に減少している。新規求人件数は大幅に減少している。有効求人倍率は大幅に低下している。製造業の残業時間は大幅

に減少している。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額はこのところ弱い動きとなっている。これらの結果、実質総雇用者所得は、このところ弱い動きとなっている。

「日銀短観」(3月調査)によると、企業の雇用人員判断は、不足感が弱まっている。

加えて、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、日次有効求人人数は前年比で減少が続き、休業者数も大幅に増加している等、弱い動きがみられる一方、緊急事態宣言の解除に伴い、一部には、パート・アルバイトの求人人数に増加の兆しもみられる。

雇用情勢の先行きについては、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、下落している。消費者物価は、横ばいとなっている。

国内企業物価は、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、下落している。5月の国内企業物価は、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、前月比0.4%下落した。輸入物価（円ベース）は、下落している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、このところ下落している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、横ばいとなっている。4月は、高等教育無償化等の制度要因による一時的な影響もあって、連鎖基準、固定基準とともに前月比0.3%下落した。なお、前年比でみると、4月は、連鎖基準で0.1%上昇し、固定基準で0.2%上昇した。また、消費税率引上げ等による直接の影響を除くと連鎖基準で同0.1%下落した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」(いわゆる「コア」)は、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、このところ緩やかに下落している。4月は、ガソリン価格等の下落もあって、連鎖基準、固定基準とともに前月比0.5%下落した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」(二人以上の世帯)でみると、5月は前月比1.6%ポイント上昇し、72.3%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、横ばい圏内で推移することが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、21,800円台から23,100円台まで上昇した後、21,500円台まで下落し、その後22,400円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、107円台から109円台まで円安方向に推移した後、106円台まで円高方向に推移し、その後107円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、21,800円台から23,100円台まで上昇した後、21,500円台まで下落し、その後22,400円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、107円台から109円台まで円安方向に推移した後、106円台まで円高方向に推移し、その後107円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.07%台から-0.01%台で推移した。ユーロ円金利（3ヶ月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.0%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況は悪化している。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比5.1%（5月）増加した。

マネタリーベースは、前年比3.9%（5月）増加した。M2は、前年比5.1%（5月）増加した。

（※ 5/29～6/17の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。

先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2020年1～3月期のGDP成長率（第2次推計値）は、個人消費や設備投資が減少したことなどから、前期比年率5.0%減となった。

足下をみると、消費は持ち直しの動きがみられる。設備投資は大幅に減少している。住宅着工は急速な減少が続いている。

生産は持ち直しの動きがみられる。非製造業景況感は持ち直しの動きがみられる。雇用面では、雇用者数は増加に転じており、失業率は低下している。物価面では、コア物価上昇率は急速に低下している。貿易面では、財輸出は大幅に減少している。

6月9～10日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、

政策金利の誘導目標水準を0.00%から0.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが続いている。

先行きについては、持ち直していくことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

韓国では、景気は厳しい状況にある。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。

中国では、景気は厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが続いている。2020年1～3月期のGDP成長率は、前年同期比6.8%減となった。消費は大幅な減少からは持ち直している。固定資産投資は持ち直しの動きがみられる。輸出は減少している。生産は持ち直しの動きが続いている。消費者物価上昇率はやや低下している。

韓国では、景気は厳しい状況にある。2020年1～3月期のGDP成長率（前期比年率）は、5.0%減となった。台湾では、景気は減速している。2020年1～3月期のGDP成長率（前年同期比）は、1.6%増となった。

インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。2020年1～3月期のGDP成長率（前年同期比）は、それぞれ3.0%増、1.8%減となった。

インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。2020年1～3月期のGDP成長率は、前年同期比3.1%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げる止まりつつある。ドイツにおいても、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げる止まりつつある。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

英国では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げる止まりつつある。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

ユーロ圏では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げる止まりつつある。2020年1～3月期のGDP成長率は、前期比年率13.6%減となった。消費は大幅に減少しているが、一部に持ち直しに向けた動きがみられる。機械設備投資は大幅に減少している。生産は大幅に減少している。サービス業景況感は持ち直しの動きがみられる。輸出は大幅に減少している。失業率は上昇している。コア物価上昇率はこのところ低下している。

ドイツにおいても、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げる止まりつつある。2020年1～3月期のGDP成長率は、前期比年率8.6%減となった。

英国では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げる止まりつつある。2020年1－3月期のGDP成長率は、前期比年率7.7%減となった。消費は大幅に減少しているが、一部に持ち直しに向けた動きがみられる。設備投資は弱い動きとなっている。生産は大幅に減少している。サービス業景況感は持ち直しの動きがみられる。輸出は大幅に減少している。失業率は高まりがみられる。コア物価上昇率はこのところ低下している。

欧州中央銀行は、6月4日の定例理事会において、政策金利を0.00%で据え置くとともに、パンデミック緊急購入プログラムにおける購入額を従来の7,500億ユーロから1兆3,500億ユーロに拡大、期間を従来の少なくとも20年末までから、21年6月まで延長すること等を決定した。イングランド銀行は、5月6日の金融政策委員会で、政策金利を0.10%で据え置くことを決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカ及び中国ではやや上昇、英国ではおおむね横ばい、ドイツでは上昇した。短期金利についてみると、ユーロドル金利（3か月物）は、おおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばいで推移した。ドルは、ユーロ及びポンドに対して減価、円に対しておおむね横ばいで推移した。原油価格（WTI）は大幅に上昇した。金価格はおおむね横ばいで推移した。

【OECD】

経済成長率の見込み

コロナウイルスのパンデミックは、過去100年で最悪の不況を引き起こし、人々の健康、雇用、暮らしに甚大な損害をもたらしていると、最新のOECDエコノミックアウトルックは述べています。

経済活動への制限は緩和されていますが、経済回復への道のりは依然として定まらず、感染の第二波に対して脆弱です。医療制度の強化とコロナウイルス後の世界に人々と企業が適応できるよう支援することが不可欠です。

(中略)

今年中にワクチンが広く利用できるようになる可能性はほとんどなく、先の見通しが全く立たない中で、OECDは通常とは異なるステップで2つの、どちらも同程度に起こうるシナリオを示しています。一つ目は、ウイルスが制御可能になるというシナリオ(感染拡大の単発シナリオ)、もう一つは2020年末までに世界的に第二波が繰り返すというシナリオ(双発シナリオ)です。

もし第二波が繰り返して再びロックダウン措置が採られると、世界経済の生産額は今年は7.6%も急落し、2021年に2.8%回復すると予測されます。そのピーク時には、OECD諸国全体の失業率は感染発生前の2倍以上になります。来年も雇用情勢はほとんど回復しないでしょう。感染の第二波が避けられたとしても、世界全体の経済活動は2020年には6%の落ち込みとなり、OECD諸国の失業率は2019年の5.4%から9.2%に跳ね上がると予測されています。

欧州諸国では、厳格かつ比較的長期に及んだロックダウンの経済的影响が特に厳しく、ユーロ圏のGDPは、もし第二波が襲来すれば(双発シナリオ)今年は11.5%の急落、第二波を避けられた(单発シナリオ)としても9%以上の落ち込みになると予測されてしまいます。その一方で、米国のGDPは双発シナリオでは8.5%、单発シナリオでは7.3%の下落、日本は前者の増加7.3%、後者の増加6%の下落になります。ブラジル、ロシア、南アフリカなどの新興諸国にとっての大きな課題は、商品価格の暴落がその困難をさらに深刻化させており、双発シナリオの場合は、ブラジルが8.2%、南アフリカが10%、ロシアが9.1%、中国とインドのGDPは比較的影響が少なく、单発シナリオの下落幅はそれぞれ3.7%と7.3%、单発シナリオではそれぞれ2.6%、3.7%になると予測されています。

資料出所：OECD「Economic Outlook(プレスリース)」より抜粋。

【世界銀行】

経済成長率の見込み

先進国では、国内の需給、貿易、金融が大きく混乱したことにより、2020年の経済活動は7%縮小するとみられている。新興国・途上国でも、経済活動は2.5%縮小する見込みである。新興国・途上国の経済成長率が低下するのは、少なくとも過去60年間では初となる。国民1人当たり所得は3.6%減少し、2020年に数百万人が極度の貧困に陥るとみられる。

最も深刻な打撃を受けるのは、新型コロナウイルス感染症の被害が最も大きかった国、そして国際貿易や観光、一次産品輸出、国外からの資金調達への依存度が高い国である。混乱の程度は地域によつて異なるが、すべての新興国・途上国で外的ショックに対する脆弱性が高まるとみられている。また、学校教育やプライマリ・ヘルスケアへのアクセスが一時的に絶たれることで、人的資本の発展にも長期にわたる影響が生じる可能性が高い。

(中略)

ベースライン予測では、世界経済成長率は2021年には4.2%（先進国では3.9%、新興国・途上国では4.6%）まで回復すると見込んでいる。予測の前提には、先進国では今年中頃まで、新興国・途上国ではやや遅れて、国内の感染抑制策を解除できる程度にまで感染流行が収束すること、そして世界規模での影響の広がりが今年後半には落ち着き、金融市場の混乱が長期化しないことを想定している。しかし、この見通しは不確実性が高く、圧倒的な下振れリスク—感染流行の長期化、金融市場の混乱、国際貿易や供給網の寸断の可能性—が考えられる。悲観シナリオでは、2020年の世界経済成長率はマイナス8%、2021年には1%やや上回る程度にまでにしか回復しないこと、新興国・途上国の2020年の成長率は約5%低下すると見込んでいる。

2020年の米国経済の成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のための経済活動の停止により、6.1%低下すると見込まれる。一口圏では、新型コロナウイルス感染症の流行拡大が経済活動に大きな打撃を与える、2020年の成長率は9.1%低下となる見込みである。日本経済の成長率は、感染の予防措置による経済活動の落ち込みにより、6.1%減となると見込まれる。

「新型コロナウイルス感染症がもたらしている不況は、多くの点で特徴的であり、先進国では第二次世界大戦以来最悪の規模で景気が後退し、新興国・途上国では生産量が少なくとも過去60年間で初めて前年を下回る可能性が高い。」と、世界銀行のアイハーン・コーデ開発見通し局長は述べる。「世界経済の成長見通しはすでに、過去に類を見ない速度と規模で下方修正されている。過去の世界的な景気後退の経験からすると、成長見通しは近い将来、さらに引き下げる可能性がある。この意味するところは、政策立案者は経済活動を支えるための追加的な政策の準備の必要があるかもしれないということである。」

資料出所：世界銀行「世界経済見通し(GEP)2020年6月版(プレスリリース)」より抜粋。

イ 業況判断 (D I)

日銀短観による企業の業況判断及び収益

(「良い」 - 「悪い」・%ポイント)

		平成30年			平成31年			令和元年			令和2年3月		
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
規模計	製造業	18	17	16	15	7	3	-1	-4	-12	1	-14	-22
	非製造業	15	15	14	15	15	14	14	11	1	-	-	-
大企業	製造業	24	21	19	19	12	7	5	0	-8	-11	-11	-28
	非製造業	23	24	22	24	21	23	21	20	8	-1	-17	-27
中堅企業	製造業	19	20	15	17	7	5	2	1	-8	-20	-36	-41
	非製造業	21	20	18	17	18	18	18	14	0	-14	-27	-29
中小企業	製造業	15	14	14	14	6	-1	-4	-9	-15	-29	-45	-47
	非製造業	10	8	10	11	12	10	10	7	-1	-19	-26	-33

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

口 経常利益増減
(令和2年3月調査)
(前年度比・%)

		令和元年度		令和2年度	
		(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
規模計	製造業	-12.8	-2.8	6.31	6.11
	非製造業	-3.9	-2.4	4.81	4.70
大企業	製造業	-13.3	-2.8	7.26	7.02
	非製造業	-4.5	-1.2	6.32	6.21
中堅企業	製造業	-4.4	-5.0	5.13	4.86
	非製造業	-2.6	-4.0	3.71	3.55
中小企業	製造業	-18.1	-43.3	3.81	3.82
	非製造業	-3.3	-4.4	3.39	3.29

7-
口

八 売上高経常利益率
(令和2年3月調査)
(前年度比・%)

		令和元年度		令和2年度	
		(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
規模計	製造業	-15.9%	-21.9%	6.14%	4.99%
	非製造業	-5.1%	-18.5%	4.78%	4.05%
大企業	製造業	-17.5%	-17.6%	7.00%	5.92%
	非製造業	-7.8%	-5.8%	6.18%	5.91%
中堅企業	製造業	-3.1%	-27.6%	5.22%	3.96%
	非製造業	-2.8%	-31.4%	3.70%	2.64%
中小企業	製造業	-18.1%	-43.3%	3.80%	2.34%
	非製造業	-0.7%	-41.3%	3.53%	2.24%

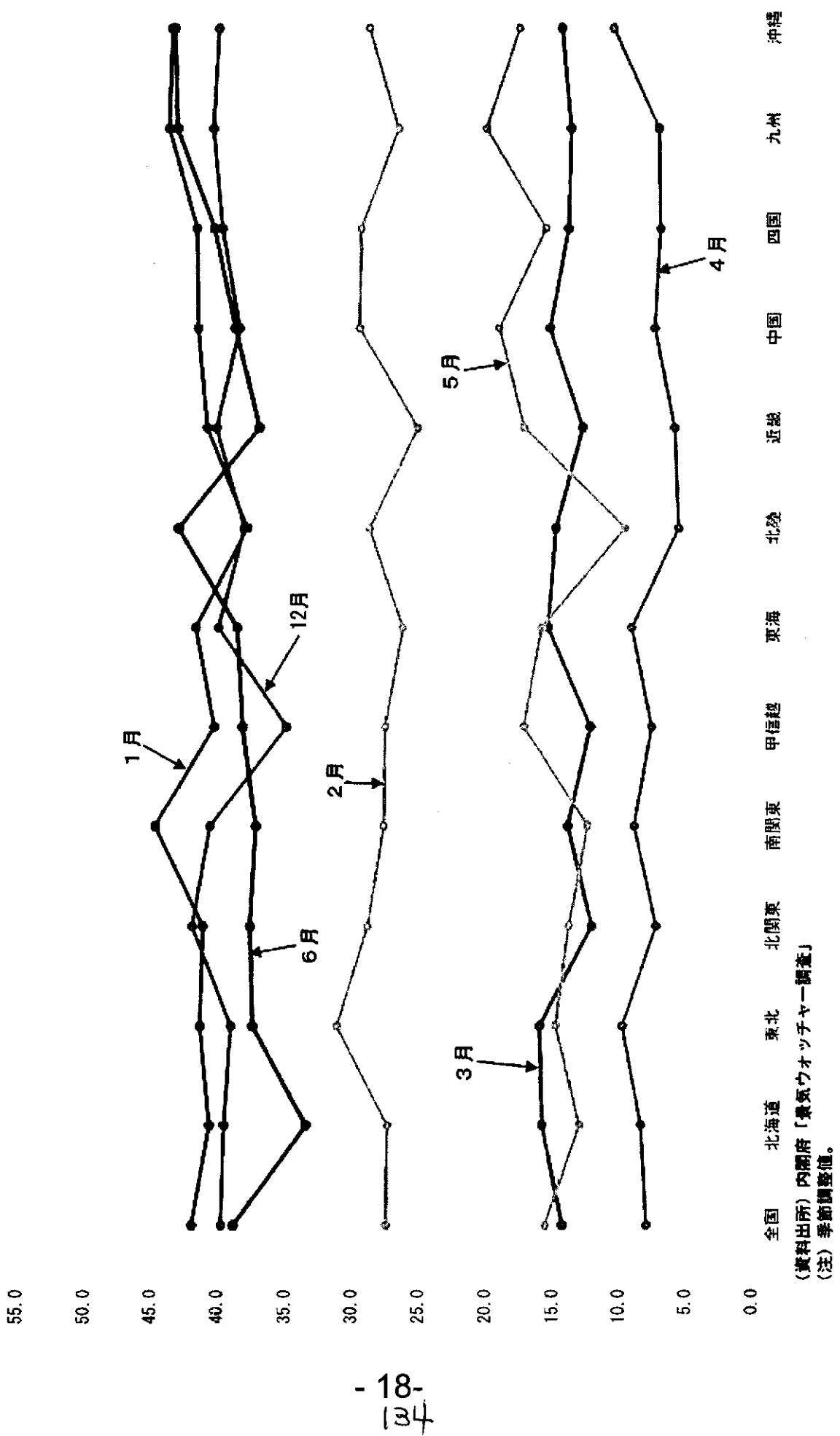
八 売上高経常利益率
(令和2年6月調査)
(前年度比・%)

		令和元年度		令和2年度	
		(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
規模計	製造業	-15.9%	-21.9%	6.14%	4.99%
	非製造業	-5.1%	-18.5%	4.78%	4.05%
大企業	製造業	-17.5%	-17.6%	7.00%	5.92%
	非製造業	-7.8%	-5.8%	6.18%	5.91%
中堅企業	製造業	-3.1%	-27.6%	5.22%	3.96%
	非製造業	-2.8%	-31.4%	3.70%	2.64%
中小企業	製造業	-18.1%	-43.3%	3.80%	2.34%
	非製造業	-0.7%	-41.3%	3.53%	2.24%

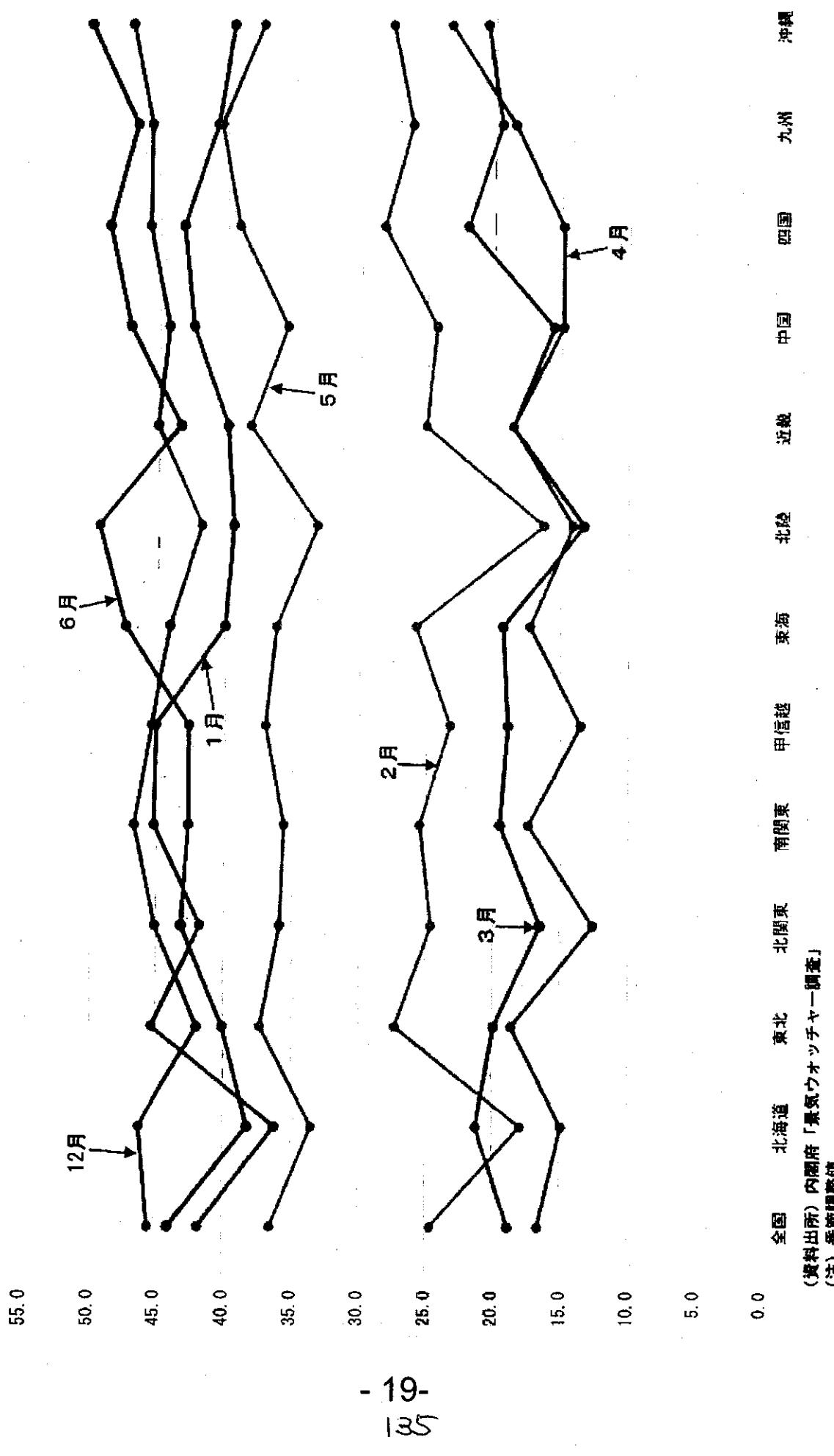
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

地域別景気の現状判断（方向性）D I

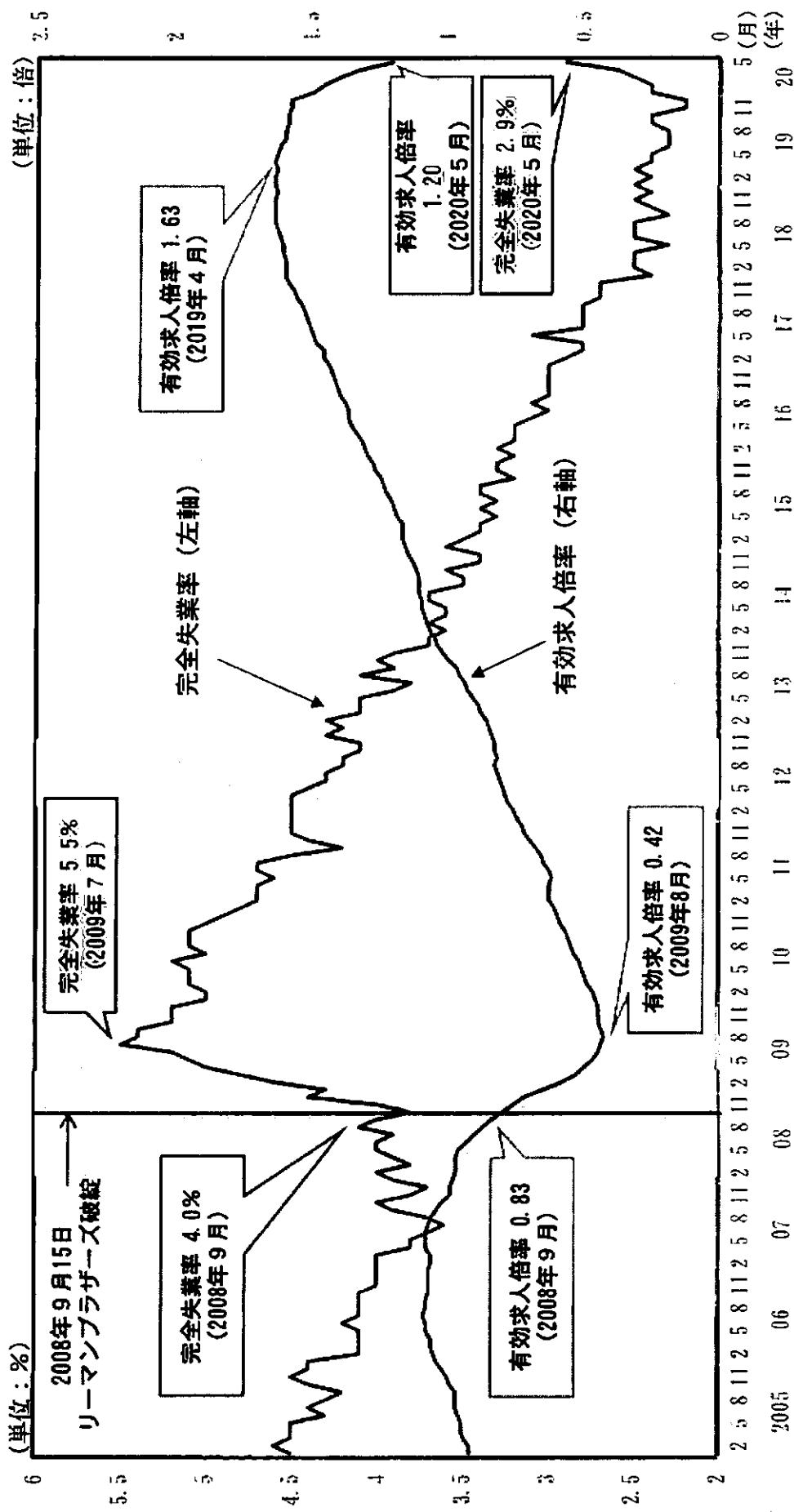


地域別景気の先行き判断（方向性）D1

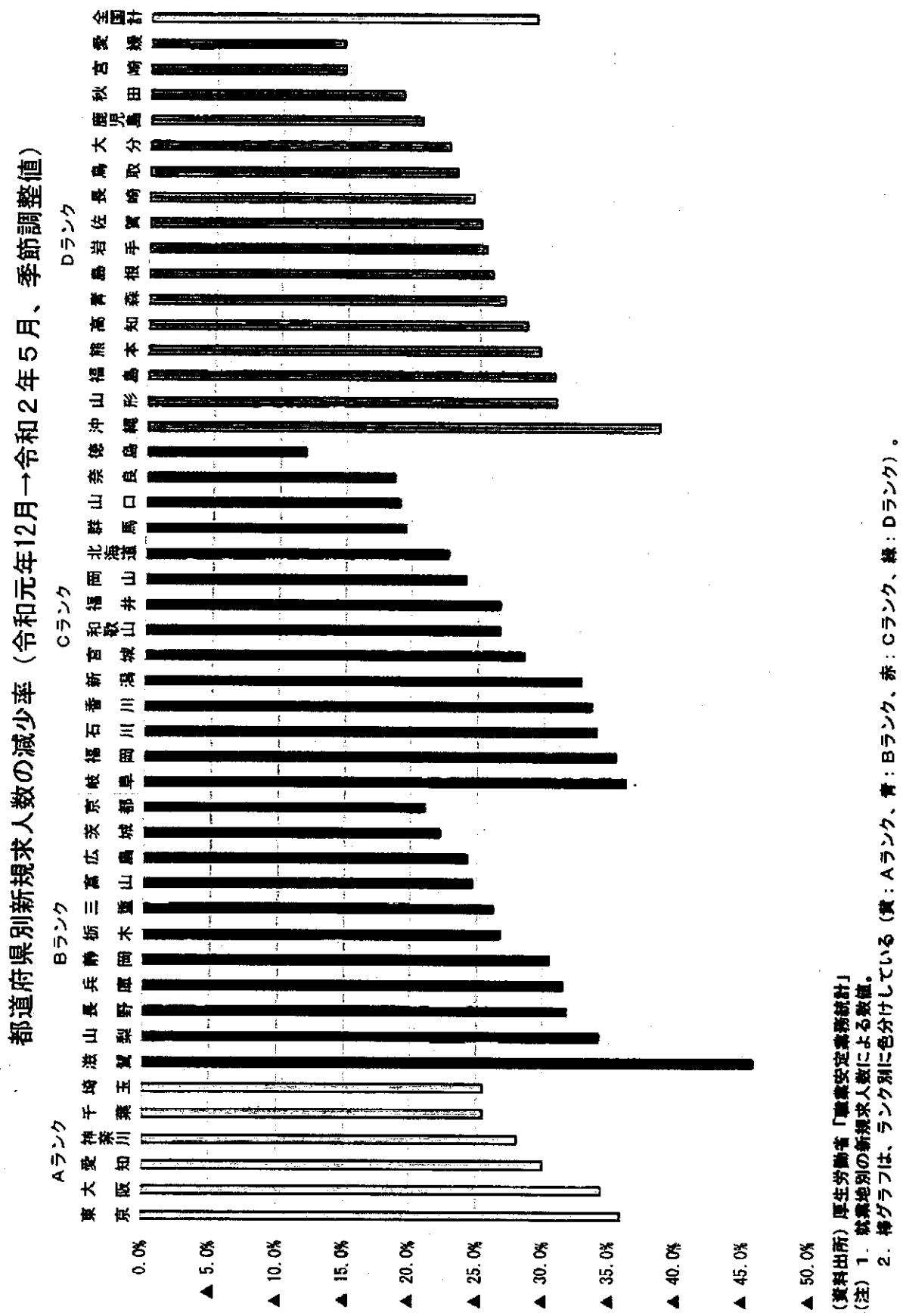


足下の雇用情勢について

- 足下の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者の増加もあいまって、厳しさがみられる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成
(注) 完全失業率及び有効求人倍率は季節調整値。シャドウ部分は景気後退期。



産業別的新規求人動向について

- 令和2年5月の新規求人を業種別にみると、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」などにおいて、大幅に減少している。
- 他方、「建設業」「情報通信業」「医療、福祉」などにおいては、新規求人減少幅が縮小しており、持ち直しの兆しがみられる。

* 5月は、前年同月と比較し、稼働日が1日少なく、4月は、前年同月と比較し、稼働日が1日多いことに留意が必要。

●主要産業別新規求人

	令和元年											令和2年				(参考)令和2年 5月の新規求人 人数
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
合計	-2.5	-4.2	2.5	-5.9	-1.5	-4.0	-6.7	2.1	-16.0	-13.5	-12.1	-31.9	-32.1	637,335	(人)	
建設業	-2.2	-0.0	7.9	-2.6	0.4	2.5	-4.5	4.3	-12.4	-11.9	-6.4	-15.8	-11.3	65,494	(人)	
製造業	-8.8	-12.5	-5.9	-15.9	-11.0	-15.6	-19.3	-11.6	-26.1	-24.7	-22.8	-40.3	-42.8	50,796	(人)	
情報通信業	-3.3	-4.5	4.8	-6.1	1.6	-7.3	-4.2	-0.2	-18.8	-13.1	-9.0	-36.0	-33.6	16,211	(人)	
運輸・卸売業	0.5	-5.2	1.7	-7.7	0.2	-8.0	-6.7	-1.2	-21.1	-13.2	-14.6	-30.6	-37.0	35,843	(人)	
小売業	-1.1	-6.1	0.5	-8.9	-3.2	-5.3	-3.9	-0.6	-22.5	-17.6	-15.0	-34.8	-35.9	90,650	(人)	
飲食サービス業	0.1	-1.9	-0.3	-5.3	2.0	-6.6	-7.9	3.9	-15.1	-17.7	-14.6	-36.6	-36.6	15,711	(人)	
宿泊業、飲食サービス業、娯楽業	3.2	-5.2	7.0	-1.3	-2.8	1.3	-0.7	-1.3	-20.6	-20.6	-11.8	-19.9	-47.9	55,9	(人)	
教育、学習支援業	-10.3	-2.4	-2.8	-7.8	-1.0	-4.1	-3.3	-0.6	-16.1	-18.0	-16.6	-44.0	-44.2	20,875	(人)	
医療、福祉	1.0	4.6	4.7	1.5	3.1	-0.3	3.7	7.7	-8.1	-7.3	1.4	-38.1	-36.6	9,774	(人)	
サービス業(他に分類されないもの)	1.6	1.6	8.1	-0.6	4.5	3.2	-1.8	6.8	-8.6	-7.0	-3.4	-21.7	-17.9	177,582	(人)	
飲食店	-7.8	-9.3	-2.1	-8.3	-6.0	-8.6	-13.1	-2.7	-23.6	-21.0	-18.1	-36.5	-37.7	77,206	(人)	

●宿泊業、飲食サービス業の新規求人

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	(参考)令和2年5月 の新規求人
宿泊業、飲食サービス業	▲19.9	▲41.9	▲55.9	37,205
飲食店	▲37.2	▲66.2	▲76.8	37.95
その他飲食サービス業	▲15.8	▲45.8	▲52.3	30,508

●サービス業(他に分類されないもの)の新規求人

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	(参考)令和2年5月 の新規求人
サービス業(他に分類されないもの)	▲18.1	▲34.5	▲37.7	77,206
情報紹介・労務紹介業	▲34.3	▲48.0	▲52.8	15,826
その他のサービス業	▲13.4	▲37.9	▲32.9	50,283

●情報通信業の新規求人

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	(参考)令和2年5月 の新規求人
情報通信業	▲9.0	▲34.6	▲33.8	16,211
情報サービス業	▲6.1	▲32.0	▲29.1	14,413

●医療、福祉の新規求人

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	(参考)令和2年5月 の新規求人
医療・福祉	▲34.1	▲21.7	▲17.8	52,917
医療・福祉・介護事業	▲6.2	▲26.8	▲26.4	52,917
社会保険・社会福祉・介護事業	▲2.2	▲19.1	▲13.6	124,092

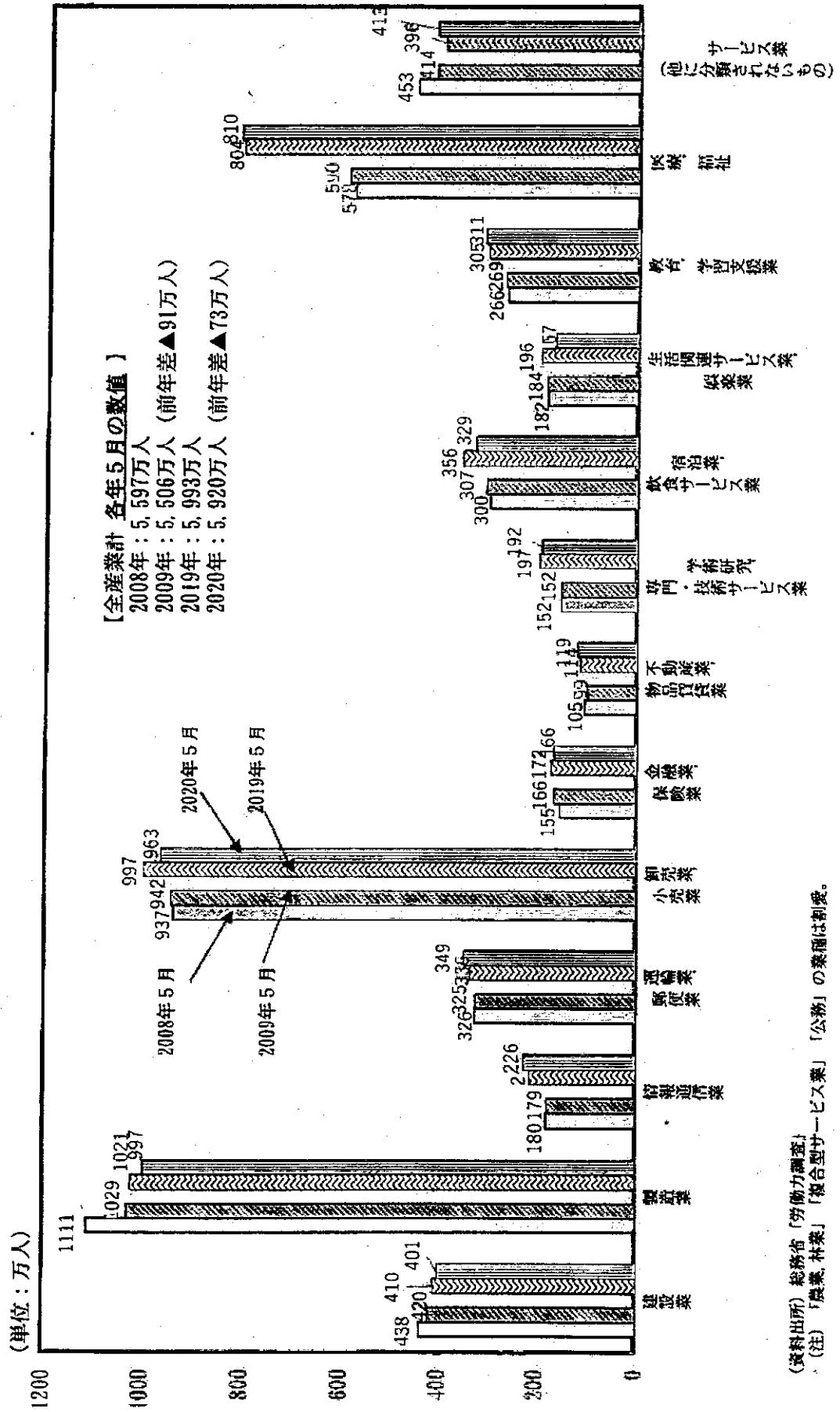
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

注 1) いすゞもハートを含む値、前年同月対比

2) 令和2年1月～3月は、求人票の記載項目の拡充により、求人の更新が差し控えられる等、前年比をマイナス方向に押下げる影響が生じていることに留意が必要。

産業別でみた雇用者数の動向

- 5月の雇用者数を業種別に前年同月比で比較すると、「建設業」「製造業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」「金融業」「保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「不動産業、物品販賣業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」で増加している。

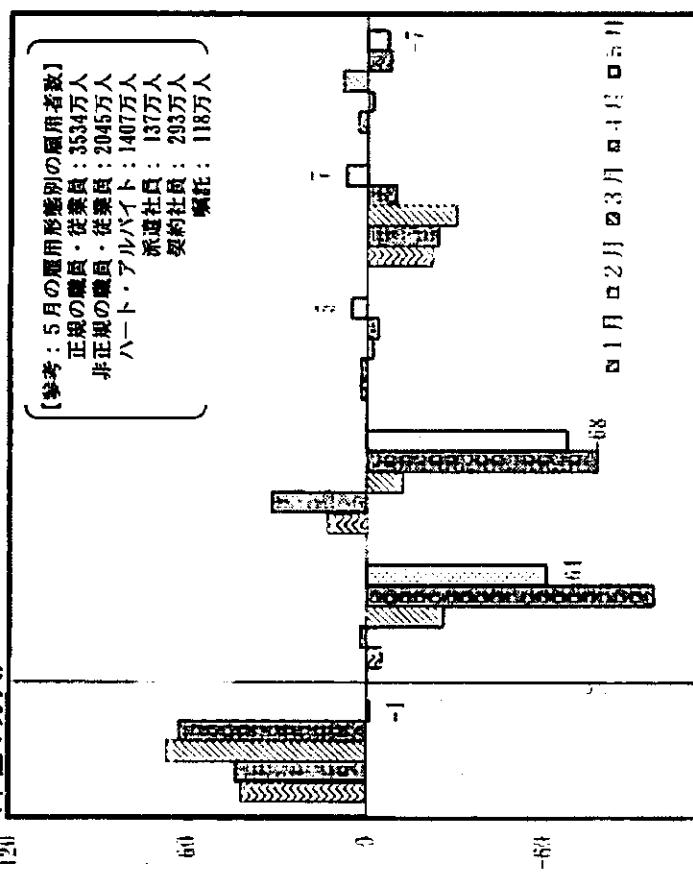


雇用形態別にみた雇用者の動向について

- 雇用形態別に令和2年5月の雇用者数をみると、女性のパート・アルバイトを中心に、非正規雇用労働者が大きく減少している。

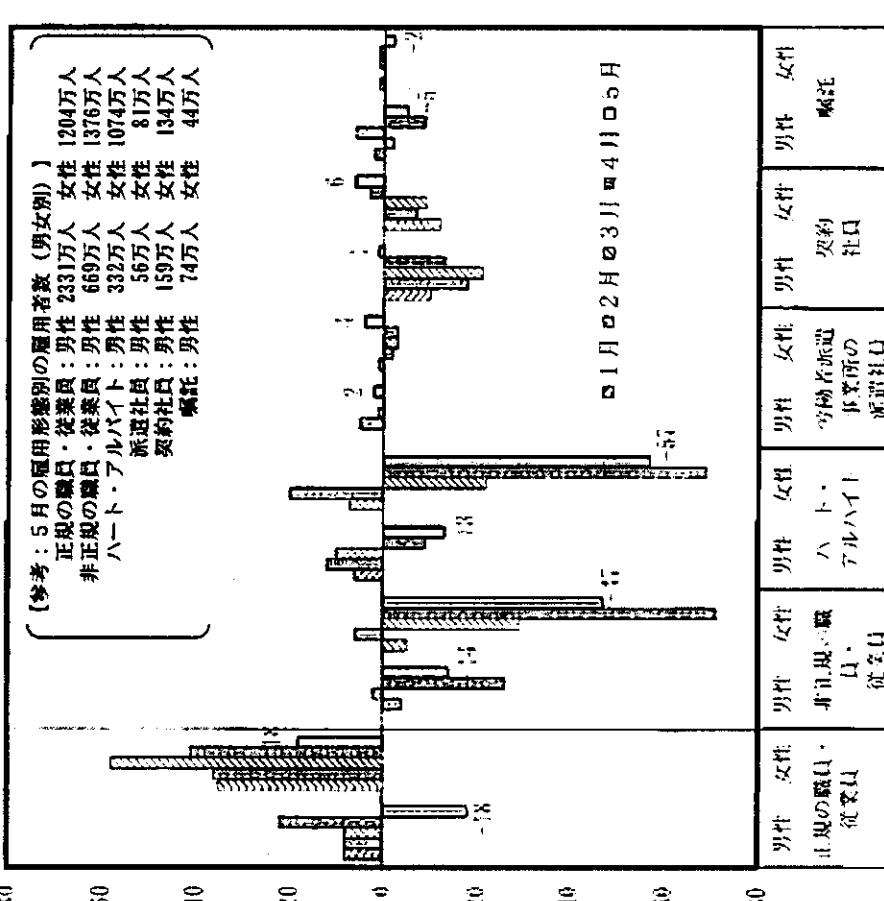
雇用形態別にみた雇用者の動向（前年同月差）

(単位：万人)



性別・雇用形態別にみた雇用者の動向（前年同月差）

(単位：万人)



資料出所 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成
注) 1) 参考として記載している雇用者数については、原数値となっている。
2) 非正規の職員・従業員については、「パート・アルバイト」

ここでは割愛している。

1月 2月 3月 4月 5月
■ 1月 2月 3月 4月 5月
■ 1月 2月 3月 4月 5月
■ 1月 2月 3月 4月 5月

産業別にみた休業者（雇用者）の動向

證照出頭，證照者「當場申擇者（當事人複註）：上」作威

*労働力調査における「休業者」とは、仕事を終ながら、調査期間中にいかに仕事をしなかつた者のうち、

1. 通用者で、給料・賃金の支払を受けている者は受けることになります。
なお、監査の試験規則などで定められている前記(介護)休業期間中の者も、直場から給料・賃金をもらうことになつてゐる場合は該当となる。

2.自営業主で、自分の経営する事業を拵つたままで、その仕事を休み始めたから30日にならない者。
3.専業農業者で調査期間中に少しも仕事をしなかつた者は、休業者とはならず、賃金支給者又は非労働力個人のいわゆれかとなる。

雇用形態別にみた休業者の動向

男女計

	(万人)					(前年同月差) (万人)				
	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
休業者計(自営業主含む)	194	196	249	597	423	8	19	31	420	274
雇用者	157	164	213	516	354	5	16	25	369	229
正規の職員・従業員	82	86	89	193	126	5	8	-2	113	57
非正規の職員・従業員	67	70	118	300	209	-2	8	27	240	161
パート・アルバイト	46	51	87	231	155	-5	9	23	188	120
パート	28	27	54	134	89	2	5	16	109	69
アルバイト	18	24	33	98	66	-7	4	7	80	51
労働者派遣事業所の派遣社員	4	4	6	16	13	0	-1	1	13	11
契約社員	7	6	11	30	20	2	0	0	23	15
嘱託	4	4	4	9	9	1	1	-1	5	6
その他	5	5	10	14	11	0	-1	4	10	9

資料出所: 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

男

	(万人)					(前年同月差) (万人)				
	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
休業者計(自営業主含む)	80	77	89	240	167	2	8	13	171	106
雇用者	52	52	64	192	129	-1	5	9	143	84
正規の職員・従業員	28	24	26	94	53	4	2	-1	68	30
非正規の職員・従業員	19	23	34	84	64	-5	3	10	66	48
パート・アルバイト	12	15	21	53	39	-5	3	8	42	28
パート	3	2	5	10	9	0	0	2	8	6
アルバイト	9	13	16	43	29	-5	3	6	34	21
労働者派遣事業所の派遣社員	1	1	2	5	5	0	0	1	4	5
契約社員	2	2	5	13	9	0	0	0	10	7
嘱託	2	2	2	7	6	1	0	0	4	4
その他	2	2	4	6	5	-1	-1	2	5	3

資料出所: 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

女

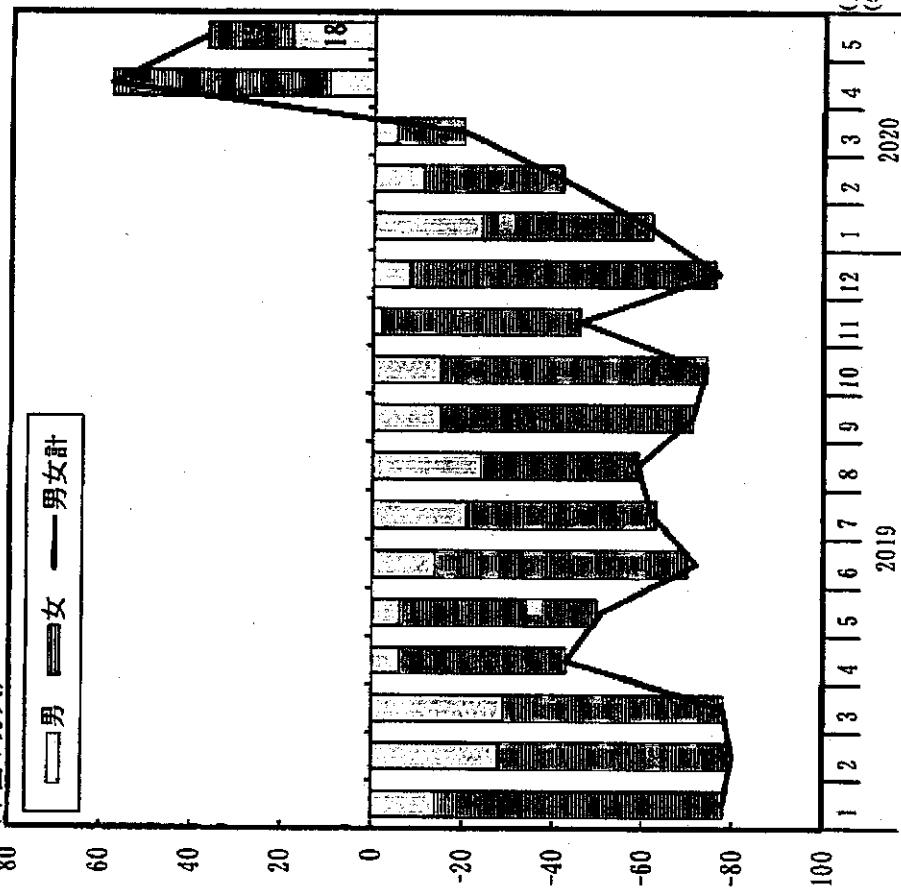
	(万人)					(前年同月差) (万人)				
	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
休業者計(自営業主含む)	114	119	159	357	256	6	11	17	249	168
雇用者	104	111	150	325	225	4	10	17	227	145
正規の職員・従業員	54	62	63	99	73	1	5	-1	46	27
非正規の職員・従業員	47	47	84	216	144	3	4	17	174	112
パート・アルバイト	35	36	65	178	117	1	6	14	146	93
パート	25	25	48	124	80	2	4	13	101	62
アルバイト	9	11	17	54	37	-2	1	1	45	31
労働者派遣事業所の派遣社員	4	3	5	11	8	1	-1	1	9	6
契約社員	5	4	6	17	11	2	1	0	13	8
嘱託	1	2	2	3	3	0	0	0	1	1
その他	3	3	6	7	6	0	0	3	5	5

資料出所: 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

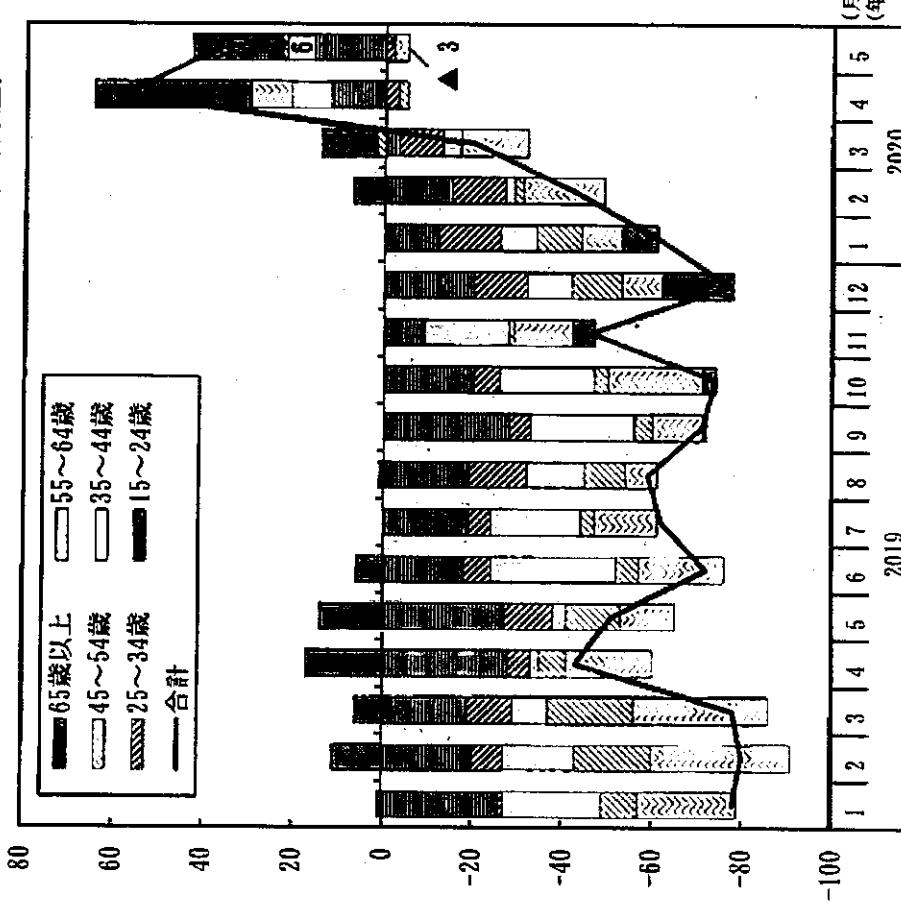
性別・年齢階級別にみた非労働力人口の動向

- 非労働力人口の前年同月差の動向をみると、2020年5月は4月から増加幅は減少したものの、性別で見ると女性が減少する一方、男性の増加がみられる。
- 年齢階級別にみると、「15歳～24歳」「65歳以上」の層において増加している。

(単位：万人) 性別にみた非労働力人口（前年同月差）



(単位：万人) 年齢階級別にみた非労働力人口（前年同月差）



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成

産業別にみた給与、労働時間の動向

主要産業別現金給与総額

(注)事業所規模5人以上、就業形態計の数値。

産業計	2020年1月 2020年2月 2020年3月 2020年4月 2020年5月 (実績)				
	1.0	0.7	0.1	-0.7	-2.1
農林漁業	2.8	2.9	4.7	0.5	-0.5
建設業	-0.1	-0.4	-2.2	-0.1	-0.4
製造業	3.0	2.0	0.6	0.4	0.2
小売業	-0.3	1.0	0.1	-0.1	-0.1
卸売業	3.4	1.7	0.5	0.3	-0.1
宿泊業	0.3	1.9	-1.0	2.0	0.5
飲食業	2.8	4.1	1.1	-0.1	0.5
運輸業	-1.7	1.4	4.6	0.0	-0.5
郵便・電気・ガス・水道業	2.2	-0.5	-3.8	-0.1	-0.1
通信業	-0.7	2.1	-0.1	-0.2	-0.5
情報・加工業	-1.9	1.4	0.6	2.0	2.1
医療・福祉	3.1	0.8	1.8	0.0	-0.2
(セイヨウジンリョウシキスルモノ)	1.9	-0.8	-0.2	-0.1	-0.1

資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

(注)事業所規模5人以上、就業形態計の数値。

一般労働者(前年同月比)

産業計	2020年1月 2020年2月 2020年3月 2020年4月 2020年5月 (実績)				
	1.0	0.7	0.0	-0.7	-2.8
農林漁業	2.4	2.3	4.4	0.1	-0.7
建設業	-0.5	-0.9	-2.2	-0.1	-0.1
製造業	2.0	1.1	-0.6	-0.1	-0.1
小売業	-1.3	-0.8	-1.6	-0.1	-0.1
卸売業	3.2	1.4	-0.3	0.3	-0.1
宿泊業	1.2	3.2	-0.3	3.0	0.5
飲食業	3.0	4.6	1.2	-0.1	0.4
運輸業	-0.8	2.6	5.8	0.7	-0.1
郵便・電気・ガス・水道業	0.5	-1.9	-3.6	-0.1	-0.1
通信業	2.2	2.1	1.4	-0.1	-0.1
情報・加工業	-3.2	-0.8	-1.2	-0.1	-0.2
医療・福祉	3.0	0.9	1.9	0.1	-0.1
(セイヨウジンリョウシキスルモノ)	3.5	0.2	0.4	-0.1	-0.1

資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

(注)事業所規模5人以上、一般労働者の数値。

パートタイム労働者(前年同月比)

産業計	2020年1月 2020年2月 2020年3月 2020年4月 2020年5月 (実績)				
	1.6	1.2	-0.3	-3.6	-4.1
農林漁業	-1.1	0.0	-4.1	-0.5	-0.5
建設業	5.2	3.1	0.8	-0.1	-0.1
製造業	12.1	10.0	8.5	7.0	1.6
小売業	2.9	3.5	3.7	-1.1	-0.5
卸売業	2.6	2.1	2.6	0.3	0.2
宿泊業	4.5	5.4	3.8	1.1	3.3
飲食業	-0.1	0.8	-1.4	-0.1	-0.1
運輸業	1.1	0.1	2.2	-0.5	0.1
郵便・電気・ガス・水道業	0.8	1.6	-5.5	-3.9	-0.7
通信業	-4.4	1.4	-3.8	-3.0	-0.2
情報・加工業	0.7	2.0	0.7	-5.1	-0.5
医療・福祉	3.6	0.0	0.7	-1.1	-0.1
(セイヨウジンリョウシキスルモノ)	-2.6	-2.6	-3.1	-0.1	-0.1

資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

(注)事業所規模5人以上、パートタイム労働者の数値。

主要産業別総実労働時間

(注)事業所規模5人以上、就業形態計の数値。

就業形態計(前年同月比)	2020年1月 2020年2月 2020年3月 2020年4月 2020年5月 (実績)				
	0.8	-1.6	-1.2	-3.9	-8.0
農林漁業	2.4	-1.5	-0.3	-0.1	-0.5
建設業	1.7	-1.6	-1.3	-0.1	-10.0
製造業	4.6	-0.2	1.9	1.1	-0.5
小売業	0.9	0.6	0.3	-0.1	-0.1
卸売業	1.4	-0.3	0.3	-0.1	-0.1
宿泊業	2.7	-2.6	1.1	-0.4	-0.1
飲食業	1.6	-1.0	-1.5	-0.1	-0.1
運輸業	1.4	-3.6	0.9	-0.1	-7.0
郵便・電気・ガス・水道業	-0.9	-1.1	-8.9	-0.1	-0.1
通信業	-2.8	-1.6	-6.4	-0.1	-0.1
情報・加工業	0.5	-2.4	-4.2	-0.1	-0.1
医療・福祉	0.1	-1.9	-0.6	-0.1	-0.1
(セイヨウジンリョウシキスルモノ)	-0.8	-3.3	-2.4	-0.1	-10.1

資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

(注)事業所規模5人以上、就業形態計の数値。

一般労働者(前年同月比)

産業計	2020年1月 2020年2月 2020年3月 2020年4月 2020年5月 (実績)				
	1.3	-1.6	-0.8	-2.9	-8.8
農林漁業	1.9	-2.1	-0.5	-0.1	-1.5
建設業	1.5	-1.9	-1.3	-0.1	-10.2
製造業	4.2	-0.7	1.1	1.4	-5.0
小売業	0.5	-0.3	-0.7	-0.1	-0.2
卸売業	2.1	-0.4	-0.1	-0.1	-0.1
宿泊業	3.2	-2.1	1.8	0.9	-1.6
飲食業	2.4	-0.2	-0.8	-0.1	-0.7
運輸業	2.4	-2.5	1.4	0.2	-0.2
郵便・電気・ガス・水道業	-0.9	-0.4	-5.2	-0.1	-14.3
通信業	0.4	-1.4	-4.6	-0.2	-14.5
情報・加工業	0.0	-4.7	-5.1	-0.1	-13.7
医療・福祉	0.0	-2.1	-0.6	-1.4	-3.8
(セイヨウジンリョウシキスルモノ)	0.4	-2.3	-1.4	-0.1	-9.0

資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

(注)事業所規模5人以上、一般労働者の数値。

パートタイム労働者(前年同月比)

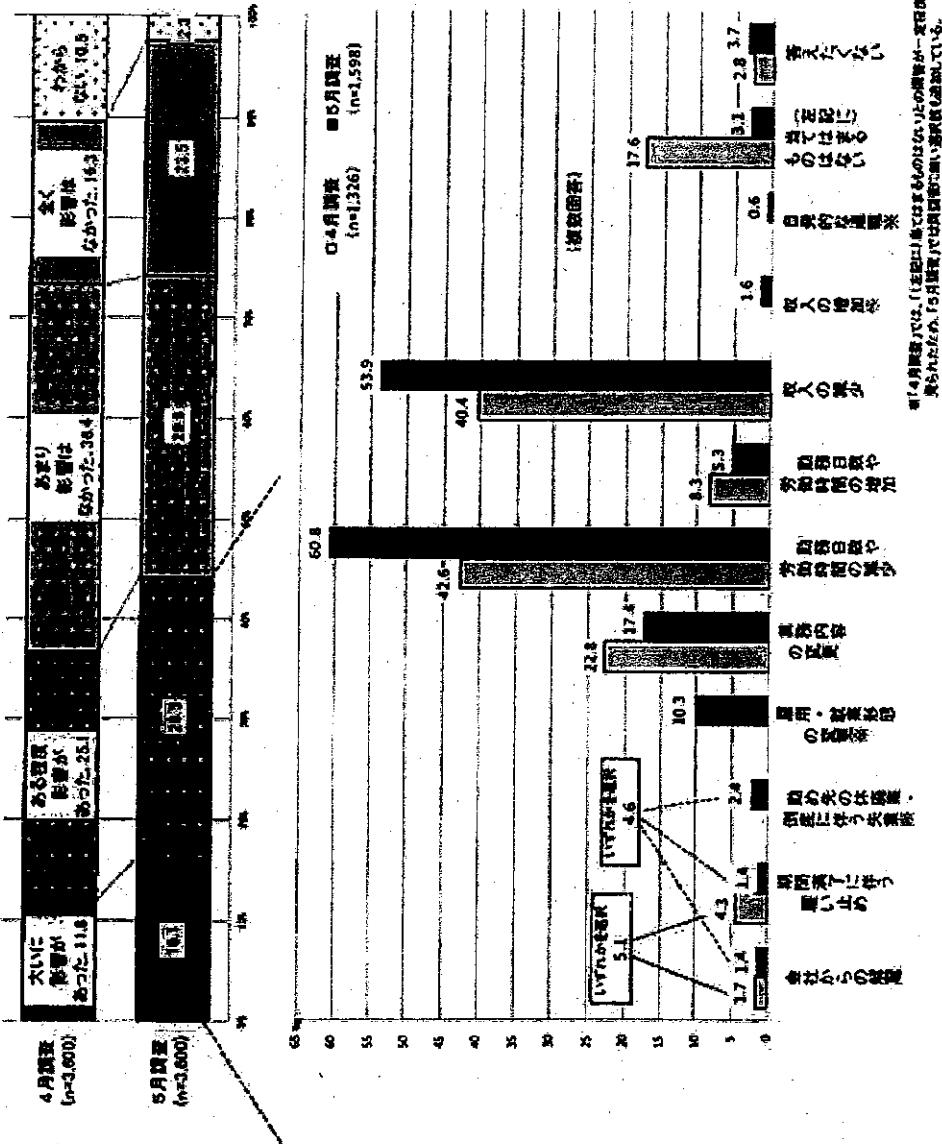
産業計	2020年1月 2020年2月 2020年3月 2020年4月 2020年5月 (実績)				
	-1.3	-1.4	-3.4	-9.9	-13.4
農林漁業	3.5	1.2	-3.6	-0.1	-0.4
建設業	2.9	0.4	-1.0	-0.1	-0.9
製造業	2.5	-2.3	3.2	-0.1	-5.4
小売業	-0.5	-0.9	1.0	-0.1	-0.4
卸売業	-0.3	-0.5	0.2	-0.1	-1.3
宿泊業	2.0	-1.7	0.8	0.2	-1.4
飲食業	-2.1	-3.9	-6.3	-0.1	-12.2
運輸業	-4.9	-8.0	-3.0	-1.1	-14.3
郵便・電気・ガス・水道業	-2.5	-1.2	-8.8	-2.1	-14.4
通信業	-6.3	-2.2	-9.5	-0.1	-12.3
情報・加工業	-0.7	0.7	-7.5	-1.1	-18.3
医療・福祉	-0.1	-1.2	-1.7	-2.5	-14.9
(セイヨウジンリョウシキスルモノ)	-2.6	-4.8	-6.2	-0.1	-16.1

資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

(注)事業所規模5人以上、パートタイム労働者の数値。

新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響①

図表2 新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかる影響
にかかる「4月調査」と「5月調査」の比較



(資料出所) JAPT・連合総研共同研究「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」(一次集計)結果
(5月調査・連続バネル個人調査)[令和2年6月10日発表]

新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響②

図表8 仕事面で特に不安に感じたこと

(%)

		(3つまで複数回答)											
不安に感じたことがある者		勤め先の経営状況の悪化あるいは企業倒産・事業所閉鎖	雇用や労働条件の変動	「一時休業などに伴う休暇や年次休暇に対する会社の対応」の管理	在宅勤務やテレワークなどの環境	「自身の仕事の調整」	職場の人間関係の変化	その他	不安に感じたことは無い	答えたくない			
正社員	2,848	74.3	25.8	9.7	38.9	25.4	8.7	16.7	20.9	6.8	1.1	21.7	4.0
非正社員	1,459	73.1	20.6	19.3	44.1	28.0	6.0	5.6	16.4	4.9	1.9	22.9	4.0
300万円未満	635	74.0	26.1	17.8	46.5	26.1	3.1	7.2	15.4	6.9	1.4	21.6	4.4
300～500万円未満	931	75.9	26.1	15.1	44.1	24.7	7.3	10.5	18.2	6.1	1.1	21.8	2.3
500～700万円未満	857	78.3	26.7	10.7	40.6	26.7	10.3	16.3	23.6	6.2	1.3	19.6	2.1
700～900万円未満	515	77.3	23.3	11.8	35.9	28.3	11.7	18.4	23.5	5.4	0.8	21.6	1.2
900万円以上	620	73.2	22.3	9.8	36.9	26.5	9.5	20.3	22.7	7.3	1.6	24.8	1.9
わからず	749	64.5	18.6	11.9	37.9	26.0	5.3	6.9	13.9	5.1	2.0	23.8	11.7
計	4,307	73.9	24.0	12.9	40.7	26.2	7.3	12.9	19.4	6.2	1.4	22.1	4.0
4/1時点の状況													

(資料出所)川口市・連合総研共同研究「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」(一次集計)結果
(5月調査・連続バネル個人調査)(令和2年6月10日発表)

3 政府の対策と実施状況

経済の現状認識と経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大ともも言ふべき状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意。
- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに構正予算を策定し、可及的遅延やかに実行に移す必要。
- 第一は、感染症拡大防止策を継続し、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図ることにより、思い切った対策の各施策を実質的に実行。国民の命と健康と生活を守り抜く。
- 第二は、「緊急支援フェーズ」、第三は、「本経済対策宣言下での本経済対策のV字回復フェーズ」、その後の経済のV字回復に亘る成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。
- 引き続き、内外における事態の収束までの期間と並び、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく適機応变がつゝ果斷に対応。

緊急支援フェーズ

- 事業の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階
1. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療裏の開発
 1. マスク・消毒液等の確保
 2. 検査体制の強化
 3. 医療提供体制の強化
 4. 治療国報發信者への充実緊急業等を円滑に進めるための環境整備
 - II. 雇用の維持と事業の継続
 1. 雇用の維持
 2. 賃金繰り対策
 3. 事業経営に困っている人々への支援
 4. 生活費支給
 5. 税制措置

⇒本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方公債」と創設。

V字回復フェーズ

- 観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階
- III. 次の段階としての貢献を挙げた経済活動の回復
 1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテイメント
 2. 地域経済の活性化
 - IV. 強調な経済構造の改革
 1. サプライチェーン改革
 2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
 3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
 4. 公共投資の早期執行等

V. 今後への備え：新たな予備費の創設

本対策の規模

本対策の規模	
財政支出	9.8兆円程度
事業規模	19.8兆円程度

- ・ 支出が直接的にGDPを下支え・押上げする効果は、
実質GDP核算で4.4%程度
- ・ 資金繰り支援や納税猶予等は、事業の維持・運用
の維持を強力に支えるセーフティネット効果

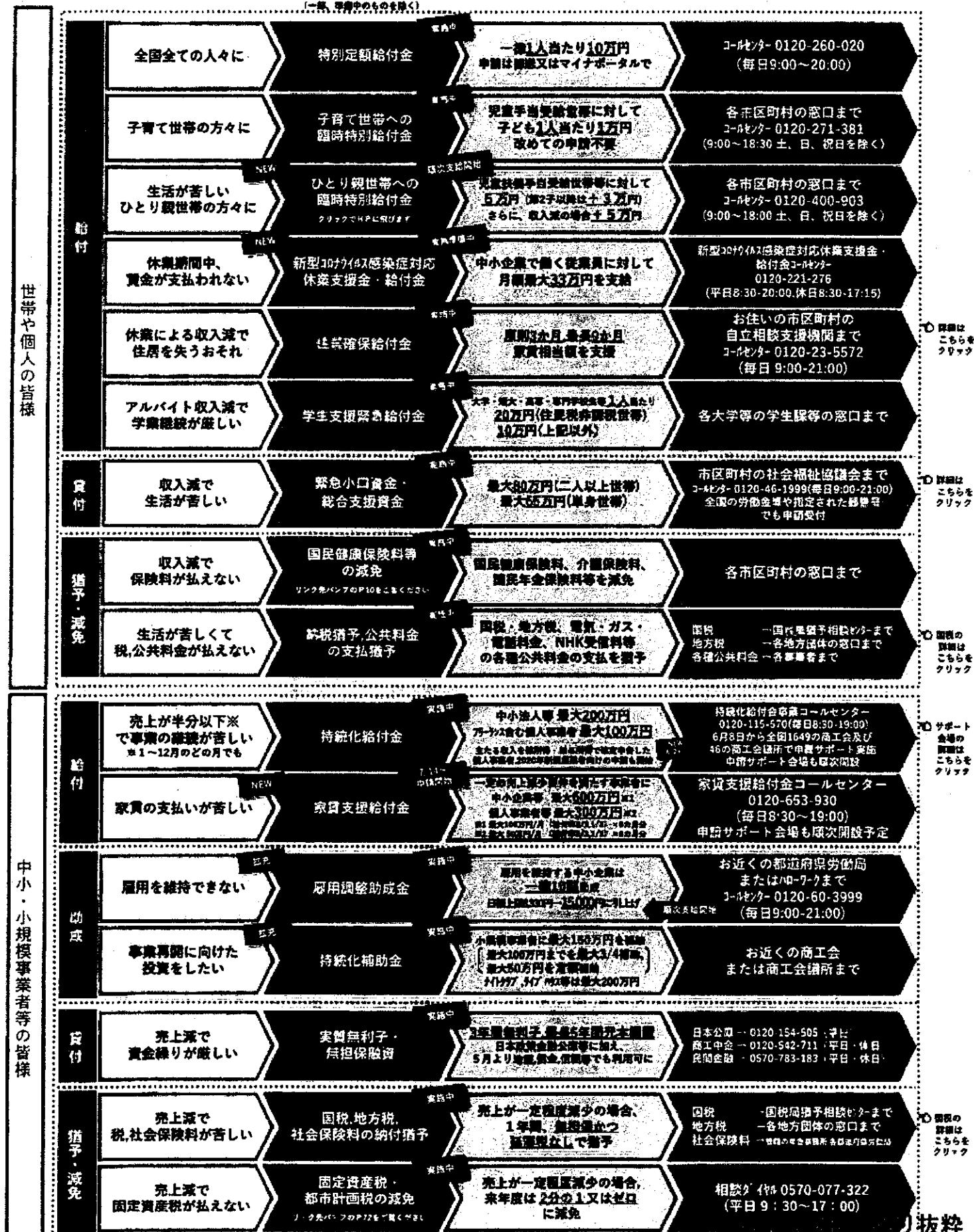
本対策の効果（4月24日内閣府公表）	
1. 資本形成	新規就業機会の創出
2. 資本形成	新規就業機会の創出

(注1)「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日開議決定)のうち、今後公債が発現すると見込まれるもの。
(注2)「新型コロナウイルス感染症対応の第1弾(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもの。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

Q クリックするとHPに飛びます
（一部、手書きのものを除く）

2020年7月7日時点



抜粋

令和2年度補正予算（第1号）の概要

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費

255,655億円

（1）感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

- 18,097億円**
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）〔1,490億円〕
(PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師への派遣等)
 - ・ 医療機器等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕
 - ・ 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕
 - ・ アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）〔10,000億円〕
※ 緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する事業に充当。

（2）雇用の維持と事業の継続

- 194,905億円**
- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕
※ 上記は一般会計で措置した過労倒黙時間20時間未満の雇用者に係るものであり、20時間以上の雇用者については、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。
 - ・ 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,316億円〕
 - ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕
 - ・ 全国全ての人々への新たな給付金〔128,803億円〕
 - ・ 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕

(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482億円
<ul style="list-style-type: none"> ・ "Go To"キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕 ・ 「新型コロナリババイバル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕 	
(4) 強制な経済構造の構築	9,172億円
<ul style="list-style-type: none"> ・ サプライチェーン対策のための国内投資/促進事業費補助金〔2,200億円〕 ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕 ・ 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕 ・ GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕 ・ 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕 ・ 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕 	
(5) 今後への備え	15,000億円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕 	
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,259億円
補正予算の追加歳出計	256,914億円

令和2年度補正予算（第2号）の概要

1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費

（1）雇用調整助成金の拡充等

※ 上記は労働保険特別会計への繰入や週所定労働時間20時間未満の労働者にかかる事業について、一般会計で措置した額であり、この他、同特別会計で8,576億円を措置している。

（2）資金繰り対応の強化

- ・中小・小規模事業者向けの融資〔88,174億円〕
- ・中堅・大企業向けの融資〔4,521億円〕
- ・資本性資金の活用〔23,692億円〕

-36-

（3）家賃支援給付金の創設

（4）医療提供体制等の強化

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包拠支援交付金〔22,370億円〕
※ うち医療〔16,279億円〕、介護等〔6,091億円〕。
 - ・医療用マスク等の医療機関等への配布〔4,379億円〕
 - ・ワクチン・治療薬の開発等〔2,055億円〕

(注) このほか、令和2年度補正予算（第1号）で措置した新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、学生支援緊急給付金531億円（令和2年5月19日閣議決定）、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価（国庫負担分）159億円（令和2年5月26日閣議決定）を措置。

(5) その他の支援

① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充	47,127億円
② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付	20,000億円
③ 持続化給付金の対応強化	1,365億円
④ その他	19,400億円
・持続化補助金等の拡充 [1,000億円]	6,363億円
・農林漁業者の経営継続補助金の創設 [200億円]	
・文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ [560億円]・自衛隊の感染症拡大防止・対処能力の更なる向上 [63億円]	
・地域公共交通における感染症拡大防止対策 [138億円]・個人向け緊急小口資金等の特例貸付 [2,048億円]	
・教員、学習指導員等の追加配置 [318億円]	・教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進 [502億円]
・学校再開に伴う感染症対策・学習保障等 [421億円]	
・スマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業 [14億円]	
(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000億円
2. 国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等）	963億円
3. 既定経費の減額（譲員歳費）	▲20億円
補正予算の追加歳出計	319,114億円

新型コロナウイルス感染症対応のための一連の経済財政政策の経済効果

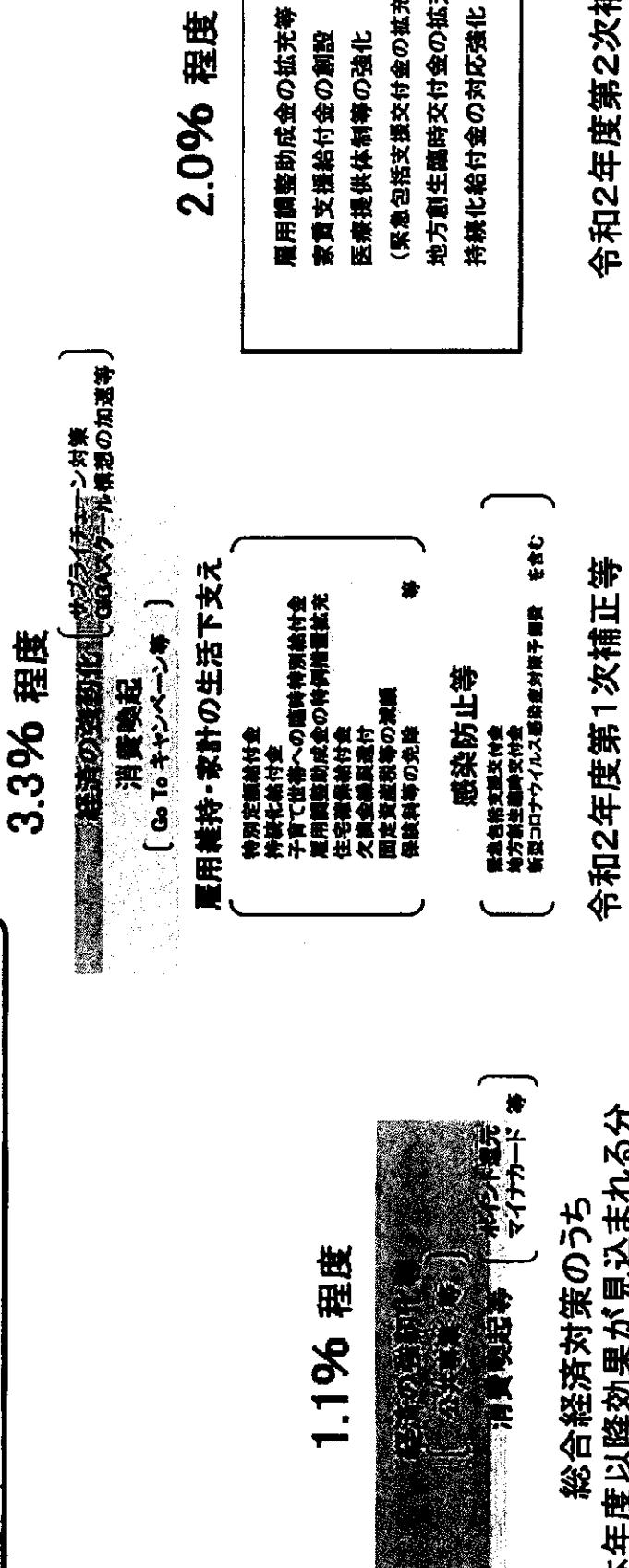
令和2年
6月4日公表

新型コロナウイルス感染症への対応のための一連の経済財政政策は、国民の命と健康、雇用・事業・生活を守り抜き、その後の力強い回復の実現を目指すものであるが、そのうち、支出が直接的に実質GDPを下支え・押上げする効果を取り出すと以下のとおり。

- 緊急経済対策(2020年4月20日)・令和2年度第1次補正予算分
・「総合経済対策」(2019年12月5日)のうち本年度以降効果が見込まれる分 : 1.1%程度
- ・令和2年度第1次補正予算等によって見込まれる分 : 3.3%程度
- 令和2年度第2次補正予算のうち現時点で支出が見込まれる分※ : 2.0%程度

※新型コロナウイルス感染症対策予備費(10兆円)は除く

実質GDP換算の経済効果



主な支援策の実施状況

<雇用調整助成金>

	支給申請件数(件)	支給決定件数(件)		累計 支給決定額(百万円)	累計 支給額(百万円)
		月別	年計		
~5/1	5,119	5,119	522	522	284
5/2～5/8	5,415	10,534	2,565	3,087	774
5/9～5/15	11,058	21,592	6,171	9,258	2,944
5/16～5/22	17,593	39,185	10,177	19,435	5,103
5/23～5/29	33,711	72,896	15,931	35,366	9,262
5/30～6/5	45,772	118,668	24,976	60,342	14,145
6/6～6/12	46,011	164,679	32,274	92,616	23,841
6/13～6/19	52,019	216,698	39,682	132,298	35,994
6/20～6/26	64,768	281,466	47,154	179,452	43,903
					136,251

<持続化給付金>

※6月29日時点。

第1次補正予算で2兆3,176億円、第2次補正予算で1兆9,400億円を措置。

約212万件、約2兆7,900億円を給付済。

<生活福祉資金貸付制度>

※7月1日時点までの速報値としてとりまとめたものであり、件数、金額に変動が生じることがある。
※貸付の決定については、6月27日までに申請があつたものについて7月1日時点で確認したもの。

緊急小口資金	申請件数：496,130件	決定件数：474,892件	決定金額：845.8億円
総合支援資金	申請件数：151,500件	決定件数：125,015件	決定金額：657.1億円

参考資料

第1回目安に関する小委員会における
委員からの追加要望資料

決定初任給（高校卒）の推移

(単位：円)

年度	区分	高校卒			(現業)
		一律	基幹職	差あり	
平成27年度		163,737		167,472	159,382
28年度		164,828		167,370	159,246
29年度		165,977		167,090	159,497
30年度		167,026		168,561	159,417
令和元年度		168,696		170,298	161,058
2年度		171,454		176,967	162,400

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

- (注) 1 調査対象は、東証第1部上場企業と生命保険、新聞、出版でこれに匹敵する大手企業を加えたものである。
 2 令和2年度は仮報値。

地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移

- 3-
[58]

年 度	区 分	最高額 (円)						最低額 (円)						合 計
		23	24	25	26	27	28	29	30	東 京	東 京	東 京	東 京	
①	最高額 (円)	837	850	869	888	907	932	958	985	東 京	東 京	東 京	東 京	1013
	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京
②	最低額 (円)	645	652	664	677	693	714	737	761	島 根	高 知	高 知	沖 縄	790
	岩 手	高 知	島 根	高 知	※ 5	※ 6	鳥 取	宮 崎	鹿 児 島	宮 崎	宮 崎	沖 縄	沖 縄	※ 8
合 計	②/①×100	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3					78.0

※1 青森、岩手、秋田、山形、福島、宮城、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
※2 岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、高知、佐賀、島根、高知、宮崎、鹿児島、沖縄
※3 熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

油繩	冲繩	官嶺	宮嶺	宣嶺	大木	分分	本本	熊本	能知	高知	佐知	鳥取	知	高知	佐知	佐賀	佐賀	田中	秋田	手手	岩告	森森	青森
※3	※2	※1	※6	※7	※8	※9	※10	※11	※12	※13	※14	※15	※16	※17	※18	※19	※20	※21	※22	※23	※24	※25	※26

الطبعة الأولى - طبعات المكتبة العامة - بيروت

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位:円)

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
A ランク	東京	1,175	1,205	1,224
	神奈川	1,201	1,227	1,242
	大阪	1,130	1,155	1,167
	愛知	1,124	1,144	1,156
	埼玉	1,117	1,143	1,156
	千葉	1,127	1,155	1,158
B ランク	京都	1,088	1,108	1,130
	兵庫	1,113	1,148	1,134
	静岡	1,071	1,090	1,093
	滋賀	1,042	1,075	1,094
	茨城	1,041	1,060	1,058
	栃木	1,041	1,085	1,066
	福島	1,019	1,019	1,027
	広島	1,000	1,014	1,031
	長崎	1,018	1,047	1,055
	福岡	1,046	1,076	1,074
	山口	1,020	1,034	1,060
	重慶			
C ランク	群馬	1,035	1,051	1,060
	岡山	1,003	1,015	1,022
	香川	1,017	1,028	1,031
	奈良	1,001	1,008	1,026
	宮城	1,047	1,085	1,068
	福島	1,002	1,026	1,035
	山口	1,010	1,021	1,009
	岐阜	980	1,014	994
	三重	1,025	1,052	1,052
	和歌	986	1,008	997
	山口	1,008	1,023	1,065
	北海道	987	1,003	1,012
	新潟	978	998	995
	徳島	1,024	1,042	1,059
	福島	988	1,017	1,006
	島根	939	970	986
	分野	942	971	964
D ランク	鳥取	970	1,006	991
	愛媛	959	978	1,005
	島根	969	984	986
	媛根	971	983	992
	佐賀	935	964	961
	高崎	941	967	994
	鹿児	914	927	940
	長崎	929	943	957
	大分	954	970	952
	熊本	901	934	910
	宮崎	915	933	937
	鹿児	929	949	948
	佐賀	974	981	999
	沖縄			
	全国	1,059	1,075	1,086

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出しに用いている。
- 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位:円)

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
A ランク	東京	1,111	1,149	1,161
	神奈川	1,132	1,151	1,161
	大阪	1,074	1,098	1,107
	愛知	1,046	1,068	1,073
	埼玉	1,056	1,081	1,089
	千葉	1,070	1,091	1,101
B ランク	京都	1,029	1,051	1,066
	兵庫	1,052	1,083	1,069
	静岡	1,017	1,034	1,036
	滋賀	993	1,024	1,041
	茨城	983	998	1,004
	栃木	982	1,024	1,008
	福島	970	974	979
	長野	947	966	980
	富山	964	985	997
	石川	992	1,019	1,016
	福井	963	978	992
C ランク	群馬	971	991	1,003
	栃木	949	966	965
	埼玉	956	970	972
	千葉	945	956	968
	東京	989	1,025	1,003
	神奈川	953	980	980
	神奈川	954	969	959
	神奈川	939	968	953
	神奈川	969	996	992
	神奈川	937	956	948
	神奈川	955	978	993
	神奈川	949	964	971
	神奈川	933	953	951
	神奈川	958	978	984
	新潟	935	970	955
	新潟	899	927	939
	新潟	899	917	917
D ランク	福島	917	953	934
	福島	917	927	955
	福島	918	929	935
	福島	919	928	935
	福島	896	917	923
	福島	910	926	948
	福島	877	886	898
	福島	887	901	909
	福島	914	922	909
	福島	868	898	879
	福島	880	896	897
	福島	888	904	905
	福島	928	934	954
	全国	1,003	1,020	1,028

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

消費者物価指数の前年(同月)比の推移

(単位 %)

令和元年 (年平均)		0.6
1月		0.2
2月		0.2
3月		0.6
4月		1.0
5月		0.9
6月		0.8
7月		0.6
8月		0.3
9月		0.3
10月		0.3
11月		0.6
12月		0.9

令和2年		
1月		0.8
2月		0.5
3月		0.5
4月		0.1
5月		0.0

資料出所：総務省「消費者物価指数」

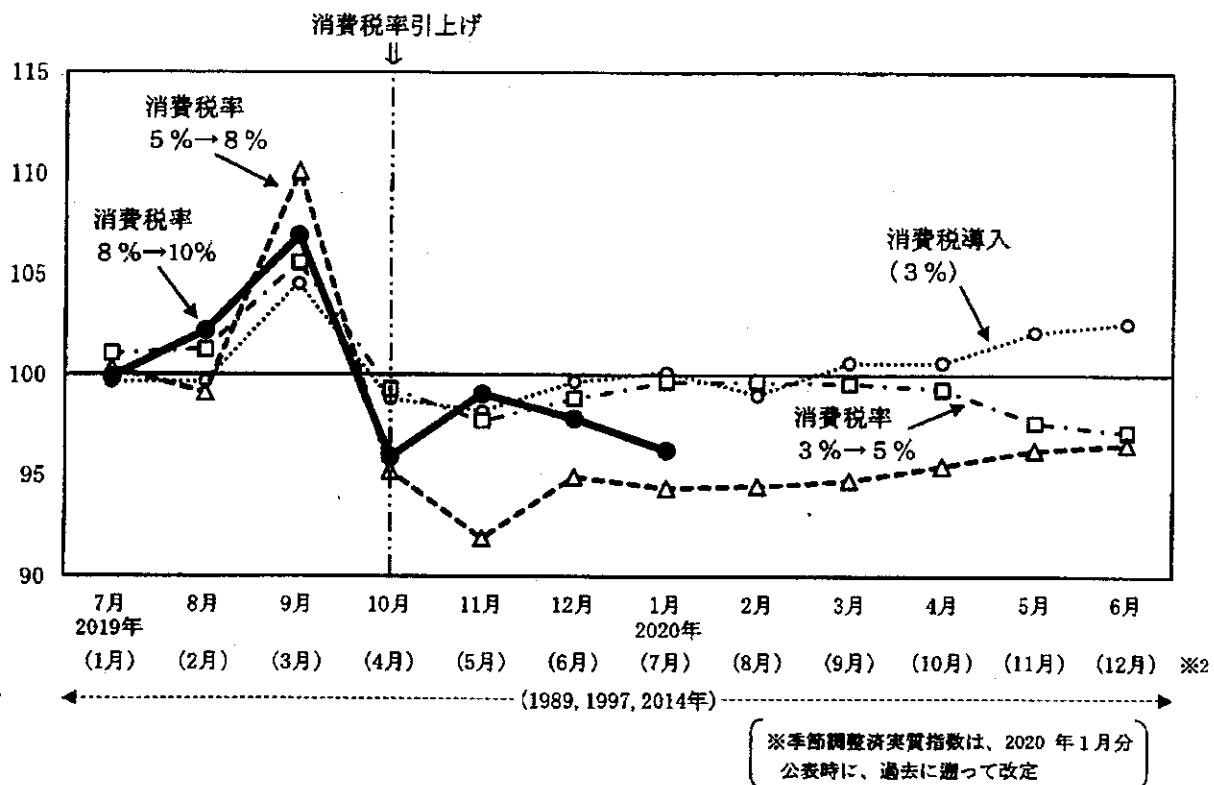
(注)指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いている。

<家計調査>

追加参考図表 1-1

令和2年3月6日
総務省統計局

消費税率引上げ前後における消費支出（季節調整済実質指数^{*1}）の推移



(※1) 各指標の基準とする期間は次のとおり。

「消費税導入(3%)」：1988年平均=100

「消費税率3%→5%」：1996年平均=100

「消費税率5%→8%」：2013年平均=100

「消費税率8%→10%」：2018年7月から2019年6月の1年間の平均=100

(消費税率の引上げ月と基準期間の関係を他の時点と合わせたもの)

なお、「消費税導入(3%)」及び「消費税率3%→5%」は農林漁家世帯を除く結果で、「消費税率5%→8%」及び「消費税率8%→10%」は農林漁家世帯を含む結果になっている。

(※2) 「消費税導入(3%)」、「消費税率3%→5%」及び「消費税率5%→8%」に対応する年月は、括弧書きを参照のこと。

資料：主要項目の季節調整値（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/index2.html>

主要項目の季節調整値（二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む））

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/index.html>

中小企業の生産性向上等に係る支援金

経済産業省関連施策

中小企業生産性革新的事業 **<3600億円>**

(独)中小企業革新機関が複数年にわたり中小企業の生産性向上を総統的に支援。その際、積極的な取組が実施される。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上取組事業 (ものづくり補助金)

(補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2・小規模2/3)

② 小規模事業者持続的成長支援事業 (持続化補助金)

(補助額：～50万円、補助率：2/3)

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)

(補助額：30万～450万円、補助率：1/2)

…バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等への付加価値向上に資するITツール導入を支援

よろず支援拠点等の支援体制の充実 **<42億円(48億円)>** <10億円>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃金改定等に対するため、支援体制を充実。

ものづくり・商業・サービス高精度測量・IT導入事業 **<10億円(50億円)>**

中小企業等が行う生産性向上のための設備投資等を支援。特に、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的に支援。その際、積極的な質上げや被用者確保の効率適用に取り組む事業者は優先的に支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 **<12億円(10億円)>**

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

共同型サービスIT導入支援事業 **<5億円>**

既存の複数のITツールを連携・組み合わせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。またその際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・地域への普及を目指す取組を支援。

AI人材選抜による中小企業問題解決促進事業 **<6億円>**

AIによる専門的知見を持つ人材の育成及び中小企業とのマッチングを支援し、データ分析等を活用した経営課題解決を普及及促進。

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 **<11億円(7億円)>** <13億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる等した中小企業等に対して助成（最低賃金の低い事業場への助成率引き上げや、新コースの創設等）。

働き方改革推進支援助成金 **<73億円(63億円)>**

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援セセンターによる企業活力強化員付

働き方改革推進支援セセンターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化員付

最低賃金の引き上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 **<12,31億円(10,75億円)>**

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。（処遇改善の一環として、労使合意に基づく働き方の見直しを進めための取組を行った場合の助成メニューを追加）

被用者保険の適用拡大に当たっての窓口・専門家活用支援 **<2,6億円>** <0.5億円>

前回の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業 **<0.6億円(0.3億円)>**

助成金の活用事例や生産性向上の好例をまとめた事例集を作成し、簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

日本政策金融公庫の生活衛生費付に係る特別利害適用対象の追加

…事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者を特別利害適用対象に追加

生産性向上推進事業 **<1.3億円(1.2億円)>** <0.8億円>

…生産性向上ガイドライン、マニュアルを活用した個別相談の実施

生活衛生関係営業収益力向上事業 **<0.8億円(0.9億円)>** <0.2億円>

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営やICTに関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和元年度実績(件)
ものづくり商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	1,429(1次公募) 3,267(2次公募)
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	7,308
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	2,464
ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	96件238者(1次公募) 27件63者(2次公募)
業務改善助成金	542
働き方改革推進支援助成金（令和元年度名称：時間外労働等改善助成金） ※ テレワークコースを含む	12,167
キャリアアップ助成金	74,238
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	57,019
人材確保等支援助成金 ※ 人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース	2,241

勤労者世帯における収支の対前年同月実質増減率

(単位 : %)

	2019年(令和元年)												2020年(令和2年)				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	5月	5月	
実収入	1.1	▲ 0.2	3.5	1.1	▲ 2.1	▲ 0.4	▲ 0.5	1.9	▲ 1.9	2.1	1.7	1.5	0.9	0.9	9.8		
可処分所得	1.5	▲ 0.8	3.0	0.9	▲ 2.5	▲ 1.4	0.1	2.7	▲ 1.7	2.3	2.7	0.9	▲ 0.6	13.4			
消費支出	▲ 0.3	1.4	4.8	3.0	1.4	7.7	▲ 5.2	▲ 1.4	▲ 4.1	▲ 4.9	▲ 0.4	▲ 8.1	▲ 10.0	▲ 0.6	15.5		
食料	1.8	▲ 0.7	2.1	▲ 1.3	1.1	1.1	▲ 4.0	0.7	▲ 1.8	▲ 0.1	4.6	▲ 1.6	▲ 5.5	▲ 3.3			
住居	▲ 9.2	15.0	▲ 3.3	21.4	▲ 5.1	10.9	▲ 11.6	0.3	▲ 7.6	1.6	▲ 4.9	9.0	▲ 1.1	▲ 28.2			
光熱・水道	▲ 3.3	6.4	4.7	▲ 2.8	▲ 8.5	▲ 2.5	▲ 4.5	▲ 1.7	▲ 0.5	▲ 6.2	▲ 7.3	0.7	8.8	▲ 7.5			
家具・家事用品	▲ 12.5	22.5	8.5	▲ 7.2	10.2	50.0	▲ 18.6	▲ 9.5	▲ 12.7	▲ 13.3	5.7	▲ 4.6	9.5	▲ 1.4			
衣服及び履物	▲ 4.1	▲ 2.3	3.2	▲ 5.6	3.4	10.8	▲ 8.5	▲ 8.3	▲ 13.8	▲ 4.4	▲ 10.5	▲ 28.2	▲ 55.1	▲ 34.6			
保健医療	2.1	▲ 5.3	14.6	4.4	4.3	21.4	0.1	3.8	8.2	2.9	7.6	▲ 3.8	▲ 3.0	2.6			
交通・通信	8.9	▲ 5.9	11.7	6.7	12.2	16.7	▲ 0.8	3.6	2.5	▲ 12.6	2.0	▲ 8.5	▲ 1.8	▲ 18.5			
教育	▲ 12.0	5.4	▲ 1.7	8.1	▲ 6.2	12.7	▲ 12.4	▲ 24.0	▲ 18.1	▲ 16.6	▲ 11.6	▲ 18.7	▲ 0.3	▲ 17.3			
教養娯楽	5.4	2.7	14.8	6.6	4.8	15.2	▲ 5.6	10.4	▲ 3.7	▲ 7.1	▲ 1.7	▲ 22.1	▲ 29.3	▲ 33.8			
その他の消費支出	0.9	2.0	▲ 0.1	2.9	▲ 5.7	▲ 5.1	▲ 2.0	▲ 7.7	▲ 8.3	▲ 1.1	▲ 1.9	▲ 9.2	▲ 18.4	▲ 18.6			

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 1. 二人以上の世帯のうち、勤労者世帯の数値。

2. 実収入には、勤め先収入(世帯主収入、配偶者の収入及び他の世帯員収入)のほか、事業・内職収入、社会保険給付、財産収入などが含まれる。

3. 可処分所得とは、実収入から非消費支出(税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出)を差し引いた額である。

4. 2019年の対前年同月実質増減率の値は、2018年1月に行った調査で使用する家計簿の改正の影響による変動を調整した変動調整値である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和2年）

連合 第7回（最終）回答集計結果(令和2年7月6日)

連合	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式（1組合当たり単純平均）		
		35歳	30歳	
1,000人以上	268組合 6,282円 (6,495円) 2.08% (2.14%)	31組合 1,545円 (2,033円) 0.46% (0.62%)	29組合 800円 (1,041円) 0.28% (0.38%)	
300～99人	477組合 5,670円 (5,681円) 2.11% (2.11%)	56組合 1,482円 (2,141円) 0.51% (0.76%)	39組合 2,061円 (1,330円) 0.87% (0.54%)	
100～299人	656組合 5,347円 (5,496円) 2.10% (2.19%)	72組合 1,319円 (1,826円) 0.49% (0.68%)	63組合 1,088円 (2,241円) 0.46% (0.94%)	
～99人	557組合 5,236円 (5,271円) 2.17% (2.22%)	78組合 825円 (1,470円) 0.34% (0.60%)	86組合 1,248円 (1,649円) 0.55% (0.73%)	
規模計	1,958組合 6,071円 (6,262円) 2.09% (2.14%)	237組合 1,224円 (1,808円) 0.45% (0.66%)	217組合 1,288円 (1,656円) 0.54% (0.69%)	

(注) 1 ()内の数値は、令和元年7月5日付 第7回（最終）回答集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ペア」と「定界込み」方式があるが、表中は「純ペア」方式の数値である。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終)回答集計結果(令和2年7月6日)

	単純平均	加重平均	
時給	372組合 736,244人	賃上げ額 平均時給	25,18円 (24,23円) 1029.84円 (1004.36円)
月給	126組合 32,857人	賃上げ額 賃上げ率	4,128円 (3,708円) 2.02% (1.81%)

(注) 1 ()内の数値は、令和元年7月5日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和2年5月21日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	
	主要21業種 大手251社	86社 7,297円 (8,310円) 2.17% (2.46%)
(注) 1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。		
2 143社(57.0%)から回答が出ているが、このうち5社は平均金額不明等のため、集計より除外。		
3 ()内の数値は、平成31年4月23日付第1回集計結果。		

経団連(中小企業)第1回集計(令和2年6月12日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	
	17業種 752社	201社 4,471円 (4,764円) 1.72% (1.87%)
(注) 1 原則として従業員数500人未満の企業を対象。		

2 204社(27.1%)から回答が出ているが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ()の数値は、令和元年6月18日付第1回集計結果。

従業者規模別にみた休業者の動向

従業者規模別でみた休業者数(非農林業雇用者)

	(万人)		(%)		
	2020年4月 非農林業 雇用者数	うち休業者	休業者割合	(万人)	(%)
計	5,272	473	9.0	5,279	325
1~4人	347	37	10.7	350	30
5~9人	386	37	9.6	386	22
10~29人	729	64	8.8	713	50
30~99人	878	83	9.5	880	56
100~499人	1,141	94	8.2	1,143	69
500~999人	423	38	9.0	421	26
1,000人以上	1,367	122	8.9	1,387	71

休業者数

	2020年5月				休業者数			
	非農林業 雇用者数	うち休業者	休業者割合	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
計	5,272	325	6.2	133	138	176	473	325
1~4人	347	12	3.4	12	11	9	37	30
5~9人	386	7	1.8	7	8	11	37	22
10~29人	729	20	2.7	20	18	26	64	50
30~99人	878	23	2.6	23	20	30	83	56
100~499人	1,141	26	2.2	31	37	94	69	-2
500~999人	423	9	2.1	11	16	38	26	-2
1,000人以上	1,367	36	2.6	47	122	71	2	2

(前年同月差)

	2020年1月				2020年2月				2020年3月				2020年4月				2020年5月			
	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月																
計	4	1	-2	26	1	1	-2	26	2	1	1	1	4	16	24	347	217	21	26	21
1~4人	4	1	-2	26	1	1	-2	26	2	1	1	1	4	16	24	347	217	21	26	21
5~9人	2	1	-1	14	0	0	-1	14	1	1	1	1	3	5	6	46	37	37	46	37
10~29人	3	1	-2	37	2	2	-4	37	3	5	6	6	3	5	6	46	37	37	46	37
30~99人	3	1	-2	37	2	2	-4	37	3	5	6	6	3	5	6	46	37	37	46	37
100~499人	2	1	-1	14	0	0	-1	14	1	1	1	1	3	5	6	46	37	37	46	37
500~999人	1	1	0	7	0	0	-1	7	1	1	1	1	2	4	5	67	47	47	67	47
1,000人以上	2	1	-1	14	0	0	-1	14	1	1	1	1	2	3	0	27	15	15	27	15

資料出所：総務省「労働力調査(基本集計)」により作成。

(注)計は、官公、從業者規模不詳を除いた数値。

倒産件数(産業別)

	(単位 件)						(単位 %)						
	令和2年						前年同月比						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月		1月	2月	3月	4月	5月	6月
	773	651	740	743	314	780		16.1	10.7	11.8	15.2	-54.8	6.3
農・林・漁・結束	13	8	9	8	7	16		160.0	190.0	28.6	0.0	75.0	166.7
運搬業	119	118	142	111	49	109		5.3	11.3	22.4	-4.3	-55.5	-18.0
製造業	85	66	92	99	52	81		6.3	30.3	12.2	19.3	-34.2	-10.0
卸売業	129	95	110	88	51	102		51.8	28.4	8.9	16.8	-51.0	2.9
小売業	100	85	92	114	48	97		0.0	16.4	-8.1	29.5	-51.0	-3.0
金融・保険業	0	1	4	4	1	8		-100.0	-	300.0	33.3	-50.0	166.7
不動産業	23	17	21	22	5	37		15.0	-19.0	10.6	4.8	-72.2	117.6
運輸業	28	23	11	21	12	22		27.3	35.3	-59.3	40.0	-50.0	-26.7
情報通信業	14	20	40	23	6	30		-85.0	-31.0	48.1	21.1	-81.3	-3.2
サービス業他	262	200	219	253	83	278		31.0	0.5	18.0	17.1	-52.9	24.1

資料出所: 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

新型コロナウイルス関連倒産

(単位 件)						
令和2年						
1月	2月	3月	4月	5月	6月	
-	1	12	71	61	94	

資料出所: 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

倒産件数(都道府県別)

(単位 件)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
北海道	773	651	740	743	314	780
青森	21	16	16	25	10	21
岩手	5	4	10	7	2	3
宮城	3	5	7	3	4	6
秋田	10	9	10	18	6	15
山形	9	3	4	5	0	5
福島	10	2	1	2	1	2
茨城	10	3	16	9	1	12
栃木	13	10	16	9	1	12
群馬	10	6	7	9	2	9
埼玉	8	7	6	13	3	9
千葉	27	30	45	31	7	30
東京都	28	28	22	17	10	14
神奈川	116	128	146	108	40	119
新潟	53	29	34	32	27	41
富山	6	6	12	10	7	5
石川	9	4	10	10	3	8
福井	8	8	4	5	4	7
山梨	5	3	3	4	1	2
長野	8	5	3	9	6	10
岐阜	17	7	14	24	3	8
静岡	18	11	18	24	11	32
愛知	53	36	50	53	16	45
三重	11	9	4	7	3	4
滋賀	6	5	3	10	3	11
京都	27	17	19	20	5	20
大阪	112	96	92	89	44	147
兵庫	35	32	35	43	10	49
奈良	7	7	15	10	3	10
和歌山	0	12	6	7	6	11
鳥取	2	1	1	2	1	2
島根	3	2	1	4	3	3
岡山	10	5	7	6	6	5
広島	11	22	18	23	7	18
山口	6	7	4	7	7	6
徳島	4	2	11	5	4	9
香川	3	7	6	4	4	2
愛媛	2	5	3	5	3	4
高知	5	3	2	6	1	3
福岡	37	22	26	26	11	28
佐賀	4	2	5	2	3	4
長崎	4	6	2	8	3	2
熊本	6	2	8	12	4	12
大分	4	4	4	5	7	5
宮崎	4	6	2	4	2	3
鹿児島	7	4	10	5	7	5
沖縄	1	4	5	2	0	1

前年同月比 (単位 %)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
北海道	16.1	10.7	11.8	15.2	-54.8	6.3
青森	31.3	0.0	-38.5	56.3	-56.5	-10.0
岩手	400.0	33.3	150.0	600.0	-80.0	-50.0
宮城	0.0	-16.7	40.0	200.0	0.0	100.0
秋田	25.0	-35.7	42.8	50.0	-57.1	36.4
山形	900.0	0.0	0.0	150.0	-100.0	150.0
福島	400.0	-33.3	-85.7	0.0	-75.0	-60.0
茨城	400.0	-57.1	28.6	200.0	-80.0	0.0
栃木	16.2	11.1	128.8	-18.2	-83.3	0.0
群馬	11.1	200.0	-36.4	60.0	-71.4	28.6
埼玉	12.5	16.7	-14.3	30.0	-72.7	0.0
千葉	-3.6	36.4	275.0	0.0	-66.7	16.4
東京都	7.7	55.6	-12.0	0.0	-52.4	-33.3
神奈川	-0.9	7.6	15.0	-11.5	-65.2	-19.0
新潟	55.9	-23.7	-26.1	-31.9	-44.9	-4.7
富山	-14.3	-14.3	140.0	25.0	75.0	-54.5
石川	28.6	-50.0	150.0	150.0	-76.9	0.0
福井	-11.1	50.0	-20.0	-18.7	-42.9	0.0
山梨	66.7	300.0	-	250.0	-60.0	0.0
長野	25.0	50.0	-25.0	33.3	-50.0	0.0
岐阜	-27.3	50.0	-62.5	28.6	50.0	233.3
愛知	21.4	-30.0	75.0	118.2	-62.5	-11.1
三重	20.0	-8.3	50.0	41.2	-35.3	128.6
滋賀	15.2	-10.0	19.0	55.9	-64.4	-19.6
京都	175.0	60.0	33.3	-12.5	-50.0	-42.6
大阪	50.0	0.0	-40.0	25.0	-62.5	57.1
兵庫	28.6	-5.6	-5.0	17.6	-68.8	17.6
奈良	19.1	9.1	17.9	-1.1	-60.0	70.9
和歌山	-31.4	28.0	-25.5	16.2	-70.8	0.0
鳥取	16.7	-36.4	114.3	11.1	-62.5	42.9
島根	0.0	140.0	-14.3	16.7	20.0	37.5
岡山	0.0	0.0	-50.0	-50.0	-	-50.0
広島	50.0	100.0	0.0	300.0	-66.7	-57.1
山口	66.7	-16.7	75.0	400.0	-14.3	0.8
徳島	22.2	66.2	26.6	81.7	-22.2	63.6
香川	200.0	250.0	33.3	18.7	-30.0	-14.3
愛媛	-20.0	-33.3	256.7	-37.5	0.0	350.0
高知	0.0	75.0	-33.3	100.0	-20.0	-77.8
福岡	-50.0	66.7	-25.0	-16.7	-33.3	-42.9
佐賀	-	50.0	-66.7	200.0	0.0	50.0
長崎	-7.5	4.8	-18.8	-10.3	-65.0	-3.4
熊本	300.0	-50.0	66.7	-33.3	200.0	300.0
大分	100.0	100.0	-60.0	100.0	0.0	0.0
宮崎	100.0	33.3	-50.0	400.0	40.0	-10.7
鹿児島	-22.2	100.0	25.0	-16.7	133.3	-16.7
沖縄	-75.0	0.0	66.7	-50.0	-100.0	-80.0

資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

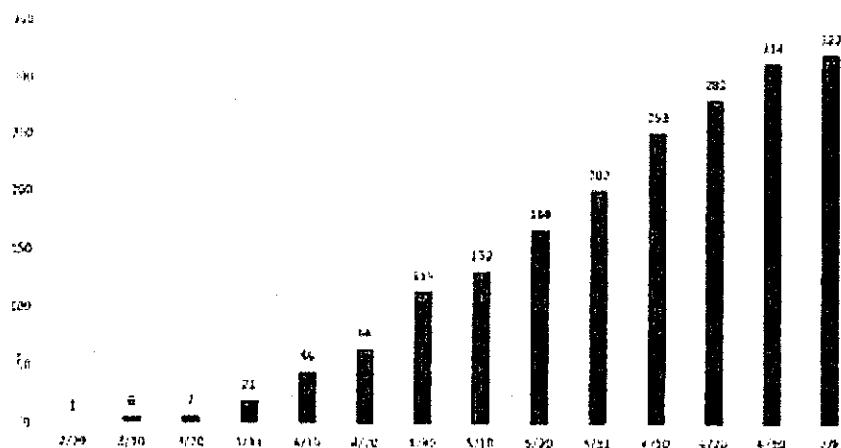
倒産件数(産業別)

	(単位 件)						(単位 %)						
	令和2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	前年同月比	1月	2月	3月	4月	5月
計	713	634	744	768	288	806		2.7	2.3	14.3	16.4	-55.6	6.8
建設業	119	107	134	124	36	114		5.3	4.9	25.2	10.7	-65.0	-23.0
製造業	69	74	92	78	32	87		-5.5	8.8	31.4	2.6	-56.2	1.2
卸売業	122	89	113	98	53	105		19.6	-9.8	-0.9	15.1	-45.9	25.0
小売業	173	162	161	180	60	193		0.5	6.3	15.0	27.5	-57.1	19.9
運輸・通信業	31	23	20	22	14	22		14.8	4.5	-25.9	37.5	-36.4	-8.3
サービス業	156	147	176	183	67	205		-12.8	-2.0	18.2	10.2	-58.4	22.8
不動産業	18	15	19	16	5	35		-6.3	-21.1	11.8	-23.8	-73.7	75.0
その他	25	33	30	46	15	45		8.7	37.6	2.1	84.0	-16.7	2.3

資料出所: 帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

新型コロナウイルス関連倒産

(発生時期分布 7月8日16時時点)



資料出所: 帝国データバンク「新型コロナウイルス関連倒産」より作成。

(注)事業停止後に法的整理に移行した場合は法的整理日でカウント。

倒産件数(都道府県別)

(単位 件)

(単位 %)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	713	634	744	758	288	806
北海道	21	16	12	24	9	26
青森	5	2	12	4	1	6
岩手	4	8	4	5	3	6
宮城	12	5	13	17	5	11
秋田	8	3	5	5	1	5
山形	8	1	3	1	1	6
福島	9	2	10	6	3	7
茨城	11	8	20	10	0	10
栃木	11	9	11	8	1	14
群馬	6	9	6	14	2	8
埼玉	29	22	44	32	8	31
千葉	24	27	21	17	12	13
東京	115	126	131	115	46	105
神奈川	58	32	35	39	21	48
新潟	6	6	10	13	3	6
富山	6	3	8	11	2	8
石川	7	4	5	4	8	9
福井	6	8	4	7	0	6
山梨	3	4	3	1	2	1
長野	9	6	3	11	5	14
岐阜	15	8	10	21	2	8
静岡	20	14	17	23	13	32
愛知	43	43	50	50	16	47
三重	8	10	11	9	3	10
滋賀	4	7	5	11	0	11
京都	25	14	22	19	5	18
大阪	101	88	98	92	28	163
兵庫	37	32	35	51	8	49
奈良	6	8	14	14	5	8
和歌山	3	9	8	7	6	6
鳥取	0	1	2	2	2	2
島根	4	2	2	3	2	3
岡山	8	4	5	8	8	5
広島	7	19	15	21	7	19
山口	6	8	2	7	5	3
徳島	4	6	7	5	4	9
香川	4	4	5	4	4	2
愛媛	3	2	4	4	2	4
高知	4	2	2	6	1	5
福岡	25	28	33	25	13	32
佐賀	2	2	5	1	5	3
長崎	3	7	3	8	3	2
熊本	6	2	7	11	4	13
大分	5	2	6	4	6	5
宮崎	4	0	2	4	1	4
鹿児島	7	3	11	5	6	4
沖縄	3	2	3	1	0	1

	前年同月比					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	2.7	2.3	14.3	16.4	-55.5	9.6
北海道	31.3	-11.1	-55.6	41.2	-55.0	13.0
青森	150.0	0.0	300.0	0.0	-83.3	-25.0
岩手	0.0	14.3	-20.0	400.0	-25.0	100.0
宮城	33.3	-61.5	62.5	54.5	-50.0	10.0
秋田	300.0	50.0	250	150.0	-83.3	150.0
山形	300.0	-75.0	-50.0	-66.7	-50.0	-16.7
福島	350.0	-71.4	11.1	100.0	0.0	40.0
茨城	-25.7	60.0	100.0	-23.1	-100.0	0.0
栃木	-8.3	350.0	10.0	60.0	-87.5	75.0
群馬	-14.3	125.0	-53.8	400	-77.8	-11.1
埼玉	0.0	-8.3	175.0	14.3	-55.6	14.8
千葉	20.0	50.0	-4.5	0.0	-40.0	-31.6
東京	-6.6	4.1	15.9	-2.5	-60.7	-21.6
神奈川	21.7	10.3	-31.4	-22.0	-44.7	-9.4
新潟	50.0	50.0	25.0	110.7	-57.1	-14.3
富山	-50.0	-57.1	186.7	120.0	-90.0	60.0
石川	-22.2	-33.3	0.0	-33.3	100.0	12.5
福井	50.0	300.0	-	133.3	-100.0	20.0
山梨	-25.0	300.0	-25.0	-56.7	0.0	-50.0
長野	12.5	-14.3	-57.1	37.5	400.0	800.0
岐阜	7.1	14.3	100.0	40.0	-80.0	14.3
静岡	42.9	-36.4	21.4	27.8	-38.1	88.2
愛知	-2.3	-2.3	35.1	31.6	-67.3	-26.6
三重	0.0	-8.1	37.5	12.5	-72.7	-16.7
滋賀	-20.0	40.0	0.0	57.1	-100.0	83.3
京都	19.0	-26.3	15.8	18.8	-88.8	5.9
大阪	11.0	-5.4	28.9	-1.1	-73.6	98.8
兵庫	-24.5	-3.0	-28.5	54.5	-77.1	2.1
奈良	0.0	-11.1	75.0	40.0	25.0	-20.0
和歌山	-72.7	125.0	14.3	16.7	50.0	-14.3
鳥取	-	-56.7	0.0	-33.3	-	-60.0
島根	100.0	0.0	-	0.0	-75.0	-50.0
岡山	0.0	-20.0	25.0	700.0	-14.3	0.0
広島	-50.0	-5.0	7.1	40.0	-30.0	8.8
山口	20.0	330.0	0.0	-12.5	-28.6	-62.5
徳島	-20.0	500.0	133.3	-37.5	300.0	350.0
香川	300.0	-20.0	0.0	100.0	-33.3	-77.8
愛媛	-50.0	-60.0	33.3	0.0	-50.0	-42.9
高知	-	-50.0	0.0	50.0	-	0.0
福岡	-32.4	33.3	-5.7	0.0	-55.2	48.5
佐賀	100.0	-50.0	150.0	0.0	150.0	50.0
長崎	-25.0	250.0	0.0	200.0	50.0	-50.0
熊本	50.0	0.0	40.0	83.3	-20.0	160.0
大分	400.0	0.0	-14.3	100.0	200.0	25.0
宮崎	300.0	500.0	0.0	100.0	0.0	-20.0
鹿児島	-36.4	-40.0	57.1	0.0	50.0	-20.0
沖縄	200.0	-66.7	0.0	-66.7	-100.0	-95.7

資料出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について

(7月3日現在集計分)

7月3日現在、雇用調整の可能性がある事業所数は57,336事業所、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数は32,348人となりました。

また、前週からの増加分は雇用調整の可能性がある事業所数が8,316事業所、解雇等見込み労働者数は4,175人となりました。

新型コロナウイルスに係る雇用調整（※1）		
	雇用調整の可能性がある事業所数（※2）	解雇等見込み労働者数（※3）
全国	57,336事業所 (+8,316事業所) (※4)	32,348人 (+4,175人) (※4)

解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数(5月25日からの集計)（※1）（※5）	
全国	11,798人 (+2,789人) (※4)

(※1)都道府県労働局の聞き取りや公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に把握した数字であり、網羅的なものではない。

(※2)「雇用調整の可能性がある事業所」は、都道府県労働局及びハローワークに対して休業に関する相談のあった事業所(当面休業を念頭に置きつつも、不透明な経済情勢が続ければ解雇等も検討する意向の事業所も含む。)

(※3)「解雇等見込み」は、都道府県労働局及びハローワークに対して相談のあった事業所等において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。

(※4)括弧内は前週からの増加分である。

(※5)非正規雇用労働者(正規雇用労働者以外の、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)の解雇等見込み数は、5月25日より把握開始しており、解雇等見込み労働者総数の内訳になっているものではない。

業種別にみた解雇等見込み労働者数、雇用調整の可能性がある事業所数(数の大きな上位10業種を記載)

	雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数(人)		
1	製造業	11,091 (+1,103)	宿泊業	5,966 (+353、うち非正規64)
2	飲食業	8,313 (+988)	製造業	5,272 (+1,139、うち非正規713)
3	小売業	5,939 (+932)	飲食業	4,408 (+214、うち非正規166)
4	サービス業	4,893 (+810)	労働者派遣業	2,810 (+381、うち非正規379)
5	宿泊業	3,142 (+310)	小売業	2,579 (+316、うち非正規37)
6	建設業	2,920 (+482)	道路旅客運送業	2,499 (+37、うち非正規0)
7	理容業	2,654 (+465)	サービス業	1,987 (+227、うち非正規47)
8	卸売業	2,639 (+563)	卸売業	1,495 (+815、うち非正規744)
9	医療、福祉	2,426 (+468)	娯楽業	1,483 (+53、うち非正規28)
10	運輸業	1,746 (+241)	物品販賣業	741 (+534、うち非正規534)
全体	57,336 (+8,316)		32,348 (+4,175、うち非正規2,789)	

※業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではないことに留意が必要。なお、括弧内は前週からの増加分である。

都道府県別集計結果(累積)「新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況」

		雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数(人)
1	北海道	5,321	1,377
2	青森	1,061	732
3	岩手	1,837	336
4	宮城	1,127	523
5	秋田	170	648
6	山形	1,844	282
7	福島	1,060	717
8	茨城	446	365
9	栃木	1,369	298
10	群馬	1,519	314
11	埼玉	1,631	226
12	千葉	3,213	844
13	東京	10,758	5,559
14	神奈川	1,550	913
15	新潟	539	731
16	富山	680	518
17	石川	2,202	460
18	福井	1,443	254
19	山梨	300	169
20	長野	1,191	933
21	岐阜	919	1,278
22	静岡	2,001	725
23	愛知	861	1,232
24	三重	1,403	333
25	滋賀	1,178	347
26	京都	828	529
27	大阪	989	3,546
28	兵庫	944	1,021
29	奈良	109	363
30	和歌山	266	167
31	鳥取	1,224	158
32	島根	617	267
33	岡山	1,174	381
34	広島	801	691
35	山口	470	400
36	徳島	361	44
37	香川	296	176
38	愛媛	243	335
39	高知	1,119	56
40	福岡	243	1,023
41	佐賀	175	369
42	長崎	122	627
43	熊本	131	333
44	大分	132	281
45	宮崎	855	421
46	鹿児島	521	412
47	沖縄	93	634
	合計	57,336	32,348

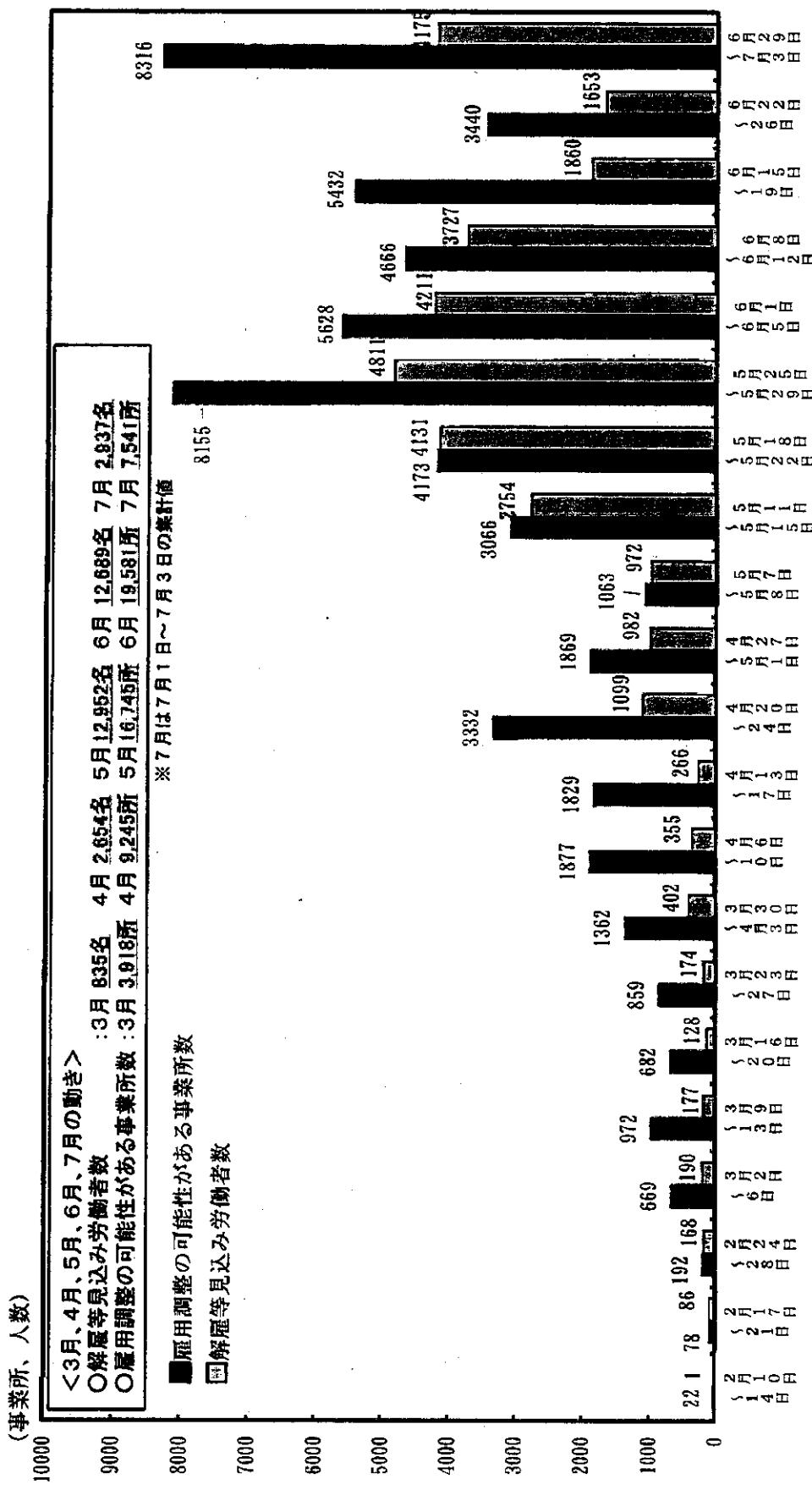
都道府県労働局を通じて把握している情報（新型コロナウイルス感染症関係）（7月3日（金）時点）

- 「解雇等見込み労働者数（累計）」は、32,348名となつており、4月後半から増加幅が拡大傾向。

※ 解雇等見込みは、解雇・雇止めの予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされた者も含まれている。

- 「雇用調整の可能性がある事業所数（累計）」は、57,336事業所となつており、4月初旬から増加幅が拡大傾向。

※ 労働局及びハローワークに対して具体的に休業等に関する相談のあつた事業所数。
 ※（当面休業を念頭に置きつつ、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。）



賃金構造基本統計調査特別集計による産業別未満率及び影響率

(単位: %)

	未満率	影響率
調査対象産業計	1.2	4.3
鉱業、採石業、砂利採取業	0.4	1.0
建設業	0.5	1.3
製造業	1.1	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.4
情報通信業	0.4	1.1
運輸業、郵便業	1.0	3.8
卸売業、小売業	1.8	7.6
金融業、保険業	0.4	1.0
不動産業、物品賃貸業	1.7	6.4
学術研究、専門・技術サービス業	0.3	0.8
宿泊業、飲食サービス業	2.6	10.2
生活関連サービス業、娯楽業	2.0	7.1
教育、学習支援業	1.0	2.8
医療、福祉	0.5	1.9
複合サービス事業	0.4	1.4
サービス業(他に分類されないもの)	1.8	6.0

(資料出所)厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)未満率、影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

賃金構造基本統計調査特別集計による産業別未満率及び影響率(企業規模別)

未満率

(単位:%)

	企業規模計	1000人以上	100~999人	10~99人	5~9人
調査対象産業計	1.2	0.8	0.9	1.8	2.1
鉱業、採石業、砂利採取業	0.4	0.0	0.6	0.4	0.8
建設業	0.5	0.0	0.1	0.7	0.8
製造業	1.1	0.2	0.5	2.4	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.0	0.0	0.6	1.4
情報通信業	0.4	0.7	0.1	0.3	0.9
運輸業、郵便業	1.0	0.6	1.2	1.4	1.0
卸売業、小売業	1.8	1.3	1.5	2.9	2.7
金融業、保険業	0.4	0.5	0.2	0.3	1.3
不動産業、物品販賣業	1.7	2.5	1.1	1.0	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	0.3	0.0	0.3	0.5	0.8
宿泊業、飲食サービス業	2.6	2.2	1.9	3.3	6.7
生活関連サービス業、娯楽業	2.0	1.5	1.5	2.6	3.9
教育、学習支援業	1.0	0.8	0.9	1.1	4.4
医療、福祉	0.5	0.2	0.3	1.0	0.9
複合サービス事業	0.4	0.3	0.5	0.3	2.0
サービス業(他に分類されないもの)	1.8	0.7	2.6	2.4	1.8

影響率

(単位:%)

	企業規模計	1000人以上	100~999人	10~99人	5~9人
調査対象産業計	4.3	3.2	3.3	6.4	7.6
鉱業、採石業、砂利採取業	1.0	0.0	0.9	1.0	2.7
建設業	1.3	0.2	0.8	1.5	3.1
製造業	3.6	0.6	2.2	7.9	10.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.4	0.2	1.5	1.3	1.7
情報通信業	1.1	2.0	0.4	0.9	1.6
運輸業、郵便業	3.8	2.6	4.4	4.2	5.3
卸売業、小売業	7.6	8.2	5.1	12.0	11.3
金融業、保険業	1.0	1.1	0.6	1.2	3.0
不動産業、物品販賣業	6.4	9.5	4.2	4.0	4.4
学術研究、専門・技術サービス業	0.8	0.2	0.9	1.3	1.4
宿泊業、飲食サービス業	10.2	9.0	8.0	12.7	22.8
生活関連サービス業、娯楽業	7.1	5.5	5.5	9.3	14.1
教育、学習支援業	2.8	1.9	2.6	3.3	13.3
医療、福祉	1.9	0.8	1.3	3.3	3.6
複合サービス事業	1.4	1.2	1.8	1.9	3.3
サービス業(他に分類されないもの)	6.0	3.4	7.5	7.4	5.9

(資料出所)厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)未満率、影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

政府から経済界への雇用維持等に関する要請書

○令和2年3月5日、6日

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書
(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会长 ほか

○令和2年3月 27 日

新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮に関する要請書
(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会 ほか

○令和2年4月 10 日

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組みに関する要請書

(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会长 ほか

○令和2年5月 26 日

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書

(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会长 ほか

○令和2年7月 7日、8日

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書
(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会长 ほか

令和2年3月5日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域では小規模の患者クラスター（集団）が把握されている状態になっています。現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではありませんが、経済的には海外からの観光客の減少に加え、製造業のサプライチェーンに与える影響を懸念する声や、各種イベントの中止、外出自粛により国内の消費活動が短期的に下押しされ、こうした状況が長引けばより厳しい状況になることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省として事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じるとともに、そうした内容を踏まえた各種支援のご案内に係るリーフレットを労働局等を通じて周知しているところです。また、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に向けた新たな助成制度を創設したところです。

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、発熱などの風邪の症状があるときは、会社を休んでいただくよう、従業員の方々が休みやすい環境整備に協力していただくとともに、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省においては、特別相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata) をご参照いただきますようお願いいたします。

- 一 今般、雇用調整助成金の特例の対象となる事業主を、新型コロナウイルスの感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大するとともに、北海道のように緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域に対しては生産指標要件の更なる緩和、助

成率の引上げ等の措置を行うこととしております。

こうした特例措置を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

二 職を失った方を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。

三 新卒の内定者の取扱いについて、特段のご配慮をいただくとともに、2020年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会の実施などの十分な情報発信を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。

四 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、特段の配慮をお願いいたします。

五 健康の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。

六 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用労働者か非正規雇用労働者か否かを問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設しましたので、取組への御協力をいただきますようお願いいたします。

厚生労働大臣

加藤勝信

令和2年3月27日

日本商工会議所 殿

新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

3月6日に新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請をしたところではございますが、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等については、その解雇・雇止め等やそれに伴う社員寮等の退去により、生活の基盤を失うおそれがあります。

つきましては、下記の事項につきまして、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

記

一 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、以下の点を十分に踏まえ、対応をお願いいたします。外国人労働者についても同様の配慮をお願いいたします。

さらに、新卒者を雇い入れようとする企業におかれでは、年度末から新年度初めにおける内定者の内定取消しや、入職時期を延期していた内定者の内定取消しの防止のために最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じていただくとともに、やむを得ない場合においても、対象者の就職先の確保についての最大限の努力や、対象者からの補償等の要求には誠意を持って対応いただくようお願いいたします。

なお、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じています。

※ 労働者の解雇や雇止め、内定取消しに当たっては、以下の点に留意が必要です。

- ・ 労働者の解雇について、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とされていること（労働契約法第16条）。特に、期間の定めのある労働契約（有期労働契約）については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができないこととされていること（労働契約法第17条）。採用内定者についても、労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効とされること。
- ・ 有期契約労働者から、労働契約の更新の申込みがあった場合、その労働者の雇止めについては、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、解雇と同様に、使用者が雇止めをすることが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、これまでと同一の労働条件で、その申込みを承諾したものとみなされること（労働契約法第19条）。
 - ① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの
 - ② 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの

※ やむを得ず解雇、雇止めを行う場合は、労働基準法や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号）に規定された措置を講じる必要があることにも留意してください。

※ 今般、雇用調整助成金の特例の対象となる事業主を、新型コロナウイルスの感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大するとともに、地方公共団体の長が、一定期間、住民・企業の活動の自粛を要請する旨の宣言を発出している地域（現時点では北海道）は、その期間中、生産指標要件の更なる緩和、助成率の引上げ等の措置を行ったところです。

二 また、派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれでは、年度末を迎えるに当たっての労働者派遣契約の解除や不更新は、派遣労働者の雇用の不安定化に直結するものであることに十分ご留意いただき、安易な解除や不更新をお控えいただくとともに、やむを得ない場合においても、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図っていただくなど、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るため、特

段の配慮をお願いいたします。

※ 労働者派遣契約の解除に当たっては、以下の点に留意が必要です。

- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

（労働者派遣契約の解除に当たつて講すべき措置）

第 29 条の 2 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その者の都合による労働者派遣契約の解除に当たつては、当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業の機会の確保、労働者派遣をする事業主による当該派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担その他の当該派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければならない。

- ・ 派遣先が講すべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）

第 2 派遣先が講すべき措置

6 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(3) 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

三 やむを得ず雇止め、解雇等をしようとする場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

坂 口 卓

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官

定 塚 由 美 子

令和2年4月10日

全国中小企業団体中央会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮
及び感染拡大防止に向けた取組みに関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、都市部を中心に感染者が急増し、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が東京都をはじめ7都府県に対して出されました。また、内外経済に甚大な影響をもたらしており、我が国経済は厳しい状況に置かれています。

事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援する必要があり、厚生労働省としてはこれまで、被保険者期間が6ヶ月未満の労働者も対象にするなど雇用調整助成金の特例措置等を実施し、また貴団体に対しても雇用維持等に対する配慮の要請を行ってきたところですが、こうした状況を踏まえ、政府としては4月7日に緊急経済対策を取りまとめたところです。緊急経済対策では、国民生活にとって最も重要な雇用の維持に引き続き全力を挙げて取り組むこととしており、雇用調整助成金については、緊急対応期間において解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充、制度を利用する事業者の利便のため、残業相殺の停止、至急迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化を行うこととしております。

また、爆発的な感染の拡大を防ぐために、可能な限りの外出自粛等が求められており、テレワークの活用など職場においても感染拡大防止に向けた取組が求められています。

つきましては、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。

厚生労働省においては、特別労働相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata) をご参照いただきますようお願いいたします。

- ー 雇用調整助成金の特例措置等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の

戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

- 二 職を失った方の再就職を促進するためにも求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。
- 三 2019 年度卒業者等のうち入職時期の縦下げをしていた内定者については、できるだけ早期の入職日を確定させるなど、特段のご配慮をいただくとともに、対象となつた方からの補償等の要求には誠意を持ったご対応をお願いいたします。
- 四 2020 年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。
- 五 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。また、外国人労働者についても、日本人と同様の配慮をお願いいたします。
- 六 今般の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止などを行う場合でも、可能な限り、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益の回避に努めていただくようお願いいたします。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請などがなされた場合でも、一律に労働基準法第 26 条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意ください。
- 七 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、解雇・雇止めや安易な労働者派遣契約の解除や不更新はお控えいただく等、特段の配慮をお願いいたします。やむを得ず雇止め、解雇等をしようとする場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者が離職後も引き続き一定期間入居できるよう、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。
- 八 労働者が新型コロナウイルス感染症の陽性者等になったことをもって解雇・雇止めを行うことのないようお願いいたします。また、新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等を理由とするいじめ・嫌がらせが行われることのないよう、本年 6 月から職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が施行されることも踏まえ、労働者に周知・啓

発する、適切な相談対応を行うなど、必要な対応を徹底していただくようお願いします。

九 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用労働者か非正規雇用労働者かを問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を創設しましたが、対象期間を6月30日まで延長しました。従業員が安心して子どもの世話を専念できるよう、有給の休暇制度導入をお願いいたします。

十 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、従業員の感染の予防にむけた取組等を行っていただきますようお願いいたします。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に十分な配慮をしていただくようお願いいたします。

厚生労働大臣

加藤勝信

令和2年5月26日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国を対象として発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が昨日全ての都道府県で解除される等、経済活動が再開しつつありますが、引き続き内外経済や雇用情勢への影響が懸念されるところであり、特に、派遣労働者については、今後、労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える方が多くなると考えております。したがって、緊急事態宣言解除後も派遣労働者の雇用を維持するためには、派遣労働者を受け入れている派遣先企業の御協力が不可欠な状況になっていると認識しております。

派遣労働者の雇用の維持を図るため、貴団体におかれでは、下記の事項について、積極的な御対応をいただくよう、会員企業への周知及び働きかけをお願い申し上げます。

記

- 一 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれでは、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、企業活動の円滑な再開に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第138号)に基づき、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- 三 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

厚生労働大臣
加藤勝信

令和2年7月8日

日本商工会議所会頭 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国を対象として発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県で解除される等、経済活動が再開しつつありますが、引き続き内外経済や雇用情勢への影響が懸念されており、今後段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく中で、新しい生活様式・スマートライフを定着させ、感染拡大防止と経済再生の両立を図っていくことが必要です。

特に雇用への影響は、感染の状況よりも遅れて見えてくるため、足下の状況だけでなく今後の推移もよく見極めた上で、対応していくことが必要です。

これまで、厚生労働省におきましては、事業主の皆様の雇用維持の努力を強力に支援するため、雇用調整助成金につきまして、助成率の引上げや支給要件の緩和、申請に係る負担の軽減等の特例措置、労働局の体制強化による支給の迅速化等に取り組むとともに、非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する相談支援体制の強化等、解雇や雇止めにあつた方等の就職支援についても拡充を図って参りました。こうした支援策については、厚生労働省 HP やハローワーク等における周知とともに、貴団体への累次の要請を通じて周知啓発へのご協力をいただいたところです。

先般成立した第二次補正予算では、雇用を守るための更なる支援として、雇用調整助成金の支給上限額の日額 15,000 円への引上げや解雇等を行っていない中小企業への助成率の 10/10 への一律の引上げ、労働者個人が直接申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設、就職支援の強化、離職等により住まいを失うおそれのある方への住まい確保支援、小学校休業等対応助成金の拡充などを盛り込んでおります。

貴団体におかれましては、経済活動が再開する中においても依然として厳しい状況にある事業主の方に、こうした支援策を最大限ご活用いただき、労働者の雇用の維持等が引き続き図られるよう、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。併せて、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気の徹底など密集、密接、密閉の三密を避けた職場環境づくりやテレワーク、時差出勤の活用など労働者の労務管理への配慮をお願い申し上げます。

また、労働者が業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災請求について勧奨していただくとともに、労災請求手続きに御協力いただきますよう、併せてお願ひ申し上げます。

厚生労働省においては、特別労働相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata) をご参照いただきますようお願ひいたします。

一 新入社員、学生アルバイトをはじめとする労働者の生活を守るため、雇用形態にかかわらず雇用を維持していただくことは非常に重要です。従業員の休業手当をしっかりと払っていただき、雇用維持に努めていただきますようお願いいたします。なお、政府としては、雇用調整助成金の上限額を日額1万5千円に引き上げ、解雇等を行っていない中小企業への助成率を一律に10分の10へ引き上げるとともに、出向期間要件を緩和するなど更なる拡充を実施しています。教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算され、新入社員に将来の戦力となるべく教育訓練を実施した場合などにも活用できます。

また、事務処理体制や資金繰り等の面から休業手当を支払えない中小企業の労働者の生活の安定も非常に重要です。なお、政府としては、これらの労働者が自ら申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度を創設しました。この制度では労働者から申請があった際は事業主にご記載いただく部分があります。従業員から申請があったときは適切にご対応いただきますようお願いいたします。

こうした雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、学生アルバイトの方などの雇用保険の被保険者ではない方も対象としています。

二 職を失った方を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。

三 2020年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。

四 有期契約労働者、パートタイム労働者等の雇用の安定とその保護を図るため、解雇、雇止めはお控えいただくなど特段のご配慮をお願いいたします。なお、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、労働契約が継続している間の休業であれば、雇用保険の被保険者でない方も含め、これらの有期契約労働者、パートタイム労働者等も対象となります。

五 派遣労働者を受け入れている企業におかれでは、安易な労働者派遣契約の解除、不更新をお控えいただくとともに、企業活動の円滑な再開に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図っていただくようお願いいたします。その際、外国人労働者について、日本人と同様の対応が図られるようお願いいたします。なお、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、労働契約が継続している間の休業であれば、雇用保険の被保険者でない方も含め、これらの派遣労働者、外国人労働者も対象となります。

六 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段のご配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますようお願いいたします。

七 労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないようにするためにも、住居の確保は非常に重要であり、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間入居できるようできる限りのご配慮をお願いいたします。なお、雇用契約を解消した際に社員寮に引き続き居住できるよう、定期借家契約に切り替えることで生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金を活用することができます。

八 子どもの世話や、家族の介護が必要な労働者が仕事と家庭を両立し、必要な場合に安心して休むことができるよう、有給の休暇制度の導入をお願いします。なお、政府としても、小学校等が臨時休業した場合等に子の保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主への小学校休業等対応助成金の日額上限を15,000円に引き上げるとともに、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇制度を取得させた事業主への助成制度を創設しています。

九 妊娠中の女性労働者が安心して出産を迎えることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を、医師等の指導に基づき適切に講じていただくようお願いいたします。また、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。なお、政府としても、この措置により休業が必要な妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度を創設しています。

十 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、テレワークを積極的に活用いただきますようお願いいたします。なお、政府としても、テレワークの導入等のための支援として、テレワーク用通信機器の導入等に係る費用の助成やテレワーク相談センターにおける相談支援等を行っております。

十一 職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気の徹底など密集・密接・密閉の三密を避けた職場環境づくりや時差出勤の活用など労働者の労務管理への配慮をお願いいたします。また、労働者が業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災請求を勧奨していただくとともに、労災請求手続きに御協力いただくようお願いいたします。

厚生労働大臣
加藤勝信

令和2年7月15日（水）13:00～
於 労働委員会会館 講堂（7階）

第3回目安に関する小委員会配付資料

参考資料 第2回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料

～以上～

参考資料

第2回目安に關する小委員会における
委員からの追加要望資料

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議の開催について

令和2年3月30日
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
経済産業大臣
申合せ

1 趣旨

労務費等の価格転嫁に関し、下請中小企業振興法（昭和45年法律145号）第3条に規定する振興基準の遵守等個社による自主行動宣言を通じ、発注側たる大企業と受注側たる中小企業の協議を促進するとともに、サプライチェーン全体の生産性向上等の取組を推進し、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するため、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成員

- (1) 会議の構成員は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣のほか、内閣官房副長官（政務）、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済界の代表者及び労働界の代表者とする。
- (2) 会議は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣が共同で主宰する。
- (3) 会議には、必要に応じ、他の国務大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

会議の庶務は、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）及び中小企業庁において共同して処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主宰者が定める。

第1回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和2年5月18日）

出席者一覧

主宰 西村康稔 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
主宰 梶山弘志 経済産業大臣
構成員 加藤勝信 厚生労働大臣
同 伊東良孝 農林水産副大臣（代理出席）
同 御法川信英 国土交通副大臣（代理出席）
同 中西宏明 日本経済団体連合会会長
同 三村明夫 日本商工会議所会頭
同 神津里季生 日本労働組合総連合会会長

※議事要旨を基に事務局作成

パートナーシップの現状と課題

令和2年5月
内閣府・中小企業庁

新型コロナウイルス感染症下におけるパートナー・シップの重要性

- 感染症の影響を防ぐことを目的とした事業者連携協議会が、大企業とのパートナー・シップの必要性を強調している。
- 他の企業との連携活動を始め、現状経済を成長させるため、感染症対応支援を後押ししていく。
- 感染症の影響をもたらす企業との連携活動を開始していきたい。

大企業の協力による中小企業の弱みの補完

取引環境の悪化

過去も、景気が悪化した際に、「取引条件のしわ寄せ」が強まった。

・大企業も業況が悪化する中、下請事業者への取引上の配慮に取り組む企業も存在。

・他方で、大企業による「取引条件のしわ寄せ」の動きも出現。

テレワークの遅れ

事業継続には、中小企業のIT実装が不可欠。

・中小企業ではテレワークの導入が進まず。
※感染症拡大を防ぐため「在宅勤務・リモートワーク」を実施した企業
大企業：83%、中小企業：51%
（「第4回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」東京商工リサーチ）

・取引先から「紙ベースでの発注」が残り、電子文書による取引（EDI）の導入もこれから。

連携による新たな動き

オープノイノベーションにより、感染症克服の必要物資を製造・開発。

・人工呼吸器メーカー（中小企業）が大手自動車メーカーTier1企業と連携し、量産化。

・大学、メガネフレームメーカーと町工場が連携し、フルフェイスシールドを開発。

・事業再開までの期間限定で、観光・飲食業の従業員を警備会社が雇用。

地域を支える中小企業

コミュニティ機能の維持のため、中小企業が活躍。

・学校休校を受け、商店街で「キッズステーション」（託児施設）を設置。

・小規模飲食店向けにモバイルオーダーサービスシステムを開発。

・事業再開までの期間限定で、観光・飲食業の従業員を警備会社が雇用。

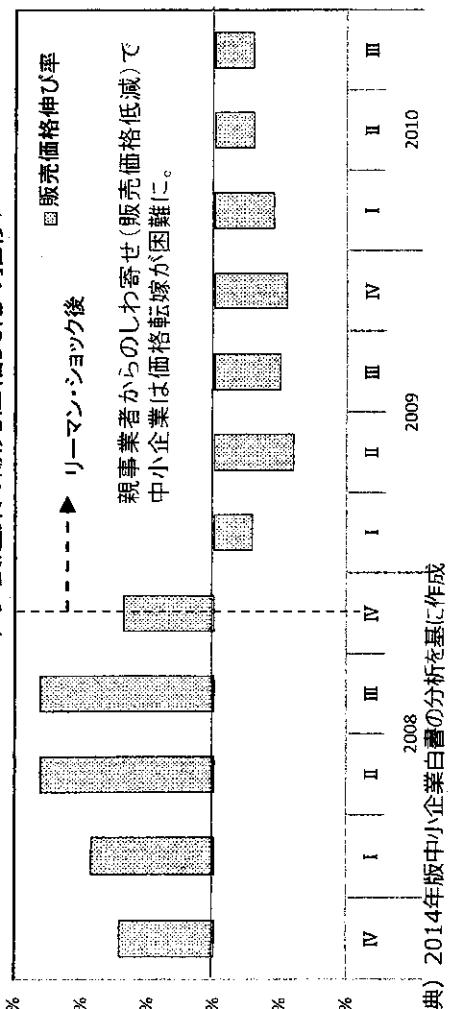
未来を拓くパートナーシップの構築（取引適正化と強靭化・高度化）

- 当面の危機克服と、その後の経済の好循環実現に向け、大企業と中小企業が共に成長できる関係の構築を目指し、サプライチェーン全体の取引適正化と強靭化・高度化を促進する。

（取引適正化）

- 過去のリーマンショック等経営環境が極端に悪化した際、取引価格の「しわ寄せ」が強まった経緯があり、その再現を防ぐ必要。

＜中小製造業の販売価格変化の推移＞

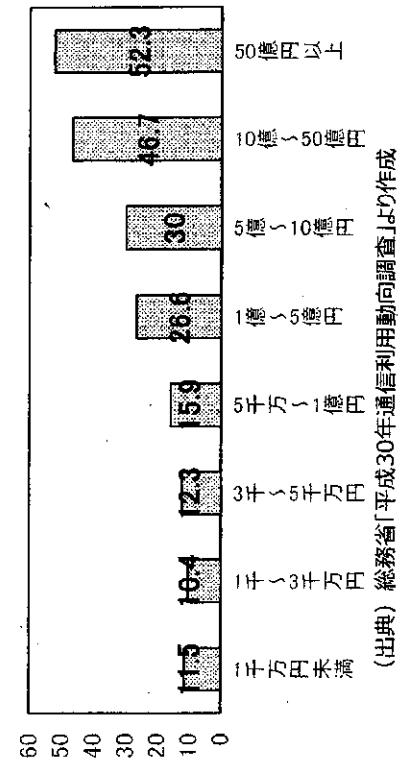


『当面の危機克服への課題』

（強靭化・高度化）

- 中小企業は、大企業と比較して、テレワーク導入に遅れ。またFAXによる受注が残つており、在宅勤務が困難。業務継続への障害を軽減する必要。

＜企業規模別にみたテレワークの導入状況＞



『好循環実現への課題』

- サプライチェーン全体への共通EDIや金融EDIの導入等を加速し、生産性向上につなげていく必要。

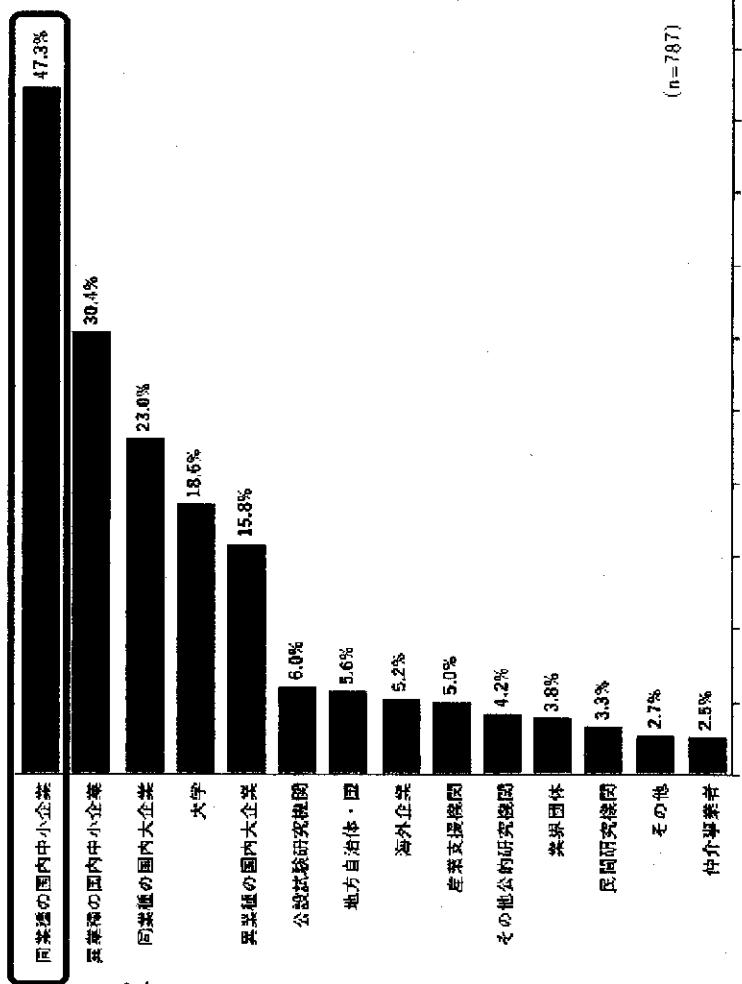
- 親事業者と下請事業者の望ましい関係を定めた「振興基準」の遵守など、個社による「パートナーシップ構築宣言」を通じて、中小企業と発注側たる大企業との価格交渉の協議等を促進。

- 政府の生産性向上支援策も活用しながら、大企業の協力の下、テレワークやEDIの導入を始めとする中小企業のデジタル技術実装を進める。

未来を拓くパートナーシップの構築（オープニングノベーション）

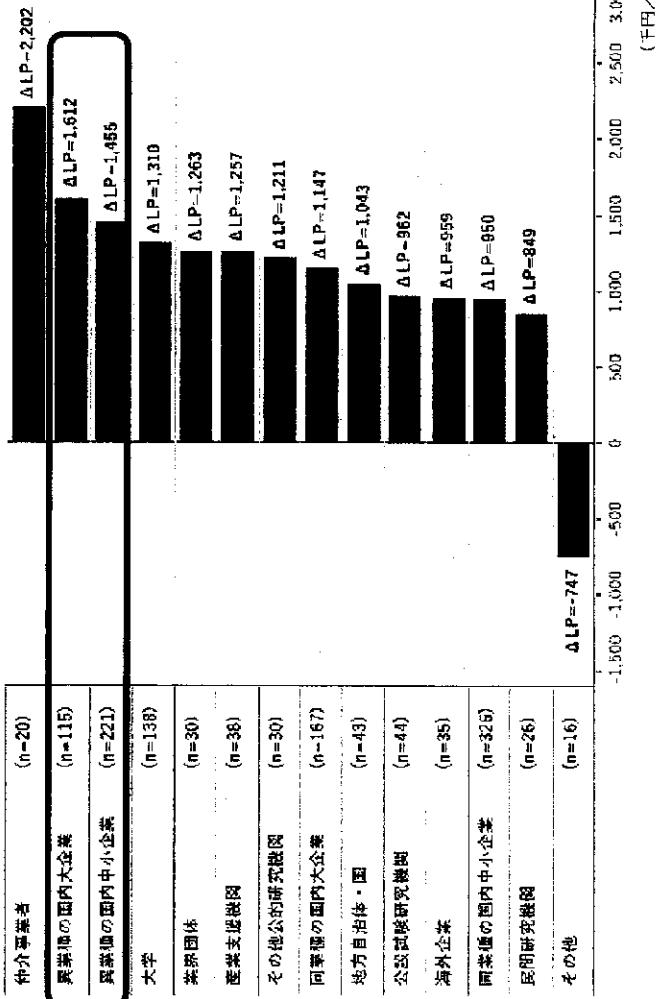
- 中小企業の重要な連携先の中心は、「同業種の国内大企業」。
- 他方、労働生産性向上化する連携先は、「異業種の国内大企業」とのオーブンノベーションが、効率化につながる。
- 既に実現された連携先が、異業種企業とのオーブンノベーション。

オープニングノベーションの連携先



資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業の付加価値向上に関するアンケート」
 (注)1.労働生産性＝(営業利益+人件費+減価償却費+賃借料+税金)/従業員数。
 2.△LP(労働生産性の変化)とは、2018年時点と2013年時点の労働生産性の差のことをいい、平均値を算計している。
 3.労働生産性の変化上位5%値以下の企業及び95%値以下の企業は除外している。
 (注)複数回答ため、合計は必ずしも100%にならない。
 2.「ビジネスマッチングの支援・仲介サービスを提供する事業者」は「仲介事業者」として表示している。 - 7 -

オープニングノベーションの連携先別 労働生産性の変化



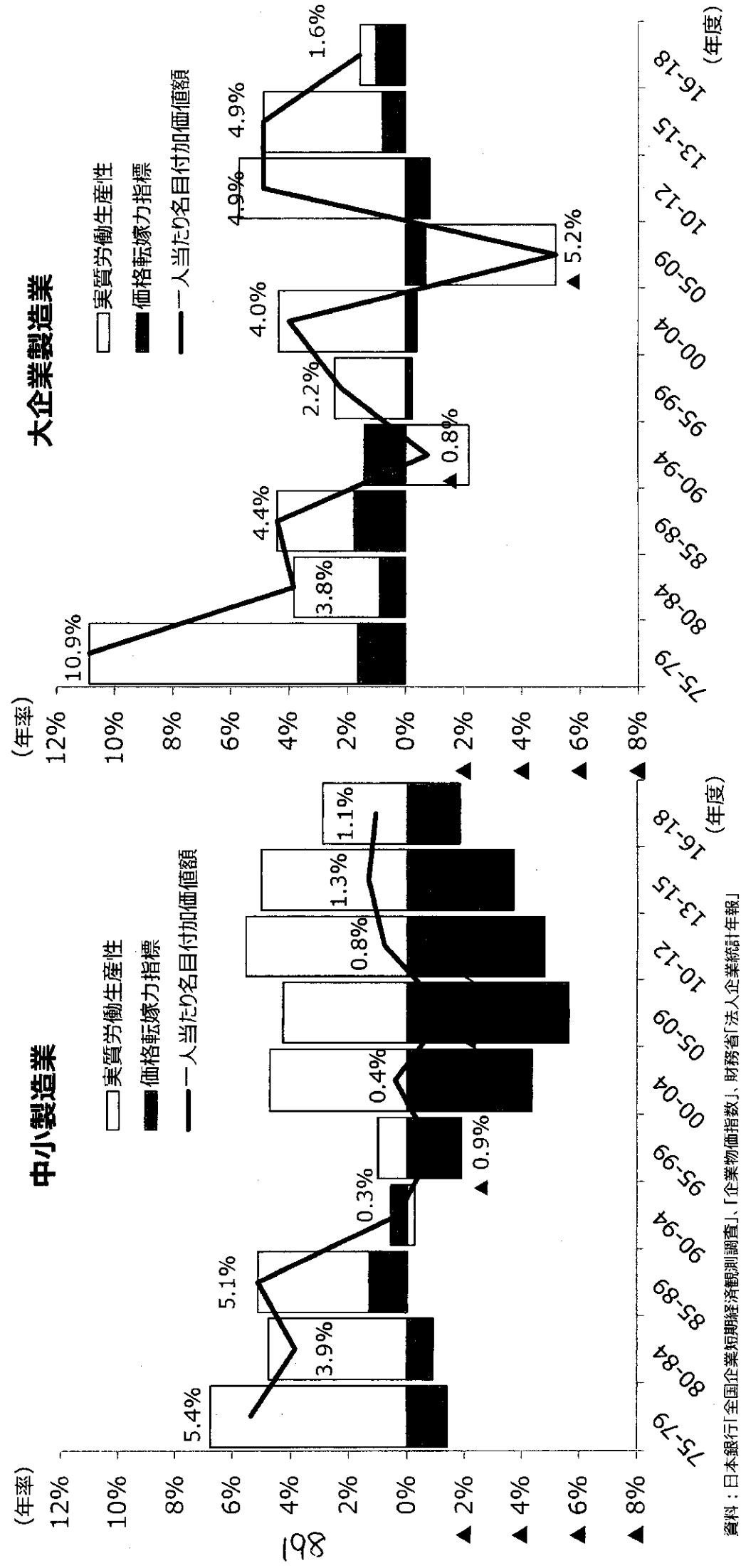
資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業の付加価値向上に関するアンケート」
 (注)1.労働生産性＝(営業利益+人件費+減価償却費+賃借料+税金)/従業員数。
 2.△LP(労働生産性の変化)とは、2018年時点と2013年時点の労働生産性の差のことをいい、平均値を算計している。
 3.労働生産性の変化上位5%値以下の企業及び95%値以下の企業は除外している。

(注)複数回答ため、合計は必ずしも100%にならない。
 2.「ビジネスマッチングの支援・仲介サービスを提供する事業者」は「仲介事業者」として表示している。

製品等の価格への転嫁への状況

- 中小企業の労働生産性は、実質労働生産性が上昇する中、価格転嫁力が低迷し、伸び悩んでいる。リーマンショック時には、中小製造業の価格転嫁力が大きく低迷。

従業員一人当たり名目付加価値額（労働生産性）上昇率とその変動要因



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、「企業物価指数」、財務省「法人企業統計年報」

(注1) 2014年版「中小企業白書」における分析をもとに作成。価格転嫁力指標上昇率は、資本金1千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業としている。

(注2) 価格転嫁力指標：販売価格の上昇率と仕入価格の上昇率の違いから、仕入価格の上昇分をどの程度販売価格に転嫁できているか（価格転嫁力）を数値化したもの。

官公需における対応について

「官公需で作成、審査評議会を経て、
「国等の契約の基本方針」に定める
「年度途中に最低賃金額の改定がある場合の適正な
賃金額」を定めています。

1. 現状

- 特に、人件費比率の高い契約であって、人件費単価が低い業務（清掃、警備、運転業務等）に関し、年度途中の最低賃金額の改定を受けて、契約金額の見直しを行った省庁・地方自治体は少數。

2. 課題

- ▶ 受注者から発注者たる国・自治体等に対し、契約金額見直しの申し出がしづらい実態が存在。
- ▶ 国・自治体等は、官公需契約に係る実際の人件費単価等の詳細について把握できていない。

（二）

- ◆契約前の予定価格の作成時や、契約時に予め、労務費上昇の影響を考慮する。
- ◆また、最低賃金改定に伴う契約金額の見直しは、受注事業者からの申し出の有無に關係らず、改定後速やかに、国等・自治体側から受注事業者へ直接確認し、必要に応じて対応する。
- ◆上記を担保するための仕組みとして、「令和2年度国等の契約の基本方針」策定にあたり、予算の確保、契約見直しなどに關して、更に踏み込んだ対策について各府省庁と検討。

今後

価値創造企業に関する賢人會議「中間報告」のポイント

- 大企業と中小企業経営者が一堂に会する「価値創造企業に関する賢人會議」において（座長：三村日本商工会議所会頭）、本年2月に「中間報告」をとりまとめ。大企業と中小企業が共に稼げる「共生共榮」の関係の構築に向けて、施策の方向性を提示。

1. 取引構造の課題と施策の方向性

課題

- ①「安価・高品質」の追求だけでなく、社会課題解決などの「価値あるもの」を「相応の価格」で提供する必要あり
- ②業界団体による「自主行動計画」では、個社の取組が比較できない
- ③Tier1企業とTier2以下の企業では売上高の伸び率に開きあり

施策の方向性

- ①系列・規模を超えた連携の促進（オープンイノベーション、M&A促進等）と、ドイツ型の共存共榮モデルの取り込み（独の中 小企業は高い利益率）

- ②個社の「自主行動宣言」による取組の「見える化」

- ③サプライチェーンの「頂点企業を軸に、「Tier N」から「Tier N+1」に共存共榮を浸透

2. 個別取引の課題と施策の方向性

課題

- ①発注側が協議に応じず、価格転嫁できない
- ②知的財産権の取扱いが不明確
- ③適正な対価を伴わない働き方改革の「●寄せ」

- ①「振興基準」に基づく指導・助言の徹底と、転嫁協議の促進
- ②知財専門の下請Gメン、契約の「ひな形」の作成

- 10 -
- ③下請Gメンによる指導、官公需発注の平準化
- ③適正な対価を伴わない働き方改革の「●寄せ」

「パートナーシップ構築宣言」の仕組み（資料3-2●照）

- 取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、
(1) サプライチェーン全体の共有共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門
人材マッチング等）
- （2）「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管
理の適正化、③現金化の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴う
しわ寄せ防止）
- に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。**
※一部の先進的な企業による「取引先満足度調査」といった取組は、任意記載事項とし、他社との差別化を図れるようになります。
- **宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会**（注1）が運営するポータルサイトに掲
載・公表。※サイトは、6月上旬に開設。
- 2020年度下期の取引価格交渉がまとまる**本年8月に向け、「宣言」の働きかけを行う。**
- 「振興基準」に違反し、**主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していない
ないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあり得る**（注2）と
することで、宣言の実効性を担保。
- 同時に、宣言企業に対しては、企業向け支援策（例：省エネ補助金、NEDOの研究開
発補助金）の優先採択（審査において加点）することを検討。

（注1） 中小企業庁長官より、同協会会长にポータルサイトの開設・運営を文書で依頼。協会より開設・運営するとの回答あり。

（注2） 掲載の基準（例：役員に暴力団関係者がいないこと、過去、宣言の掲載取りやめがあった場合には、取りやめから一定期間が経過していること）
や掲載取りやめの基準（例：宣言を履行していないと認められる場合）は資料3-3参照。

參考資料

- 12 -

下請Gメンヒアリングの概要

- 下請取引の実態把握を目的に、平成29年から下請Gメン（取引調査員）を全国に配置し現在は120名規模で、年間4,000件超の下請等中小企業ヒアリングを実施。
(平成29年1月～令和2年3月末までの累計：12,168件)
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取引への影響や懸念等についても、電話等でヒアリングを実施。

《下請事業者からの具体的な声（新型コロナウイルス関係）》

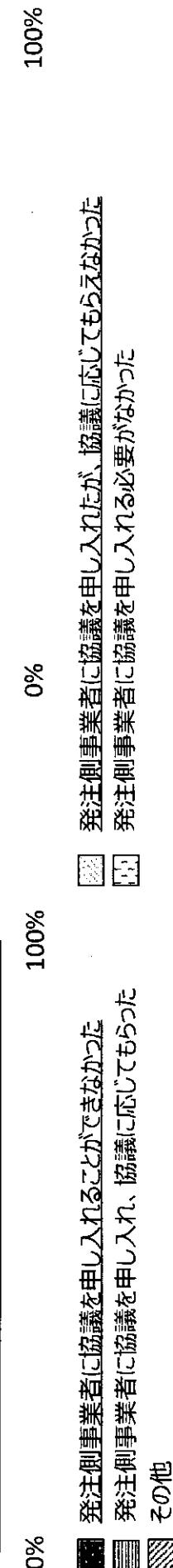
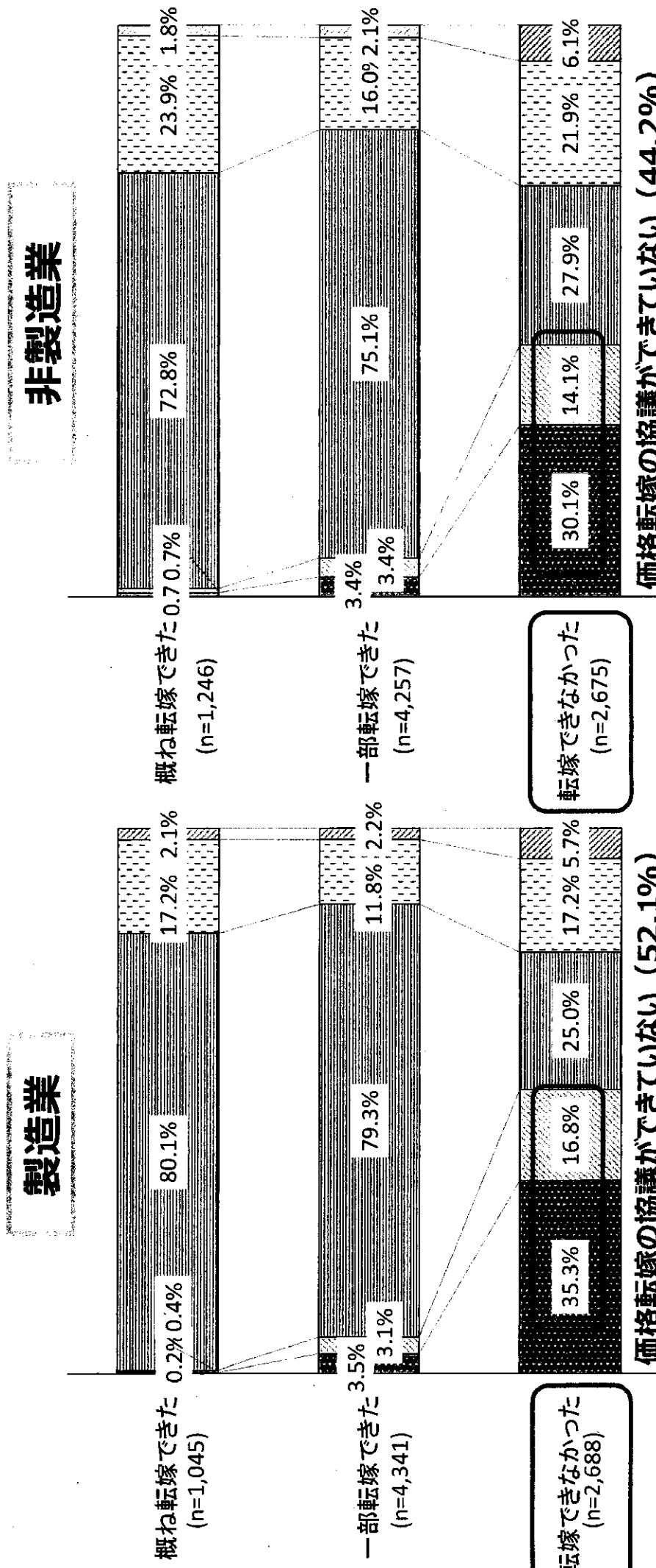
○ 良い事例 [凡例 () : 親事業者の業種]

- ・ 親事業者は、今後の生産計画等の説明及び新型コロナウイルス感染症対策全般について指導も行い、さらに資金の援助も検討してくれている。（自動車産業）
- ・ 親事業者は、原材料有償支給の支払いを遅らせるなど良心的に対応してくれている。（自動車産業）
- ・ 親事業者は、当社の経営状況等を配慮し、原材料の納入価格が低下しているにもかかわらず、従来の取引価格の据え置きでくれ、利益が確保できている。（産業機械製造業）
- ・ 中国からの仕入れが1ヶ月以上遅れたため納期遅延が発生しているが、親事業者には柔軟に対応してもらつており、問題にはなっていない。（鉄鋼業）

△ 悪い事例

- ・ 親事業者が資金繰りの悪化等を理由にして、支払い期日の先延ばしを要求している。（自動車産業）
- ・ 親事業者から、生産停止を理由に、発注確定2週分の引取延期と、3週目以降のキャンセルの連絡がきた。（自動車産業）
- ・ 親事業者から、発注済みの製品について、検収を行わないという連絡があった。当社は既に材料費などの費用が発生しており、検収が行われないと支払いも行われないため、死活問題である。（電機・情報通信機器製造業）

価格転嫁と発注側に対する協議の申し入れの状況



資料：(株)帝国データバンク「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」

(注1) 1.受注側事業者に対するアンケート結果のうち、製造業と非製造業を集計。

2.直近1年間のコスト全般の変動について価格転嫁の状況 -4-、発注側事業者に対する価格転嫁の協議の申入れの状況を確認。

製品等の価格への転嫁の状況

- 製品の価格に労務費を車転嫁できていない中小企業が多い。

2018年度 労務費の価格転嫁状況
(サンプル数：12,847社)

	概ね転嫁できた	一部転嫁できた	転嫁できなかつた
全体	16.2%	36.4%	47.4%
印刷	6.9%	20.4%	72.8%
自動車	7.0%	20.6%	72.4%
小売	11.7%	25.9%	62.4%
食料品製造	9.8%	28.5%	61.7%
紙・紙加工品	8.9%	32.7%	58.4%
素材	13.7%	29.8%	56.5%
工作機械	12.4%	32.4%	55.2%
石油・化学	17.1%	28.6%	54.3%
その他の 製造業 (楽器・時計等)	13.2%	33.8%	53.1%
アニメーション 制作業	26.3%	21.1%	52.6%

特に転嫁できなかつた業種

2019年度 労務費の価格転嫁状況
(サンプル数：14,529社)

	概ね転嫁できた	一部転嫁できた	転嫁できなかつた
全体	12.8%	38.9%	48.4%
自動車	6.8%	24.8%	68.3%
印刷	8.1%	27.5%	64.4%
建設機械	5.7%	31.4%	62.9%
石油・化学	12.8%	26.4%	60.8%
素材	8.5%	33.3%	58.1%
電機・情報 通信機器	10.8%	32.2%	57.0%
食料品製造	9.7%	35.2%	55.1%
その他の 製造業 (楽器、時計等)	11.0%	34.1%	54.9%
小売	8.3%	37.0%	54.7%
放送・ コマニッシュ	14.4%	31.9%	53.7%

特に転嫁できなかつた業種

令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

6 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進
国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずる。

また、平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたこと及び令和元年10月1日に税率が10%に引き上げられることを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

(1) 省略

(2) 適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

② 省略

(3) 省略

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
国等は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に關し、年度途中に最低賃金額の改定があつた場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するよう努めるものとする。

下請中小企業振興法「振興基準」の概要

- 下請中小企業振興法「振興基準」（経済産業省告示）とは、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。
- 主務大臣（業所管大臣）は、同基準に基づき、下請事業者又は親事業者に対して「指導又は助言」を行うことが可能。

1. 取引先の生産性向上等への協力

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。
- 親事業者は、原価低減要請を行った時に当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう、合理性の確保に努める。

2. 合理的な原価低減要請

- 親事業者は、原価低減要請を行った時に当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう、合理性の確保に努める。

3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- 人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して取引対価の見直しの協議を行う。

4. 型取引の適正化

- 双方で事前協議の上、必要事項の書面化を行う。
- 親事業者は、型代金等、型の保管費用を支払う。
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」に基づき、型の廃棄・返却、保管に関する諸手続きを行う。
- 親事業者は、型に係る知財・ノウハウの侵害をせず、利用に当たっては適正対価を支払う。

5. 下請代金の支払条件改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 手形等を振り出す場合、現金化に係る割引料等のコストを下請事業者に負担させることができないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形サイトは段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努める。

6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などをを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること。

7. 「天災等」への対応

- 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。
- 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めること。

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」（抜粋）

○取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

○親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があつた場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があつた場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定するものとする。

価値創造企業に関する賛人会議「中間報告」（抜粋）

物流業界では、働き方改革を進めるため、国土交通省が中心となつて、「ホワイト物流推進運動」が展開されている。この運動は、有識者・関係団体等から構成される「『ホワイト物流』推進会議」と、関係省庁から構成される「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を車の両輪としている。業界団体ではなく、個々の企業が「自主行動宣言」を公表することで、社内の関係部門が緊張感をもつて働き方改革に取り組む効果を生み、「自主行動宣言」の賛同企業は744社にのぼっている（2019年12月末時点）。

この取組を参考に、大企業と中小企業との「共存共栄」の拡大についても、業界団体ベースの取組だけでは個社の取組が埋没し、課題も業界全体で平均化されることから、新たに個社による取組を促す仕組みも検討すべきである。例えば、個々の企業が、下請中小企業振興法に基づき経済産業大臣が策定する「振興基準」（親事業者と下請事業者の望ましい関係を規定する各項目（例：取引先の生産性向上等への協力、取引対価への労務費上昇分の影響の考慮）を遵守することを「自主行動宣言」として宣言し、宣言状況を一覧で記載する仕組みを導入することで、個社の取組の実効性を高めることができると考えられる。

(略) その際、「ホワイト物流推進運動」と同様、受注側・発注側の双方からなる産業界と関係省庁が車の両輪となつて、「共存共栄」の拡大に取り組める体制を整備するとともに、企業に対して、補助金の優先採択など、「自主行動宣言」の公表を誘導するための仕掛けも検討することが必要である。

自主行動宣言による取り組みを求める主な業種例

- 取引適正化をサプライチェーン全体で実現していく観点から、幅広い業種において取組が進むことが重要。
- 取り組みを求める主な業種としては、例えば、先行して「自主行動計画」を策定している業種や、労務費の上昇に課題があり、かつBtoB取引構造を有している業種、更にその親事業者に位置づけられる業種等が想定される。

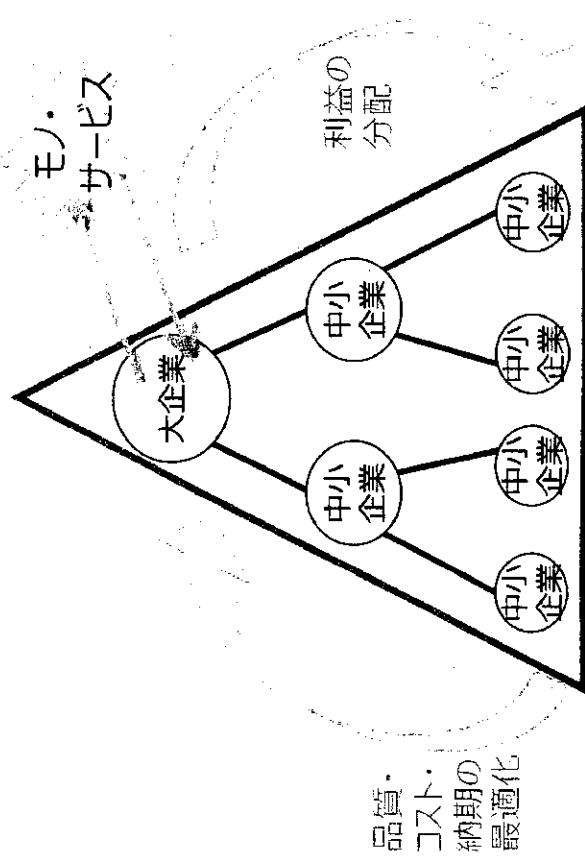
- 自動車・自動車部品
 - トラック運送
- 素形材
 - 建設
- 機械製造
 - 建物サービス
(建設機械/産業機械/工作機械)
- 繊維
 - 食品製造
- 電機、情報通信機器
 - 流通(卸・小売)
- 情報サービスソフトウェア
 - 飲食サービス

新たな価値創造に向けた可能性

- 「大企業牽引モデル」も「複層化したバリューチェーンモデル」もそれぞれの強み・特徴を活かした新たな価値創造の可能性がある。
- ①企業間連携（オープンイノベーション等）、②IT実装（共通EDIの構築、データの相互利用）、③人材マッチング 等が新しい価値創造の鍵。

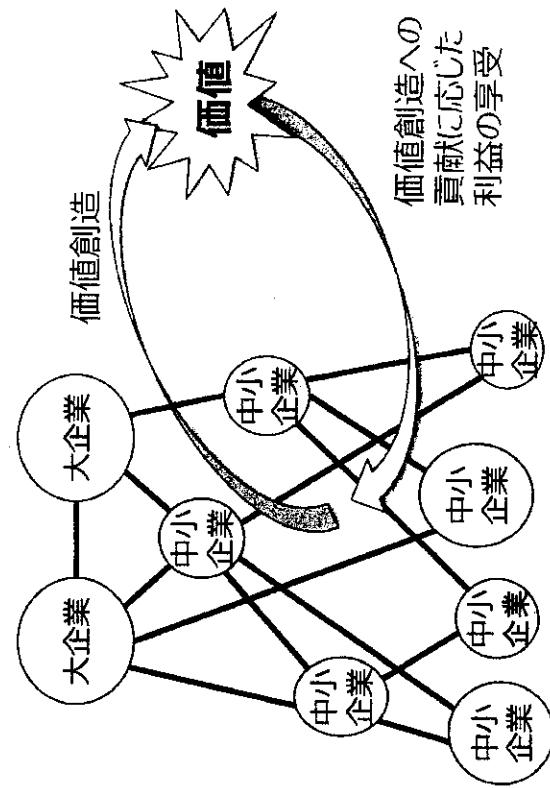
1 大企業牽引モデル

モノ・サービスの供給を通じたつながり



2 複層化したバリューチェーンモデル

実現したい価値を通じたつながり



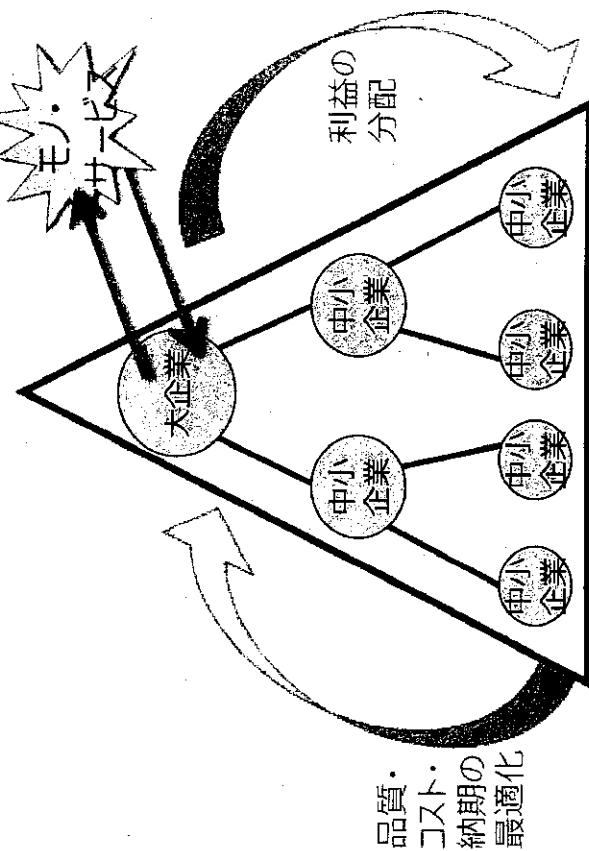
新たな価値創造に向けた可能性

●「大企業等による複層化した価値創造の可能性がある。
かかるべきは、①企画開発、②生産製造、③販売の3段階」

●「(1)企画開発、(2)生産製造、(3)販売の3段階」

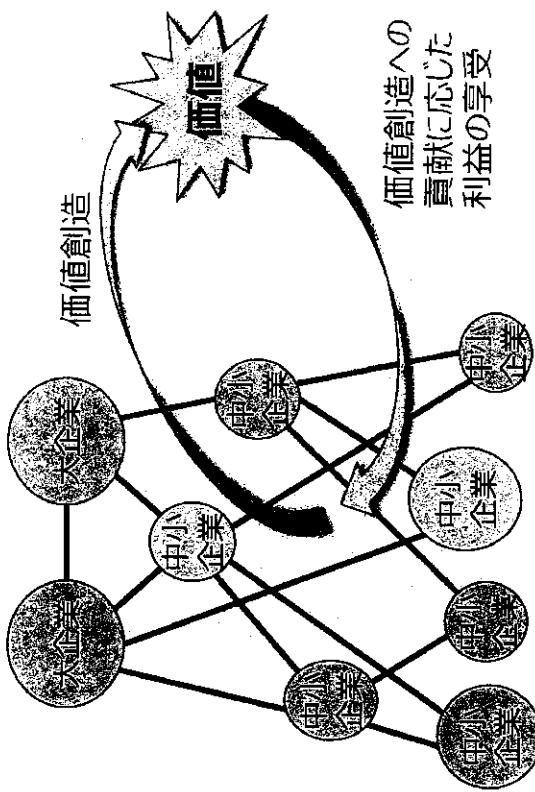
1 大企業牽引モデル

モノ・サービスの供給を通じたつながり



2 複層化したバリューチェーンモデル

実現したい価値を通じたつながり



就業形態別労働者1人平均1時間当たり賃金(鹿児島県)

【資料 毎月勤労統計調査地方調査(規模5人以上)より(※は賃金構造基本統計調査(規模5~9人)より】

常用労働者(-一部労働者)

	平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和2年					
	1時間当たり 賃金	前年(同月)	パートタイム 労働者比率	1時間当たり 賃金																										
3月	1,394	-1.7%	29.6%	1,418	1.7%	27.7%	1,411	-0.5%	27.9%	1,442	2.2%	28.5%	1,537	6.6%	31.4%	1,441	-6.2%	30.3%	1,457	1.1%	31.2%	1,491	2.3%	31.1%	1,519	1.9%	29.7%	1,563	2.9%	29.2%
4月	1,388	-3.7%	29.2%	1,407	1.4%	27.6%	1,374	-3.3%	27.8%	1,421	3.4%	28.3%	1,421	0.0%	30.8%	1,427	0.4%	28.6%	1,443	1.1%	31.0%	1,488	3.1%	30.6%	1,494	0.4%	28.7%	1,523	1.9%	28.3%
5月	1,482	-2.4%	29.7%	1,430	-3.5%	27.8%	1,410	-1.4%	27.6%	1,454	3.1%	28.9%	1,502	3.3%	31.1%	1,497	-0.3%	29.8%	1,501	0.3%	31.3%	1,504	0.2%	31.1%	1,541	2.5%	28.7%	1,566	0.9%	29.6%
年平均	1,424	-0.9%	29.4%	1,414	-0.7%	27.5%	1,418	0.3%	27.4%	1,458	2.3%	28.7%	1,455	0.0%	31.3%	1,455	-0.2%	30.3%	1,479	1.6%	31.0%	1,492	0.9%	31.6%	1,506	0.9%	29.6%			

一般労働者

	平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和2年					
	1時間当たり 賃金	前年(同月)	1時間当たり 賃金																											
3月	1,532	-0.8%	1,523	-0.6%	1,527	0.3%	1,566	2.6%	1,592	1.7%	1,592	1.7%	1,565	-1.7%	1,591	1.7%	1,629	2.4%	1,656	1.7%	1,656	1.7%	1,656	1.7%	1,656	1.7%	1,656	1.7%	1,656	1.7%
4月	1,524	-3.9%	1,511	-0.9%	1,483	-1.9%	1,533	3.4%	1,552	1.2%	1,546	-0.5%	1,571	1.7%	1,611	2.5%	1,619	0.5%	1,629	0.5%	1,629	0.5%	1,629	0.5%	1,629	0.5%	1,629	0.5%		
5月	1,653	-2.2%	1,542	-6.7%	1,526	-1.0%	1,584	3.8%	1,658	4.7%	1,636	-1.3%	1,648	0.7%	1,636	-0.7%	1,682	2.8%	1,682	2.8%	1,682	2.8%	1,682	2.8%	1,682	2.8%	1,682	2.8%		
年平均	1,569	-0.9%	1,523	-2.9%	1,530	0.5%	1,583	3.5%	1,600	1.1%	1,582	-1.1%	1,616	2.1%	1,622	0.4%	1,637	0.9%	1,637	0.9%	1,637	0.9%	1,637	0.9%	1,637	0.9%	1,637	0.9%		
男性※	1,427	9.0%	1,302	-8.6%	1,336	2.6%	1,412	5.7%	1,330	-5.8%	1,434	7.8%	1,436	0.1%	1,511	5.2%	1,349	-10.7%	1,121	6.0%	1,030	-8.1%	1,030	-8.1%	1,030	-8.1%	1,030	-8.1%		
女性※	1,070	7.3%	1,027	-4.0%	1,024	-0.3%	1,034	1.0%	1,08	7.1%	1,109	0.1%	1,058	-4.6%	1,121	6.0%	1,030	-8.1%												

パートタイム労働者

	平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和2年			
	1時間当たり 賃金	前年(同月)	1時間当たり 賃金																									
3月	834	2.5%	930	11.5%	900	-3.2%	914	1.6%	903	-1.2%	948	5.0%	950	0.2%	976	2.7%	984	0.8%	976	2.7%	976	2.7%	976	2.7%	976	2.7%	976	2.7%
4月	824	-0.6%	923	12.0%	884	-4.2%	923	4.4%	914	-1.0%	943	3.2%	953	1.1%	1,002	5.1%	977	-2.5%	977	-2.5%	977	-2.5%	977	-2.5%	977	-2.5%	977	-2.5%
5月	827	0.4%	917	10.9%	883	-3.7%	903	2.3%	926	-2.5%	957	3.3%	963	0.6%	1,008	4.7%	976	-3.2%	976	-3.2%	976	-3.2%	976	-3.2%	976	-3.2%	976	-3.2%
年平均	837	1.5%	912	9.0%	903	-1.0%	922	2.1%	927	0.5%	953	2.8%	958	0.5%	1,001	4.5%	981	-2.0%	981	-2.0%	981	-2.0%	981	-2.0%	981	-2.0%	981	-2.0%
男性※	925	-18.4%	1,334	44.2%	1,058	-20.7%	1,056	-0.2%	1,422	34.6%	1,208	-15.0%	1,035	-14.3%	1,401	35.4%	904	-0.9%	904	-0.9%	904	-0.9%	904	-0.9%	904	-0.9%	904	-0.9%
女性※	809	-6.6%	887	9.6%	803	-9.5%	824	2.6%	902	9.5%	894	-0.9%	904	1.1%	923	2.1%	889	-3.7%	889	-3.7%	889	-3.7%	889	-3.7%	889	-3.7%	889	-3.7%

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移

(鹿児島労働局)

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況			最低賃金未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	法5条(改正法適用の場合:法4条)違反事業場数	違反率	最賃額を知っている	金額は知らないが適用されることは知っている	最賃が適用されることを知らないかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最賃未満労働者の比率
	件	件	%	%	%	%	人	人	%
平成6年	286	47	16.43	23.40	68.10	8.50	6,890	254	3.69
平成7年	306	40	13.07	42.50	57.50	0.00	7,017	270	3.85
平成8年	261	27	10.34	14.80	74.10	11.10	4,638	104	2.24
平成9年	275	44	16.00	38.60	52.30	9.10	5,453	160	2.93
平成10年	283	40	14.13	17.50	77.50	5.00	5,220	166	3.18
平成11年	253	46	18.18	26.10	67.40	6.50	4,787	154	3.22
平成12年	255	23	9.02	17.40	78.30	4.30	4,591	109	2.40
平成13年	282	41	14.54	31.70	65.90	2.40	4,984	146	2.90
平成14年	168	11	6.55	27.27	72.73	0.00	2,039	29	1.42
平成15年	109	7	6.42	28.57	71.43	0.00	3,034	18	0.59
平成16年	201	16	7.96	18.75	56.20	25.00	3,716	99	2.66
平成17年	163	7	4.29	42.86	57.14	0.00	1,351	15	1.11
平成18年	121	4	3.31	25.00	50.00	25.00	714	8	1.12
平成19年	280	22	7.86	40.91	54.55	4.55	4,733	53	1.12
平成20年	265	11	4.15	27.27	63.64	9.09	3,781	34	0.90
平成21年	154	7	4.55	28.57	57.14	14.29	1,997	23	1.15
平成22年	201	5	2.49	20.00	80.00	0.00	3,032	8	0.26
平成23年	193	11	5.70	27.27	72.73	0.00	1,445	40	2.77
平成24年	177	12	6.78	33.33	66.67	0.00	1,265	47	3.72
平成25年	113	9	7.96	22.22	77.78	0.00	838	25	2.98
平成26年	132	10	7.58	20.00	80.00	0.00	1,241	33	2.66
平成27年	119	14	11.76	35.71	57.14	7.14	1,412	59	4.18
平成28年	143	15	10.49	46.67	53.33	0.00	1,739	44	2.53
平成29年	192	39	20.31	64.10	35.90	0.00	2,495	103	4.13
平成30年	154	20	12.99	55.00	45.00	0.00	1,940	72	3.71
平成31年	198	28	14.14	53.60	42.80	3.60	1,991	172	8.64
令和2年	167	20	11.98	60.00	25.00	15.00	1,638	47	2.87

【法違反事業場の認識状況の割合については、四捨五入しているため、トータルが100%にならない場合がある。】
【表中の「法」とは、最低賃金法のことである。なお、平成20年7月1日改正法施行】

最低賃金額と生活保護費の比較(令和2年度)

(単位:円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費+2類費+期末一扶助費）+住宅扶助）（※）	最低賃金（平成30年度） ×173.8×0.818	最低賃金（令和元年度） ×173.8×0.818
北海道	104,649	118,711	122,407
青森県	94,811	108,332	112,313
岩手県	91,840	108,332	112,313
宮城县	99,293	113,450	117,147
秋田県	93,011	108,332	112,313
山形県	93,665	108,474	112,313
福島県	91,157	109,754	113,450
茨城県	92,088	116,862	120,701
栃木県	96,221	117,431	121,270
群馬県	94,794	115,014	118,711
埼玉県	112,590	127,667	131,648
千葉県	109,123	127,241	131,221
東京都	123,723	140,036	144,017
神奈川県	119,955	139,752	143,732
新潟県	96,336	114,161	118,000
富山県	90,918	116,720	120,559
石川県	96,184	114,588	118,284
福井県	91,853	114,161	117,858
山梨県	89,616	115,156	118,995
長野県	93,482	116,720	120,559
岐阜県	94,949	117,289	120,985
静岡県	100,608	121,980	125,819
愛知県	102,871	127,667	131,648
三重県	92,608	120,274	124,113
滋賀県	97,812	119,279	123,118
京都府	109,453	125,393	129,231
大阪府	112,783	133,070	137,050
兵庫県	107,976	123,829	127,809
奈良県	96,042	115,299	118,995
和歌山县	92,762	114,161	118,000
鳥取県	92,275	108,332	112,313
島根県	88,912	108,617	112,313
岡山県	99,116	114,730	118,426
広島県	103,640	119,990	123,829
山口県	89,672	114,019	117,858
徳島県	86,342	108,901	112,740
香川県	92,384	112,597	116,294
愛媛県	93,904	108,617	112,313
高知県	90,549	108,332	112,313
福岡県	98,163	115,725	119,564
佐賀県	88,378	108,332	112,313
長崎県	91,058	108,332	112,313
熊本県	89,839	108,332	112,313
大分県	90,190	108,332	112,313
宮崎県	89,702	108,332	112,313
鹿児島県	89,402	108,190	112,313
沖縄県	93,445	108,332	112,313

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活保護と最低賃金との比較について〔令和2年度〕

平成30年10月の生活扶助基準改定を反映

I 前提

○若年単身 (生活扶助基準では18~19歳・単身)

○生活扶助基準額等

第1類費及び第2類費合算基準額(円)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
78,640	75,300	71,680	70,560	67,470	65,080		
第2類費冬季加算VII×(円) 〔11月から3月〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
			2,580		2,580	2,580	
期末一時扶助費(円) 〔12月のみ〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
13,890	13,260	12,640	12,020	11,390	10,760		
住宅扶助実績値(円)	鹿児島市	鹿児島市以外					
	25,838.6	11,937.2					
県内級地別人口(人)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	計
0	0	599,814	0	754,970	293,393	1,648,177	

〔* 平成27年国勢調査結果による市町村別の人口を平成26年10月31日現在の現在の市町村に組み替えて集計した人口〕

II 生活保護

1 人口加重平均

(1)生活扶助基準

①第1類費及び第2類費 合算基準額

(2級地-1) (3級地-1) (3級地-2)

$$(\boxed{71,680 \text{ 円}} \times \boxed{599,814 \text{ 人}} + \boxed{67,470 \text{ 円}} \times \boxed{754,970 \text{ 人}} + \boxed{65,080 \text{ 円}} \times \boxed{293,393 \text{ 人}})$$

$$\boxed{1,648,177 \text{ 人}}$$

$$= \boxed{68,577 \text{ 円}} \cdots ①$$

②第2類費 冬季加算(1か月平均)

級地別の冬季加算(1か月平均)

$$2級地-1 : \boxed{2,580 \text{ 円}} \times 5か月 ÷ 12月 = \boxed{1,075 \text{ 円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

$$3級地-1 : \boxed{2,580 \text{ 円}} \times 5か月 ÷ 12月 = \boxed{1,075 \text{ 円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

$$3級地-2 : \boxed{2,580 \text{ 円}} \times 5か月 ÷ 12月 = \boxed{1,075 \text{ 円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

$$(\boxed{1,075 \text{ 円}} \times \boxed{599,814 \text{ 人}} + \boxed{1,075 \text{ 円}} \times \boxed{754,970 \text{ 人}} + \boxed{1,075 \text{ 円}} \times \boxed{293,393 \text{ 人}})$$

$$\boxed{1,648,177 \text{ 人}}$$

$$= \boxed{1,075 \text{ 円}} \cdots ②$$

③期末一時扶助費(1か月平均)

級地別の期末一時扶助費(1か月平均)

$$2級地-1 : \boxed{12,640 \text{ 円}} : 12月 = \boxed{1,053 \text{ 円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

$$3級地-1 : \boxed{11,390 \text{ 円}} : 12月 = \boxed{949 \text{ 円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

$$3級地-2 : \boxed{10,760 \text{ 円}} : 12月 = \boxed{897 \text{ 円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

$$(\boxed{1,053 \text{ 円}} \times \boxed{599,814 \text{ 人}} + \boxed{949 \text{ 円}} \times \boxed{754,970 \text{ 人}} + \boxed{897 \text{ 円}} \times \boxed{293,393 \text{ 人}})$$

$$\boxed{1,648,177 \text{ 人}}$$

$$= \boxed{978 \text{ 円}} \cdots ③$$

生活扶助基準(第1類費 - 第2類費 + 期末一時扶助費)

$$① - ② + ③$$

$$= \boxed{68,577 \text{ 円}} + \boxed{1,075 \text{ 円}} + \boxed{978 \text{ 円}}$$

$$= \boxed{70,630 \text{ 円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

(2)住宅扶助

住宅扶助実績値

被保護者世帯

鹿児島市
鹿児島県(鹿児島市を除く)
合計

9,266	世帯
9,579	世帯
18,845	世帯

住宅扶助実績値

鹿児島市
鹿児島県(鹿児島市を除く)

25,838.6	円
11,937.2	円

$$(25,838.6 \text{ 円} \times 9,266 \text{ 世帯} + 11,937.2 \text{ 円} \times 9,579 \text{ 世帯})$$

18,845 世帯

$$= 18,772.4546$$

$$= 18,772 \text{ 円} (1\text{円未満四捨五入})$$

*1 「平成30年度被保護者調査 年次調査(個別調査)」第3-10表により示される鹿児島市、鹿児島県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たりの住宅扶助の値

*2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

(3)生活扶助基準+住宅扶助

以上の(1)及び(2)より、

$$\bullet \text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 70,630 \text{ 円} + 18,772 \text{ 円} = 89,402 \text{ 円}$$

III 最低賃金との比較

1 最低賃金額

鹿児島県の最低賃金額		1か月労働時間	1か月の収入 ₍₄₎	手取額
30年	761 円	時間	円	円
		173.8時間	132,262円	108,190円
元年	790 円	時間	円	円
		173.8時間	137,302円	112,313円

【1か月労働時間】

173.8時間 = 365日 ÷ 7日 × 40時間 ÷ 12ヶ月

【手取額】

1か月の収入に税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率を乗じたもの。

時間額761で173.8時間働いた場合…0.818

2 最低賃金額との比較

生活保護①		鹿児島県の最低賃金額		1か月労働時間②	手取額③	1か月 差額④ (①-③)	1時間差額 (④÷②÷0.818) 引上げ額
生活扶助基準額 + 住宅扶助 実績値	89,402 円	30年	761 円	時間 173.8 時間	円 108,190 円	▲ 18,788 円	▲ 133 円
		元年	790 円	時間 173.8 時間	円 112,313 円	▲ 22,911 円	▲ 162 円
				時間 円	円	円	円

級 地 別 人 口

(平成27年国勢調査から)

級地の別	平成26年10月31日 現在の市町村名	平成27年国勢調査時の市町村名	平成27年の人口 (人)
	46 鹿 児 島 県 Kagoshima-ken		1,648,177

2級地-1	鹿児島市	201 鹿 児 島 市 Kagoshima-shi	599,814
2級地-1 の計⇒			

3級地-1	鹿屋市	203 鹿 屋 市 Kanoya-shi	103,608
	枕崎市	204 枕 崎 市 Makurazaki-shi	22,046
	阿久根市	206 阿 久 根 市 Akune-shi	21,198
	出水市	208 出 水 市 Izumi-shi	53,758
	指宿市	210 指 宿 市 Ibusuki-shi	41,831
	西之表市	213 西 之 表 市 Nishinoomote-shi	15,967
	垂水市	214 垂 水 市 Tarumizu-shi	15,520
	薩摩川内市	215 薩 摩 川 内 市 Satsumasendai-shi	96,076
	日置市	216 日 置 市 Hioki-shi	49,249
	霧島市	218 霧 島 市 Kirishima-shi	125,857
	いちき串木野市	219 い ち き 串 木 野 市 Ichikikushikino-shi	29,282
	南さつま市	220 南 さ つ ま 市 Minamisatsuma-shi	35,439
	奄美市	222 奄 美 市 Amami-shi	43,156
	伊佐市	224 伊 佐 市 Isa-shi	26,810
	姶良市	225 姶 良 市 Aira-shi	75,173
	3級地-1 の計⇒		
			754,970

3級地-2	曾於市	217 曾 於 市 So-shi	36,557
	志布志市	221 志 布 志 市 Shibushi-shi	31,479
	南九州市	223 南 九 州 市 Minamikyusyu-shi	36,352
	三島村	303 三 島 村 Mishima-mura	407
	十島村	304 十 島 村 Toshima-mura	756
	さつま町	392 さ つ ま 町 Satsuma-cho	22,400
	長島町	404 長 島 町 Nagashima-cho	10,431
	湧水町	452 湧 水 町 Yusui-cho	10,327
	大崎町	468 大 崎 町 Osaki-cho	13,241
	東串良町	482 東 串 良 町 Higashikushira-cho	6,530
	錦江町	490 錦 江 町 Kinko-cho	7,923
	南大隅町	491 南 大 隅 町 Minamiosumi-cho	7,542
	肝付町	492 肝 付 町 Kimotsuki-cho	15,664
	中種子町	501 中 種 子 町 Nakatane-cho	8,135
	南種子町	502 南 種 子 町 Minamitane-cho	5,745
	屋久島町	505 屋 久 島 町 Yakushima-cho	12,913
	大和村	523 大 和 村 Yamato-son	1,530
	宇検村	524 宇 檢 村 Uken-son	1,722
	瀬戸内町	525 瀬 戸 内 町 Setouchi-cho	9,042
	龍郷町	527 龍 郷 町 Tatsugo-cho	5,806
	喜界町	529 喜 界 町 Kikai-cho	7,212
	徳之島町	530 徳 之 島 町 Tokunoshima-cho	11,160
	天城町	531 天 城 町 Amagi-cho	5,975
	伊仙町	532 伊 仙 町 Isen-cho	6,362
	和泊町	533 和 泊 町 Wadomari-cho	6,783
	知名町	534 知 名 町 China-cho	6,213
	与論町	535 与 論 町 Yoron-cho	5,186
	3級地-2 の計⇒		
			293,393

級地ごとの合計⇒	1,648,177
----------	-----------

【別添1】

生活扶助基準額（平成30年10月改定反映）

○第1類費、第2類費

合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
18～19歳 1人	78,640	75,300	71,680	70,560	67,470	65,080

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I区・1人	12,540	10月から4月まで
II区・1人	8,860	10月から4月まで
III区・1人	7,320	11月から4月まで
IV区・1人	6,660	11月から4月まで
V区・1人	4,540	11月から3月まで
VI区・1人	2,580	11月から3月まで

(冬季加算地区区分)

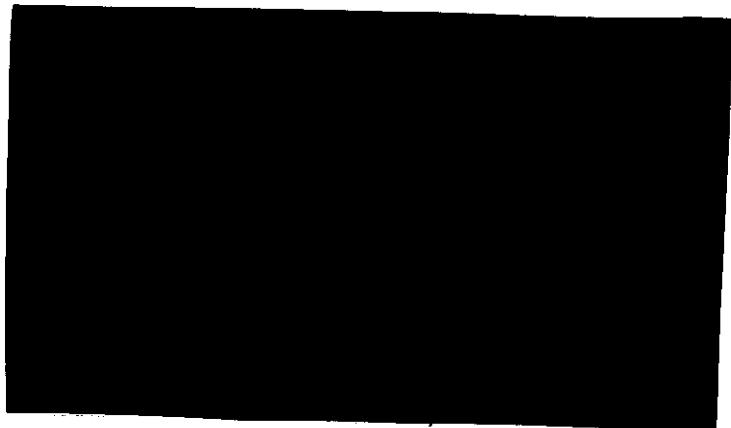
地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費【12月のみ】（単位：円）

世帯人員	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
1人	13,890	13,260	12,640	12,020	11,390	10,760

2020年7月10日

鹿児島労働局長
小林 剛 殿



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

鹿児島県において、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 13,467 人

2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 **7, 236人** = **53.73%**

鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、13, 467人 概ね3分の1以上
電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者
に使用される労働者数

(最も低い) 労働協約の金額 = **917円／時間**

現在適用されている法定最低賃金 = **812円／時間**

5. 添付書類

・労働協約の写し、申出合意書及び委任状、鹿児島県における電子部品・デバイス・電子
回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのう
ち当核労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

以 上

鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業場数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

1. 鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数

産業別最低賃金	適用事業場数	適用労働者数
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	120事業場	13,467人

2. 上記のうち賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

事業場名	組合名	適用労働者数
		3,546
		2,876
		383
		50
		381
5事業場	5組合	7,236

以上

2020年 7月15日

鹿児島労働局
局長 小林 剛 殿



申出書

最低賃金法 第15条第1項の規定により、鹿児島県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

鹿児島県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 3,111名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達している事。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	1,541人
鹿児島県における自動車小売業を営む使用者に使用される労働者数	3,111人

= 49.5% > 概ね3分の1の労働者数

労働協約上の賃金の最も低い額

149,700円／月 929円／時間

現在使用されている法定最低賃金額

844円／時間

5. 添付書類

- ①申出合意書及び委任状
- ②労働協約の写し

③鹿児島県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数、及びこの内当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数



27.15

223

以上

鹿児島県における自動車小売業の事業所数と労働者数
及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 鹿児島県における自動車小売業の事業所数と労働者数

(2020年 3月 現在)

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業 (新車)	363 事業所	3,111 人

2. 1の内、最低賃金に関する労使協定、申し合わせ等の適用を受ける労働者数の内訳

	事業所名称	労働組合名称	適用労働者数
1			22 276 人
2			17 284 人
3			6 77 人
4			8 119 人
5			6 127 人
6			15 295 人
7			13 234 人
8			13 129 人
9			人
10			人
合計	事業所	組合	100 1,541 人

2020年7月21日

鹿児島地方最低賃金審議会会長様
鹿児島労働局長様

令和2年度鹿児島地方最低賃金改定に関する意見書

1. はじめに

鹿児島地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、鹿児島県労働組合総連合（以下、県労連）としての意見を申し上げます。

昨年、鹿児島県の最低賃金は時間額29円引き上がり、790円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. コロナ禍による経済危機を乗り越え、エッセンシャルワーカーの賃金底上げのためにも、最低賃金の改善と中小企業支援の強化が必要です

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック（2008年）、東日本大震災（2011年）など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者国民の所得底上げで、GDPの6割を占める個人消費を引上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向かいながら働き社会を支えています。しかし、多くが非正規雇用労働者であり、最低賃金近傍で働いています。例えば、医療・介護労働者の6.6%30万人、卸売・小売業の労働者の22.9%130万人は、最低賃金×1.15倍未満の低賃金で働いています。生活困窮の方々も多くなっています。賃金抑制を規制し、底上げが急務です。感染リスクと向き合い、社会の要請にこたえている労働者に報いる事が求められます。

また、国の責任において、コロナ禍で経営が極めて厳しい状況に追い込まれている中小企業の経営支援を万全に行い、最賃引き上げへの理解が進むよう具体的な手立てをとるべきと考えます。

海外に目を向けると、イギリスは、このコロナ禍に6.2%の最低賃金引き上げを行いました。アメリカでも、フロリダ州など3州とワシントン自治区は、15ドル（1,600円）に最低賃金を引き上げました。



世界の常識は、きびしい経済のときだからこそ、賃金を底上げしています。

3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

鹿児島県の地域別最低賃金は一時間当たり 790 円です。ひと月 173.8 時間（一ヶ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 137,302 円（端数四捨五入）ですが、税金等が控除されますので、手取りは 11～12 万円程にしかなりません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいがたい状況だと考えます。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方は通用しなくなっています。しかし、その多くが最低賃金かそれに近い時給で雇用されています。ボーナス（一時金）も退職金もない状態です。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、将来不安を抱えて日々を過ごしています。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められます。

4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,013 円です。10 年前の東京と鹿児島の格差は 176 円／時でしたが、昨年は 223 円／時に広がりました。

地域別最低賃金は官民問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から鹿児島に積極的に職を求めるという事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、大都市一極集中のは正が急がれるとの議論が起きています。地方からの人口流出を止めるには、ベースとして賃金格差を是正し、そのうえで地域特性を生かした施策を講じていく事が大切です。

5. 全国の生計費に大きな差はありません。大幅な引き上げと格差の解消を求めます

全国労働組合総連合（以下、全労連）は、全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在 18 都道府県で結果が出ています。県労連も昨年取り組んでいます。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の 7 割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から 3 割の価格を「つましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、鹿児島県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購

入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差などの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。鹿児島市で20代の若者が憲法25条に保証された「ふつう」の生活をするためには、時間当たり男性で1,584円、月額23,755円、女性で1,593円、いずれも年額約285万円（ともに税・社会保険料込み）が必要という結果が出ています。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。今年は、「時間額を早期に800円、2020年までに平均1,000円」にするとした政労使合意の目標年です。この目標を達成することは、時間額1500円の実現が見えてくると確信します。

6. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんでいます。労働者の多くが、こうした厳しい状況にある中小・小規模事業所で働いています。一部産業では人手不足による経営困難も発生しています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

2019年5月に日本商工会議所と東京商工会議所が行った「最低賃金引上げの影響に関する調査」結果概要は、最低賃金の引き上げに対応するために必要と考える支援策として「税・社会保険料負担の軽減」を挙げる回答がもっとも多く、65.2%であったと報告しています。政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低価格設定や、「買いたたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

7. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

本年2月、日本弁護士会連合会は最低賃金を全国一律にすることを求める意見書を発表され、6月には本年の改定にあたって、コロナ禍の克服のためにも最賃の引上げ、中小企業支援の拡充、全国一律制の実現を求める会長声明を出されました。鹿児島県においても「最低賃金額の引き上げと中小企業支援強化並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」が本年7月に出されています。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党

国會議員の皆さん「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、各方面からのヒヤリングを行うなど活発な活動を展開されています。

最賃の引上げ、格差の解消、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2020年地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 令和2年度鹿児島地方最低賃金審議会の審議において、審議会が自主性を發揮した審議を行い、最低賃金を大幅に引き上げ1000円以上とすること。
2. 地域経済の活性化を図り、誰もが「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な全国一律最低賃金制度を確立するためにも、そのために必要な中小企業への支援策の充実を図ることを国に要請すること。
3. 国民の知る権利を保障し、審議会での公正な審議を担保するために、鹿児島地方最低賃金審議会のすべての審議を公開してください。
4. 意見陳述の機会を委員選出団体以外の労働団体に与えてください。

以上

最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて (関係条文)

(最低賃金法)

(第25条第5項)

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。

(第25条第6項)

最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(最低賃金法施行規則)

(第11条第1項)

都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聞く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定に期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

(第11条第2項)

最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適當と認める者をその会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。

(最低賃金専門部会運営規程)

(第6条)

会議は、原則として非公開とする。

(第7条第2項)

議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができます。

(第7条第3項)

議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。

(第9条)

この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

月例経済報告

(令和2年7月)

—景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。—

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。

令和2年7月22日

内閣府

[参考]先月からの主要変更点

	6月月例	7月月例
基調判断	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。</u></p> <p>先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、<u>極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される</u>。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、<u>このところ持ち直しの動きがみられる。</u></p> <p>先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、<u>持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある</u>。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。</p>
政策態度	<p>政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対しては、引き続き感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく。こうした下で、雇用・事業・生活を守り抜き、経済の力強い回復と社会変革の推進を実現するため、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4月20日閣議決定）及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による国民意識や世界情勢の変化を踏まえた、我が国が目指すべき経済社会の姿の基本的な方向性を示すべく、7月半ばを目標に、「経済財政運営と改革の基本方針2020（仮称）」等を取りまとめる。</p> <p>日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市场の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。</p>	<p>政府は、東日本大震災からの復興・創生に取り組むとともに、<u>決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の段階的引上げの両立や、激甚化・頻発化する災害への対応を通じて、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く</u>。あわせて、感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指す。このため、7月17日に、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」、「成長戦略実行計画」等を閣議決定した。</p> <p>引き続き、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4月20日閣議決定）及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行するとともに、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応する。</p> <p>また、令和2年7月豪雨による被災者の生活と事業の再建に向けた対策パッケージを速やかに取りまとめる。</p> <p>日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市场の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。</p>

	6月月例	7月月例
個人消費	緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる	このところ持ち直している
設備投資	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる
住宅建設	弱含んでいる	弱含んでいる
公共投資	底堅く推移している	堅調に推移している
輸出	感染症の影響により、急速に減少している	感染症の影響は残るもの、下げ止まりつつある
輸入	感染症の影響は残るもの、このところ下げ止まりつつある	このところ下げ止まっている
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	感染症の影響により、減少している	総じてみれば、減少しているものの、このところ一部に持ち直しの兆しがみられる
企業収益	感染症の影響により、急速に減少している	感染症の影響により、急速に減少している
業況判断	厳しさは残るもの、改善の兆しがみられる	厳しさは残るもの、改善の動きがみられる
倒産件数	増加がみられる	増加がみられる
雇用情勢	感染症の影響により、弱い動きとなっている	感染症の影響により、弱い動きとなっている
国内企業物価	下落している	下げ止まっている
消費者物価	横ばいとなっている	横ばいとなっている

(注) 下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和2年7月

総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。

- ・個人消費は、このところ持ち直している。
- ・設備投資は、このところ弱含んでいる。
- ・輸出は、感染症の影響は残るもの、下げ止まりつつある。
- ・生産は、総じてみれば、減少しているものの、このところ一部に持ち直しの兆しもみられる。
- ・企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るもの、改善の動きがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の段階的引上げの両立や、激甚化・頻発化する災害への対応を通じて、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く。あわせて、感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指す。このため、7月17日に、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」、「成長戦略実行計画」等を閣議決定した。

引き続き、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(4月20日閣議決定)及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行するとともに、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応する。

また、令和2年7月豪雨による被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを速やかに取りまとめる。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、このところ持ち直している。

需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指標等）を合成した消費総合指標は、5月は前月比0.2%増となった。個別の指標について最近の動きをみると、「家計調査」（5月）では、実質消費支出は前月比0.1%減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」（5月）では、小売業販売額は前月比1.9%増となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得はこのところ減少しているが、消費者マインドは持ち直しの動きがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、選択的支出については、感染症とそれに伴う自粛の影響が残るものもあるが、5月の緊急事態宣言解除以降、多くの財・サービスで前向きな変化が生じている。旅行は、極めて低い水準が続いているが、6月半ばに、都道府県をまたぐ移動の自粛要請が解除されたこともあり、国内旅行には、持ち直しの兆しがみられる。新車販売台数は、前年比のマイナス幅が半減し、下げ止まっている。外食は、幅広い業態で売上高の前年比のマイナス幅が縮小し、このところ持ち直している。家電販売は、特別定額給付金等の政策効果もあり、このところ増加している。

総じてみると、個人消費は、このところ持ち直している。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、持ち直しが続くことが期待される。

設備投資は、このところ弱含んでいる。

設備投資は、このところ弱含んでいる。需要側統計である「法人企業統計季報」（1～3月期調査、含むソフトウェア）でみると、2020年1～3月期は前期比6.7%増となった。業種別にみると、製造業は同6.1%増、非製造業は同7.0%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、このところ弱い動きとなっている。ソフトウェア投資は、おおむね横ばいとなっている。

「日銀短観」（6月調査）によると、2020年度設備投資計画は、製造業では増加、非製造業では減少、全産業では増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業を中心に過剰感が高まっている。先行指標をみると、機械受注は、このところ弱含んでいる。建築工事費予定額は、このところ底堅さがみられる。

先行きについては、企業収益の減少や先行き不透明感の高まりにより、当面、慎重な動きが続くと見込まれる。

住宅建設は、弱含んでいる。

住宅建設は、弱含んでいる。持家の着工は、弱含んでいる。貸家の着工は、弱含んでいる。分譲住宅の着工は、弱含んでいる。総戸数は、5月は前月比1.30%増の年率80.7万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、感染症の影響による取引の抑制もあり減少していたが、このところ持ち直しの動きもみられる。

先行きについては、弱含みで推移していくと見込まれる。

公共投資は、堅調に推移している。

公共投資は、堅調に推移している。5月の公共工事出来高は前月比2.3%増、6月の公共工事請負金額は同4.2%増、5月の公共工事受注額は同9.7%減となった。

公共投資の関連予算をみると、国の令和元年度一般会計予算では、補正予算において約1.6兆円の予算措置を講じており、補正後の公共事業関係費は、前年度を上回っている。令和2年度当初予算では、公共事業関係費について、一般会計では前年度当初予算比0.8%減（臨時・特別の措置分を含む）としている。令和2年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比0.1%増としている。

先行きについては、関連予算の執行により、堅調に推移していくことが見込まれる。

輸出は、感染症の影響は残るもの、下げ止まりつつある。輸入は、このところ下げ止まっている。貿易・サービス収支は、赤字となっている。

輸出は、感染症の影響は残るもの、下げ止まりつつある。地域別にみると、アジア向けの輸出は、下げ止まりつつある。アメリカ向けの輸出は、減少している。EU向けの輸出は、緩やかに減少している。その他地域向けの輸出は、急速に減少している。また、感染症によるインバウンドへの影響については、6月の訪日外客数は99.9%減となった。先行きについては、海外経済が持ち直しに向かうなかで下げ止まることが期待される。ただし、海外経済の更なる下振れリスクに十分注意する必要がある。

輸入は、このところ下げ止まっている。地域別にみると、アジアからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。アメリカ及びEUからの輸入は、弱含んでいる。先行きについては、社会経済活動の再開が進められるなか、持ち直しに向かうことが期待される。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

5月の貿易収支は、輸入金額が減少したことから赤字幅が縮小した。また、サービス収支は、赤字幅が縮小した。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、総じてみれば、減少しているものの、このところ一部に持ち直しの兆しもみられる。

鉱工業生産は、総じてみれば、減少しているものの、このところ一部に持ち直しの兆しもみられる。鉱工業生産指数は、5月は前月比8.9%減となった。鉱工業在庫指数は、5月は前月比2.5%減となった。また、製造工業生産予測調査によると6月は同5.7%増、7月は同9.2%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は大幅に減少したが、このところ持ち直しの兆しもみられる。生産用機械は減少している。電子部品・デバイスはおおむね横ばいとなっている。

生産の先行きについては、下げ止まることが期待される。ただし、海外経済の更なる下振れリスク及び感染症によるサプライチェーンを通じた影響に十分注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、一部に下げ止まりの動きも見られた第3次産業活動は、持ち直しの動きもみられる。

企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るもの、改善の動きがみられる。倒産件数は、増加がみられる。

企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。「法人企業統計季報」(1~3月期調査)によると、2020年1~3月期の経常利益は、前年比32.0%減、前期比11.6%減となった。業種別にみると、製造業が前年比29.5%減、非製造業が同32.9%減となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比42.0%減、中小企業が同11.5%減となった。「日銀短観」(6月調査)によると、2020年度の売上高は、上期は前年比6.4%減、下期は同1.4%減が見込まれている。経常利益は、上期は前年比29.6%減、下期は同7.7%減が見込まれている。

企業の業況判断は、厳しさは残るもの、改善の動きがみられる。「日銀短観」(6月調査)によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で大きく低下した。9月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」(6月調査)の企業動向関連D.I.によると、現状判断及び先行き判断は上昇した。

倒産件数は、増加がみられる。5月は314件の後、6月は780件となった。負債総額は、5月は813億円の後、6月は1,288億円となった。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。完全失業率は、5月は前月比0.3%ポイント上昇し、2.9%となった。

労働力人口、就業者数及び完全失業者数は増加した。

雇用者数は大幅に減少している。新規求人人数は大幅に減少したが、このところ下げ止まりの兆しがみられる。有効求人倍率は大幅に低下している。製造業の残業時間は大幅に減少している。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額はこのところ減少している。これらの結果、実質総雇用者所得は、このところ減少している。

「日銀短観」（6月調査）によると、企業の雇用人員判断は、不足感が弱まっており、製造業では過剰超に転じている。

加えて、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、求人・求職の動きが始めており、日次有効求人人数は前年比で下げ止まりの兆しがみられる。

雇用情勢の先行きについては、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、下げ止まっている。消費者物価は、横ばいとなっている。

国内企業物価は、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、下げ止まっている。6月の国内企業物価は、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、前月比0.6%上昇した。輸入物価（円ベース）は、おおむね横ばいとなっている。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、このところ下落している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、横ばいとなっている。5月は、連鎖基準、固定基準とともに前月比0.2%上昇した。なお、前年比でみると、5月は、連鎖基準で0.3%上昇し、固定基準で0.4%上昇した。また、消費税率引上げ等による直接の影響を除くと連鎖基準で同0.1%上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、このところ緩やかに下落している。5月は、連鎖基準、固定基準とともに前月比0.0%となった。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、6月は前月比0.8%ポイント下落し、71.5%となつた。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、横ばい圏内で推移することが見込まれる。

労働力人口、就業者数及び完全失業者数は増加した。

雇用者数は大幅に減少している。新規求人人数は大幅に減少したが、このところ下げ止まりの兆しがみられる。有効求人倍率は大幅に低下している。製造業の残業時間は大幅に減少している。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額はこのところ減少している。これらの結果、実質総雇用者所得は、このところ減少している。

「日銀短観」（6月調査）によると、企業の雇用人員判断は、不足感が弱まっており、製造業では過剰超に転じている。

加えて、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、求人・求職の動きが出始めており、日次有効求人人数は前年比で下げ止まりの兆しがみられる。

雇用情勢の先行きについては、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、下げ止まっている。消費者物価は、横ばいとなっている。

国内企業物価は、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、下げ止まっている。6月の国内企業物価は、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、前月比0.6%上昇した。輸入物価（円ベース）は、おおむね横ばいとなっている。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、このところ下落している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、横ばいとなっている。5月は、連鎖基準、固定基準とともに前月比0.2%上昇した。なお、前年比でみると、5月は、連鎖基準で0.3%上昇し、固定基準で0.4%上昇した。また、消費税率引上げ等による直接の影響を除くと連鎖基準で同0.1%上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、このところ緩やかに下落している。5月は、連鎖基準、固定基準ともに前月比0.0%となった。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、6月は前月比0.8%ポイント下落し、71.5%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、横ばい圏内で推移することが見込まれる。

は、財輸出は大幅に減少している。

6月9～10日に開催された連邦公開市場委員会(FOMC)では、政策金利の誘導目標水準を0.00%から0.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は厳しい状況にあるが、このところ持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。また、長江流域等における豪雨の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

韓国では、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は依然として厳しい状況にある。インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。

中国では、景気は厳しい状況にあるが、このところ持ち直している。2020年4～6月期のGDP成長率は、前年同期比3.2%増となった。消費は大幅な減少からは持ち直している。固定資産投資は持ち直している。輸出は伸びが下げ止まりつつある。生産は持ち直している。消費者物価上昇率はやや低下している。

韓国では、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。2020年1～3月期のGDP成長率(前期比年率)は、5.0%減となった。台湾では、景気は減速している。2020年1～3月期のGDP成長率(前年同期比)は、1.6%増となった。

インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は依然として厳しい状況にある。2020年1～3月期のGDP成長率(前年同期比)は、それぞれ3.0%増、1.8%減となった。

インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。2020年1～3月期のGDP成長率は、前年同期比3.1%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいても、景気は依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、圏内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

ユーロ圏では、景気は依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。2020年1～3月期のGDP成長率は、前期比年率13.6%減となった。消費は持ち直しの動きがみられる。機械設備投資は大幅に減少している。生産は持ち直しの動きがみられる。サービス業景況感は持ち直している。輸出は持ち直しの兆し

がみられる。失業率は上昇している。コア物価上昇率は低下している。

ドイツにおいても、景気は依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。2020年1－3月期のGDP成長率は、前期比年率8.6%減となった。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。2020年1－3月期のGDP成長率は、前期比年率8.5%減となった。消費は持ち直しの動きがみられる。設備投資は弱い動きとなっている。生産は持ち直しの動きがみられる。サービス業景況感は持ち直している。輸出は持ち直しの兆しがみられる。失業率は高まりがみられる。コア物価上昇率はこのところ低下している。

欧州中央銀行は、7月16日の理事会で、政策金利を0.00%で据え置くことを決定した。イギリス銀行は、6月17日の金融政策委員会で、政策金利を0.10%で据え置くこと、資産購入額を1,000億ポンド増額すること等を決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカではやや上昇、英国ではおおむね横ばい、ドイツ及び中国では上昇した。短期金利についてみると、ユーロドル金利（3か月物）は、おおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばいで推移した。ドルは、ユーロ及びポンドに対して減価、円に対しておおむね横ばいで推移した。原油価格（WTI）は上昇した。金価格は上昇した。